

令和6年3月11日～13日 総務建設分科会・委員会 令和6年度当初予算審査

開会 午前 9時40分

○議会事務局（瀬々 君） それでは、互礼をもって会議を開始いたします。相互に礼。

それでは、最初に分科会長よりご挨拶をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 改めましておはようございます。先ほどは全体会のほうお疲れさまでした。それでは、3.11ということで、まず最初に危機管理部ということでしっかり審議をしていきたいと思いますので皆さまよろしく願いいたします。

挨拶は以上となります。

○議会事務局（瀬々 君） ありがとうございます。それではここから先の進行につきまして分科会長お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） ただいまから一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会を開会いたします。

本日は、一般会計予算決算特別委員会に付託されました議案第20号 令和6年度菊川市一般会計予算の審査を行います。

議会基本条例第11条第1項に議会は、言論の府であつて、議長は、市長等に対する会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならないと定められていることから、今回の議案審査でも、質疑よりも自由討議を充実させ議員相互間の議論を尽くして合意形成した内容にて、基本条例の第11条に基づく分科会報告書としたいと思います。

自由討議では、議案審査の中から委員全員で討議したいことをテーマとし、議論を行いたいと思います。自由討議を充実させたいことから、分科会報告でも委員間討議の内容を重視していくため、審査内容を精査し自由討議の記載を充実し、分科会報告でも自由討議の読み上げをいたします。また3月25日の予算決算特別委員会では分科会での審査内容を確認するための質問をすることがないように分科会の会議録を作成でき次第、全議員に周知させていただきますが、その際に周知する会議録は校正を行っていないものとなるため、議員のみの確認資料として取り扱っていただくようお願いいたします。審査内容の質問が当日出た場合には、会議録にて確認してくださいと回答させていただきますので、ご了承ください。

初めに、危機管理部の審査を行います。竹内危機管理部長、所管する課名等を述べてくだ

さい。竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。危機管理部の所管する課は危機管理課、それから防災強靱化室の2つになります。

以上になります。

○分科会長（西下敦基君） 次に、馬淵危機管理課長、出席者の紹介をお願いします。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。本日の出席者ですけど、済いません、危機管理課長、私、馬淵です。よろしくお願いします。左手にいるのが専門監になりますよろしくお願いします。その左側ですけど笹瀬主管になりますのでよろしくお願いします。あと、後ろですけど、白松係長になります。よろしくお願いします。

以上のメンバーでやりますのでよろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、課ごと順番に質疑を行います。質疑、答弁に当たっては必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いします。委員は質疑通告一覧順に質疑を行うようお願いします。また発言する際には必ず冒頭で番号、役職名等を述べ、はっきりと大きな声で発言するようお願いします。

限られた時間を有効にするために、議員個人の意見については、後に予定しております自由討議で述べていただき、簡潔明瞭な質疑答弁にご協力をお願いします。

なお、本件につきましては、3月25日に開催予定の一般会計予算決算特別委員会にて採決を行います。

それでは質疑を行います。初めに事前通知を提出された委員の質疑から行います。質疑の事前通知を提出された委員は、挙手の上、事前通知を行ってください。ということで1番目は須藤委員さんをお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。タブレットページ、4ページ水防団の活動費についてお伺いいたします。

水防団報酬費大幅増の要因は。算出根拠は。2点お伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。水防団の報償費の大幅増の要因と算出根拠になりますけど、まず水防団の報償費につきましては、風水害時の水防団の出動報酬、それと水防訓練の水防団の出動報酬となっております。

まず報酬費の大幅増の要因ですけど、出動回数、水防団の出動回数を令和5年度の当初予

算では1回を想定しておりましたが、近年の異常気象が頻発しているということを鑑みて、令和6年度の当初予算では想定回数を2回とさせていただいた点と、出動単価が増えていきますので、そちらが大幅増の要因となっております。

次に、算出根拠ですが、風水害時の水防団の出動報酬分ですが、出動単価が1万2,000円で、出動人数を令和4年度台風の15号のときに水防団の出動実績人数が137名、それと令和5年度の台風2号のときの出動人数が94人いましたので、その平均をとって115人というような形で算出をさせていただいて、それと出動回数を2回として算出をしました。なもんですから、単価が1万2,000円掛ける115人分掛ける2回分ということで、276万円としております。

それと、水防訓練の出動報酬分につきましては、出動単価が1,100円ということで、参加人数の想定を225人と見込んで1,100円掛ける225人の24万7,500円としております。なもんですから、風水害時の水防団の出動報酬分276万と水防訓練の出動報酬分24万7,500円、両方合わせて30万8,000円、そちらが令和6年度の当初予算として計上させていただいているものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑とかはございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2番目の質問を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。2番目の質問、お願いします。

9款1項5目防災施設等管理費ということで、需用費のうちの消耗品費の減額理由についてお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。防災施設等管理費の需用費のうち、消耗品費の減額の理由ですけど、消耗品費としてデジタル地域防災無線のバッテリーの交換を実施しております。減額の理由としますと、令和6年度に実施するバッテリーの交換の数が令和5年度と比較すると少ないことが理由となります。令和6年度は携帯格納無線局6局分のバッテリー交換を計上しております。

令和5年度の当初予算では、半固定局の無線16局分と携帯無線局の7局分のバッテリー交換を計上しておりました。令和6年度は携帯型無線の6局分のバッテリー交換のみとなって

おりますので、令和5年度と比べますと、半固定局の16局分、それと携帯型無線局の1局分ということが少ないものですから、そちらが減額の理由となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、再質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 3番目を陽仁委員からお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 説明資料、タブレットの9ページ、9款1項5目消耗品費1,632万2,000円なんですけど、同じものを継続的に購入する予算ということだと思うんですけど、毎年購入するのはどのようなものですかという質問です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。大規模地震対策と総合支援事業費など消耗品費の予算につきましては、菊川市防災資機材備蓄計画に基づいて計画的に購入、買換えをしております。毎年購入しているものとしますと、食料ではアルファ化米、お粥、パン、粉ミルク、水といったもので、防災資機材では生理用品だとかおむつとか、間仕切り、それとか携帯トイレ、それとか給水用の水を入れる袋、そういったものになっております。防災資機材の購入、買換えは欠かすことができないものですから、ご予算をお認めいただく中で計画的に配備、備蓄していきたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番です。食料品については期限があるものですから、5年に1回いわゆる更新という形で毎年更新していかなくちゃいけないんですが、先ほど言ったトイレとか間仕切り、これ更新する必要があるものですから、使わないとそのままある。それが量的にどの程度までそろえるために、この1,800万が続くよということだと思うんですけどもやっぱりそこら辺は消耗品と、消耗品でない消耗品、いわゆる取っておけるものというのはやっぱりちょっとこの一括じゃなくて、分けてもらえばいいかなと思いますので、その点でよろしくをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） ご意見ということですか。

○11番（横山陽仁君） 一応回答でいいですか。

○分科会長（西下敦基君） 回答を、じゃあ、馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 消耗品だとか、そういったもの後ほどこの後松本委員さんの答えにもちょっと重複する部分があるんですけど、資機材の備蓄計画の中でそういった消耗品の更新時期だとかそういうものについて指針を今年度計上させていただいております。基本的には、耐用年数というのがあるものですから、基本的には耐用年数というのを考えて、ただそうはいってもその時々でそういった物品を確認をして、まだ使えるか使えないかとか、そういうものを確認した上で、使えるものは使っていくと。使えないものについては入れ替えて更新していくとか、そういうような形で進めていきたいと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。すいません。1点自分から確認させていただきたいんですけど、耐用年数って携帯トイレなんか自分持っているのは10年ぐらいだと思ったんですけど、おむつとか間仕切り、トイレ、水の入れる袋そこら辺は大体どれくらいの耐久年度となっているのかお伺いします。もし分かれば。

答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。おおむね大体が3年、3年とかっていったものが多いです。生理用品だとか紙おむつの系統につきましては3年、あと組立て用のトイレだとかそういったものについては10年、水の入れる袋、そういったものを10年ということになっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。私からは関連質疑は以上となります。ほかに関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、4番目の質問を松本委員、お願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 同じところなんですけれども、事業名のほうは大規模地震対策総合支援事業費ということで、今横山委員の方から消耗品のいわゆる継続的な購入になっているけれども、予算の使い方についても説明をいただきましたけれどもこの中で、令和6年の2月、恐らく更新の理由としては、能登半島地震の関係があったもんでだと思うんですけれども、それに付随をしまして、防災資機材の整備計画の更新のポイント、それと見直しされた項目、こういったものについてお伺いしたいと思います。一般質問とか、そういったものでも答弁されておりますので、内々は分かっているんですけど、よろしく願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。令和6年の2月に一部改正をさせていただいた菊川市防災資機材備蓄計画ですが、今回の更新のポイントにつきましては、防災資機材の更新とあと廃棄などに関する指針というのを追加をさせていただいたところでございます。防災資機材としては、大きく言うと食料などと資機材などの2つに分類をして、先ほど横山委員のちょっと質問にお答えさせていただいたんですけど、使用期限のある資機材などについては、使用期限を遵守すると。あと使用期限のないその他の資機材については、耐用年数を経過したものについては定期的にサンプル調査を行って、使えるかどうかを確認して、修理の対応をするかだとか、新たに入替えの購入をするのかを判断して対応すること、廃棄処分を極力発生させないための方策を明確させていただいているところでございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今説明がありましたけれども、この中には今日のテレビの番組でもやっておりましたけれども、能登半島で一番苦勞した点というのがトイレの関係、こういったものの関係のものをやっていたんですけども、電動の簡易トイレのセットというのが基本的にすごくいいよということを言われているんですけども、その中で、こういったこの前説明があったのは仮設トイレと簡易トイレと携帯トイレは基本的に備蓄資機材の中に入れて整備をしますよということはあったんですけども、こういったニュース報道が流れた中で、電動簡易トイレのセットの備蓄の関係をどのように考えているのか、お伺いしたいなと思っています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。先日も一般質問の中でお答えをさせていただいたんですけど、松本委員の質問にお答えさせていただいた内容の中で、防災資機材いろんな備蓄の食料だとか資機材なんかについてもいろんな新しい商品が開発されたり、販売をしている中でいいものについては取り入れていきたいという考えを持っております。松本委員さんがおっしゃった電動トイレなんかにつきましても、いろんなものをどういったものかというのを確認をする中で、情報を収集して、検証していきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。ちょっと補足説明させてください。備蓄

の考え方の中で、松本委員からいろんな今回能登地震を受けてのちょっと答弁が議会のときかな、一般質問でもお答えさせてもらって、1月の3日の日に静岡県を通じて石川県からの備蓄のうちの出しせるものがどんなのかリストしました。1回ちょっと答弁させていただきましたが、大半のものはうちは備蓄ができています。数字も合わせてですけど。もちろん例えば後でちょっとお話ししてもらいますコンロとかカイロ、それから灯油類はうちは備蓄していませんでした。先ほどトイレの話も出ましたが、全てがやはり避難所の備蓄としていろんなものをそろえるのがちょっと難しいというのが正直あります。見直しというのが、この間どんなときにやったかというのをちょっと1つ例を挙げさせていただきますと、3年ぐらい前にコロナの感染症対策があったときに備蓄品は中に例えば扇風機の大きいものを入れたりとか、ガウン、それから消毒とか、そういうのは一気に見直しかけて、2年くらいで消毒液も含めて整備させていただきました。そういう避難所の運営上必要なものの例えば皆さんに影響が出そうなものはうちで用意させていただくような形で進めまして、トイレについては避難所委員会で何回もいろんな形で協議させていただいた中で、やはりトイレは使った人が必ず片付けるという癖をつけていかないと、みんな役員さんがトイレを片付けるというのは、避難所委員会を立ち上げるときにいろいろな避難所を回って、そういう話がありました。ですので、今のトイレのところに袋を入れて、そこで自分でした人が片付ける、そういう癖をつけていかないと誰かがトイレを片付けてくれる、掃除してくれるというのは、14万くらい袋を用意して、最終的には17万袋を用意してできたやつを今度備蓄品の中でも買わせていただくんですけど、そういう形でトイレは考えています。市によっては車でできるとか、いろいろあるようですけど、トイレについては、今のトイレで袋を入れて、用を足したら足した人が責任を持って片付けてやる、それが避難所を衛生的にもそうですし、避難所の役員の方の負担を減らすという考え方だったら、いろんな本当に設備のことで出てくるものがあると思いますので、それを今課長が言ったとおり、見ながら、どうしても全ての避難所にいると思いますので内容を確認してもらいながら、見直していただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） どうもありがとうございました。1点、自分から関連じゃないんですけど、他市において、トイレトレーラーとか備蓄をしているところもあるんですけど、そういうのってもしあれば答弁願います。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。トイレトラックとかというものが島田市さんとか、そういうようなほかの行政さんも持っているというような情報を持つ

ていますし、能登半島のほうにも行かれたというような話を伺っております。そういったものについては、確かに物自体はいいものだというふうに認識はしておりますけど、現状ですと、そういったものを市として配備するとか、そういうようなことは考えておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） わかりました。関連質疑はほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番目の質問を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。国民保護計画費ということで国民保護協議会の成果物について公表されているかお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。国民保護協議会の成果物の関係なんですけど、こちらについては国民保護協議会というものが国民保護計画を修正するタイミング、修正する必要があるときに開催するというようなものになってございます。今回、今年度もそうなんですけど、国民保護計画を修正することがなかったものですから、そういった成果物は現時点ではございません。ただ国民保護計画につきましては、市のホームページのほうで公表をしている状況でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） これ、過去をたどればわかるんでしょうけど、保護計画を変えたという場面というのはございましたか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 前回の修正したタイミングが令和2年のタイミングで修正を行っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑ある方は挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6番目の質問をまた坪井委員からで、3番。

○3番（坪井仲治君） 続いて、3番 坪井です。防災啓発事業費ということで需用費のうち

の消耗品費の減額についてお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。防災啓発事業費の需用費のうち消耗品費の減額の理由となりますけど、今年度、令和5年度はワークショップで使用する材料費と啓発事業の消耗品費で計上をさせていただいておりましたけど来年度、令和6年度は女性向けのワークショップを計画していることから別事業の女性の防災啓発事業のほうで計上ということで変更させていただいております。出前行政講座とか、イベントを実施した際に防災関係資料と一緒に配布していた防災啓発物品の購入を取りやめたということが減額となった理由でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑がございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、7番目の質問を坪井委員からお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。7番目これにつきまして工事内容ということで水道課のほうでご説明いただきますのでここでは割愛させていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 8番目の質問に移ります。山下委員からお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。9款1項5目の防災施設等整備事業費ということで、小笠地区基地局の更新とあるが、更新場所及び耐用年数、設置からの経過年数はどの程度か。また、今後その他の基地局でも同様の更新工事が行われるのか。そして、完了後の小笠地区の何割の地区をカバーできるのかということで。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。小笠地区の基地局についてのご質問に回答させていただきたいと思いますが、まず、耐用年数ですけど、耐用年数は15年となっております。

次に、設置からの経過年数についてですけど、平成3年に導入されたものでございますので、32年が経過しております。

次に、今後その他の基地局でも同様の更新工事が行われるのか、完了後の小笠地区の何割の地区をカバーできるのかですが、本庁舎の2階に菊川地区の同報無線の個別受信機用のア

ナログ基地局と市内全域の屋外スピーカーに音を流している屋外用のデジタルのデジタル基地局がございます。それぞれを適正な時期に更新をしていく計画でいます。今回実施する工事につきましては、老朽化した基地局を単純に更新するものであって、更新と同時に機能の強化を行うものではないため、現在の状態が変わることはないということで考えております。ただし、現在の機器が老朽化が進んでいることから電波を発信する強度が下がっていることは定期点検において確認をできております。

今回更新して新しい基地局になることによって、本来の強度で電波を発信することが可能となりますので、今までよりは音の聞こえがよくなるといった効果が期待できると考えておりますけど、完了後、小笠地区の現在の電波状況により入り方が悪い地域がありますので、そちらが解消するかというのは現時点では分からない状況でございます。やってみて、そのときどきの天候だとかそういったもので影響がございますので、やった時点でどういうものになるかというのが明確ではございません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 再質問というよりもちょっと聞き逃しちゃったから、小笠地区の基地局はどこにあるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。旧小笠地区、今の水道事務所の中がございます。

○分科会長（西下敦基君） 再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ありますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。小笠地区の何割の地区をカバーできるかということについてなんですが、上昇するだろうと、カバーは。広くカバーできるようになるだろうということなんですが、やってみなきゃわからないんですけど、現在何戸くらいのところがカバーできていないというのか、聞き取れないというのか、そういうものは把握されているんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。済みません。戸数までは把握はできていない状況でございます。基本的に小笠の南の地区の旧浜岡に近い部分である、山下

議員のお宅よりもちょっと南側の富士という地区とか、そういうところがちょっと電波の状況によって入りが悪いというようなことでは確認はされております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 竹内部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。ちょっと説明させてもらおうと、屋外にあるラッパがついたあれは、全てどこでも入ります。屋内には。今委員が言ったのは屋内のほうだと思うんですけど、屋内は最近ですけど、新しく建てたお宅なんかで壁の状況とか、入らないお宅というのはよく聞きます。菊川の地区は大きいお弁当箱みたいなまだ古いのを持っている方もいらっしゃいますし、小笠でも縦長のグレーの濃いやつですけど、あれを使われているから、能登半島があってから大分機械を変えているものですから、そういうのによって電波状況が、全てが入らないとかというのがご家庭の事情ですか、お年寄りの方が冷蔵庫の方に置いてあるよって、冷蔵庫だとそういうのはちょっとできるだけ外してもらって、入り口の近いほうに置いてもらえませんかって言ったら入ったよということもあったりするものですから、いろんな形で電波が入らないという状況が個々によって違いますので、今課長に言ったように全てはしません。ただ、今回入れる機種はちょっとでも流れがうまくできる機種を入れるような形にはやっていますので、以上です。

○分科会長（西下敦基君） 再質疑ありますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。確認といいますか、そうすると屋外の同報無線ですか、あれから流れるやつでいくと小笠地区よりもほとんどの地域で受信といいますか聞き取りができるという、そういうことでよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。屋外同報無線の外のラッパがついたやつ、そちらについては基本的には全てクリアしているというふうに認識しております。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。1点、自分から、気になったことがあったんですけど、耐用年数が15年と言われたんですけど32年経過して、今更新をするということで、今までそれで不具合がなかったのか今度は15年でちゃんと更新をしていくのか、その点についてお伺いします。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。委員長おっしゃられるように、耐用年数につきましては、かなり実際、今回経過をしております。今まで、いろんな部品を

交換するだとか、そういうような形で対応してきて、今回、今のタイミングでということになってしまっているものでございますけど、今後において、こういった防災機器というのは非常に大切なものなものですから、基本的には耐用年数というものを十分注意する中で更新というのを考えていきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 自分からは再質疑はございません。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ9番目の質問を須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。9款1項5目防災対策総務費についてお伺いいたします。タブレットページで16ページになります。県費補助対象事業について、また原子力災害広域避難計画概要版印刷費の内訳をお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。防災対策総務費のうち、県費補助対象になっているものにつきましては、普通旅費と印刷製本費、それと自動車の借り上げ料といったものになります。原子力災害広域避難計画概要版の印刷製本費につきましては、冊数を1万8,000部、単価については44円に消費税というような形で積算をさせていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、10問目の質問を山下委員からお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。9款1項5目、防災訓練企業費災害時医療救護者保険料の災害時とはどの程度を想定しての保険料かというのをお聞かせください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。災害時医療救護者保険料の災害時とはどの程度の想定としての保険料で訓練のときだけが対象なのかにつきましてですけど、災害時の程度というものにつきましては、市の災害対策本部が設置されるレベルの大規模地震などということで考えております。保険の対象になるものにつきましては、大規模災害時

などの災害時において市の災害対策本部からの要請によって救護活動実施中の事故というような形となっており、医師とか看護師そちらが対象としております。実災害だけではなくて、訓練のときも対象になるものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、11番目は陽仁委員、お願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。9款1項5目情報伝達避難体制対策事業、説明資料17ページです。A I 災害状況収集システムについて、具体的な商品名と試験導入の期間の実績を伺う。それから、令和5年度の当初予算審議の際は、本格導入の66万円程度と答弁がありましたが、システム使用料が約200万円が計上されている理由は何か。システム使用料の詳細についてお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。A I の災害情報収集システムについてですけど、市民などがSNSに投稿した災害時の被害状況などを収集してA I でリアルタイムに情報を処理できるシステム導入に係る利用料を計上させていただいております。現時点で、ただ具体的な商品名というのは今後は見積もりだとかそういうようなものがありますので、具体的な商品名というのは現時点ではお答えすることはできないんですけど、今年度令和5年度に試験導入をしたものにつきましては、7月の1日から10月の31日まで7、8、9、10、4か月間となりますけど、そちらで試験導入をしております。そちらについては一般の風水害で2件の情報を入手をしております。令和5年度の済みません、ちなみに今年度試験導入とかした部分の商品名につきましては、4か月導入したものにつきましては、スペックT社のスペックTプロといった商品、そちらともう一つがJX通信社のファストアラートといった商品を今年度試験導入とかをしていくものでございます。

令和5年度の当初予算審議の際は本格導入を66万円程度としていたものが、今回システム使用料が約200万円計上されている理由についてですけど、令和5年度の当初予算の審議の際にお示しした66万円程度というものについては、情報の入手範囲が静岡県内の状況に限ったものを考えておりました。1月の能登半島地震のときにも痛感したんですけど、本市だけ、静岡県だけの情報だといろいろ情報の入手というのが問題があったものですから、本市だけ静岡県だけのものでなく、遠方の今回の能登半島の地震なんかで、協定先の富山の4市とか、

そういうようなところの情報を入手するというような必要性も感じたものですから、静岡県版だけでなく全国版の情報を入手できるようなものというようなことで、範囲を広げたということで当初66万円というような形で説明をさせていただいたものを、今回は195万4,000円というような形で範囲を広げさせていただいたものですから、こういった金額になってしまっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 分かりました。こういう災害の場合はやはり広域だということ、これは必要だと思いますのでそのとおりに頑張ってくださいたいと。

○分科会長（西下敦基君） ご意見でよろしいでしょうか。関連質疑ありますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。今のスペックT社のスペックTプロとJX通信社のファストアラートと2社使用されたということなんですけれども、本格導入に当たって相みつを取られてどちらから選ばれるのかもう決まっていच्छるのか、その確認をさせていただきたいというのと、あと、能登半島を受けて県外の情報も入手されたと思うんですけれども、有効性をどの程度感じていच्छるのかお伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 今後の発注の見込みが4月1日からの導入を考えております。今そういった見積もり2社から複数の業者から取るのかとか、そういったものも今検討しているところでございます。ただし4月1日からの導入というような形では確実に進めたいと考えております。

それと、もう1点、富山の情報につきましてですけど、富山というか、この前の能登半島地震の関係につきましては、発災直後、富山の4市、原発の広域避難先になっている富山の4市の情報を、もちろんテレビだとかそういったもので情報収集というものはしておりました。ただし、石川県の情報はいろいろテレビで流れてはいたんですけど、富山県のこういう協定を結ばさせていただいている4市の情報につきましては、テレビとかではあんまり流れなかったというようなものがございました。そちらを今回試験導入したもので、情報をピンポイントで4市の情報ということで検索できましたので、そういったものがすごく有効に活用できたなと思っています。

これも一般質問だからお答えさせていただいた部分になるんですけど、被災直後、先方も災害対応で非常に苦慮している中で、電話を入れて状況を聞くというのは非常に相手方とす

ると大変失礼に当たるというようなことで考えまして、自分たちも電話でのやり取りというのは控えさせていただいておりました。そういったシステムの中で情報を確認して、電話の対応、電話のやり取りについては少し落ち着いた段階で相手のほうに連絡を入れてやるというような形で心がけてやっておりましたのでそういったことを考えるとこういった情報を収集できるシステムというのは今回有効に活用できたというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。ちょっと細かくなってしまうかもしれないんですけども、こうした大規模災害における有効性というものは、今非常に分かったんですけれども、菊川市での通常の風水害だと、2件しか情報がなかったとおっしゃったように、そもそもの情報量が少ないじゃないかというのがちょっと懸念されまして、大規模災害以外の災害に備えることを考えると、年間200万支出し続けるのが妥当なのかというところが、ちょっと私としても判断が難しいなというところでした。使用頻度が少なければ減額ができるのか、その辺と、あと有効性をどの程度考えていらっしゃるのか、お伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。今年度、試験導入したのにつきましては、菊川市は本年度、大雨だとか、そういうような大きな被害がございませんでした。近隣の磐田市さんとか浜松市さんと比べると、被害の状況が少なかったことから、そういった情報の数というものが少なかったんではというふうに認識をしております。

実際そうした、今回、磐田市さんだとか浜松市さんレベルの災害がもし菊川にあった場合に、どれくらいのこういった情報が入ってきたという部分はちょっと分からない部分があるもんですから、今回2件だけだったということが現実的にはあったんですけど、そういったものが実災害のときにどんだけ入ってくるかという部分を、令和6年度本格導入する中で検証していきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。なければ、自分から。ファストアラートは自分も使ったことがあるんですけど、災害、水害、地震はもちろんのこと、火災とか事故とか、その他事変についても拾うことができ、そういったほかの活用とか、消防の方と連

携するとかそういったことは、ファストアラートのほかのものはどういうシステムか分からないんですけど、そういったことについての検討はされたのかお伺いします。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。ファストアラート社製のものにつきましては、消防のほうとも話をさせていただいております。災害の情報というのは、もちろん電話連絡だとか、いろんな情報として入ってくるものでございます。そういった情報と、そういった今回のA Iシステムの情報収集システムの入ってくる情報とかを合わせながら確認をするというような形で、令和6年度本格導入するに当たって、そういった運用のルールだとか、そういうようなものを具体的に詰めていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） あと、もう一個再質問させてください。多分、他市でも入れているようなところがあると思うんですけど、そこら辺の他市と同じようなものをそろえていくとか、そういった話とかは特にされていないのかお伺いします。

答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 基本的に今他市の状況なんかを確認する中で、今回、ファストアラートさんの製品とスペクティの商品と検証させていただいた中で、どちらかと言ってはあれなんですけど、いい商品というものを導入していきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。自分からは再質問ございません。関連質疑、ほかにある方は挙手にてお願いします。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 次の質問を自分から、最後の危機管理課のところでさせていただきます。

9款1項5目で女性の防災啓発事業ということで、説明資料ですと18ページ。内容は、防災ワークショップを女性向けで実施とあるが、対象者はどのような方でどのような内容か伺う。また、その後、どのような活動を期待をするのか。以上、質問となります。

答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。女性向けの防災ワークショップについて回答させていただきます。

まず、対象は、家事や子育てが忙しくて、長時間となる講演会には参加できない方であったり、防災活動にはなかなか参加できていなかったり、参加していない女性の方を対象に実

施を考えております。

内容につきましては、災害ボランティアを行っている女性や防災士の女性、実際に災害現場で活動経験のある女性を講師として招いて、防災について、同性に伝えたいこととお話していただき、その話を聞いて感じたことなどを参加者内で共有するといった内容で、1時間程度のワークショップを計画しております。

将来的には、地元の防災活動の役員として活動していただくような人材になっていただくといったことを期待しておりますけど、いきなりは難しい状況と考えておりますので、まず防災を人ごとではなくて自分ごとと捉えて、各家庭から備蓄など備えを進めていただいたりとか、地域防災訓練など活動に参加していただいたり、少しでも防災に関心を持っていただける女性を増やしていけたらと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑させていただきます。

これ9月から11月の間で小笠地区、菊川地区で3回ずつ6回ということですけど、これってシリーズになっていて、1、2、3回通うようなものとかも、単品でそれぞれ通うようなものなのか、そこら辺、もし内容が分かればお伺いします。

答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。継続的に参加していただくようなものではございません。単発的というか、1回ごと実施、別のものを開催していくということで考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。あともう一点、参加人数をどれぐらい見込んでいるのかお伺いします。

答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長です。1回の参加人数をおおむね20名ぐらいということで見込んでおります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁がありましたが、私からは再質問はございません。関連質疑がある方は挙手にてお願いします。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。今、課長のほうから、対象者が、家事とか子育てで忙しい人を対象にされるという、参加対象者なんですけども、そういう話を伺ったんですが。

実は最近、地域のことを高校生なんかが関心を持っていच्छやるといふのも聞きますので、多分、今成人の女性を対象に防災啓発活動をしていると思うんですけども、やはり地域の高校生とか中学生とか、そういう方たちにも参加していただいて、地域を全体の女性目線で見るといふことと、次の世代を担う人たちを育てるという意味では、私はそれが必要だと感じるんですけども、その計画はあるでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。東議員がおっしゃられるように、若い世代からの防災教育というのは非常に重要だと考えております。そちらにつきましては、学校サイドのほうで、県の防災士とかそういうような者を招いて、いろんな教育の場があるというふうに伺っているところがございますので、まず自分たちにつきましては、こちらの今言ったターゲットで実施を考えておりますけど、教育サイドのほうは教育サイドのほうで別のルートですね、そういった活動がされておるものですから、そういったものと連携を取ってやっていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。とても必要な連携だと思うんですけど、もしその連携が具体的に分かったら教えてください。

○分科会長（西下敦基君） ちょっとこの内容と外れてきてしまっていますので、もし答えればということで、お願いします。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。学校の関係につきましては、ジュニア防災士の関係の事業でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連で、17番。

○17番（山下 修君） 17番です。すみません、小笠地区で例えば3回やるわけですね。開催場所というのは、地区を移動するような形で考えているのか。場所は決まっているんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。馬淵課長。

○危機管理課長（馬淵啓介君） 危機管理課長でございます。基本的に地区センターというも

のを開催場所として考えているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○17番（山下 修君） すみません、1点、自分聞き忘れたんですけど、3回別のワークショップやると。ワークショップの内容自体が、今自分で思うのが、湯煎で料理するとかそういったものが今頭に上がっているんですけど、この3回のそれぞれの内容、もし決まっていればお伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白松係長。

○危機管理課防災対策係長（白松 君） 防災対策係長です。ワークショップの内容なんですけども、先ほども回答させていただいたように、現場とかで防災士なんかの女性の経験をされた方に講話を頂いて、その内容を参加していただいた女性の方で話をさせていただいて、情報共有だとか、家に持ち帰ってこういうことを始めるというのを参加者で話をしてもらうという形式で、今までやっていたバッククッキングみたいな本当の作業的なものは、今は考えておりません。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。納得できました。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、防災強靱化室に移るような感じでよろしいですか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、事前通知による質疑を終了します。その他に危機管理課の予算について、質疑のある委員は挙手にてお願いします。

なければ、以上で質疑を……。

〔「全然関係ないことでもいいの」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 課内だったらいいです。11番。

○11番（横山陽仁君） 専門監、今回、初めて予算を見られたと思うんですけども、菊川市の防災危機管理部門、危機管理課の防災に対する予算で、これはいいな、これはちょっと不足しているなということが感じられるもの、ありましたら教えていただきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。答弁を求めます。危機管理専門監。

○危機管理専門監（藤本 君） 危機管理課専門監です。今のご質問ですけれども、心当たりあるものは特にございませぬ。認識としては、よく審議をして、よく根拠に基づいてやっておりますので、これで適正ではないかなというふうに私自身は認識しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。関連もよろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で質疑を終了します。

ここで執行部は退席となりますので、お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

この中で質問で3番、4番の大規模地震対策等総合支援事業費で消耗品とか備蓄品のことが話があったりとか、あと、防災施設等整備事業費ということで、これは基地局ですね、あとA Iの情報収集システム、そのようなものが、あと、ワークショップが話が多かったと思いますが、こういったことについてご意見のある方、挙手にてお願いします。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。今のA Iに関しての質問のところで質問に出させていただいたところではあるんですけども、私自身は非常にこのA Iの情報収集システム有効な施策じゃないかなと思っておりまして、とても期待といたしますか、いい取組だなというふうに認識はしていたんですけども、実際聞いてみると、情報収集件数は市内だと2件ということで非常に少ないので、今後、この200万かけて情報収集システムを継続的にやっていくというのは、どこまで有効なのかというのは、ちょっと疑問に思ったところです。他県の情報ピンポイントで収集して役立てることができるというのは有効だと思うんですけども、市内の防災対策という点に限ったときに、この事業の有効性がなかなか判断が難しいなと思いました。皆さんのお考えをお聞きできればありがたいなと思いました。

○分科会長（西下敦基君） 3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。情報収集件数が少ないというのは、災害が少なかったからということ。それゆえに少ないというだけの話であって、やっぱりそのシステムを構築するためには、そのぐらいの金額がかかるということ。準備ですのでね。情報収集件数とは関係がないと思う。昨年度の災害が少なかったゆえに情報量としては情報が少なかった、それだけの話だと思いますので。システムを構築というか、そのための金額としてはふさわしい金額じゃないですかね。そういう情報収集を得るためのシステムですので。

○分科会長（西下敦基君） すみません、7番 西下です。自分一般質問をして提案したことがあるんですけど、あとそのときに2件というのが、大体そのときの映像も僕知っているん

で、どこが2件だったかって分かるんですけど。まず、市民にこういったシステムを入れるから情報上げてくださいという広報をすれば、フェイスブックとかツイッターとか、そういったもので上げたものが、一応市のほうに情報が集まってくるよということですので、そういった呼びかけをすることが大切ですし、あと、これは一般の情報から集めてくるシステムなので。ただ、ほかにLINEで通報システムって他市でやっているのがありますので、よく穴ぼこがここ空いていますとか、何とかしてください。そういったのでも情報は市に上げることができますので、総合的な情報の収集システムの一つとして、こういったものも必要かなと思いましたし、これ事故とかでも、写真撮ると、あとSNS上げると、こういった事故があったとか、どっかで異臭騒ぎがあったとか、そういった情報も拾うことができますので、災害だけの危機管理じゃなくて、ほかの危機管理にも使えるシステムだなと思いましたので、使い方と、あと市民にもまた情報を上げてもらうような、多くしてもらうというのを、そういったものを向上していけば有効な手段であると思います。この件については、私はそういった意見でございます。

以上です。

ほかにこれに関連して、なければほかの話でもいいと思いますが。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。備蓄のことなんですが、トイレの備蓄っていうんですか、（スミフクロ）みたいなやつです。これは市民への周知というのは、なかなかされていないというふうに、避難所に行けばそういうものはあるんだと。それも自分でやらなくてもやってくれるというのが、そういったところを回収するときに自分でやらなきゃいけない。自宅のほうもそうだと思うんですが、そういったところの自分で処理しなきゃいけないという、そういったことを周知をしていく必要が十分にあるんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 今、備蓄についてご意見がありました。これに関連してご意見あればお願いします。

1点、7番。2番から、トイレの件で、やっぱりほかの災害でもトイレが困ったとって、トイレを備蓄、個人にしましょう。だけど、結局みんな備蓄がなかなかできていないというのが今回分かってきたと思いますので、もう少し強く、皆さんトイレをちゃんと。まず（タイシンカイシ）といって自分でそういったものを使えるように。避難所に行くと、能登のトイレも大分汚くなっちゃって使えないとかそういったことにはならないように、やっぱり皆

さん考えていくべきかなと思いました。

あと1件、昨日、袋井市の一般質問の災害のことを聞いていて、トイレのことがあったんですけど、マンホールの話があったりとかしたんですけど、何か外で自然分解させるような、そういったシステムがほかでもあるとかというのは聞いたので、またそういったものは研究して、また提案できればなと私は思いました。

以上となりますが、これに関連して意見があれば、なければほかのところに行ってもいいと思いますが。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。先ほど女性の防災啓発の話を質問させていただいたんですが、実は何で私が高校生というか、若い人たちに参加をしてほしいと思ったのは、以前も言ったかもしれないんですが、災害時に避難所において、例えばママが授乳しているときにのぞきがあったりとか、トイレに入るときにのぞきとか盗撮という犯罪が必ず、必ずということでないんですけども、東北の震災のときにあったということを聞きまして、やはりそういう犯罪に巻き込まれないためには、若い女性に啓発活動が私は必要だと思って言ったんですけども、そういうところがなかなか伝わっていないということで、みんなで防犯ということを考えて、私はそういう防災活動に女性の参画を願っております。

○分科会長（西下敦基君） これに関して何かご意見とかあれば、同じようなところで。なければ、この防災のワークショップでもよろしいですし、ご意見があればお願いします。

〔「ほかでもいいですか」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかでも結構です。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。無線の話なんですけど、アナログを今整備をし出したということで、当初デジタルに切り替えていったんですけど、受信状況が悪いということでアナログでカバーしようということなんですけど、防災無線受信機以外の手段でのもうちょっと啓発をですね、高齢者の方もスマホで茶こちゃんメールでしたね、そういうのを周知していただければ、その辺のカバーが100%に近くなっていくかと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 今、無線のことについてありました。関連とか、またご意見、ほかであればお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。いろいろ訓練は、総合防災訓練とか地域防災訓練とかいろいろやられているんですけども、地区で独断でやられている訓練もあるんですけども、こうやって大きな災害があったときに避難所の運営、これが一番ね、本当に課題になるんじ

やないかなと思うんですよね。

能登半島と静岡県菊川市と比較した場合はどうだろうという面があるんでしょうけれども、それは当然差異があることなものですからね。防災については、やはり考えていかなければならないことだと思いますので、当然、体育館をいわゆる避難所とした場合、これで2か月、皆さんが耐えられるかどうかというのがあるかと思うんですよね。いろいろ寒さの関係とか暑さの関係もありますよね。それで、そこへ泊まる。いわゆるプライバシーの関係、女性の役割、どんどんやっていくと大きな課題が蓄積されているような形があるんですけれども、やっぱりそれは手順というものがあって、避難所運営の手順。これは、そのいわゆる避難所運営を任されている地区の方々がいろいろ工夫をしながら、そういった訓練、やはりやるべきじゃないかなと思うんですよね。そういった中にも女性の役割というのは、当然困れば何か知恵を出し合ってやれることがある。そういったものを女性の役割として。それじゃあ、男性は何をやる。そういうものの役割を手順的に決めていくと、割合できてくるような可能性もあるもんですから。

やっぱり能登と比べて菊川市の状況、とにかく、避難所の付近のいわゆる地理的条件ですよ、インフラも含めて、そういうものを再調査しながら分析して、いろいろ工夫を凝らす。こういった必要性がある。やっぱり自分たちで守っていかなければできないことだと思うんですよね、災害というのは。やはりそういうことに心がけていくほうがいいんじゃないかなと思うんです。

それと同時に、先ほど防災無線の関係とかいろいろ言われておりましたけれども、屋外と屋内、こういった関係があるんですけれども、聞こえない家というのは、恐らくまだまだたくさんあると思うんですね。これは言わないから、恐らくそういう状況になっているんじゃないかなと思う。

私も屋外の防災無線に関して一般質問したこと。いわゆる電波の状況、通信障害、こういったものが当然あります。そのラップ塔があるんですけど、その障害物になるのは、建物。それがあれば恐らく障害が出ますということですので、そういったものも含めてチェックする。いわゆる電波の状態、通信の状態を確認するというのは、エリアごとに決められているもんで、そういったものをきちんとやっていけば分かるんじゃないかなと思うもんで、そういったものも注視していく必要があると思うんですね。以前からこれも言われてきたことだと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ありますでしょうか。ご意見が出たと思いますので、とりあえずこれで危機管理課のほうはよろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、危機管理課の予算に関わる審査を終わります。

ただいま出されました意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

これで一回、休憩 5 分か 10 分ぐらいしてから。準備してもらって。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） そのまま継続でいいですかね。継続ということで。

休憩 午前 10 時 52 分

再開 午前 10 時 54 分

○分科会長（西下敦基君） 再開させていただきます。

続きまして、防災強靱化室の予算審査を行います。

初めに、八木防災強靱化室長、出席者の紹介をお願いします。八木室長。

○防災強靱化室長（八木 君） 防災強靱化室長です。本日の出席者ですけれども、先ほど部長のほうから話がありましたが、係長のほうが、昨日からですけれども、穴水町のほうに住家の被害認定調査のほうへ行っておりますので、私だけの出席となります。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに、事前通知を提出された委員の質疑から行います。質疑の事前通知を提出された委員は挙手の上、事前通知に従って質疑を行ってください。ということで、私から 1 問目の質問をさせていただきます。

9 款 1 項 5 目市役所敷地一体防災対策強靱化事業ということで、20 ページのとことなります。

内容としては、旧町部地区センター跡地仮駐車場整備工事及び市役所本庁舎外壁改修工事について、工事の概要とスケジュールについて伺います。

答弁を求めます。八木室長。

○防災強靱化室長（八木 君） 防災強靱化室長です。旧町部地区センター跡地仮駐車場整備工事及び市役所本庁舎外壁改修工事について、工事概要とスケジュールについてですが、最初に工事概要ですけれども、仮駐車場整備工事につきましては、旧町部地区センターを解体した後、現況を利用し、北側跡地の仮駐車場同様、碎石舗装による整備を考えております。

駐車場の台数ですけれども、解体後の地盤の状況にもよりますが、20台程度を確保する予定となっております。

市役所本庁舎外壁改修工事につきましては、この後のスケジュールの中で詳細を説明させていただきます。

それでは、次にスケジュールですが、大まかな流れとしましては、旧町部地区センターの解体、その後、仮駐車場の整備、駐車場ができたところで、本庁舎外壁の改修工事という形になっております。

まず、最初の旧町部地区センターの解体工事ですが、5月下旬頃から着手し、約3か月、8月末から9月上旬、こちらで解体が終わり、その後、9月頃から仮駐車場の整備に着手、11月頃に完成する予定となっております。

本庁舎外壁改修工事につきましては、9月議会に請負契約の締結について議案を上程させていただき、お認めいただければ、10月頃から準備を始め、完成予定は令和7年の12月末、工期としては15か月見込んでおります。

施工方法につきましては、足場を設置し、レンガ調タイルと下地を撤去した後、金属製パネルを張りつけていきます。

工事については、本庁舎全体に足場をかけてしまうと、駐車場や本庁舎への出入りに支障が出るため、1期、2期という形で工区を分けて行います。

1期目は、本庁舎北側駐車場に面した外壁の改修、2期目は、南と西面の改修を行う予定となっております。

工事に際しましては、今年度の外壁改修と同様に、足場や大型クレーンなどを設置するための工事ヤードが必要となります。このため1期では、本庁舎北側駐車場の約半分、25台程度ですね、こちらが使用できなくなります。本庁舎の出入りにつきましては、正面玄関のみとなる予定であります。

2期では南側駐車場、こちら25台程度と、南の駐車場と、あと玄関前のロータリーですね、こちらのほうに大型クレーンを設置しますので、こちらが使用できなくなります。出入りに関しましては、税務課前と市民課国保年金係前、こちらの2か所となる予定です。

こちらの工事ヤードと出入り口につきましては、発注後、施工業者と協議して、実際どうなるかということを決めていきたいと考えております。

工事に際しまして、駐車場や本庁舎への出入り口、騒音など、市民の皆さまにご不便をおかけすることになりますので、広報やSNSなどによる事前の情報提供、情報の随時更新をしていきたいと考えております。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。大分細かく教えていただいて、今、アンケートを取られて、色とか決定されたのでしょうか、お伺いします。八木室長。

○防災強靱化室長（八木 君） 防災強靱化室長です。外壁の色に関しましては、1月から2月にかけてアンケートを取りまして決定しております。決定した色ですけれども、グレーとブラックというものです。

〔「一部ブラック」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 一部ブラックですね。

分かりました。あと一点、町部地区センターを解体した後、斜面のところがあると思うんで、そこって擁壁をしたりとか、そういったことはあるのかどうか。前、そんな話があったような気がした。そこら辺についてお伺いします。八木室長。

○防災強靱化室長（八木 君） 防災強靱化室長です。今回の工事では、擁壁まではやらないつもりなんですけれども、今回、仮駐車場ですので、仮で北側跡地のような形で現況を利用した形で駐車場を造らせていただいて、その後、災害対策本部棟と堀之内体育館が完成した後、そちらのほうでまた本格的な、本格的なというのもあれですけれども、舗装したような駐車場を造るというときに、擁壁等が必要であればやっていくという形になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。あと、すみません、もう一点思ったんですけど、地区センターの中には、多分、書類が残っていると思ったんですけど、その扱いはどうなるのでしょうか。

答弁を求めます。八木室長。

○防災強靱化室長（八木 君） 防災強靱化室長です。中の書類等ですけれども、一応3月末までに移動するようにというのは全庁的に出していまして、どこへ運び出すかというのまでは、ちょっと聞いてはいないです。各課にお願いしているという形になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。私からは再質疑はございません。関連質疑

ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の質問、松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。同じところだと思いますけれども、特定財源の関係を少しお聞きしたいと思いますけれども、大分差があるなという感じがするんですけども、緊急防災減災の事業債、これが960万、それから単独事業債が9,720万円の地方債、こういったものを財源としているわけでありますけれども、それぞれの事業債の内容説明をお願いしたいと思います。

当然、緊急防災減災事業債のほうが有利な起債だと思いますけれど、あまりにも差があり過ぎるものですから、お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。八木室長。

○防災強靱化室長（八木 君） 防災強靱化室長です。緊急防災減災事業債と単独事業債を財源としているが、それぞれの事業債とした理由についてですが、令和6年度に防災強靱化室で予定している事業は4事業で、災害対策本部棟の実施設計、旧町部地区センターの解体、旧町部地区センター跡地仮駐車場の整備、市役所本庁舎の外壁改修になります。

このうち、事業債を財源とする事業ですが、緊急防災減災事業債につきましては、災害対策本部棟の実施設計、一般単独事業債につきましては、市役所本庁舎外壁改修工事になります。

それぞれの事業債とした理由についてですが、緊急防災減災事業債は、充当率100%。交付税措置が70%と有利な事業債で、対象は、災害発生時に災害対策本部として使用する部分となるため、静岡県と対象となる部屋などについて協議を行い、災害対策本部棟実施設計の約66%に充当する予定であります。

本庁舎外壁改修工事は、既存施設の改修になるため、緊急防災減災事業債の対象にならないことから、一般単独事業債を借り入れることとしております。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。単独事業債の関係なんですけれども、基本的に持ち出しというのですか、市の単独費が要るかと思うんですけど、事業債が75%くらいかな、借入れができるのは。いわゆる25%が単独でつけなくちゃいけないということがあるんですけども、その前の段階として、一般単独債の事業の関係で補助関係、いわゆる国は無料と思

うんですよね。県のほうの事業というのは、何かの形でなかったですか、そういった調査そのものをされているかどうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。八木室長。

○防災強靱化室長（八木 君） 防災強靱化室長です。外壁改修に関しましては、最初、やはり緊急防災減災事業債等を使えないかという話は、県のほうに投げかけていったんですけれども、やはり維持修繕であったり、補修であったりとか、そういうものが対象にならないよということで、そのほかの県費補助に関しましても話をしたんですけれども、やはりそういうものがないもんですから、基本的には単独事業費で。あとは、一般単独事業債につきましては、いろんなものに使えるもんですからそちらでというところで、今回、事業債を使ったという形になっています。

以上です。

○14番（松本正幸君） 分かりました。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

一点、自分から、外壁の関係なんですけど、外は落ちたら危ないなという、レンガが、気がするんですけど、庁内も一応レンガが使われて、職員がけがする可能性があるんじゃないかな。そこら辺の検討ってされているのかどうかお伺いします。

答弁を求めます。八木室長。

○防災強靱化室長（八木 君） 防災強靱化室長です。中の壁につきましても、話はしているんですけれども、今のところ、どうするかというのはまだ決まってはいないです。

危険な箇所に関しましては、一応ピンを打ってあるものですから、外壁よりはまだ安全であろうというところで、また今後考えていかなければならないかなというところだとは思っています。

○分科会長（西下敦基君） 竹内部長。

○危機管理部長（竹内 君） 危機管理部長です。屋内に、外もそうだったんですけど、財政課のほうで毎年点検やっていますんで、点検の中で、今の外壁とちょっと違うのが、野ざらしとか雨ざらしになっていなくて、剥がして済むというのは、財政課でやっている、庁舎の中でうちのほうでは聞いていません。ですので、今委員がおっしゃった玄関前とか中階段あるんですけど、あそこも点検はやってくれていますので、もし今後点検やっていって異常が出てくれば、そのことはまた維持管理の中でやっていくような形になると思います。うちはいくまでも、強靱化では外壁の分だけになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございません。関連質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で事前通知による質疑を終了します。

その他、防災強靱化室の予算について、質疑のある委員は挙手にてお願いします。ほとんどないと思いますけど。ここしかない。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、質疑を終了いたします。

ここで、執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ここは1か所しかないので、発言をお願いいたします。

1点、7番 西下から。外壁のことはちょっと一般質問させてもらって、落ちてきても危なくないようにということはさせてもらったんですけど、こんなに予算がかかるものとはちょっと思わなかったんですけど、ほかに考え方として、もし落ちてきそうなところに全部屋根をやって、雨でもいいし、落ちてきても大丈夫な、何か外構ぐるっとやったら、そのほうが予算が安く済んだのかなとは思いつつ、落ちてこない対策やっぱりするべきかなと思ったので、こういった予算はしょうがないかなとは思いました。

あと、皆さんにアンケートを取って、こんな市役所がいいよという色ですけど、そういったのもやっぱり取っていいことかなと私は思いました。

以上です。

ほかに何か意見のある方、ぜひお願いいたします。17番。

○17番（山下 修君） 結局、新しい体育館とか防災のセンター見るんですけども、結局、駐車場が、やっぱりこれ以上増やせるような敷地というのがないもんですから、逆に元の町部の福祉センターありますよね、あれを取り壊した後に、例えば立体の2階建ての駐車場とか、そのくらいのこととか考えるようなことをしないと、確保できないんじゃないかなと思うんですが、一つの検討材料として、そういったものも検討してもらったらどうかな、こんなふうに思いました。

○分科会長（西下敦基君） 今、駐車場の件に関して意見が出ました。7番 西下です。駐車場に関しては、ほかの委員からも話が出ていて、庁舎の周りのインターロッキングのところも、一応あそこも停められるようにしたら、また台数が伸びたりとかするかなと思いますし、ちょっと広さは広げてもらうようなことは、多分、執行部言っていたと思いますので。多分、全部が済んでからまた全部をやり直して、どんだけ停められるようになるのかなということ、その予算もまたかかってくるのかなとは思いましたが、どうもやっぱり駐車場が少ないという課題がどうしてもありますので、また第2駐車場とかそういったのもまた考えていくべきかなと思いますし。もし庁舎を、これをやめて次のものにするというときも、また場所が必要になってくると思いますので、そういった検討もまたこれからしていただければなと思いました。

以上です。

ほかにご意見あれば。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。駐車場に関しては、体育館は令和10年でしたっけ、完成がですね。それ以降増えると思うんです。体育館の利用者と本庁舎を利用される方のすみ分けというのは、そこではっきり、いかに少なくなってくるかというところ見えてくると思うんですけど、その体育館を利用される方の駐車場というのをまた別に考える必要も出てくるかと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。なければ、以上でよろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、防災強靱化室の予算に係る審査を終わります。

ただいま出されました意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長一任でお願いいたします。

ここで1時までの休憩でよろしいでしょうか。ちょっと確認をしてくるということです。ただ、次の企画政策が1時間要するという感じになっていますので、しばしお待ちください。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時16分

○分科会長（西下敦基君） それでは、会議を再開させていただきます。

企画財政部の審査を行います。勝浦企画財政部長、所管する課名等を述べてください。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長でございます。本日、企画政策課、財政課、税務課の審査をお願いしたいと思います。

また明日ですけれども、総務部のほうと合同になりますが、市長公室が現在の営業戦略が含まれているということではありますが、よろしくをお願いしたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） それでは、田中企画政策課長、出席者の紹介をお願いいたします。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長の田中です。よろしくお願いします。

I C T推進係の永田主管兼係長です。企画係の石川係長です。

以上です。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います、事前通知を提出されていいのから行います。

それでは1番目に私のほうから質問が入っていますので、2款1項1目この項目で3人それぞれ出ていますので、それぞれ答えていただければと思います。

庁内情報システム運用費ということで、タブレット3ページ。内容としては自治体D X推進支援業務委託料は大幅に増加しているが、具体的な業務内容について伺います。

答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。西下議員の御質問にお答えします。

自治体D X推進支援業務委託料ですが、令和7年度末までに対応が必要な自治体情報システム標準化、共通化に伴う業務が本格化することから予算が大幅に増額しております。

具体的な業務内容ですが、現行システムと標準化後システムとの違いを拾い出し、事務の見直しを行うフィットアンドキャップ作業、標準化後のシステムが構築されるガバメントクラウド上へのシステム環境の構築作業、標準化後システムへのデータ移行テストなど、標準化、共通化の移行準備に係る業務となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑をさせていただきます。

ちょっと色々難しいようなのが出てきたんですけど、このDX推進が国によって進められてきていると思うんですけど、この6年度で大体何割ぐらい終わるというのか、ボリュームが、この後もどんどん出てくるとは思うんですけど、そういった感覚的な話になってしまうかもしれませんが、もし業務の大きさの話が分かれば答弁をお願いいたします。

答弁を求めます。永田係長。

○企画政策課主幹兼ICT推進係長（永田 君） ICT推進係長でございます。

先ほど議員のほうからもおっしゃられたように、今、標準化の業務を進めております。その中で国のほうで今、いろいろ標準の仕様書ですとかそういったものが示される中で、随時、その仕様書が改正される部分もありまして、今、何割というところはなかなか難しいんですけども、来年度で半分、5割、6割程度は進むのではないかと考えております。残った分については令和7年度が最終年度となりますので、本格的にシステムの移行等を進めていくことになるかと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。

すいません、令和7年のものが終わったとして、業務が大分改善とか、効率化されるのかについてお伺いします。

答弁を求めます。永田係長。

○企画政策課主幹兼ICT推進係長（永田 君） ICT推進係長でございます。

今、それこそ課長のほうから答弁ありましたように、フィットアンドアップという作業を推し進めておりまして、そのシステムに合わせた業務をどういった手順で進めればいいのかというところが現状、各課において検討を進めているところでございます。そちらを進めていくことによって、新たなシステムに対応した業務ということで、ある程度の業務の改善は進むのではないかと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。

最後に1点だけ。こういった業務を見直しをしていく中で、RPAとかに持っていくとかそういったこともやっぱり検討に入っていくということではよろしいですか。

答弁を求めます。永田係長。

○企画政策課主幹兼ICT推進係長（永田 君） ICT推進係長でございます。

中には、そのシステムの今までやっていたものとシステムの内容が変わりますので、それ

をシステムの仕様に合わせていく中で、中にはR P Aで進めるべきものが出てくることもあるかと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。私からは以上となりますが、関連質にございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 標準化をすることによって、その業務当然だと思うんですよ。業務法律につながるということでよろしいでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます、永田係長。

○企画政策課主幹兼 I C T 推進係長（永田 君） I C T 推進係長でございます。

国に示します標準仕様書というものがございまして、全国共通の仕様書になっておりますので、こちらに適応したシステムを使っていく中で業務の見直しを進めているということで改善につながっていくと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。これについて関連質疑、なければ2番目の質問を直博議員からお願いします。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番です。庁内情報システム運用書かな、1節の報酬があるんですが、132ページの下に。これについて新しい職員を採用しますと。そのときの採用する人の能力とか何かがどのような判断でされているのか、また住民情報等の秘密保持や情報漏れへの対策、どんなに行われているのか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。鈴木議員の御質問にお答えします。

会計年度任用職員の選定における能力の判断についてですが、各種システムのサーバーや庁内システムの管理・運用、障害発生時の復旧対応を行える人材を求めています。能力の判断につきましては、これまでの経歴等から求めている業務に対応できるかを判断いたします。秘密保持や情報漏えいの対策ですが、S E 業務に限らず全ての会計年度任用職員には地方公務員法に規定する服務、信用失墜行為の禁止であるとか秘密を守る義務などが適用されます。S E 業務は各種サーバー等の管理も行うことから服務の提携を図ってまいります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番です。秘密を保持するための方策っていうんでしょうか。例えば

サーバーじゃない、こういう機器を持って帰っちゃいけないとか、引き出したりしちゃいけないとかっていうためのチェックっていうんでしょうか。そういうものはどんなふうにされているんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。永田係長。

○企画政策課主幹兼ＩＣＴ推進係長（永田 君） ＩＣＴ推進係長でございます。

基本的には持ち帰りにつきましては、その職員の方によるところがありますというか、基本的には持ち帰りが禁止されておりまして、持ち出しは常にそのＳＥの方々、特に注意をしているところでございます。

データの抜き出しについてですけれども、基本的に全ての会計年度さんに限らず全ての職員の端末、こういったパソコンがあるんですけれども、こちらについては認められたＵＳＢでしかつながれないという管理のソフトが入っておりまして、全てのログを管理しております。こちらで全てチェックをしておりますので、そういったことがないようになっていると考えております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

1点、自分から。

このＳＣを募集するに当たって、これ週3で7.75時間、12か月、135万円。この金額で来られる方とか、結局、全国一斉に多分、こういった業務をやる、募集していると思いますので、その点、大丈夫かどうか伺います。

答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長でございます。

今、議員から御指摘がありました時間単価……。

今回、一応、募集をするに当たって、求人に当たってはハローワークのほうに募集を出しましたが、応募のほうはありませんでした。時間単価のほうが、総務課のほうで今回、ＳＥの雇用というのは今までしたこと、直接的に会計年度任用職員として雇用したことがないんですから、総務課のほうで時間単価のほうを決めてきたわけですが、通訳、本訳、図書館司書、幼稚園教諭、保育士などと同じ単価ということで1,134円という時間単価で設定をしております。

先ほど申し上げましたとおりハローワークに募集を出しましたが応募は特にありませんで

したので、これまで令和5年度までは日々の電算管理のほうについてはNEC静岡ビジネス株式会社から委託業務としてSEを1名派遣していただいていた。その派遣については本年度をもって終わるということになりますので、そのときに派遣していただいていたSE1名を直接、会計年度として雇用させていただくということで今回、今まだ予定ですけど、確定ではありませんが、その方向で今、話を進めているところで、御本人にもそういったその雇用の条件を示しながら、今、話を進めているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。安心はしました。

この点に関して、関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ3問目の質問を陽仁委員からお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 今までの答弁でわかったんですけども、デジタル基盤改革支援補助金というのを伺います。いわゆる標準化をなさいよということで。これは本年度と来年度の2年分ということでもいいんですか。また今後の予定はどうなりますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。横山陽仁委員の御質問にお答えします。

デジタル基盤改革支援補助金についてですが、本補助金は国が進める自治体情報システムの標準化・共通化を各自治体が円滑に進められるよう総務省が地方公共団体情報システム機構J-LISに基金を設け、J-LISが各自治体の標準化移行等に対し補助金を交付することで標準化への取組を支援するものでございます。

今後の予定ですが、あれは標準化移行期限の令和7年度までは補助金が交付される予定となっております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 分かりました。その補助金ですけれども、今年度1億4,292万3,000円になってるんですけど、来年はどうなりますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。令和7年度末までの移行期間までに、移行期間までのその上限額として国から実は3月6日、先週ですけれども、国から内示額が示されました。その菊川市の上限額が7年度末までで3億9,594万4,000円となっております。

今年度、予算計上しておりますこの3億9,594万4,000円のうち1億5,079万8,000円を標準

化に係る事業に充当する予定になっておりますので、残りは2億4,514万6,000円ということで7年度末の補助金となります。

ただ、この金額で移行までの全額がまかなえるかというのはちょっと現時点では分からないというか明確ではない、もしかしたら足りないかもしれないという状況もあるかもしれません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。3質問ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） いずれにしてもその3億何がしというのが2年間で国からもらえるということ、国からもらえるという、これ出すからやってよという形なんですね。いわゆるそこで一旦、切りにはなるということですか、考え方としては。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。令和7年度末までが移行期間になりまして、この補助金は移行経費については対象となるんですが、移行が終わった後のランニングコストについては補助金の対象にはなりませんので、額が発生するということになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

1点、7番 西下から確認させてもらいますけど、もう移行を済んでいる自治体とかっていうのはもうあるのか、先行で、といったことをお伺いします。

答弁を求めます。永田係長。

○企画政策課主幹兼ICT推進係長（永田 君） ICT推進係長でございます。

全ての移行が済んでいる自治体というものはまだありませんけども、先行自治体としてガバメントクラウド上にシステムを構築して調査を上げている自治体は全国に幾つかあるということで進んでおります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

関連質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、4番目の須藤委員、お願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番須藤です。2款1項1目ICT施策推進費についてお伺いいたします。タブレットページ6ページになります。

I C T機器使用料が減となっている理由があることで、13節の使用料及び賃借料の中から I C T機器使用料が132万、昨年は計上されていたのが、今年はまるっと削除されておりまして、この分、減額となった理由をお伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。須藤議員の御質問をお答えします。

I C T機器使用料減の理由についてですが、I C T機器使用料につきましては令和5年度までスマートプレート使用料及びA I チャットホットサービスの使用料を計上しておりました。この2業務につきましては、これまでの利用実績の推移であるとか提供するサービスの内容が他の手法でも対応できるというようなことも踏まえまして、業務を終了しても市民に大きな影響はないというふうに判断し、I C T機器使用料のほうを減額させていただきました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 1点、自分から、スマートプレートって、バーコード見たら広報みたいなのをデータで見れるっていうことだと思うんですけど、その評価はどうだったのかお伺いします。

答弁をございます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。

これは、スマートプレートのほう令和3年3月から7地区、赤土下、島、白岩下、平ノ都、大門、横地雇用促進、つつじヶ丘に配付して試験導入のほうをいたしました。直接的に活用した方に声を聞いたということはちょっとないんですが、アクセス数の実績延べ回数で申し上げますと、令和2年度は令和3年3月の1か月間のみで延べ125回のアクセスがありました。令和3年度は月平均29.5回、令和4年度は月平均で4.7回、令和5年度は令和6年1月末までの10か月間で月平均1.2回ということで、年々アクセスが減少している状況です。最近ではアクセスが0件というような月もありまして、あまり試行地区7地区に限った話ではあります。活用はされていないのかなというようなことです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。私からは結構です。

関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ5番目の質問を横山陽仁委員、お願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。2款1項7目の政策推進費の中で、次のページの委託料の200万円近く減少しているんですけど、この理由は何かということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。政策推進費の御質問にお答えします。

総合計画策定業務委託料の減少理由ですが、令和5年度に日本公営都市空間株式会社静岡支店との業務委託契約を締結いたしました。契約期間は令和5年度から7年度までの3年間で、令和5年度の委託料は825万1,100円、令和6年度は714万6,700円、令和7年度は748万2,200円、合計2,288万円となっています。各年度で委託する業務が異なりまして、令和6年度は本年度実施いたしました市民意識調査の委託業務がないことが委託料減少の主な理由となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） そうすると、いわゆる日本公営のほうへ何年かにわたって総合計画策定業務というのを委託しているんですけども、内容的にはいわゆるやったり、やらなかったりという、その都度、次の年はこれだけをやりたいというような形で、いわゆる委託をしておると。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長でございます。

委託業者の決定のときに、ある程度、こちら側で、令和5年度はこういったことを、6年度はこういったことを、7年度にはこういったことをというような一応スケジュールは組んでおりますので、それに従って日本公営のほうにはいろんな策定支援を行ってもらうような形になります。例えば令和6年度ですけども社会経済動向の調査・分析や将来人口の推計分析、市民ワークショップの開催支援であるとか指標設定支援、基本構想案の策定支援などを予定しております。また令和7年度には目標値の設定に必要となる現状地調査であるとか総合計画策定に係る提案・提案作成、パブリックコメントの実施、成果物の作成等に係る支援などを予定しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 今度は年度ごとの内容によってはこういうので報告をするというふうに認識しておくといいわけですね。

○分科会長（西下敦基君） 回答もらいますか。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。

議員のおっしゃるとおりです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 1点、自分から。総合計画とあと総合戦略でしたっけ、ほかの計画を一緒にすることがもう考えるようなことも言われたんですけど、そうするとこういった増減があるのか、その辺の考え方について伺います。

答弁求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長でございます。

総合戦略のほうの策定業務をこの中に含まれております。一体にするかどうかというのは今後の検討ということで以前の全協のときにもお話をさせていただいたと思うんですが、人口減少の課題に対応する計画として策定する中で、セットで考えていくということは当初から考えていましたので、この委託料の中に総合戦略の策定に係る経費も含まれております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

ほかに質疑がある方はありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、同じところで松本委員からお願いいたします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今、業務内容のほうを見ましたら、確かに総合計画・総合戦略の進捗管理等に係る経緯ということで含まれております。

そんな中で3か年の計画によって令和8年から始まる第3次総合計画を策定する手順と今後のスケジュールについて、まず伺いをしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。政策推進費の御質問にお答えします。

初めに総合計画を策定する手順ですが、第3次菊川市総合計画は基本構想と実行計画で構成されますので、まずは議決事項である基本構想の案を策定した上で基本構想に基づく実行

計画を策定していく手順となります。

今後のスケジュールですが、令和7年9月議会に基本構想案の議案を提出することを目指しまして、令和5年度に実施した市民意識調査の結果等を参考に令和6年度中に基本構想案の策定を進めてまいります。

令和7年度は5月頃に基本構想のパブリックコメントを実施し、議会へ議案提出する基本構想案を完成させてまいります。また併せて実行計画の策定も進めてまいります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。事業の概要のところに、国の新たな施策などの調査研究を行うということで、基本的にこういった調査研究というのをどのように対応するのかお伺いをしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川係長。

○企画政策課企画係長（石川 君） 企画係長です。こちらのほうですけれども、国のほうからもちろん情報提供いただけます施策と概要等、こちらのほうで研究させていただくとともに、私のほうでも具体的にはアイジャンプ、また新聞の記事等、情報収集させていただきまして必要に応じて庁内の調整等、また近隣市町での取組状況等を確認させていただきながら、どのような形で菊川市の施策のほうに落とし込んでいくかといったところを研究させていただいている状況です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の7番目の質問を東委員からお伺いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。2款1項7目地域連携推進費、説明資料7ページです。ふじのくに地域・大学コンソーシアム負担金をすることで菊川市における効果とその啓発活動の実施状況をお聞かせください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。地域連携推進費の御質問にお答えします。

ふじのくに地域・大学コンソーシアム負担金の効果ですが、会員となることで会員の自治体等が調査研究を依頼したい地域課題に対し県内大学のゼミや研究室等に課題解決のための実践的な研究を行ってもらえることが上げられます。令和5年度は静岡県立大学の研究室に

市内周遊の促進に向けたレンタサイクル設置の効果検証に基づく周遊マップの作成をしていただきました。

啓発活動の実施状況ですが、ゼミや研究室等が取り組んだ研究活動は年に1回フォーラムを開催し成果発表を行っております。フォーラムの開催に当たりふじのくに地域・大学コンソーシアムからの候補のほか本市では開催チラシのほうを図書館等に配架しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ8番目の質問を陽仁委員お願いします。

○11番（横山陽仁君） 11番。2款1項7目出会い・結婚サポート事業、説明書の8ページ。

結婚新生活支援補助事業補助金の件数の根拠はどのようなものになるか、予算を超えて申請があった場合はどのように対応するか、お伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。出会い・結婚サポート事業費の御質問に答えします。

補助金の件数の根拠ですが、令和4年度の菊川市の婚姻数を参考に補助対象年齢の29歳以下と39歳以下の新婚世帯のうち、世帯所得500万円未満が見込まれる世帯数をもとに件数のほうを積算しております。予算を超えて申請があった場合の対応ですが、申請金額が予算上限に達した時点で受付は終了となります。この点につきましては毎年度補助金の申請開始時にチラシ等で周知のほうをしております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 令和5年度で29歳以下12件、39歳以下6件になっていますけれども、これがいわゆる29歳以下が1件減って39歳以下が8件と2件伸びるという、このいわゆる、何と言いますか計算根拠というか、それはどういったものだったんでしょうね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁できますか。さっき、回答で、令和4年度の婚姻数をもとにもう積算をしちゃってるということだったので、そういった回答になるのか。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。

先ほど答弁させていただいたように、令和4年度の菊川市の婚姻数を参考に、29歳以下と39歳以下の新婚世帯のうち世帯所得額が500万円、今、これあの所得制限500万円未満ということがありますので、その中でも過去の実績も踏まえながら、そこにちょっと今すぐちょっとその数を抑えたの持っていないのでお答えできないんですが、その過去の実績からこう割合っている、29歳以下と39歳以下の申請の割合だったり支給の割合、それをちょっと婚姻数に掛けたりとかして算出をしているので、結果として900万円という金額で変わっていないんですけども、それが過去の実績から係数を掛けてした中で900万円になったと、横山委員の御指摘の件数になったということです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） いやらしい言い方をすると、同じ900万円なので同じあれにしてくれればよかったのでは。令和5年度が29歳が12件で39歳から両方合わせて18件で、6年度が11件と8件かと19件になるんですね。だから1件増えているって言えば、だから同じにするからずっと同じ、こっちだって疑問は湧かないじゃない。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。そこは、担当は積算する、当初予算ですので、しっかり計算を積算するという中で、先ほど言いましたように過去の支給実践であったり申請実績、申請数、そういったところを鑑みながら、計算した結果がたまたまこういう900万という金額になりましたけど、今、言われるように同じようにしておけば確かにこういう質問は受けなかったのかもしれませんが、そこは担当がしっかり積算をしたと、真面目に積算をしてくれました。すみません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はよろしいですね。

関係質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ8問目の質問を、隆一議員のほうはまだ欠席、まだ来られてないので自分のほうから質問させていただきます。

2款5項2目で、諸統計調査費ということで、資料ですと10ページ、タブレットだと78ページですね。内容としては調査業務における人員確保と報酬と報償費について課題等は。委託料の内容は。一般財源209万6,000円の算定根拠はということで色々と聞かれていますので答弁をお願いいたします。田中課長。

○企画政策課長（田中義喜君） 企画政策課長です。諸統計調査費の御質問にお答えします。

初めに人員確保と報酬・報償費の課題についてですが、調査業務に従事する調査員及び指導員の人数確保と高齢化が課題としては上がっています。報酬・報酬費は実施する調査により金額が異なりますが、調査員や調査対象世帯から課題は上がっておりません。

次に、委託料の内容ですが、令和7年度国勢調査の準備として株式会社ゼンリンに調査区ごとの世帯数の算出を委託するものです。具体的には令和2年国勢調査の全321調査区に現行の住宅地図を重ね、住宅地図掲載の世帯数をカウントし、調査区ごとの世帯数一覧表の作成を委託いたします。

次に、一般財源209万6,000円の算定根拠ですが、会計年度任用職員の雇用及び国勢調査準備委託料に係る経費の一部を一般財源として計上しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はちょっと本人じゃないので伺われませんので、関連質疑のある方はお願いします。よろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） これで、以上で、事前通知の質疑を終了しますが、その他に企画政策課の予算について質疑のある委員は挙手をお願いします。よろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、質疑を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

このまま自由討議に入って休憩の流れでよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

今回は、庁内情報システム運用費で3人から、その後、政策推進費ということで総合事業の委託について2人から、そういったところが主にあると思いますので、御意見のある方は挙手にてお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、1点、そこではないんですけど、ICT推進事業費で減額となって知らないままにスマートプレートとチャットボットがいなくなっていたという

のがあったので、これもいろんな業務をたくさん行政でやっていて、余分なものとか効果が低いものは削るというのは今回、いい事例だったのかと思ったんですけど、スマートプレートもうちょっと活用が、それこそ回覧が重たくてしょうがないという意見があったので、そのためにこういったものを今日始めてくれたと思うんですけど、なかなか見る方が高齢なのか、検索をしないということで、今回、削除されてて、違った感じでまた違うものをもっといいものがあればなと思いましたし、またこういったやめてくものをまた一覧でもらえれば、業務の棚下ろしじゃないですけど、そういったこともやっぱり、また見える化してもらえればなと私は思いました。

以上です。

他に御意見がある方お願いします。11番。

○11番（横山陽仁君）　こういった庁内の情報システムを構築すれば、我々としては情報システムに伴う人が増えるというのは困るわけですね。やっぱり情報をシステム化することで標準統一性が取れて人が減るといえばありがたいことですが、その辺が今のところ見えてこない。ただ何か仕事だけが増えているんじゃないかという気がするんですけど。

○分科会長（西下敦基君）　ほかに御意見がある方はお願いします。6番。

○6番（須藤有紀君）　須藤です。先ほど西下委員長のICT政策推進費のところでお話があったんですけど、自由討議で。本当に広報の自治体の負担軽減という意味で紙媒体を出していくという取組はもう必要になるのかなと思うんですけども、西下委員長おっしゃったとおりだなと感じるとともに、最初はアクセス数が令和3年は1月で125回、その後、月平均29.5回で令和4年は4.5回、令和年1.2回で、最近ではほぼゼロになっていったということで、最初はニーズがないわけではなかったというか結構アクセスが多かったけれどもだんだん減っていったということは、ちょっと対象となるのは高齢者であるということ以外にも、もしかしたら利便性のところで何か原因があったんじゃないかなというのはちょっと感じまして、アクセス数が最初から全くなかったわけではなくて、大分目減りしていったというところにちょっと要因の追究をしていただいてもいいのかなというところは感じました。今後、本当に回覧物、重たいという御意見をたくさんお聞きするので、ちょっと改善点を研究していただいて今後につなげていただけたらよりいいのかなというのを感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君）　関連して、7番　西下ですけど、思ったんですけど、LINE広報が始まってみんなLINEで広報を見るように、イベントとかそういった感じでいったの

かなというちょっと意識もあったので、そこら辺また説明をもらえればなと思ったんですけど、ちょっとこれが今、気がついたところです。

以上です。

ほかに何か御意見あればお願いいたします。14番。

○14番（松本正幸君） 市民の満足度を高めるような計画というものが一番最上位に来るのが総合計画でありますけれども、この総合計画はいわゆる実行計画、以前は実施計画まで本来的にあったんですけれども、実行計画までというような形で委託をされるんですよね。先ほども聞いたんですけれども、3か年の計画の中で委託をしていきますけれども、本来的に3か年の中で政策自体が動く関係がすごくあるんじゃないかなという感じをするものですかね。ここら辺の整合性の関係、こういったものの必要性もあると思いますし、また駅北の関係も3年するともう基本的に駅北がオープンするというようなこともあるんですよね。なので、実質的に計画づくりそのものが難しいような状況にある中で、即見直しを図りつつ整合調整、いわゆる整合を深める一つの方法としてはあるかと思うんですけれども、そんな中で、国の新たな施策、先ほど聞きましたけれども、こういったものを調査研究しながら進めるというようなことなんですけれども、本当に計画の中で噛み合うかというのが少し心配面がどこかあるような気がするんですけれども。これが委託することについて、その業者自体の考え方も当然、入ってくるものと思われまますので、ここら辺の関係は総合審議会で最終的に考えていかなければならないようになってますけれども、そこら辺の懸念というか、心配される面があるんじゃないかと自分は思っていますけれども、もし皆さんからそういうようなことについて少し意見があったらお願いしたいなと。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連の御意見とかあれば。11番。

○11番（横山陽仁君） こういった将来的にはどうしたいんだという夢を語る部分というのは、逆に言うと、こんなコンサルタントに丸投げでしてもらおうという、そういうものじゃない。やっぱり市長なら市長をこうしたいよという、それをもう少し具体的に、ただ前へじゃなくて、前へのためには、じゃあこの部分についてはどうなの、この部分についてはどうなの、結構、具体的につくるというのは案外、しかし楽しいことだから、本当はね。この前、一般質問で言ったように手を挙げて、私がやりたいというのが出てくればやらせりゃいいと思うんですよ。

○分科会長（西下敦基君） 自分から関連した、その経路を作るにはワークショップが1回し

かなかったので、市民を聞くほうに委託で作ってもらえるような、そういったものになるべく市民の意見を入れて、こういったことについて考えていただくようなこともありましたので。

あと関連でPDCAを回して今やっていると思うんですけど、もうそれでは遅いような、もう今、時代の流れ早いので、そういったものを代用した計画がちょっと柔軟性を持たせるようなものを作っていた方がいいのかなと私は思いました。

以上です。

ほかに御意見あれば。17番。

○17番（山下 修君） 今、計画と言われたんですけど、多分、都市計画スタートプランというのが多分、平成の21年の23だか、の中やるんですね。そういうものを使わずそこら辺を持って市民の意見を反映したプランみたいなものを作って、総合計画に反映していくということは必要なんじゃないのかな。

〔「調査やる」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ御意見がある方は挙手にてお願いします。関連がなければ次に。じゃあ3番。

○3番（坪井仲治君） 違うところで、DXをこれから推進するのに当たって、鈴木委員から質問ありましたけどセキュリティの点ですね、非常に大事なのかと思います。USBの接続等を制限されるということですけど、いろいろ持ち出される場合もありますので、そこら辺のセキュリティ管理というのをこれからしっかり考えていく必要があるのとは思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 誰か関連とかあればほかの質疑してください。よろしいですかね。ある程度、意見が出たと思いますので。

以上で、企画政策の予算に関わる審査を終わります。

ただいま出されました意見等をもとに分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

ここで1時までの休憩でよろしいですかね。ありがとうございます。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 0時56分

○分科会長（西下敦基君） それでは休憩を閉じて、次に財政課の予算審査を行います。

初めに、後藤財政課長、出席者の紹介をお願いします。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。本日の出席者をご説明いたします。

私の左におりますのが、財政係長の黒田でございます。

○財政係長（黒田 君） よろしく申し上げます。

○財政課長（後藤 敦君） その左になりますが、資産経営係長の寺田でございます。

○資産経営係長（寺田 君） よろしく申し上げます。

○財政課長（後藤 敦君） 本日は、以上の3名で出席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います、初めに事前通知を提出された委員から行いますので、1番目を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番です。山下です。2款1項1目一般管理総務費ということで、需用費がプラス約90万円、使用料及び賃借料プラス約170万円と大きな伸びとなっていますが、内容についてご説明をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。ただいま山下委員からご質問がありまして、需用費と使用料及び賃借料の増額についてのご質問にお答えします。

まず、需用費の増額につきましては、本庁舎の印刷室に設置しておりますモノクロ高速複合機が令和5年度末で契約満了となるため、令和6年度から新たな高速複合機に更新するに当たり、契約内容の見直しを行ったことによるものでございます。

現在本庁舎で取り扱っている複合機は、印刷1枚当たりの固定単価を基に枚数により支払額が決まる重量保守制となっております。

この契約ではインクを市で購入する必要はありませんでした。しかし、この契約は印刷時に使用するインクの量にかかわらず一定の単価が費用として発生してしまいます。例えば、黒一色でも単価は安くないというデメリットもございました。このことから、令和6年度につきましては契約内容を見直しまして、印刷費をインク代として支払う方法に変更したため、消耗品費が増額となりまして、需用費が伸びたものでございます。

需用費の伸びは以上になります。

次に、使用料及び賃借料の増額の要因でございますが、増額は、本庁東館、プラザけやきに設置しております複合機全16台が令和5年度末に契約満了となり、新たな機器に変更となることによるものでございます。

これらの複合機は5年間の長期継続契約を結んでおりまして、令和5年度の当初予算額は5年前の契約で確定した契約額を計上していたものになります。確定した契約を計上していたものになります。

令和6年度当初予算額は、令和6年度以降、5年間の新たな契約額がまだ確定していないため、業者からの見積額により計上しており、このことから令和5年度当初予算との比較では増額となっているものでございます。

入札により契約が確定すれば、金額は下がる見込みであり、令和7年度以降は確定した契約額を計上する形になりますので下がることになります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。すいません、今の入札が行われて契約を再度し直すというのは、170万に該当するということでよろしいですか。。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） そちらの借入れのほうの170万の増額の要因は、今説明したのになります。

〔「はい、分かりました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 1点、自分から、この需用費プラス90万で更新されて内容が変わる契約が、その分費用が、紙が安くなるとか、そういったのって、どこかに出てくるのかお伺いします。

答弁求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。先ほどちょっと説明しました使用料、賃借料、こちらのほうが減額になることに、試算としては減額になる見込みとなっております。

ただ、今、見積額で計上してあるので、ちょっとまだ下がっておりませんが、入札で確定すれば、理論上は下がる見込みでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） インク代込みのところ、最初の需用費の印刷機が変わるというところで、単色になっても安くならないと話があったんですけど、今度の契約だと安くなるという話かなと思ったので、そこの費用の効果ってどこかで出てくるのかという話だったんですけど。

答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 重量保守制からインク購入型になるので、そこの需用費等が増えまして、使用料1万円当たり幾らというところにかかってくる分については、そのところは、使用料については減額となります。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。

ほかに関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2番目の質問、坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。2番目の質問です。

決算分析事業費ということで、公会計実務研修会（新公会計）は、必修の研修項目かについて伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。坪井議員の公会計実務研修会は必修研修項目かということで、ご質問についてお答えいたします。

市では、統一的な基準による財務書類を作成、分析し公表しております。

公会計実務研修には、新公会計に関わる知識取得や情報収集のために参加しているもので、本業務を進めるに当たって必修研修項目ではございませんが、担当職員が一定の知識を持って財務書類を作成、分析する上では必要な研修と考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。必須ではないということですが、令和5年度で受講された方というのは何名ぐらいお見えです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。出席した職員は1名になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番。それは、どこの課の方です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課の財政系の職員になりまして、公会計を担当している者になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 最後です。全庁で1名ということよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 全庁で1名になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですね。関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目の質問、陽仁委員からお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。2款1項5目庁舎管理費、20ページです。

電気使用料が400万円。恐らく400万円減額しているんですけども、大丈夫ですかという質問です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。横山議員の電気使用料減額の理由についてのご質問にお答えいたします。

令和5年度の当初予算要求の時点につきましては、ロシア、ウクライナ情勢などの影響による燃料価格の高騰により電気代が高騰していたため、世界情勢に左右されない電気契約単価を固定する契約方式を選択しておりました。

固定契約方式の場合、燃料価格がさらに高騰しても影響を受けないというメリットがございます。

令和6年度におきましては、令和5年10月頃から燃料費調整額が下がった状態で安定してきたため、従来どおりの電気契約単価、変動する契約方法に戻し、今後、燃料費の高騰はないものと見込み、令和5年度より減額した予算といたしました。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 減額の仕方が大きかったもんですから、逆に心配をしたんですけども、どうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 確かに懸念としましては、急激な国際情勢の変化によりまして、燃油価格や天然ガス価格の高騰に伴って、燃料費調整額が上昇することもございます。

あと、現時点では国から示されていない令和6年度に関わる再生可能エネルギー発電促進賦課金が上昇すること考えられますが、今のところ、そのような状況は見られませんので、このままの減額でいけるのではないかなというふうに考えてはおります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○11番（横山陽仁君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6番目の質問に移らせてもらいます。

5款1項1目、歳入で株式等譲渡所得割交付金というものがありまして、タブレットですと46ページかな。予算資料だと。

内容としては、前年度に比べて大幅に増加しているんですけど、要因について伺います。

答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 財政課長でございます。株式等譲渡所得割交付金が前年度に比べて大幅に増加になっている要因はについてでございますが、株式等譲渡所得割交付金は、株式などの譲渡によって所得が発生した場合に税がかかりまして、これを県が県税として一括徴収し、その一部が市へ配分されるものになります。

当初予算の考え方としましては、見込み方としましては、前年度令和5年度の実績見込み、今年度の実績見込みに対し、県が想定する増減率を掛けることで算出しております。県のほうで伸び率を示してくれるので、そちらで計算しております。

増加している要因としましては、交付金の財源である株式等の譲渡所得の令和5年度実績見込みが増加していることによります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。

ちょっと自分のほうから再質疑させてください。今、株価が大分上がっているというの、こういうのが影響しているということでよろしいでしょうか。

答弁を求めます。後藤課長。

○財政課長（後藤 敦君） 原資が株式の譲渡による利益に係る税金になりますので、当然動きがあれば交付金のほうも増えるような形になると考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。

関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で事前通知による質疑を終了します。

その他財政課の予算について質疑のある議員は挙手にてお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。一般管理の総務費の中で、有料道路駐車場の使用料146万円、令和5年と同額というような形で計上をされているんですけども、この中で有料道路、東名ですね。それから駐車場それぞれの使用料の分かると思うけども、2つの使用料の関係についてお伺いをしますけれども。

それとあと4年度、5年度の実態です。こういったものが分かれば教えてもらいたいと思います。

コロナの関係で非常に出張が減ったときがあるかと思うんです。それによつての増額ということなので、そこら辺の関係についてお伺いをいたします。考え方。

○分科会長（西下敦基君） タブレットで、18で……。

〔「18。タブレットで」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 予算書で16の一番最後のところ。

〔「すみません。ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。寺田係長。

○財政課資産経営係長（寺田 君） 関係係長でございます。松本委員のご質問にお答えいたします。

コロナ禍ということで、令和2年度くらいから影響があったかなと思われまふ。

令和2年度の決算額から、まずお示しさせていただきますが、令和2年度につきましては、高速道路利用料と駐車場料、合わせて93万7,000円ほどございました。

それが令和4年度、コロナが大体落ち着いた時期からになりますけども、令和4年度は126万円程度。令和5年度につきましても、大体同じような金額で114万5,000円程度という形になっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 有効的な活用というか、要するに乗用車、もし静岡へ出張ならば1人で行くのか。じゃあ電車との比較はどうか。そういった分析というのはされていますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。寺田係長。

○財政課資産経営係長（寺田 君） 資産経営係長でございます。分析そのものはやってございませんけれども、総務課のほうの指示としまして、最も効率的な方法で出張に行くようにするという指示が出ておりますので、複数で行く場合は公用車、1人で行く場合は電車等公共交通を利用する、そういったことになっております。

以上でございます。

○14番（松本正幸君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○14番（松本正幸君） オーケーです。

○分科会長（西下敦基君） いいですか。関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、その他の財政課の予算について、質疑のある方は挙手をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、財政課に対する質疑はよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で質疑を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議をお願いします。

ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。

今4問だけ、あとプラスで有料道路の、あと駐車場の件がありましたが、何かご意見のある方はお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。良好事例として、一つ目の質問のインク代が高かったから契約を変えたということで、それともう一つ、電気代の減額というところで、契約の方法を変えたということ、それぞれいろんな情勢を鑑みて節約を検討してみたということで、

良好事例と思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 今、ご意見がありました。ほかにご意見ある方はお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、それこそ質疑も少なかったのもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、以上で財政課の予算に関わる審査を終わります。

ただいま出されました意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては正副分科会長に一任お願いします。

引き続き、土地取得会計の予算に入るようなかたちになります。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時18分

○委員長（西下敦基君） ただいまから総務建設委員会に切り替えます。

ただいまの出席委員数は9人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数にしておりますので、ただいまから総務建設委員会を開会いたします。

総務建設委員会に付託されました議案第24号 令和6年度菊川市土地取得特別会計予算を議題とします。

それでは質疑を行います。事前通知による質疑はありません。土地取得特別会計予算について質疑のある委員は挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） なければ、以上で質疑を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員は挙手で発言をお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、知っているのがいるときに聞いてもよかったんですけど、この土地取得会計というのは、過去には先行取得とかいろいろ事業を円滑に進めるために使われてきた会計なんですけど、本当数年来ほとんど動きがない。なぜないかというと、行政運営をするに当たって、各担当課が事前にそうした土地の取得等に関しては事前に行動を起こしたりだとかということが大きいと思うんですけど、全国的に見ても、同様の傾向というのが見られていて、土地取得会計そのものを廃止している自治体もかなりあるんです。この質問については、何回かしたことがあるんですが、いざというときというんでしょうか、そういったことが今後考えられるということでこの会計を残しているということなんですけど、この会計の在り方そのものも行政運営も含めて、考えていく必要があるなということを私は感じています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある方挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 特にないようでしたら採決になりますけど、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） それでは採決いたします。

議案第24号 令和6年度菊川市土地取得特別会計予算について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（西下敦基君） 挙手全員。よって議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第24号の審査を終わります。なお委員会報告の作成につきましては、正副委員長にお願いします。

これで休憩はなしでそのまま続行でよろしいですか。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時24分

○分科会長（西下敦基君） それでは、総務建設分科会に切り替え、税務課の予算審査を行い

ます。

初めに落合税務課長、出席者の紹介をお願いします。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課です。出席者ですけれども、自分が税務課長の落合です。
よろしくお願いします。

次に、左が松村主幹兼市民税係長です。

○主幹兼市民税係長（松村 君） 主幹兼市民税係長の松村です。よろしくお願いします。

○税務課長（落合宰司君） その隣が、住川管理徴収係長です。

○管理徴収係長（住川 君） 管理徴収係長の住川です。よろしくお願いします。

○税務課長（落合宰司君） 後ろが、永田資産税係長です。

○資産税係長（永田 君） 資産税係長の永田です。よろしくお願いします。

○税務課長（落合宰司君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います、初めに事前通知を出された委員から
お願いいたします。

ということで、1番目に須藤委員からお願いいたします。

○6番（須藤有紀君） 1番 須藤です。1款2項1目歳入で固定資産税現年度分についてお
伺いいたします。タブレットは、説明資料40ページのタブレットで42ページになります。

現年分1億3,000万円と大幅減となっておりますが、この要因をお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。須藤委員の固定資産税現年分分の歳入に係る大幅
減の要因についてですが、令和6年度は資産価値の変動に対応し、国が定めました固定資産
評価基準に基づき3年に一度の土地及び家屋の評価を見直す評価替えの年となっております。

そのため、令和6年度当初予算での固定資産税の見込みにあたりまして9月補正、令和
5年度9月補正で計上した歳入見込みに対し、過去3回、平成27年、平成30年、令和3年の
評価替え年度の前年度の変動率の平均によりまして、土地については99.28%、家屋は
96.02%により算出をしております。

償却資産につきましては、評価前がありませんので1月末期限の申告により決まってくる
ますが、当初予算要求時には申告がまとまっておりませんので前年と同額を見込んでおります。

また、令和6年度の収入率につきましては、平成30年度から令和4年度までの平均の
99.23%により当初予算を算出しております。

それで評価替えで変動率が減少している要因としましては、土地につきましては市内の地

下工事価格が下がっております。家屋につきましては、既存家屋を経年年数により評価額を再計算することで、経過した3年分の評価額が下がります。新增築家屋分につきましては増となるわけなんですけれども、既存家屋の下落のほうが大きいことから価格も下がっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりましたが、再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑がある方は挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、次の質問に移ります。2番目を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 2番目の質問です。地方税共同機構のシステム利用によって、どの程度の業務効率化が図れるか。また、地方税共同機構は今までの滞納整備機構とどう違うのかについて伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。坪井議員の地方税共同機構のシステム利用によって、どの程度の事務効率化が図られるのか。また、地方税共同機構は今までの滞納整備機構とどう違うのかのご質問にお答えいたします。

初めに地方税共同機構のシステム利用で、どの程度の事務効率化が図られるかについてですけれども、令和5年4月から市県民税普通徴収、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の普通徴収の納付書にe L—Q Rコードというコードがつけました。それにより、事務時間の削減やコスト面での削減が図られています。

事務時間の削減につきましては、市税の仕込み作業が各金融機関から回送されました納税済み通知書を税務課にあります専用機械で読み取って、読み取った納入済み通知書を5年間保存をしておりました。

それがe L—Q Rコードがついたことで、各金融機関で支払われた納付書は電子データによりまして、地方税共同機構を経由して電子データを受信することによって、収納情報を取得することが可能となりました。それによりまして大量に処理していた仕込み作業が大幅に削減されて、事務時間の短縮が図られております。

また、納入済み通知書につきましても金融機関から回送されてこないため、保管場所につ

きましても余裕ができております。

次に、コスト面の削減ですけれども、コンビニバーコードを利用して納付した場合には、収納手数料として1件当たり62.7円かかります。一方、e LーQ Rコードを利用してゆうちょ銀行で納付した場合は1件当たり33円、ゆうちょ銀行以外で納付した場合は36.3円と、コンビニ納付した場合と比較しても安価でありますので、コスト削減が図られております。あと、e LーQ Rコードを利用してペイ払いも可能でありまして、この場合だと55円ですので、ペイ払いよりも金融機関で払ったほうが安価となっております。

次に、地方税共同機構は今までの滞納整理機構とはどう違うかについてですけれども、地方税共同機構と静岡地方税滞納整理機構は全く別の組織となります。地方税共同機構ですけれども、全国の地方公共団体が共同で運営する組織として、地方税ポータルシステム、通称L T A Xですけれどもの運営管理、自動車関係手続のオンライン化、地方税務行政に対する支援等を行う組織として、地方税電子化協議会、全国地方税務協議会、O S S都道府県税協議会の権利と義務を継承して、平成31年4月1日に設立された全国規模の組織が地方税共同機構です。

次に、静岡地方税滞納整理機構につきましては、徴収困難な事案の滞納整理業務を行う組織として平成20年1月15日に設立した静岡県と県内全市町で構成される組織となっております。

現在では、滞納整理業務のほかに課税研修業務、軽自動車税関係の申告処理業務についても行っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） Q Rコードがついて作業効率が大幅に上がったということですけど、これ何か月分軽減されたとか、何か月分軽減されたとかそういう数値ではなんか出ますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。Q Rコードがついたのが令和5年の4月からですので、まだ1年間通して実際は終わってないんですね。なので、そこら辺の分析等はできていませんが、ちょっとそこの分析をしようとも難しいかなと思うんですけれども、また決算のときに頑張ってみようかなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁終わりました。再質疑ございますか。この部分についての関

連質疑はありますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、税の納入方法ですけど、ここに書いてあるとおり、口座振替であるとか、コンビニ納付とかのスマートフォンというのもここに出っていますが、その比率というんですか、手数料の違いも先ほど説明がありましたけども、処理の方法として担当課としてはどのほうが一番効率的か、その辺のちょっと説明ができれば教えてもらえますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合幸司君） 税務課長です。すみません。今比率についてすぐには出ないんですけども……。

○16番（横山隆一君） おおむねでいいですよ。

○税務課長（落合幸司君） 税目によって比率が、口座振替ですとか、民間納付と違ってきているんですけども、すみません。ありました。比率についてはちょっと後でお答えさせてもらいまして、何が一番いいかというとなんぱり口座振替が一番安価でありまして、さらにこちらの手間としても一番少なくなるかと思っております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（横山隆一君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、同じところで山下委員から質問が出ていますのでお願いいたします。17番。

○17番（山下 修君） 山下です。重複したような質問になってしまうかもしれませんが、新規で地方税共同機構負担金が発生しているが、共同機構及び収納手数料負担金の説明を求めます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合幸司君） 税務課長です。山下議員の共同機構及び収納手数料負担金の説明についてお答えいたします。

地方税共同機構が行う地方税共通納税システムによる電子納付が令和元年10月に法人市民税と個人住民税特別徴収から開始されました。この2税目の電子納付による共同収納手数料ですけども、別の事業科目の市民税業務費のほうでこれまで計上をしておりました。

納付件数の実績に応じて金額を利用年度の翌年度に共同収納手数料負担金として納付をし

ております。直近ですと、令和4年度利用実績で4,542件、2万8,796円を令和5年度の負担金として納付をしております。

今回からですけれども、負担計上している負担金が令和5年4月から収納対象税目が拡大されまして、先ほど申しましたが市県民税の普通徴収、固定資産税と都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税の普通徴収の納付書にe L—Q Rコードがつくことによりまして、地方税共通納税システムの利用が可能となりまして、取扱い件数が大幅に増加しますので、収納管理業務費にまとめて、今回まとめて予算計上したものでございます。

手数料単価につきましては、先ほど坪井議員の質問の中でもお答えしましたけれども、金融機関の窓口でのQ Rコードを利用した納付、ゆうちょ銀行が1件当たり33円、ゆうちょ銀行以外は36.3円となっております。あと電子決済サービス、ペイペイなど、先ほどもこれも申しました55円となっております。

納付件数につきましては、過去の窓口納付実績を参考に試算する中で、国民健康保険税以外の税務課分として、約9万5,000件分の約361万8,000円を予算計上させていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） ありがとうございます。結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、4番目の質問を東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。2款2項1目徴収対策業務費、説明資料31ページです。

滞納者数及び滞納額の内訳及び回収状況は。また、その改善策をどのようにしているか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。東議員の滞納者数及び滞納額の内訳、及び回収状況。また、その改善策をどのようにしているかのご質問にお答えいたします。

初めに、滞納者数及び滞納額の内訳と回収状況についてですけれども、令和4年度の決算時で、滞納者数及び滞納金額につきましては、国民健康保険税を含めた数字でございますが、滞納者数が2,528人、滞納金額が2億7,123万3,030円でした。

令和6年2月末現在の、滞納繰越分の滞納者数及び滞納金額ですけれども、滞納者数は

1,739人、滞納金額が1億8,619万89円となっておりまして、789人が完納してまして、約8,500万円を徴収しております。

令和5年度の現年度課税分につきましては、納期がまだ到来して間もない税目もありますが、こちらの滞納者数が1,908人で、滞納金額が1億2,515万3,517円となっております。

次に、滞納処分状況でございますが、差押え処分では令和6年2月末時点で、預金給与差押えを中心に302件差し押さえを執行しておりまして、件数でいきますと451件で、1,987万1,176円を換価しております。こちらの数字につきましては県民税も入っていますが、次に財産調査等を行い、差し押さえする財産がないなどの判断による執行停止処分は275件、金額が2,753万5,441円となっております。

次に、改善策につきまして、滞納整理業務は事案が発生した場合に早期に対応し、滞納繰越額を少なくすることが最重要でございます。そのため、令和5年度につきましては、現年事案を担当する職員を1名配置しまして、催告に反応がなく調査した上で、差押え可能財産が発見された場合には積極的に滞納処分、差し押さえを行ってきました。差押え件数、先ほど302件と申しましたが、そのうちの168件が現年の事案の差し押さえとなっております。

これから3月15日、今週末、この金曜日に発送をするんですが、催告書の発送をします。それは、令和5年度課税のみに未納がある納税義務者を対象に、一斉に催告を行いまして、これからまた収入率の向上に努めてまいります。

令和6年度につきましても、今年度に引き続き、現年度の未納者に対して早期に対応しまして、滞納額の圧縮に努めていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、滞納整理機構が設置されてから、大分収納に関しては改善されていると思うんですが、一方では生活者の生活をしていくためのある意味の保護ですかね、そういったことも必要だと思うのですが、その辺の財産を見ながらの連携というんですかね、そうしたものは税務課のほうから担当課のほうへの連携というんですか、連絡というんですか、そういったものはどういうふうになっておりますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。住川係長。

○管理徴収係長（住川 君） 管理徴収係長です。滞納者が税務課のほうに相談をして、ど

うしてもこの方、もしかするとこの間の生活保護のレベルじゃないかというふうな事案が見つけられた場合、あった場合はちょっと福祉課のほうに相談しなさいといった形での、福祉課ですか社協さん、そういったふうなところへ相談いくようにというような連携のほうは常に取りっている状態でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございます。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番目の質問を陽二議員からお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。2款2項1目の固定資産税業務で、タブレットの説明書35ページ、電算業務委託料と評価業務委託料の内容は、また評価業務委託料が大幅に下がった要因は何かということ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です、横山陽二議員のご質問にお答えいたします。

電算業務委託料と評価業務委託料の内訳、また評価業務委託料が大幅に下がった要因は何かについてでございますが、初めに電算業務委託料の内容ですけれども、資産税係で使用しています家屋評価システム及び過年度課税台帳修正システムの保守点検、年度当初に発送する納税通知書及び償却資産申告書のデータ入力や印刷、令和8年度から運用が開始される住民情報システムの標準化、共通化に係る法務局登記データの取り込み支援が主な内容となっております。

次に、評価業務委託料の内容ですけれども、土地評価の根拠となる地盤図や路線加工のデータ入力されている地図情報システムの更新や評価替えに係る土地の評価及び評価要領の検証等の支援、あと家屋評価システムへの家屋調査結果の入力が主な内容となっております。

また、評価業務委託料が大幅に下がった要因についてですけれども、地図情報システムや評価替えの業務を令和6年度から令和8年度までの3年間の契約により、年次計画を立てて実施しておりますので、評価替えの初年度にあたる令和6年度は委託業務の内容が、令和5年度に比べて少なくなっていることが、主な要因となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。電算業務というのは主に家屋評価システムということ、でも実際に評価をする職員が行って、入力するのは電算機のほうへ入力する。評価業務の委託というのは、誰に委託しているのか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。家屋評価自体は税務課の職員で行っておりますので、委託は基本しておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） ここでいう、いわゆる1,000万減になった評価業務委託料というのは、これは具体的にいうとどの、いわゆる評価業務の委託料のどの部分が1,000万減ったということになるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。先ほど申しました地図情報システムの更新業務が、令和5年度と令和6年度で1,000万円ほど差が出ております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） ごめんね、しつこくて申し訳ない。地図情報システムのこういったところが減って、1,000万少なくなったですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。地図情報システムが3年間で評価替えに向けて行っている業務でして、年度ごとにやることが違う部分がございます。

基本の地図情報システムの更新は、例えば地盤図を更新していくですとか、そういうのは毎年行っていくんですけども、令和5年度につきましては評価替えの業務がありますので、その年は土地にかかる評価替えのボリュームというんですか、委託内容のボリュームが増えております。

令和6年度につきましては、評価替えはまだ3年後なので、ボリュームが少ないというんですか、そこで業務の内容が少なくなっていることによる減額、金額が少なくなっている状況です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、最後の質問を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番です。所定業務費ということで、委託料608万7,000円の増理由の説明を求める。二輪軽自動車、JNK Sシステムの運用開始によるメリットはどのようなことか、お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。山下議員の委託料608万7,000円の増額利用と、二輪軽自動車、JNK Sシステムの運用開始によるメリットについてお答えいたします。

委託料の増額要因ですけれども、二輪の小型自動車や二輪の軽自動車の新規登録などの手続がオンライン化されることや、二輪の小型自動車の車検のときに必要な納付情報をオンラインで確認できるようにするためのJNK Sシステムの改修が主なものとなっております。

JNK Sのメリットでございますけれども、令和4年度にシステム改修しました四輪の軽自動車分に今回二輪が追加され、車検時の納付状況がオンラインで確認できるようになります。そのため、納税車は車検のときに納税証明書の添付が不要になりまして、市のほうでは納税証明書の郵送はやめにするですとか、納税者の方が紛失した納税証明書の再発行の手間はなくなってくるというメリットがございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で事前通知による質疑を終了します。その他財務関連予算について質疑のある委員は挙手にてお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番の松本です。関連するものについては、徴収対策業務費と固定資産税業務費、こういったものが該当するかどうかと思うんですけれども、外国人の関係なんですけれども、要するに静岡県で外国人が一番多いと、そういうことの中で、恐らく家を持たれている外国人もあるでしょうし、土地の関係、いわゆる保有している方もあるかと思うんですよ。こういった実態が分かりますでしょうか。まず実態から入ります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合幸司君） 税務課です。外国人の方が持っている、資産を持っている、その状況ですけれども、どれだけというのは税務課のほうで把握ができておりません。というのは、納税義務者の名前は登録するんですけど、その中の外国人、国籍まで登録しているわけではないので、集計ができないですね。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 外国人の土地法というのがあるじゃない、土地法。今非常に問題になっている、例の北海道のニセコとか白馬とかすごく問題になっている。いわゆる国会でも問題になっているでしょう。そういう条件の関係。

こういったものを規制かけるべきじゃないかということの中で、それが問題になったもので、そういったものの関係から恐らく土地の購入、いわゆる家の購入、こういったものをローンで、恐らくやったんじゃないかなと思うんですけども、この中で実質的に不動産会社が仲介しているところもあるかと思うんですよ。そういった実態というのは、実質的に税務課で分からなければ、どこへ行けば分かるんですか。いわゆる登記までするならば法務局、そういうことだと思っただけでもどうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合幸司君） 税務課長です。法務局の登記をする際の別途書類に住民票ですとか、戸籍とかそこら辺まで載せるかどうかは分からないんですけども、土地については法務局で必ず登記の移動がされますので、あと今度の4月から必ず登記をしなさい、登記が義務化になりますので、そこで登記をする際の届出の中に、戸籍関係の書類を添付するようになれば分かる、法務局のほうでは分かるのかなと思っております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） じゃあ、徴収実態というのはないということなんですか。徴収、いわゆる外国人の徴収は全くないということ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合幸司君） 税務課長です。外国人の方がもちろん資産を持ったり、市民税がかかったりしてますので、徴収はさせていただいております。

○14番（松本正幸君） 何件。

○税務課長（落合幸司君） なので、滞納者がどれくらいというのは分かっております。滞納

者、ちょっとお待ちください。

○14番（松本正幸君） 実態なもので滞納者から言ってくれればいいけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。外国人の割合ですけれども、割合というか人数ですけれども、令和4年度決算で1,187人。

○14番（松本正幸君） 幾つ。

○税務課長（落合宰司君） 1,187人。1187人となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 質疑の中で1,180、答弁が7人といったよね。それで、実質的にはこれも滞納者でしょう。滞納者がこんなにいるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。滞納者は今のは市民税と固定資産税、軽自動車税、国民健康保険の4税全部合わせた人数。

○14番（松本正幸君） 固定資産税は幾つなの。固定資産税。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合宰司君） 税務課長です。滞納者の内訳を今は持っておりませんので……。

○14番（松本正幸君） また後でいいです。結構ですよ。

○税務課長（落合宰司君） また後で。

○14番（松本正幸君） 後で知らせてください。

○税務課長（落合宰司君） 回答させていただきます。

○14番（松本正幸君） ありがとうございます。終わります。

○分科会長（西下敦基君） では、関連質疑ございますか。今の関係で。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） ないですね。ほかの税務課の予算について質疑がある方はお願いします。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。先輩議員の鋭い質問の後にちょっと恐縮なんですけれども、先ほど私の方で聞かせていただいた固定資産税現年度分での回答の中で、ちょっと確認をさせていただきたい点がありまして、家屋の評価額が下がっている、評価額といいますか、下がっているのだからちょっと家屋分も減収になっているよということで答弁をいただい

たと思うんですけれども、これは経年年数で経過した3年分が下がるけれども、新築が増えれば増えるはずなんですけれども、現存価格が下がっているということで答弁をいただきまして、こういった菊川市は世帯数が増えているけれども、新築物件はあまり増えていないので、トータルとして家屋の固定資産税の収入が下がっているという認識でよろしいでしょうか。新築物件が増えていないから下がっているという認識でいいんでしょうか。ちょっと確認です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合課長。

○税務課長（落合幸司君） 税務課長です。先ほどの、新築件数が増えていないから評価替えでも増えないかということだと思うんですが、新築工数につきましては確かに最近下がっております。

直近ですと、令和3年だと228棟だったのが、令和4年では197棟と、30棟ぐらい、これ新増築なので増築も組みますが、30棟ほど下がっている状況です。評価替えの段階ですと、市内にあります全部の家屋の3年分の軽減をしますので、全部の家屋が相当数あるんですけれども、その分をカバーする新築等数となると今、よほどの棟数が建たないと出ているとカバーができない状況かと思っております。すみません、数字で出せなくて申し訳ないですが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。すみません。ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑、またその他に税務課の予算について質疑のある方は挙手にてお願いします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で質疑は終了します。ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は、挙手にて発言をお願いいたします。いろいろと、地方税共同機構のシステムとか、税の収納とか、そういったことがいろいろありましたが、ご意見の方は挙手にてお願いします。じゃあ、16番。

○16番（横山隆一君） いいですか、16番ですが、徴収対策業務の中で、いつも出てくるのが滞納整備機構への移管です。これが今年度、金額的にも300万で、30万円くらい増えている

わけですが、私が先ほど申し上げたとおり、件数のうちに滞納整理機構へ回すとか、あるいは滞納件数のうち、問題なのが悪質な滞納者に対しては厳しく徴収対策をするというのは、税の公平性からしても必要だとは思いますが、問題となるのがやっぱり払いたくても払えない納税者に対して、どういう対応をしていくかというのが、その辺の数字をやっぱりもうちょっと明らかにして、そういった滞納者に対してはある意味若干の、こういっちゃなんですが、サポートというんですか、そういうものが必要だなということを感じています。

私も法律相談をやっている中で、やっていたんですけども、やっぱり税の滞納よりもむしろ生活に必要な電気だとか水道だとかガスだとか、こういったものが先に、民間ですとすぐ差し押さえ、止められちゃうんですね。ですから、その辺のやっぱり連携が必要だなということを感じています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。ほかにご意見の方は、挙手にてお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 先ほど通告によらない質疑をさせてもらったんですけどもね。外国人の土地の関係なんですけれども、今菊川市に在住している外国人というのは、やっぱり所得国情というか、いわゆるお金のために来ているかと思うんですが、先ほど言った北海道とか白馬というのは億万長者の方々と、要するに買占め、日本の土地を買い占めるというそういうもので、要するにそこへいわゆる住むところで造ったりなんなりするというこの中で、やはり日本としても外国人に持ってもらう土地の制限、これは絶対必要だと思うんですね。

こういったものの規制が全く今はないわけでありましてね。そういう中において、外国人の土地法の制限というのは、土地法の中に若干あるぐらいのもんです。そういうことだものですから、条件もつけていかないと尖閣諸島、いわゆるそういったものも取られてしまうような、そういうような関係もございますので、何らかの形でそういった条例というか、こういったものをつくりながら、制約していく方法を、国のほうで先にやっていただいて、フォローする条例を基本的に市のほうでつくっていく。規制、制限を加える。そういった方法がこれから望まれるんじゃないかな。

菊川市のほうにそれだけの外国人が来てくれるかどうかは分かりませんよ、裕福な。そういうことだと思うんですけども、でも可能性としてはあるんです。ですので、そういったことをやはりやっていかないといけないんじゃないかなということと、先ほどの1,187人、要

するにこういった人たちが、ほかの税金を払ってくれないということです、それはやっぱり収入を得たならば、やはり税を払うというのは基本でありますので、そういったことは守ってもらいたいなと思うんですよね。そういったことで、また後ほど税の税別に税務課のほうから出てくるかと思うんですけれども、議員の皆さんにいろいろ考えていただくための資料になるかと思うしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は、挙手にてお願いします。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。私の家の近くにも、外国人の方が一軒屋を所得と、買って住んでおられるという話を聞きます。今、財務課の話によると、土地を取得に関して国籍情報がないということで、法務局でしか把握していないということなんですけれども、菊川市の場合、この辺周辺って外国人の方が多いので、多分長期で住まれる、ここに在留される方があれば、そのようなケースというのは、これから増えるんじゃないかというのは想像しますが、お金持ちのだけではなくて、一戸建てを買うという方たちも、家賃を払うのであれば、そのほうがいいんじゃないかという方も、資産としていくというふうに思いますので、ぜひ私も住宅購入の場合の国籍をしっかりと確認してそれで把握をする、市が把握するということが必要だと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 1点、7番、自分からも、外国人の方、うちの地区でも結構家を買って住んでいる方も多いんですけど、役場からそういった情報を、税はちゃんと収めるものですよとか、こちらにとかという理解促進と、あと雇っている会社のほうからもまたそういったことをちゃんと指導していただくような、そういったことをちゃんとしていただければなと私は思いました。

以上です。

ほかにご意見ある方は、よろしいですか。今、意見だと思いますので。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、税務課の予算に関わる審査を終わります。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会に報告させていただきます。

分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時12分

○分科会長（西下敦基君） それでは、会計課、監査員事務局、議会事務局の予算審査を行います。

初めに、落合議会事務局長から順に出席者の紹介をお願いいたします。

○議会事務局長（落合和之君） 議会事務局です。本日、議会事務局出席は私と松下主幹になります。

○分科会長（西下敦基君） 次に、順次、自己紹介と紹介をお願いします。

○監査委員事務局長（椎原佳顕君） 監査委員事務局です。監査委員事務局長の椎原と小池係長が出席しています。お願いします。

○監査委員事務局係長（小池さや君） お願いします。

○分科会長（西下敦基君） すみません、マイクを入れてください。いいですよ、次からお願いします。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計課です。会計課長の長尾と会計係長の永田が出席しております。よろしくお願いいたします。

○会計係長（永田里恵君） お願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。初めに事前通知を提出された委員の質疑から行います。

会計課と議会事務局に事前質疑が出ていますので、事前通知を出された委員の方から質疑をお願いいたします。

まず、会計課のほうで、須藤委員から一問出ていますのでお願いいたします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。2款1項3目財政調整基金費（会計課）の部分で聞きいたします。

説明資料は1ページ、タブレットで3ページとなります。

財政調整基金積立金利子振替分大幅増の要因はということで、90万円余り増額になっているらっしゃるかと思いますが、この理由をお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。財政調整基金積立金利子振替分の大幅増の要因はについてですが、令和5年度に財政調整基金から2億円の債券運用を開始したことによる利金額の増額分であります。

基金の運用から生ずる収益のほうは菊川市財政調整基金条例により歳入歳出予算へ計上し基金へ編入するものと定められております。そのため、今後毎年発生する債券運用による利金額は財政調整基金積立金利子として歳入し、財政調整基金積立金利子振替分として歳出した上で、財政調整基金として積み立てて管理いたします。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） こちらに関して、関連質疑のある方は挙手にてお願いします。よろしいですね。14番。

○14番（松本正幸君） 今、財政の関係で、運用実績ということで答弁を頂きましたけれども、他の資金の運用というものは会計課のほうでやられるんですか。全ての基金、17あると思うんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。委員おっしゃるように、基金のほうですね、今17種類ございまして、会計課のほうで管理はしておりますけれども、基金はそれぞれ目的がございますので、担当課のほうで、そちらをどうしていこうかというか、取り崩すのか、そのまま定期にまたしていくのかとかということは管理しておりますので、そちらのほうで決定したものを会計課のほうで動かすという形になっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。担当課との連携というか、そういったものはどのように取られているのか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） それこそ、今、財政調整基金、その他の基金もそうですけれども、定期で預けている部分がほとんどなんですけれども、1年で満期が参りますので、その際に、今後満期が来ますけれどもどうしますかということで、担当課のほうに確認を取り

まして、また定期にするのか、また崩して何かを使っていくのかというところの確認を取って決めております。

以上でございます。

○14番（松本正幸君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

○14番（松本正幸君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連質問ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2つ目の質問、山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番です。2款1項4目で、会計管理費ということで、役務費の手数料、A T P、アンサーデータポートと言うんですか、前年に比べ1,600万円と大幅な増となっているが、その内容についてご説明。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。

役務費の手数料が大幅増となった内容についてですけれども、こちらは金融機関の税・公金に関わる各種手数料の改定によるもの。当市として金融機関であります静岡銀行への手数料となりますけれども、こちらが大幅増の主な要因、内容となっております。

公金振込には主に指定金融機関が公金振込のほうになっているものですが、令和6年10月以降、これまで銀行間手数料の課されていなかった公金振込のほうが新たに内国為替制度運営費の対象となるため、全国的に振込手数料を負担することになります。

それに附随して、窓口収納手数料と口座振替手数料も改定となります。

この手数料改定による役務費への影響額なんですけれども、こちら令和6年4月からは窓口収納手数料が今まで無料であったものが1件につき60.5円、件数が約、こちらで把握している件数ですので多少前後するかと思いますが、件数が約6万9,000件、金額が417万4,500円の増額。

令和6年10月からですけれども、こちら振込手数料のうち、データ伝送扱いの他行当への振込が現在無料なんですけれども、こちらが1件につき220円。件数が、こちらは概算というか、こちらで確認したものになりますが、約3万7,500件、825万円の増額。

紙依頼書扱いの他行当てが無料から1件につき1,100円、件数が約3,000件と見込んでおりまして330万円の増額となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑がある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、もう 1 件、議会事務局へ質問がありますが、そちらに移らせてもらいます。

質問を隆一議員からお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。1款1項1目の議会情報発信費でございます。需用費が235万6,000円となっておりますが、入札方法についての説明をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合議会事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） ただいま質問がありました内容についてご説明させていただきます。

1款1項1目情報発信費の需用費の予算235万6,000円の内容としましては、議会だよりの作成、それから議員の名刺の作成、写真の撮影・現像の費用がありまして、このうち議会だよりの作成については、議会だよりの発行回数、発行部数、ページ数、それから記載情報の提供方法などを業務の仕様といたしまして、入札参加業者のうちから適当な業者を選定し、指名競争入札を行っております。

令和6年度では、発行回数は通常の4回に加え臨時号の1回で計5回。発行部数は市内全世帯への配布と図書館、施設等への配架を含めて、1号当たり1万5,500部と予定をして入札を行っております。

その他の議員の名刺の作成及び写真の撮影については、業務の発注が5万円未満であるために入札等は行っておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） もう少し具体的にお聞きますが、議会だよりのほうは幾らになっているのかという点と、その予定価格というのは前年度実績でいくのか、あるいは業者に見積りを取ったものか、その辺をお聞きしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合議会事務局長。

○議会事務局長（落合和之君） 議会だよりの発行に係る予算額でございますけども、定例の

4回の発行に関しましては190万余当たりを予定しておりまして、臨時号が32万3,000円ほどというふうに予定をしております。

それぞれ単価が違うか、金額が、定例会はページ数が16ページ、それから臨時号につきましては8ページということで、ページ数も違うものですが、年間で幾らという形で入札のほうをさせております。

それから……。

〔発言する者あり〕

○議会事務局長（落合和之君） はい、すみません。現在予算化してある金額につきましては、毎年度予算の入力というか、予算の要求の時点におきまして大体毎年入札をしていただいている、参加している業者のほうから見積りを取りまして、その中のうちで参考という形で見積もっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○16番（横山隆一君） ありません、はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で事前通知による質疑を終了します。

その他に、会計課、監査委員事務局、議会事務局の予算について質疑のある委員は挙手にてお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 株を……。

○分科会長（西下敦基君） マイクを。17番、マイクを。

○17番（山下 修君） 17番。株の保有で、それを扱っているのは会計課でよろしかったですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。株のほうも管理というか……。

〔「運用」と呼ぶ者あり〕

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計課のほうで、はい。管理のほうをしております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 皆さんご存じのとおり4万円を超えたということで、どこの株を持

っとるか、ちょっと知りませんが、どこの株を持っているんですか。

○分科会長（西下敦基君） 補正で、この前やりましたけど、日本なんだか銀行とか。回答できますか。

金額も言っていて。いい。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 補正で言っていたんです。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） この前、答弁は頂いているんですよ。最近質問した覚えがあつて。何百万何百万というのはもらったはずなんですよ。

〔「記憶喪失」「ごさいません」「3億5,000万あれだが、要するに元金を。この令和4年度の基金運用状況の中ではそういうふうに出ているけど。それで25億9,500」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

〔「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

〔「一般株を買うということじゃないんで」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） すみません、出てきましたけど。

〔発言する者あり〕

〔「出てきました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） お待たせいたしました。会計管理者でございます。

株券のほうですけれども、みずほフィナンシャルグループ、あと日本銀行、あとしずおかフィナンシャルグループ、あと東京電力でございます。

以上でございます。

〔「東京電力」「全部何かあんまり経営状況のほう芳しくないところばかり」「そうですね、もう」「売らないほうがいいですね、分かりました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） すみません。7番ですが、すみません、前の、令和元年度の第7号の補正予算のときに、5年、10年のもので、静岡県公募公債、10年もの、5年ものど

というのがあったけど、それから、また変わったということによろしいでしょうか。

答弁求めます。長尾会計管理者。

○会計管理者（長尾麻理子君） 会計管理者でございます。そちら購入したものは債券になりまして、これは静岡県債のほうの債券を購入したということで、株とはまた別物になっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、この会計課と監査事務局と議会事務局で質疑がある人はお願いします。よろしいでしょうか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 事務局で。

〔「いえ、監査委員」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 事務局で、はい。じゃあ、6番。

○6番（須藤有紀君） ごめんなさい。6番 須藤です。大変細かい点で恐縮なんですけれども、説明資料13ページ、タブレット15ページの2款6項1目監査事務費の中で、旅費に関して、旅費と費用弁償のところで、対象職員の人数は変わらないんですけれども、額がほぼ半分になっておりまして、これは研修会や研究会の参加回数の変更によるものか。この半分ほどの減額の理由をお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。椎原監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（椎原佳顕君） すみません。ご質問あった旅費と費用弁償の関係ですが、毎年全国と東海地区、静岡県内で視察研修を行っています。毎年研修箇所が変わりますので、研修地が。旅費の関係で、例えば令和5年は秋田に研修部に行っていたものが、今回は三重になるとか。富山で研修に行っていたものが、今度は静岡市になるとかということがありますので、その関係で半額になりました。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですね、これで。

以上で質疑を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、私が先ほどの請負業務ですか、情報発信費について金額の確認等をさせてもらったんですけど、これ全般に入札等において言えることだと思うんですけど、入札によって、入札の業務、対象業務によって金額のばらつきが非常に大きいものがあるんですね。

例えばコンサル業務とか、設計業務あるいは情報機器ですね、そうしたものの導入とか、あるいは建物の、この前もありました、建物の解体とか、もう金額差が物すごい大きく出るのでですね。

議会だよりの先ほど言った190何万と言っていましたけども、私も以前は役所の仕事もさせてもらったりもしていましたけども、役所の仕事をすると、要するに利益が出ないと。赤字になっちゃうよという、そういったような競争が一般競争入札の場合、見られるんですね。これというのは、土木業務も含めて建設も含めてですけど、やはり適正価格で請負をすることが非常に重要だというふうに私は考えています。

相手は適正価格で受注してもらうことによって、やはり先ほども申し上げたとおり、公正な納税をしてもらって、そうした循環をさせる。そうしたことは、私は非常に重要だと思ったものですから聞いたんですけど、今回の議会だよりについても、設計価格が仮に、予定価格が仮にあったら、最低の、制限価格、何だっけ。

〔「制限価格」と呼ぶ者あり〕

○16番（横山隆一君） というのを設定をして、予定価格を下回らない金額の受注というのを発注というのをやるべきだなというふうに私は思っています。

入札についてですか、以上です。

○分科会長（西下敦基君） ご意見のある方は挙手をお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。今の入札の関係なんですけれども、本来、横山議員が言うように、予定価格、最低価格というの設けないほうがいいと思うんです。いわゆる競争の原理、こういったものの働きを見るためにもいいと思うし、やっぱり何で、ほんじゃあ設計をするんだということになります。適正な設計によって発注する。それが本来の姿じゃないかなと私もそれは思っているんですけれども、やっぱり今まで公的ないわゆる入札方法、これは予定価格があり、あくまでも最低価格を設けるということになっている。今、最低価格はあまり設けてないのかもしれませんが、20%、80%で設けるようになっているんですけど、やっぱり適正な設計をすることが本来形じゃないかなと思いますんで、それもある程度押し通すほうがいいんじゃないかな、そういうふうに思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。会計課と議会事務局と監査委員事務局ですけど、もしそれに沿った意見があればお願いします。

〔「基金の運用じゃろ。言わん。どれか。さっき言ったじゃない。結構出てる。通常の定期じゃあ、おまえ、ほん僅かな金額」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） できれば、挙手にてご意見をお願いします。

〔発言する者あり〕

〔「ここにも運用の出ているけどね」「今、売ればね」「財調しかあんまりやってないみたいな感じね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ……。

〔「手を挙げて」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、なしで終わってしまいますけど。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

〔「言やあいいじゃん。同じ人ばかりじゃ悪い」「じゃあ、一言」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 8番。

○8番（鈴木直博君） 株の運用なんですけど、いいときはいいんですが、悪いときはそれだけ損害を……。

〔「そうだね」と呼ぶ者あり〕

○8番（鈴木直博君） それを管理者だけに任せるとするのは、それはその辺だけはかわいそうだなと。それか、ある程度の幅を持って、このぐらいだったら、もう損してもいいなというような金額で運用する。今そうなってんですかね。借金してやるわけじゃないもんだから、全部なくなったって、どうってことないってことですけど、ある程度、日常でどんどんどん変わっていくわけですけど、ですから危険を伴ったばくちみたいなもので、もうかるときはええですが、そうでないときは、管理者も大変だと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ある方はいらっしゃいますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

財調整基金のところで、98万円の増収というところで、非常にいい取組だなということは感じました。

市としても、正当な手段で、もし税収を上げる方法があるのであれば、こうした取組を進めていただいて、増収に向かっていっていただけたらなということを感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。

〔「先輩、補足してください」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、以上で、会計課、監査員事務局、議会事務局の予算に係る審査を終わります。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては正副分科会長に一任願います。

以上で、本日予定しておりました予算の審査を終了いたしました。

明日は、総務部、消防本部、生活環境部の予算審査が予定されていますので、8時30分までにご参集ください。

これをもって散会といたします。お疲れさまでした。

副委員長……。

〔「ない」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、挨拶がないんで、じゃあ、互礼を。

○議会事務局（瀬々 椋太郎君） 互礼をもって終了したいと思います。相互に礼。

〔起立・礼〕

閉会 午後 2時38分

開会 午前 8時25分

○議会事務局（瀬々 君） それでは、これより会議を始めます。互礼をもって始めたいと思いますので、ご起立ください。相互に礼。ご着席ください。

分科会長よりご挨拶をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 改めまして、おはようございます。今日は審議2日目ということで、消防本部と下水道、水道課となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、始めたいと思います。

○議会事務局（瀬々 君） ありがとうございます。それでは、ここから先の進行につきましても、分科会長お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） ただいまから、一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会を開会いたします。

昨日に引き続き、一般会計予算決算特別委員会に付託されました議案第20号 令和6年度菊川市一般会計予算の審査を行います。

初めに、総務部の審査を行います。佐藤総務部長、所管する課名等を述べてください。佐藤部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長でございます。改めまして、おはようございます。

本日、午前中は総務部の予算審査、よろしくお願いいたします。

本日は、最初に市長公室という、令和6年に新たに組織をされます部署の審査をお願いいたします。

本年度、令和5年度につきましては、秘書室と営業戦略課に分かれてございます。令和6年度はその1室1課が一つの室になりましたので、本日は、企画財政部の部長と営業戦略課、課長、係長が出席をしておりますので、よろしくお願いいたします。その後、総務課、地域支援課と続けてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに、事前通知を提出された委員から挙手のうえ、事前通知に従って質疑を行ってくださいということで、1つ目が鈴木直博委員からです。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木直博です。説明書の2ページなんですが、総務費、11節報酬、表彰審査委員の人選と表彰者の選定基準は、SNS発信用スマートフォンの詳細はということでお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀室長。

○秘書室長（赤堀景介君） 秘書室長でございます。鈴木委員の質問にお答えさせていただきます。

表彰審査委員の人選につきましては、菊川市の表彰条例及び菊川市表彰候補者の選考要領に基づき行っております。

具体的に申し上げますと、幅広い分野で表彰を行いたいことから、教育委員のうちお一人、また連合自治会長、商工会長、民生児童委員の会長を市長が委嘱をしております。また、表彰者の選定基準でございますが、こちらも菊川市の表彰条例及び菊川市表彰候補者選考要覧に基づきまして、功労分野に応じ、基準年数を超えて、当該功労に係る活動に携わった方から、市の功労に寄与し、また市行政の進展に特に功績があったものとして表彰をさせていただいております。

基準の年数でございますが、功労の各分野や該当の職によっても異なりますが、おおむね8年から20年ということになってございます。

また、市の応益のために多額の財産を寄附された方も対象となります。その基準は、個人は300万円以上、団体が500万円以上の現品または評価額の物品となります。

次に、SNS発信用スマートフォンの詳細でございますが、こちらは市長の公務状況についてSNSを通じて効率よく効果的に情報発信を行うことなどを主な目的として導入をするものでございます。

スマートフォンは、大きくiPhoneとAndroidの2つに分かれていますが、Androidのほうが様々なメーカーから発売されており、選択肢も豊富でございますので、その中から価格と性能のバランスが取れた中級機種のもを導入したいと考えております。

また、スマートフォンということで、タブレットやパソコンよりも持ち運びに優れており、すぐに使えるというユニットも多種で、広報用の動画撮影などにも活用をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。8番です。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。表彰の件なんですけど、懸賞といいますか、表彰状とあと懸賞品等の、例えば金額がどのくらいのものを、いくらからいくらぐらいということ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀室長。

○秘書室長（赤堀景介君） 秘書室長でございます。表彰者の方々につきましては、市からの表彰状と、あといわゆる、お金でいうと数千円ぐらいのものになるんですけども、記念品ということでお盆、何年何月菊川表彰と印字したものを記念ということで贈呈をさせていただいております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。関連質疑のある方は挙手にてお願いします。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。スマートフォンなんですけれども、今まで3年強、長谷川市長のもとで情報発信、かなり強化されてやってこられたと思うんですが、ここに来て購入される理由、私のイメージですと複数人が市長のアカウントとか市の広報とか担当されているようにお見受けするので、1つのアカウントをそれぞれのデバイスで共有する形のほうがやりやすいんじゃないかなというイメージを抱いているんですけども、ここでスマートフォンを購入されるのはどういう背景があるんですか、お伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀室長。

○秘書室長（赤堀景介君） 秘書室長でございます。スマートフォンを今のタイミングで導入ということなんですけども、現状、既に市長をはじめSNSでいろいろ発信をしているんですけども、その中で場合によっては市長が自分で発信をするんですけど、なかなか写真とかをさすがに撮ることができないものですから、広報とか秘書が随行したもの、あるいは担当部署が随行で行ったものが写真を撮って、秘書のところにいろんな写真とかSNSを使ってお送りをさせていただいております。

場合によっては、やっぱり個人の携帯を使ったケースも実際としてあるものですから、その中で、できれば公用のスマホを用いて、そちらで市長のところに写真を撮ったら恐らく残るでしょうから、また後は、市の当然公的なSNSについては市のほうで挙げておりまして、それについては、パソコンですとか、今は営業戦略が使っているタブレット、使ってアップをしているんですけども、公用のスマートフォンを持っていれば、上げることも可能にな

りますので、職員の負担というか個人のものを使うことをちょっと減らすですとか、あとよりスムーズに情報発信を行うということが出来るかなというところで、新たに、導入をしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。関連質疑のある方は挙手にてお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） 表彰規定で継続日数8年から20年とございますけど、今、成り手が、いろんな部分で成り手が募集してもなかなかないというところで、継続の年数を短くするか、そういうご検討はされておられませんか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。赤堀室長。

○秘書室長（赤堀景介君） 秘書室長でございます。表彰審査委員会、もしくは連合自治会の方がご相談する中に、やっぱり地域の中で汗をかいていただいている貢献者の方を表彰をしたいということで、そういった基準の年数についても、ちょっとご質問というか、ご意見をいただくこともございます。

それについてもちょっと検討をするんですけども、やはりなかなか継続する中で、過去一応15年やったものを、今までならこの人が表彰できたのに表彰をされないで終わってしまって、こちらの方を表彰するというと、なかなかちょっとそこの部分も難しいというところもございまして、たちまち全国の大きな中で基準が変わってくればそれに即してということもあると思うんですけども、現地の中の継続性という部分もありまして、なかなかそこを見直すという具体的などころまでには至っていないというような状況でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 過去の方ということもあるんでしょうけど、ただ、今現状、仕事を持ちながらやられるという方も増えていますんで、そういう点を加味しますと、期間を短くしてもいいかと思えますんで、ご検討をよろしくお願いします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁はいいですね。関連質疑のある方は挙手にてお願いします。

なければ、2番目の質問を私からさせていただきます。2款1項2目広報広聴費、説明資料で4ページです。内容としては、印刷製本費が増額されている要因についてお伺いします。

答弁を求めます。渡邊営業戦略課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。印刷製本費が増額されている要因はについてですが、こちらは年12回発行する広報菊川と年1回発行するくらしの便利帳の印刷製本並びに広報取材写真のプリントに係る経費となります。

積算につきましては、広報紙の関係ですが、昨年12月議会において債務負担行為の決定額を設定した際にも分科会で答弁させていただいたところですが、過去の広報菊川の印刷製本業務を受託したことのある業者3社から徴収した見積りを参考に限度額を設定しておりまして、当初予算においても増額を予算計上したものでございます。

見積り調書をしたときに、3社とも昨年度より金額が上昇していたため確認を行いましたところ、昨今の原材料費の高騰などで政策に係るポストが上昇しており、見積金額も上昇しているとのことであります。

併せまして、廃部希望世帯数の増加等により、印刷部数を各100部増やし、広報菊川を1万5,900部から1万6,000部に、くらしの便利帳を1万5,600部から1万5,700部としたことから増額となったものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたので、再質疑の必要はございません。関連質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

なければ、3つ目の質問、松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番 松本です。説明資料のほうは6ページになりますけれども、菊川市魅力発信事業、今回については、合併20周年ということで、PR事業、10事業の中の一つとして、動画コンテスト、この動画コンテストの選択肢からいうと、事業の効果、また審査員の選定基準、こういったものをお伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。まず、合併20周年に動画コンテストを選択した理由と事業の効果はについてですが、動画は、文字や写真よりも使えられる状況が多く、気軽に情報を得られるツールとして年代を問わず活用する人が多いという状況でございます。

また、スマートフォンで誰でも気軽に動画を撮影できる時代となりましたので、動画コンテストもプロだけではなく、幅広い人たちが参加できるものとなっていると考えております。

その状況を踏まえまして、今回、市制20周年を記念して動画コンテストを開催することといたしました。菊川市の風景やイベント、食など、応募者それぞれが感じるお気に入りの菊

川の動画を広く募集する予定でございまして、市民の皆さんが住んでいるからこそ感じる菊川の魅力を動画で表現していただくことで、地域への関心、愛着を育むきっかけとしまして、また市外の皆さんには菊川を訪れるきっかけや菊川のお店、観光スポットを知っていただく機会となればと考えております。

入賞作品は、市ホームページの掲載や公式SNSでの発信、その他様々なプロモーションで活用させていただきまして、市内外に菊川の魅力を発信していきたいと考えております。

次に、審査員の選定基準につきましては、動画コンテストの実施に合わせまして、菊川市出身のインフルエンサーによる市民向け動画講座の開催を計画しておりますので、講師の2人には審査に加わっていただく予定です。

その他、高校生や大学生など動画をよく視聴する若い世代や観光や茶業、広報の関係者等による審査を予定しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。事業概要のほうに書かれているんですけども、市内の魅力を市内外に伝わるよう、戦略的、効果的なPR活動を行うというようなものが書かれているんですけども、先ほど、説明の中にあつた効果的な活用をするというようなこともあつたんですけども、どのようなことを基本的に指しているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。書かれている部分で。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。効果的なPRというところだと、まず動画というところが今、非常に多く皆さんに活用いただいているというところがありますので、その動画を使って菊川市の魅力を皆さんに撮っていただいて、皆さんの市民目線であつたり、市外の方の目線というところで予算を取っていただく。それで、こちらのほうもPR素材として使わせていただく。そういったところで、市がすごくお金をかけてプロの業者さんに頼むというよりも、そういった目線での映像というところを出すことによって、効果的に出していきたい、そういうふうを考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。本題的に目的を明確にして、正しく伝えるというのが本来の形であるかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、募集が4月で決定が1月、長いですね。そういった点の、いわゆるスケジュール的なことというものを少しお伺いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。現在、計画しているスケジュールなんですけれども、4月に入りましたら募集を開始するようにしたいと考えております。募集期間は11月ごろまでとちょっと長い期間を取りたいと考えております。その理由としましては、やはり、四季の風景、春でしたらお茶の景色であったり、秋であるとお祭りですとか四季の景色をいろいろなところで撮っていただきたい、そういった思いがありますので、なるべく11月ぐらいまで募集して、12月に審査、それから1月の、できれば17日に合併の日、このときに発表という流れで持っていきたい。そんな考えで、そのようなスケジュールを今、考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑のある方は挙手にてお願いします。よろしいですか。市長公室全体の中で質問をしたい場合は、この事前質疑が終わってからお願いいたします。

ということで3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。4つ目の質問です。報償費の中で、現地案内の実施に関わる協力者とは具体的にどのようなものか。また、現地案内の広報についてお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。報償費で現地案内の実施に係る協力者とは具体的にどのような方か、また、案内方法はについてですが、移住、定住を進めるための取組として、現在、移住を検討している方を対象に、菊川での暮らしを体感していただく菊川暮らし案内を実施しております。

案内方法につきましては、子育て、教育環境、住まい、企業、農業など参加者のニーズに合わせて提案したコースを1日1組限定で担当職員がマンツーマンでご案内しております。

また、実施に係る協力者につきましては、先輩移住者や農業従事者、市民活動実践者等を想定しております。参加者の希望に応じて協力者のご自宅や職場、活動拠点を訪問させていただき、直接お話を聞いたり作業を体感していただいたりするほか、市内の案内に同行させていただいたりすることを想定しておりまして、ご協力いただいた方に謝礼をお支払いするものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） では、案内者というか、対象のお宅を見せるということで、複数の箇所を準備をしておくということでしょうか、事前に。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。その参加者の方のどのようなところを希望するかというところにもあるんですけども、状況によりましては2か所回ったりますとか、そこでそれぞれ協力者がいたりというところもあろうかと考えます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。なければ、関連質疑でございますから。

私から1点、自分から。これって、何人ぐらいを想定しているのかお伺いします。

答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。こちらは、2万2,000円の予算の内訳ですけども、現在、考えているのは、4時間未満の方につきましては1回3,000円、4時間から8時間の方には5,000円というところで考えておりまして、5,000円の方が2回、3,000円の方が4回分、そういったところを想定しております。

それから、ごめんなさい、4時間未満と申しましたけれども、4時間以下というところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。6人ぐらい来る方を想定しているということでしょうか、分かりました。私からは以上です。

関連質疑ございますか。なければ、同じところで別の質問がありますか。松本委員、伺っていないですね。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。同じ移住定住交流推進事業費というところで質疑をさせていただきます。

新たに地方の就職学生支援事業費補助制度、こういったものが創設をされました。本事業の対象者を創設した理由、それから広報、周知ですね。基本的にどのように行うのか、お伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。新たに地方就職学生支援事業費補助制度が創設されたら、本事業の対象者と創設した理由はについてですが、本事業は、東京圏、埼玉、千葉、東京、神奈川の大学を卒業する学生に菊川市内への移住を伴う県内への就職を支援するために実施するものでございます。

創設した理由につきましては、国が地方創生移住支援事業を拡充しまして、若者の地方移住に対する支援強化として、新たに令和6年度から開始することから、本市においても制度を活用し、本市出身などの東京圏の学生に本市への移住を促していきたいと考え、創設したものでございます。

対象者につきましては、東京都内の本部がある東京県内のキャンパスに通う大学生です。卒業年次において東京圏内に継続して在住していること、地方企業への就職が内定していること、移住する意思を有していること等が要件となりまして、来年の春、令和7年春に4年生大学を卒業予定の学生から適応となります。

また、交通費支援を受けた学生がその後、実際に就職をして地方移住をする場合、移転費への支援を令和7年度に実施する予定となっており、詳細は今後、国から示されることになります。

それから、広報はどのように行うかにつきましては、市ホームページの掲載や公式SNSでの情報発信等に加えまして、就労支援を担当する商工観光課と連携し、対象となる学生や保護者の皆さま等への周知に努めてまいります。

また、産業支援センターENGAWAのセンターを訪れる学生等へも情報提供となって制度の活用を図ってまいります。

それから、はたちの集いが大学3年生の年に皆さん集まるということで、そのときにも写真を配付して周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今、国の制度なもので仕方がないかと思うんですけれども、学生のみということではなかったけれども、先ほど、連携をしたいということでありまして、産業支援センターとの連携をしたいと、そういうことであるものですから、実質的にUターンとかIターンとかJターンっていうものがありますよね。基本的に浜松なんか取り入れをして、そういった対象者を広げているということがありますので、今後、やっぱり考えるっていうことになれば、産業支援センターとリンクしながらこういった事業の環境

を拡充するような形のほうが望ましいんじゃないかなと思いますんで、その考え方について
お伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。確かに産業支援センターができて、そこにも学生の皆さんにも利用していただいて、居場所となっていただけであればというふうに考えておりますので、そこで、具体的に何をやるというところが、今申し上げることができませんけれども、そういった移住、Uターン、Iターンをするような気持ちにといいますか、そういったところに意識を向いていくために、そういった移住とか菊川のよさというところが、そういったところを意識したイベントなりPR、ちょっと具体的に何をというのとは申し上げられませんが、産業支援センターのほうとそういった視点で何かできないかというところは相談してまいりたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） 先ほどちょっと漏れているかと思うんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） 周知の方法、先ほど、この事業の周知方法、それをどのように行うのか説明をお願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。周知につきましては、先ほど申し上げました、ホームページの掲載であったりSNSの情報発信、そういったものも行っていきたいと思いますので、当然ですけれども、それに加えて、東京のほうも移住のセンター、そういったところとも、もちろん連携を図ってまいりたいと思います。

また、県のほうとも、こちら県内でも事業、ほかの市町でも手を挙げているまちもございますので、そういったところ、県とも連携を図ってPRを進めてまいりたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑よろしいですね。関連質疑のある方は。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番です。確認と言いますか、対象者についてですが、菊川市に住んでいて大学は東京圏に行って、それで就職をするという、そういうことであれば、対象者の中に入るというふうに考えていいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。菊川市出身者というところには限りませんので、菊川市に移住をする意思を有している方が就職にかかった交通費を支援するということになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。関連質疑のある方は。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。今、対象は東京圏だけだというふうになっていたんですが、中京圏とか大阪府は、そっちはだめなんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。本制度につきましては、東京一極集中の助成というところの、その目的がありますので、東京圏に限った制度となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑よろしいですね。関連質疑のある方はお願いします。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。そうしますと、企業とか、大学なんかの、直接、大学の就職とかそういう担当ありますよね。そういうところの働きかけというのはあるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。大学への働きかけにつきましては、国のほうもその対象の大学をリストアップするということも聞いております。当然、その大学のほうにも、またちょっとここは県との連携の話にはなるかと思いますが、働きかけを行っていくということになろうかと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。大学の就職担当といいますと、非常に影響力が学生に対しては強いと、私は思っておりますので、ぜひそこら辺に力を入れていただきたいと思います。これは意見です。

○分科会長（西下敦基君） わかりました。ほかに関連した質疑はありますか。

なければ、次の質問に移ります。6番目を直博委員、お願いします。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。2款1項7目市制20周年記念事業費、9ページになりますが、記念セレモニーの目指す目的、市内を委託先の選定はということをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。記念セレモニーの目指す目的、実施内容、委託先の選定についてですが、本事業は、市制20周年記念事業の締めくくりとなるイベントを開催するもので、令和7年3月23日日曜日に菊川文化会館アエルで開催を予定しております。

目的につきましては、これからの菊川を支えていく市民をはじめ、菊川市のあらゆる人たちと一緒に、これまで町の発展を支えてきた先人に感謝をするとともに、新たな未来へ思いをつなぐことを目的としております。

実施内容につきましては、人にスポットを当てた市民参加型のイベントとして、市内で活躍する団体、個人の皆さんに参加いただき、市制20周年を祝う特別な演出を披露いただくもので、具体的な参加者や演出等は現在、検討を進めている段階です。

また、本事業は、イベントの準備及び運営を効率的に行うため、開催に係る業務を一括で委託するもので、映像機材等の備品の準備、舞台、音響、照明、映像等のスタッフ及びオペレーターの配置、司会者、出演者等の調整、機材や会場装飾等の設営、台本製作、プログラム印刷等の業務を行うものとなります。

委託先の選定につきましては、本業務を実施するに当たってのノウハウや実績があること、市内の様々な個人、団体との連携、協力体制が取れること、柔軟なアイデアや企画力を有している、そういった事業者を選定していきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。ベクトルというんでしょうか、セレモニーを開催するに当たって、こういうことをやりたいんだという市のほうの考え方というんですか、抽象的でもいいんですが、そういったものがあったら教えていただきたいんですが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。方向といいますか、ベクトルといいますか、そういったところになりますけれども、これまでの締めくくりですので、20周年を感謝という気持ちで振り返りながら、今後へ向かって、未来へ向かっていくという、そ

ういったイメージとなれる、そういった思いを感じられるようなイベントにしていきたいというふうに考えております。

今の菊川で活躍する皆さんが主役であって、菊川が魅力である、そういったメッセージ、そういったものもそこで出していけたらというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連質疑ございますか。なければ、同じところでもう一つ質問がありますので、山下委員から最後の質問になります。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。市制20周年記念の全国放送公開収録の内容と目的、またその効果に期待するものということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。市制20周年記念、全国放送公開収録の内容と目的についてですが、こちらは10月27日日曜日、菊川文化会館アエルを会場にNHKのど自慢の公開収録を実施いたします。NHKでは市制施行記念などを機に全国の自治体から公開番組の実施申請を受け付けておりまして、最も実施規模が多いのは、のど自慢と伺っております。なお、2024年度、来年度に県内で実施しているのは菊川市のみの予定でございます。

人気番組でありますのど自慢の放送によりまして、地域の皆さんの歌声とともに、菊川市の魅力を全国に発信し、対外的な認知度を交渉、そういったものを担って実施するものでございます。

また、実施の効果に期待するものにつきましては、先ほど申しましたように、テレビの全国放送により、市外、県外からの認知を獲得するとともに、市民の皆さんや菊川を離れ暮らしている皆さんの菊川への思いを育むなど、地元愛の助成も期待しております。

前回、令和元年度に市制15周年記念事業として実施した際には、1,204組から応募がありまして、予選会へ250組が出場いたしました。市内からも地区のサークルや団体の皆さんが本選出場を目指して練習し、予選会に参加したという話も伺っておりますので、そういった地域コミュニティの活性化にも寄与するものと期待しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 再質問というかあれですけど、15周年で来ていただいて、5年しかたっていないんだけど、そういったとき、NHKではのど自慢を派遣していただけるんで

しょうか。ちょっと思ったんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。我々15周年で開催できておりますので、難しいというところは当初ありました。ほかのいろいろなNHKにも子ども向け番組ですとか、いろいろな公開収録のメニューがございましたので、そちらも併せていろいろ検討をして、申請をしたところなんですけれども、これの、NHKさんのほうからすると、1回会場を利用しているの、要は会場の利用できるできないという条件的なものが分かっているというところがあるようで、そこが選定された理由の一つかなというふうに捉えてはおります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。関連質疑のある方は挙手にてお願いします。よろしいですかね。

以上で、事前の通知による質疑を終了します。

そのほかに市長公室の予算について質疑のある委員は、どこのページのどこからということをお手挙でお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。すみません、通告なしであれなんです、8ページだったかな、魅力発信事業のところ、多分6ページですかね。ここの業務内容のところなんです、営業集約アドバイザー、あるいは市長のトップセールスということなんです、旅費等がここで計上されていますけれども、具体的なその計画っていうんですが、としてはどういうもの、どのようなものがあるかという点が1点。

それと、きくがわ応援大使は、数値目標というんですかね、何年か前ですか、二、三年前にこれやったと思うんですが、この募集状況、現在の状況と募集状況、それとその効果がちょっと見えないような気がするんですが、これについてどうかという点。

それと、この情報発信の中で、業務の中で、市民向け魅力発信講座の開催ということですが、この内容を教えていただきたいと思います。3点です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。一つずつ答弁させていただきます。

アドバイザーの関係ですけれども、こちらは、昨年度からアドバイザーとしてお願いしております鬼石さんのアドバイザーに対するいろいろなアドバイス、相談等に応じていただい

ている関係の報償費でございまして、こちらは月々のものと、あとこちらに直接お越しいただくこともございますので、そちらの交通費のほうは出させていただきます。

それから、トップセールスにつきましては、市長が自ら東京のほうに行って企業を回ったりするところもございますので、そういったところで営業戦略アドバイザーが同行するところにふさわしいと考えるところについては、一緒に同行していただいたりしておりますので、その際に、こちら、市のほうからも一緒にそちらに同行する、そういったところで旅費を予定しておるものでございます。

続きまして、応援大使につきましては少しお待ちください。

〔「数値はとにかく目的だとか効果が見えないというところ」と呼ぶ者あり〕

○営業戦略課長（渡邊真里君） 数字につきましては、今ぱっと出ないんですけれども、人数としましては300人強というところになります。効果としましては、応援大使、それぞれの皆さんがそれぞれのできるスキルを活かしていただいて菊川の魅力を発信していただいたり活動していただいたりというところになりまして、個々それぞれの活動というところになるんですけれども、中には、やはり仕事としていろいろ苦勞をして、例えばPRにすごく立てている方々、動画をつくっていただいたりというところもございますので、そういったところで、そういった応援大使の皆さんの力を借りて、皆さんで魅力を伝えていく、そういったところが効果かなと思います。

また、今年度は、静岡ブルーレヴズさんとも団体で応援大使に登録していただいているということもございましたので、そういった団体での菊川を応援してくれる、そういったところもひとつ効果としてはあるのかなと思っておりますので、そういった団体も含めまして今後、人数を増やしていけるように市は頑張っていきたいなと考えております。

それから、SNSの講座につきましては、こちらにつきましては、先ほど答弁にもありましたように、動画コンテストの開催に当たりまして、市民向けの動画講座を開催する予定でございます。こちらにつきましては、動画コンテストに市民の皆さんも応募できるように動画の撮り方、編集の仕方というところを学んでいただくとか、それで、コンテストに応募していただく、そういうふうな流れになればと思ひまして、来年度の早いうちに、菊川市出身のインフルエンサーの方2人いらっしゃいまして、その若い方なんですけれども、その方にお越しいただいて、自分たちが発信できるような、動画コンテストに応募できるような、そういったところを目指しまして、動画の構成、撮影、編集、投稿までの一連を学べるような

内容としたいというふうに考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。関連質疑ございますか。

山崎係長。

○営業戦略課営業広報係長（山崎 君） 営業広報係長です。登録者数に関しましては、1月末時点で223組339名の方に応募していただいている状況です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですね。

ほかに全体を通して市長公室の皆さんに質問のある方はお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。令和6年度から、要するに市長公室というような形で機構改革がされるということなんですけれども、それについて質疑をさせていただきたいと思います。

市長公室を置いている市、全国でもかなりあります。そういった中で、その役割はいろいろあるかと思うんですけれども、要するに、菊川市の役割、こういったものを少し説明してほしいなということで伺いたいと思いますので、お願いをしたいと思います。市長公室の役割。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。佐藤部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長でございます。以前、全員協議会のほうでも申し上げましたが、やはり、今の市長、長谷川市長、就任されてから3年になりますが、本当にスピード感を持った施策の展開であるとか、広報・情報発信もそうですが、非常に職員に求められるものも多くなっております。

そういう中で、今、我々がこう、私どもと企画財政部が出ているように、今現在、部が分かれる中で秘書室と営業戦略課が連絡、連携しながら、非常に職員、今、頑張ってくれています。

それで、今回、市長公室を一つにしまして、一つの部、一つの室長が全体を広報、営業戦略であり、いわゆる秘書業務ですね、そこを一括して組織としてマネジメントすることによりまして、今、行っているものをさらに高めてまいりたいという思いでございます。

今、松本委員がおっしゃったように、市長公室、名称は違いましたら、いわゆる市長の、トップの考えをスピード感を持って運営化していく施策、事業化していくという組織がかな

り多くの市には持っていますので、私どもも今回の市長公室をつくることによりまして、さらにそうした役割を高めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 市長の考え方はやはり基本だと考えますけれども、この中である交流とかなんかっというような姉妹提携の関係があるかと思います。地域支援課のほうでやられているもの、こういったものなんかも、国際交流を含めて、そこら辺の考え方というのは市長公室のほうに置くべきではないかなと、自分は感じているんですけども、事務文書が基本的に僕らもまだ見ていないような状況でありますので、その辺の考え方を少し教えてほしいなと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。佐藤部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長でございます。

例えば、今一番公表をしている小谷村は、議員さんが一番よくご存知だと思いますけれども、その経緯を申し上げますと、当然、塩の道のつながりの中で、交流が始まったというそういう歴史もある中で、やはり地域の皆様の気持ちで始まった部分が経緯としてはあるものですから、それで地域支援課という地域に一番近いところという部署で担当しております。

一方で、それぞれ交流をしている町はほかにもございますが、それぞれの目的に応じて交流をしている、いわゆる経済的な交流があったりだとか、そういうのがございます。

その中で、今、地域支援課のほうで担当してございますけれども、そこは、同じ市長公室の地域支援課総務で扱いますので、総務部長がおる中で、市長のその考えでそういう地域交流にも生かしていけるような体制にはなるかというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。20周年のセレモニーの件で、先ほどの課長さんのほうから、「夢」というキーワードが出てきたんですが、長谷川市長の「夢」というキーワードが非常に重要視されているみたいです。それから、歌会始、皇居でやる、あれも次の年度のお題っていうんですか、あれも「夢」なんですね。

子ども議会の皆さんの話を聞いていると、非常に菊川市はこうしたい、ああしたいという

そういう夢を提案されておりました。子ども議会だけではなくて、そういうセレモニーを開いて、子どもさんとその中でいいんですが、将来の菊川市の夢っていうものを発表していただくっていう、そういうセレモニーはいいんじゃないかなというふうに僕自身、思っているんですが、その辺はいかがですか。もう余力はありませんか、そういう。

○分科会長（西下敦基君） 渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。

子どもたちに沿った夢というものに関しましては、現在予定しているのは、こども政策課のほうで子どもたちの絵画展示というものを予定しております。こちらは「20年後の私」ということで、そこで募集をして、そういったイベントで展示をしていきたい、そんなふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。そういうイベントを用意していただいているのなら、そのときに同じ会場かなんかでPRというか思いを述べていただく。子ども議会ですと必ずしもたくさんの方が聞いてくれているわけではなくて、会議とかなんかでやっていればできるのではないかなと思っています。いかがですか。

○分科会長（西下敦基君） 少しちょっと予算からちょっとずれてきていますので、これで最後ぐらいにして、答弁をお願いしてよろしいですかね。

○8番（鈴木直博君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。渡邊課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） はい、営業戦略課長です。

今回、絵画を募集しますので、そちらのほうをいろいろなイベント会場で見いただくことで、市民の皆様にも子どもたちの夢というところも、そういった部分を感じてもらえたらなというふうに考えております。

以上です。

○8番（鈴木直博君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 市長公室の中で質問がある方は挙手でお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） ちょっと戻って申し訳ないですが、5番目の松本委員の質問の中でちょっと確認をしたいんですけど、この学生の就活に要した交通費の2分の1支給というところで、原則4年以上在学とあるんですけど、就活、インターシップを含めまして、就活とい

うのは3年でやると思うんですけど、その辺りは、これは4年でないとだめなんですか。

○分科会長（西下敦基君） はい、答弁を求めます。渡辺課長。

○営業戦略課長（渡邊真里君） 営業戦略課長でございます。

こちらは国のほうのルールでいきますと、就職活動に関する規定というものがございまして、6月1日、大学4年生は6月1日ですけれども、6月1日以降の就職活動の解禁で面接があった。そういったところの方のみが対象となるものですから、早々その前に内定を出すとか、そういった方が対象外となる、そういうふうに聞いております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） はい、答弁が終わりました。よろしいですか。

○8番（鈴木直博君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） ほかに何かありますでしょうか。勝浦部長。

○企画財政部長（勝浦敬豊君） 企画財政部長です。

NHKののど自慢のところで、議員からご提案いただきましたので、選考委員会の内訳のところをちょっと、過去にやった事例があつてというところがあつたというようなところで、基本的にNHKさんの判断基準みたいなものは交渉していないので、そのところは、オフレコといいますか、あまり外に出さないように、せっかく選んでいただいて私どもも初めに、5年前にやって、実はその前にもやったことがあつて、現在35市町あれば35年に1回かなと思うのが、5年、10年で2回、3回というふうにやっていただけるのは非常にありがたいことで、NHKのほうにもそういったことで、菊川ばかりというのが逆に皆さんに迷惑がかかるといけないという、ちょっとそういった思いもありますので、そのところはご配慮いただければと思います。

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、よろしいですね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で質疑は終了します。ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

大きくは、魅力発信事業とか移住定住交流促進事業とか、あと市制20周年記念事業なんかについて質問があつたかと思しますので、なければほかでもよろしいですが、ご意見ある委

員は挙手の上、お願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、委員長に言ったとおり、これからの大きな課題とすると、やっぱり人口減少をいかに抑えることができないにしても、少しでも緩和させるというのが方策なんでしょうけど。

静岡県というのは移住定住の上位にランクされているということで、静岡県の中でも菊川市がどうかということになっていくわけなんですけど、ここでも魅力発信業務を菊川市も積極的にやっているんですが、実効性のある移住定住策というのが本当に必要だなと思うんですが、今日の話を聞いた中でも、ここが菊川市の魅力で移住定住につながっていくんだよという、具体的などころが見えないなという気がするんですね。

どこの市町も、当然この課題というのは共通した課題なんで、こぞってそういった戦略を立てているわけですが、非常に難しいなということを感じたところです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） はい、ほかにご意見がある方お願いいたします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。静岡県は移住定住の政策として基本的に4年連続で日本一になっていると、そういうような状況であるんですけども、なぜ人気があるかということなんですけれども、半分は都市空間がある。それから田舎の風景、風情こういったものが半分ずつに分かれている。そういうことで基本的に選ばれているというような理由があるんですけれどもね。

ただ一つ、菊川の状況なんですけれども、あまり入ってない状況にあるんだなということ は分かります。それにはやっぱり働き場所の関係が出てくる話ですね。やっぱり古い人ばかり来てもらっても、あまりいい影響はないとそういうふうに思いますので、やっぱり若者、これから時代を担っていただく方、こういった方々に来ていただくためのいわゆる政策、施策、それを考えた場合、今日も出ていたんですけれども、地方就職学生支援事業費、こういったものの関係が出ていますけれども、これはやっぱり産業支援センターとの共生を含んで、学生のみでなくていろんな支援を考えるべき、そういうふうに自分は考えているんですけれどもね。

実質的にもう少し拡充、いわゆる補助制度の拡充、これは自ら菊川市独自で行っているのは構わんのじゃないかなと思いますよね、産業育成のために。

そういうふうに私は、長くなりまして申し訳ありませんけど、取りあえずこの辺で終わります。

○分科会長（西下敦基君） はい、ほかにご意見のある方は。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。今、松本委員がおっしゃるとおりだと思います。企業とか余市とか様々なことが必要だと思うんですけども、駅北南北自由通路ができまして、大体、駅から静岡、浜松は通勤圏内だと私は思っています、大学生とか学生も。

そうしますと、私の経験で行きますと浜松の北のほうになるとバスなんかも9時ぐらいで終わってしまいますとか、もちろん車で通勤される方もいらっしゃるんですけども、JRというのは12時ぐらいまでやっていますし、交通の利便性で考えれば静岡、浜松の通勤もゆうにできますし、場合によったら名古屋まで新幹線で通っていらっしゃる方もいらっしゃるのです、そういう幅広い観点から移住定住をしていただくアピールというのは、私は大事だと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方はお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。学生の就活の支援ということで、交通支援ということで、これはひとえに大切な生産性のある年齢層ですので重視していただけると。ただ、大事なのはこれ制度があるというPRだと思うんですよ。そこをしっかりといただければ多くの学生さんに、こちらに就活に来ていただいて就職にもつながるということにもなると思っていますので、その辺をお願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。非常にこの3年間というのは市長代わりまして、広報というんですか、魅力発信とかそういったことに積極的に取り組んできたということで、本来の市長公室に格上げて言っているんでしょうかね、そういう形になっているのかなと思います。

ぜひ、積極的に進めて行ってもらいたいと思うのと同時に、私は広報・広聴ですから、市のほうに耳を傾けると、広聴の部分では、また広く市民の意見を聞けるようなそういう体制をとってもらいたい、このように思います。

○分科会長（西下敦基君） はい、ほかにご意見ある方は。はい、8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。短くいきましょう。大学を誘致するというのも一つ手かな、それがここに下宿とかアパートがたくさんこう余っているのもあれば、新しくそういう分野、それによって効果としてこの地域の家庭教師とかそういうような人材を得ることができると、そういうことに対して、また市が援助をするという、そういうことをできるん

じゃないかなということです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） はい、ほかにご意見ある方は。

1点自分から、魅力発信事業ということで動画コンテストをされるということで、これ外注とかですと多分何百万とか何千万とかもしかかかってしまうようなものだと思いますので、市民からそういったものを、市をまた新しい魅力を発揮してもらうとか、そういったものをまた上げてもらって、そういった動画をつけて、それをまた市外に発信していくようなシステム。

議会だと休憩中に菊川の風景が流れているとかするので、そういった動画のやつを流してもらうとか、駅ができたなら駅で流すとか、また小学生部門とか作って、いろんな団体からいろんなジャンルに上げてもらうような努力をしてもらえれば、本当にいい事業になるかなと思いましたので、このまま注視していきたいと思いました。

以上です。他にご意見ある方は。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、市長公室に係る審査を終わります。

ただいま出されましたご意見等をもとに分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成にきましては正副分科会長に一任願います。

以上です。

休憩 午前 9時29分

再開 午前 9時32分

○分科会長（西下敦基君） 続きまして、総務課の予算審査を行います。

初めに、相羽総務課長、出席者の紹介をお願いします。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。本日の出席者ですけれども、私、総務課長の相羽です。よろしくお願いいたします。

契約検査係の主幹兼係長の内田でございます。

○総務課主幹兼契約検査係長（内田 君） 内田です。よろしくお願いします。

○総務課長（相羽康一郎君） 行政系の係長の塚本でございます。

○総務課行政係長（塚本 君） 塚本です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（相羽康一郎君） 人事研修係長の松下でございます。

○総務課人事研修係長（松下 君） 松下です。よろしくお願いします。

○総務課長（相羽康一郎君） 以上、よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに事前通知を提出された委員からお願いいたします。ということで、1つ目を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 1番目、1つ目です。3番 坪井です。

オンライン研修の増加、職員研修負担金の減額により事業費が減額となっているが、研修機会数は増えているかの問いです。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。坪井委員のご質疑にお答えいたします。

職員研修につきましては、開催場所が近い順にやっているところを申し上げますと、市が独自で実施する研修、あと、菊川市、牧之原市、御前崎市の3市で合同で実施する研修、あと、静岡市で開催されます静岡県や静岡縣市町村振興協会主催の研修、それから、名古屋や東京で開催される民間団体の研修、あと、千葉県、滋賀県の地方自治体職員を対象とした公的研修機関での研修がありまして、それぞれに職員を派遣しております。

今回、事業費が減額となっておりますのは、静岡県や静岡縣市町村振興協会主催の研修、民間団体の研修につきましては、オンラインで受講を選択することで、参加にかかる旅費が減額となっていること、あと、1回当たりの負担金の額が大きい遠方で開催される研修について、これまでの研修実績などを踏まえて、参加対象を精査したことによるもので、減額となっております。それ以外の研修につきましては、令和6年度の参加対象研修数は、令和5年度と同程度か増となっており、オンライン研修につきましては、会場の制約が少ないというところで、参加希望者が多く受け入れられている状況にありますので、全体として研修機会が増となっていると言えるような状況になります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） オンライン研修につきましては、今後もオンラインでいくということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。県や市町村振興協会の研修については、研修の実施方法がオンライン研修ということで指定になっています。あと、東京とか名古屋とかで開催される民間団体の研修については、現地といいますか、東京とか名古屋まで足を運んで受けるという方法と、あとはオンラインで受けるという、選択できる研修がありますので、そういったもので選択できる研修については、基本、オンライン研修で受講してもらおうと、そのような対応としているところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） この点に関して、関連質疑がある方は挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、同じところの質問で松本委員から2番目の質問をお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。同じ職員研修費の関係で質問をさせていただきます。ITパスポートの資格取得講座講師謝礼と試験受験手数料が計上されておりますが、資格のメリットと対象者、こういったものをお伺いさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。松本委員の質疑にお答えします。

ITパスポートは、国家試験であります情報処理技術者試験のうちの一つで、ITに関する基礎的な知識を理解できているかが問われ、IT系の国家試験では入門のレベルに当たるものでございます。今回の講座につきましては、本市と包括連携協定を締結しております静岡産業大学に講師の派遣をお願いいたしまして、ITパスポートの試験合格に必要な知識を学ぶことで、仕事で必要となる基本的なIT知識を身につけることを基本としつつ、それぞれの職場における課題をITを活用して解決する思考の方法、そういったものについても学んでいくことを予定しているものでございます。

本講座の受講対象者は、入庁4年目の職員を対象としておりまして、令和6年度は15名の職員が対象となります。今後、継続的に実施していくことで、ITを効果的に活用していくための基礎を身につけたデジタル人材の育成を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますが、14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。この国家試験でありますけれども、経済産業省認定の国家試験ということで伺っておりますけれども、これってかなり早くから始まっているんじゃないですか。恐らく2009年の試験が始めということで、少し調べてみたらあったんですけれども。取組が遅いなという感じがするんですけれども、その考え方についてお伺いをしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。今、松本委員がおっしゃられたとおり、この試験については2009年からということで、結構早い時期からあったところなんですけれども、この時期にやるのは、試験自体はもっと前からあったものですから、始める時期は遅いのではないかとと言われると、そのとおりでございまして、市でもITに関するところ、機構改革でICTの係をDXの推進係と情報の係に分けたりとか、そういう取組の一つの中として、今後、行政のデジタル化とか、そういうところへの対応というのを組織的に進めていかなければならないというところの中で、まず、よその自治体でも取り入れているところがある今回のITパスポートの資格試験、そこを学んでいくところから始めて、より高度な内容を、そこをステップの第1段階として学んでいくような、そういう形で進めていきたいということで、今回、予算計上をさせていただいたものとなります。

以上でございます。

○14番（松本正幸君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 補足説明を。佐藤部長。

○総務部長（佐藤雅巳君） 総務部長でございます。今、総務課長も答えさせていただいたとおりなんです、比較的、ICTであるとか、最近ですとDXという言葉が使われますが、そうした研修は、県であったり市町村振興協会であったり、先ほどの民間団体の研修などがメインとしてありました。私どもは、そこに、そこを担当する部署の職員を中心に派遣をしてまいりましたが、今回、このITパスポートにつきましては、採用4年目の職員は漏れなくということでございますので、若い人間の力、そしてスキルであるとか、ICTに関する姿勢といいますか、そういうものを身につけさせて、将来、その中から役所のDXの中心を担うような人材も出てくると思いますので、そういうものを継続的に行うことによりまして、ITパスポートの取得も重要なんですが、そこに至るプロセスも非常に重要だというふうに思っておりますので、そういうものを継続して行うことによって、役所内全体のICTの

キルアップにつなげてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

すみません、関連質疑で私から1点。資格を取得する方、できなかった方が出てくると思うんですけど、それって処遇に何か影響があるのか。あと、これは絶対取らなきゃいけないものなのか。そこら辺は職員にプレッシャーがかかってくるのかなと思ったんですけど、そういう点について答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。こちらの試験ですけれども、当然、受講するからには合格することを前提としてやっていくことになりますので、それで合格できないということであれば、研修に臨む姿勢としてどうなのかということになりますので、人事評価の中で、そういった点は減点項目といたしますか、そういうところでは、当然、反映されるべきことだと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、試験に合格するための勉強をするということも当然あるんですけれども、その合格をしつつ、ITの技術を使っていろいろなことを解決する手法を学んでいくという、そういうところもありますので、当然、そのところを主に勉強していってもらいたいと思っております。ですが、当然、そういう勉強をすれば合格するのも当然でありますので、ここで合格できなかった場合については、当該職員に1回の受験料については市のほうで負担をいたしますが、それ以降については本人の負担を求めるような形で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。そうすると、これから4年目の方は、ずっとITパスポートを持っていくような感じになってくるということによろしいでしょうか。

答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） そうですね。4年目で研修を受講した職員については、そこでITパスポートの試験に合格した職員を育成していくというふうに考えてございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。関連質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） これは来年度が初めてですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 来年度からなので、来年度が初めてになります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。これは大体50%ぐらいの合格率の資格試験のようですけれども、求めるところはどの程度でしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） この試験を産業大学のほうにお願いするに当たって、産業大学の方と打合せをしたんですが、こちらの試験は、本当に初歩的なもの、一番入門的なものなので、一般の方も受けられる方がいらっしゃるんですけれども、元々、基礎的な知識のある地方公務員の方なら、誰でも普通は合格しますということなので、そこは合格割合100%は、いって当然だというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 5年目以上の方は、どういうふうにされるおつもりですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長でございます。今、5年目以上の職員については、対象となつてこないわけなんですけれども、それ以上の職員についても、別の形といいますか、このITパスポートではないんですけれども、オンライン研修等で、こういったものの知識を学ぶ機会というのはありますので、そういったところで、それ以上の職員については学んでいくというところなんですけれども、ただ、今回、来年度が4年目の職員から始めるということでありますので、来年度の実施状況を見て、それ以上の職員についても対象化とすることがあるかどうかというところは、そこは検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目の質問、須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。2款1項1目文書管理費についてお伺いいたします。説明資料15ページ、タブレットで19ページになります。需用費が約150万円増額されていますけれども、この主な要因をお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。須藤委員の質疑にお答えします。

需用費の主な増額の要因ですけれども、コピー用紙の価格の高騰によるものが大きな要因でございます。いろんな資料を印刷するのに使っているコピー用紙ですけれども、使用量自体は、コロナ禍で業務が増加した中でも、電子化の効果などもありまして、ここ数年、使っている量自体は、ほぼ横ばいで推移をしております。しかしながら、いろんな物価高騰の中で、A4のコピー用紙、1箱500枚入りの5冊分で2,500枚分の単価、1箱当たりの単価なんですけれども、令和3年に1,815円、令和4年に1,925円、本年、令和5年が2,420円と、毎年上がっておりまして、令和6年には2,640円となるような見込みでございます。令和5年度の当初予算の積算時には、1,925円で見込んでいたんですけれども、6年度の当初予算の積算時には2,640円と、約37%の値上がりとなっております、この影響によりまして、需用費の予算が約150万円ほど増額となっているものでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですね。4番目の質問を東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。2款1項1目行政法務費、説明資料27ページです。委託料の昨年度よりの増額理由は、弁護士費用の値上げは今後とも続くのか。令和5年度の相談、助言及び調書作成の委託件数並びに訴訟委託件数を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。東委員の質疑にお答えします。

最初に、委託料のほうの主な増額理由についてですけれども、2点ほどございます。1点目は、全庁内で職員が使用しております法令支援システム使用料の値上がりによるもので、80万1,000円の増額となっております。

2点目は、顧問弁護士の委託に係るもので、訴訟委任契約分の委託料が55万円の増額となっております。

次に、弁護士費用の値上げが継続するののかについてですけれども、令和6年度分の増額は、先ほど説明しました訴訟委任契約に係る増額分となります。令和5年度中に発生した訴訟案

件について、顧問弁護士と訴訟代理人の委任契約をし、手続を進めているところですが、令和6年度への継続案件となったため、再度、訴訟委任契約を締結したことにより、費用が増額となったものでございます。この訴訟手続が終了すれば、増額分の計上はなくなるものです。

次に、令和5年度の相談等の状況についてですが、これまでに相談案件が13件、相談・助言回答件数が18回、調書等の作成実績はなく、訴訟委任の件数が1件となります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。弁護士の訴訟代理費用、これというのは、今、何件くらい考えておられるのですか。6年度で。顧問弁護士の費用と訴訟代理の費用は別ですね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 訴訟の代理人の委任契約は、6年度で1件。今、継続しているのは1件のみでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 分らないかもしれませんが、予定ではいつ頃終わるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。塚本係長。

○総務課行政係長（塚本 君） 塚本でございます。実際には、訴訟の（ ）のほうは、現場のほうは担当課であります企画政策課と建設課のほうで対応しておりまして、詳しいことは分かりかねますけれども、自分が報告を聞いている限りでは、今年度、8月に口頭弁論をスタートいたしまして、今、4回ほど口頭弁論を行っております。来年度の4月11日に5回目の口頭弁論が予定されておりまして、弁護士の先生曰く、4月11日で、ある程度、終結を迎えられるのではないかという、確定的なことではございませんけれども、かなり終盤のところまで来ているように聞いております。

以上です。

○8番（鈴木直博君） 分かりました。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございませんね。関連質疑のある方

は挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。では、5問目の質問を陽仁委員からお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 2款4項97目市長及び市議会議員選挙費、タブレット40ページ。選挙広報について、市ホームページやSNS、菊川駅などへ掲載方針を伺う。無投票選挙となった場合の選挙広報の扱い方針を伺うということで。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。横山陽仁委員の質疑にお答えします。選挙広報の配付、周知等につきましては、これまで新聞折込による各世帯への配付、市の庁舎・地区センターなどへの配架、市ホームページへの掲載、希望者への個別輸送等により実施をしております。

ご質問にあります菊川駅への配架につきましては、JR側の意向により、実施が困難ですが、多くの市民の方に見ていただけるよう、SNSを活用し、市ホームページの選挙広報のページへ誘導を促進するとともに、市内各所にありますセブンイレブンへの配架に向けて、今、セブンイレブンさんのほうと協議をしているところでございます。

無投票となった場合の選挙広報につきましては、公職選挙法第171条及び条例の規定により、発行の手続を中止することとなっておりますので、この場合は作成はいたしません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○11番（横山陽仁君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6番目の質問は取下げになっていますので、その次に行きます。7番目の質問を、また陽仁委員からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 6款1項2目職員給与費（農林課）、58ページ。これは2人工程度の減少なんですけれども、農林課でどういう事業、仕事が不要となって減ったのかということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。横山陽仁委員の質疑にお答えします。

職員給与費につきましては、当初予算の編成の時点では、各部署に配置される職員の人数や年齢構成等は、まだ人事異動が決まっていないので定まっていない状況にあるため、令和5年度の職員配置をベースに、予算のほうを計上しております。

農林課は、前年度の令和4年度から全体の職員数自体は変わっておりませんが、令和5年度に新たに配置となった職員が、再任用の短時間勤務職員や若手職員に配置替えになったことによりまして、職員1人当たりの単価が下がったといえますか、そういうことで約570万円の減額となったものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、8番目の質問を東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。7款1項1目職員給与費、説明資料61ページ。産業支援センターに配置する職員の人数及び役職を伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。東の質問にお答えします。

産業支援センターには、課長級の職員1名、あと係長級の職員1名、それから主任主査以下の職員の一般職1名の計3名の配置を予定しておりまして、3名分の給与費を計上させていただいております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） そうしたら、9番目の質問、また横山陽仁委員からお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 8款4項1目の職員給与費（都市計画課）、65ページです。18節というのが去年登場してきたんですけれども、去年の最初の当初予算には載っていたんですけれども、今年からこれは不要になったのはなぜかということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。横山陽仁委員の質疑にお答えします。

令和５年度は都市計画課に県からの技術派遣の職員を配置しておりまして、技術派遣の職員の給与は県から支給されて、その給与費の相当額を市が負担金として県に納付するというような形を取っていたため、18節のほうに、その負担金を計上しておりました。

令和６年度につきましては、県からの技術派遣という形ではなくて、県の職員を市の職員に身分替えして、市から直接給与を支払うという割愛という制度によりまして、その職員を菊川市に送ってもらうよう県に対して要望していることから、負担金の計上はなくなったというものとなります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番です。ということは、この方は市の職員になるという形ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。誰かということは、まだ県の人事異動も出ていないものですから、今、申し上げられないんですけれども、県のほうに職員を派遣してもらって、その派遣してもらう職員は、県の職員から市の職員に身分替えをして配置すると、そのような考えでいくということになります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○11番（横山陽仁君） ないです。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の10番目を私から。9款1項4目職員給与費（災害対策・水防費）ということで、内容として、一般財源から災害対策費用保険金へと変更されているが、災害があったときは保険金から手当てがされるということなのか。また、保険金額は、どの程度であるのか、お伺いします。

答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。西下委員の質疑にお答えします。

こちらの保険ですけれども、令和５年度から災害対策費用保険に加入をしておりまして、令和６年度は、令和５年度よりも、より支払金額の高いプランへの加入をしておりまして、

その加入にかかる費用については2款1項12目、事業番号1番の諸費に予算のほうを計上しております。この保険は、大雨等によりまして、高齢者等避難、または避難指示を発令した際にかかった費用が保険金として支給されるもので、職員の時間外勤手当もその対象となります。この災害対策・水防費の予算科目から時間外勤手当を支払うことになる場合というものにつきましては、災害対策本部を設置し、高齢者等避難、または避難指示を発令する規模の災害が発生している状況を想定して予算措置はしているということから、当該時間外勤手当の財源として保険金を充当しているというものでございます。

また、保険金の額でございますけれども、高齢者等避難の指示の場合は、かかった費用の50%、避難指示の場合は100%で、1事故といいますか、1回当たりの支払い限度額は300万円。年間の支払い限度額は1,500万円となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑させていただきますが、保険金が諸収入で180万となっておりますが、これって、災害、大雨が3回、4回とかあったら、上限のほうまでいったりとか、大分、変動が考えられるということではよろしいでしょうか。

答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。災害の対応によって、職員がどれだけ待機というか、実際に出ているかというところで変動がございますので、そこは大雨等の発生状況によって、保険金の対象となる額も変動するということになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。あと、ちょっと分からなかったのが、ほかのところで諸費で入っているということで、この保険金額の年額、高いプランの金額は幾らでよろしいでしょうか。

答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。諸費のところの保険料の金額なんですけれども、本年度は99万円だったんですけども、令和6年度については207万2,000円が保険料の金額となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。微妙な上がり。答弁をいただきました。私からは再質問はございません。関連質疑のある方は、2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。ちょっと教えてください。今、能登半島地震のほうに

職員を派遣されていると思うんですけども、その方たちは対象にはならないんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。これは菊川市で大雨等があつて、それで避難指示または高齢者等避難を発令された場合ということなので、被災地に派遣している職員については保険の対象にはならないです。ただ、特別交付税とか、そういうところの措置がありますので、何らかの形で、国から財源補填といいますか、そういうものの対象にはなります。以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございませんか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。高齢者でレベル3だと思うんですけども、避難指示ですとレベル5の避難指示になると思いますけれども、レベル3については、市内全域が入ると思うんですが、レベル5に関しては、自治会単位で地域ごとになるはずなので、その辺りはどういうふうな扱いになるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。松下係長。

○総務課人事研修係長（松下 君） 人事研修係長でございます。例えば、一部の地域だけ出たという場合にも、そのところだけではなくて、菊川市内の一部でも出ていれば、そののかかった費用全体が保険の対象という形になっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はよろしいですか。

あと1点、自分から確認で、今、大雨等と言われたんだけど、これは大地震とかっていうのも当てはまるということよろしいでしょうか。確認です。

答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。こちらについては、地震については補償の対象とはなりません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ほかに関連質疑とかがある方はお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、11番の陽仁委員からお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。10款7項1目の職員給与費（認定こども園）、78

ページ。給与費増の理由を教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。横山陽仁委員の質疑にお答えします。

こちらの認定こども園の職員給与費でございますけれども、令和5年度は、おおぞら認定こども園の職員2名が、年間を通じて育児休業を取得していたため、当該職員の給与を予算計上しておりませんでした。その2名の職員は、令和6年度の4月と5月にそれぞれ復職を予定していることから、令和6年度については、その2名分の給与についても予算計上をしたため、おおぞら認定こども園の給与費が増加となったものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。もし分かれば、正規職員、年度任用、あとほか、この3種類で、今、何人いるか分かりますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めますが、もし分からなければ後でということでもよろしいですか。

○11番（横山陽仁君） いいですよ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。すみません、今、すぐに明確な数字がお答えできないので、改めてお答えさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） これについて関連質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で事前通知による質疑を終了します。

その他、総務課の予算について質問のある方は、場所とかをはっきりと言って質問をお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、事前通知じゃなくて申し訳ないですが、タブレットの30ページですが、入札の契約総務費ですが、ここで契約、入札についてですけれども、菊川市では市内業者の活用促進というところがありますよね。市内に本店を置くもの、あるいは営業所があるわけですけど、さきのこども園の契約において、共同企業体による契約が行われました。そのときに、もしこういった活用促進という規則があるのであれば、何で菊川市内に本店を置く業者が契約できなかったのかというのがあるんですが、その入札を執行するに当たって、その辺のことが何で盛り込まれなかったのか、少ないからできなかったのかと

いうのをお聞きしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。内田係長。

○総務課主幹兼契約検査係長（内田 君） 契約検査係でございます。認定こども園の入札、建築、それと水道の機械設備、3つほど出たと思います。その中で、今おっしゃるのが建築部分の関係だと思います。菊川市が指名した業者としましては、指名というか、参加資格、あれは公募型でやったんですけれども、市内の業者も十分入れるような条件でやったわけなんですけれども、価格競争といいますか、その中で市外の支店営業所の方が共同体で落札されたという結果になってしまったので、それに関わらず、市内の業者はできるだけ指名参加できるような条件を設定をさせてもらっているのは事実でございます。ただ、今回の場合は、入札の結果でそういうことになってしまったということでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 要件として、やっぱり市内業者が契約に参加するというのは非常に重要なことで、この要件として、JVですので、親子の関係かなと思うんですけど、その中の一つの要件として、JVを建設課で組むのに、菊川の市内業者が入るような要件を1つつければよかったと思うんですが、今後においても、この件については、私も以前からずっと定言してきていることなんですけど、非常に残念な結果だなと思ったんです。これは、その要件を変えることができなかったわけでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。内田係長。

○総務課主幹兼契約検査係長（内田 君） 契約検査係長でございます。ただいまいろんな要件を、うちのほうが持っている指名委員会という組織がございます。その中で、現在、まだ発表まではいかないですけれども、入札の参加要件という検討を始めております。その中で、会の意向としても、できるだけ市内業者の枠を広げていきたいという考えを基本に持って、今、その作業に入っていくところでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですね。関連質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、総務課全体の中で質疑のある方は。相羽課長。

○総務課長（相羽康一郎君） 総務課長です。先ほどの横山陽仁委員の、おおぞらの職員数の関係なんですけれども、本年3月1日現在で、正職員が19人、会計年度任用職員は、短い時

間の勤務の職員も含めて37人という状況でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですね。

○11番（横山陽仁君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） ほかに何かなければ、以上で質疑を終了しますので、ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

総務課の中では、最初、職員研修費で、オンライン研修とかITパスポートの関係とか、あと各給与費、また災害対策の保険金とかありましたが、それぞれご意見をよろしく願います。発言は挙手の上、お願いいたします。

何かございませんか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、事前通知でされているのも、幾つか重要な点があるうとは思いますが、そこを踏まえて発言をさせてもらった入札の関係ですけど、今回については、5億円余の工事契約が出されたわけです。これは市内業者が入れなかった。入ったんですが、競争入札ですので、契約できなかったというのが実態なんですけれども、今の金額にしても、5億余の金が市外業者に受注が決まったというのは、非常に残念なことで、この辺の整理をしていくべきだなというのは、本当に強く私は思っています。

○分科会長（西下敦基君） もし、こちらに関連する意見があれば。なければ、ほかのところでもよろしいと思いますが。

1点、自分から質問したところで、職員給与費になっていたけど、結局、保険金って、災害時の人件費が賄われる保険ということで、保険金に対して、また災害があったときの予算が、とんとんなのかなと思ったんですが、これが大きな災害があったときは人件費が結構出てきて、お得かなと思ったんですけど、何もないときは保険金を払っているだけかなという、難しい金額だなと思いましたので、これは様子を見ていきたいかなと私は思いました。

以上です。

ほかに。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。定員管理計画の関係で、基本的に機構改革、その他、いろいろで、これから人が動く、異動の関係が出てきます。その中で、新たに産業支援セン

ター、ここへ3名と言いましたか、そういう形で異動するような形があります。実質的には、令和6年から10年、この定員管理計画の策定がされておりますけれども、最終的に11年で328人というような形で定員を決めてあるような形になっているんですけれども、その中には令和6年と8年と10年、確か2名ずつ増員をしていきますよというような話があるんですけども、やはり定員管理計画があることによって、もう少し増員をしようと思っても、基本的には計画に基づいてやりましょうというような形があるんですけども、やはりそういった各課の事業が膨らんだ場合には、恐らく定員、職員の数も多く必要とされるんですよね。そういった関係上から、定員管理計画、そういったものをつくる必要があるんですけれども、機構改革とこれがマッチングしていないというような状況にあるかと思うんです。計画の関係、そういったものについて、本来的にはやるべきじゃないかなと思います。

目標設定に当たる考慮すべき事項というのがあるんですけども、これは社会情勢、行政需要の変化への対応とか、職員の仕事と育児・介護の両立支援、それから高年齢職員の適正配置とか、そういったものが書いてあるんですけれども、やはり適材適所の、これから人事異動等があるかと思うんですけれども、そういったものに心がけてほしいなということを思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は挙手にてお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。資格取得のところで、ITパスポートの資格、市役所からお金が出てということで、資格取得をしてくださいと。100%を目指しているようなんですけれども、かなりプレッシャーがかかります。これ以外に、自己啓発分というのは非常に大切かと思うんですが、自己啓発分の資格取得に対しては、報奨金も何も実は市役所にはないものですから、例えば、これからゼロカーボンシティを宣言しましたので、エネルギー管理士とか、その辺りも必要になってくるものですから、そういう自己啓発の資格取得に対して報奨金を与えるとか、そういうことも考えたらいいかと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見で。11番。

○11番（横山陽仁君） 先ほど松本さんが言われた人員の関係ですけれども、65までの再任用職員がこれから出てくるものですから、逆に言うと、そういう人たちが出てきたときに、うまく人員配置も含めて、そういうベテランなものですから、うまく活用しながら、その人員計画をもう一度目直すという。そのときに、再任用のベテラン職員というのは、結構、

役に立つんじゃないかなと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 大体よろしいですか。

以上で、総務課の予算に関わる審査を終わります。

ただいま出されましたご意見等を基に、分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会に報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

ここで10分くらい休憩でよろしいでしょうか。あと地域支援課があります。結構、十何分かは巻いていますので。ですので、半ぐらいからスタートでよろしいですね。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時28分

○分科会長（西下敦基君） それでは、休憩を閉じて会議を再開し、地域支援課の予算審査を行います。

初めに、石川地域支援課長、出席者の紹介をお願いします。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

今日、出席の職員ですけれども、市民協働係の岡田主幹、自治進行係の落合係長の3名で対応させていただきます。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。事前通知を出された委員から挙手にてお願いいたします。ということで1番目、坪井委員。

○3番（坪井仲治君） 1番目の質問をいたします。

男女共同参画推進費ということで、託児業務委託とありますけれど、対象年齢と受け入れ想定人数についてをお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長です。坪井委員からのご質問にお答えします。

この事業の委託につきましては、市民向け講演会に子育て世代も参加してもらうため、令和5年度事業から新規で計上させていただくもので、実際に託児業務を行っている団体と協

議し、対象年齢ゼロ歳から3歳を5人、3時間を想定しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑はございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の質問を山下委員からお願いいたします。

○17番（山下 修君） お願いします。2款1項8目防犯対策推進費です。自治会防犯灯省エネ化整備工事999万6,000円の算出根拠は。

また、LED防犯灯に変えるとした理由と各自治会への配布方法は。

さらに、200基は全体の何割ぐらいになるのかということで質問させていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長です。山下委員からのご質問にお答えします。

最初に、自治会防犯灯省エネ化整備工事999万6,000円の算出根拠はにつきましては、蛍光管防犯灯からLED防犯灯への付け替えは1基当たり4万9,997円を見込んでおり、これに付け替え予定数の200基を乗じたものとなっております。

次に、LED防犯灯を200基とした理由と各地区への配布方法はにつきましては、付け替え工事に当たり、自治会への周知及び要望を取りまとめ、あと職員による現地確認、施工を行い、1年間で完了するには年間200基が限度ではないかと判断しております。

なお、自治会からの要望を募り、希望数が予定数を超えた場合には令和5年度の例と同じく自治会の負担軽減の点から全ての自治会へ平等に実施するため、要望を頂いた自治会当たりの上限、令和5年度は6基ですが、を設けるようにします。

最後に、200基は全体の何割かにつきましては、防犯灯のLEDへの更新状況について、本事業計画を検討するに当たって設置業者への聞き取りをする中で、蛍光灯防犯灯が1,000基程度使用されるのではないかと推測され、200基は全体の2割程度となっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 令和5年度のときは6基ずつに分けたということですがけれども、そ

のときは各自治会 6 基でなんて……。もっと 10 基欲しかったよ、12 基欲しかったよと、こういう要望が多分あったと思うんですけれど。そうすると、6 基で終えた自治会なんていうのは多分ないと思うんですけれども、そこら辺の状況で今期も同じような割り振りになるんですか。したほうがそれらの各自治会の負担金とかを考えたほうがいいのかなと思うんですけれど、そこら辺の考え方はどうなんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

令和 5 年度ですけれども、申請数が 324 基申請されていました。200 基を目指して 199 基、ちょっと 1 基を実際に現場を見て開けてみたらもう LED に変わっていたというのがありましたので、それについては減ということでもらせてもらっています。

昨年度の LED の付け替えの自治会は 40 自治会、申請があった 40 自治会の中で最大で 6 基、平均すれば 5 基ぐらい。最初のところはもうほとんど付け替えられていたところもあるみたいですので、閉め切っているところがありました。そういう形で状況によって自治会の状況によっては変わりますけれども、なるべくある自治会だけに設置するようなことなく、平等にいきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。

○17 番（山下 修君） ぜひよろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。11 番。

○11 番（横山陽仁君） この項目の中に以前から、もうそろそろ防犯カメラというものは警察のほうからも相当要請があると思うんですけれども、また今年の予算では防犯カメラについていないんですけれど、その辺の計画もしくは見通しがあったら教えてください。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） LED から防犯カメラというところと。

○11 番（横山陽仁君） 防犯対策推進費の中で。

○分科会長（西下敦基君） ということで答弁できますか。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

今のところ、防犯灯をメインに整備しています。今、公共の施設につきましては監視カメラというものを設置しておりまして、公用車につきましては更新に当たってドライブレコーダーをつけようと思っています。そういう形で段階的に整備をしたいと思っていますので、

よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） この部分で関連質疑。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。関連で、この器具の交換というのは蛍光管のものが古くなったという条件も持つのかです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） まず、古くなったというよりも蛍光管自体が電気代がかかる。あと環境にも悪いというのがありますので、そういうのにつきましては、なるべく早期にLED化を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑よろしいですか。3番。

○3番（坪井仲治君） ということは、古くなくても、ゼロカーボンシティを目指してということで省エネ機器に変えましょうということでよろしいですか。

あともう1点、この定額電灯量は半額になるんですけど、その辺までフォローしていたでいるのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

手続の関係だと思うんですけど、それも含めて業者のほうへ委託しておりまして、付け替えると同時にその申請も判断していただいているという感じです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

LEDの照明が基本的に器具として安くなってきたということがいわれているんですけど、いわゆるコストの関係なんですけれども、毎年下がっているんですかね。

それともう1点、要するにゼロカーボンシティの関係からいって、結果として残して置か

なければならないと思うんですけども、このLED化を図った基本的にはコストではなくて率、いわゆる通常の照明器具から、蛍光灯なんかから移行したわけですよね。その率をどのくらいに見ているのか、省エネ化率、そういったことです。どれくらいを見ているのか。通常は記録を残しておかないとさ、取組の中でこうこれだけやっていますよというものを残しておかないといけないと思うんだけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

単価につきましては、毎年度、見積りを取りまして最新の単価で積算をしていただいております。

〔発言する者あり〕

○地域支援課長（石川浩朗君） ちょっと単価の推移までの確認は取っていないんですけども、やはり当初に比べれば単価が下がってきていると。

〔発言する者あり〕

○地域支援課長（石川浩朗君） あと電気量のパーセントですよね。そこについてはちょっと確認していませんけれども、今、20ワット相当のLEDをつけています。蛍光灯は20ワットなんですけれども、当然20ワットよりも低いワット数で蛍光灯は光っていますので、その分やっぱりCO₂というか、そういうところについての率は下がっていると思うんですけども、ちょっとすみません、率まではすみません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。

基本的にはさ、ゼロカーボンをやっていて宣言をしているだもので、そういうデータというのはしっかりとこう取って環境推進課のほうにお知らせするとか、そういった方法がいいかと思うんですけど、よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 今、言われたこと確認しましたので、そこは少し整理します。データとして取っていきます。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

補足で何か。

○14番（松本正幸君） 何か分かる。

○分科会長（西下敦基君） 落合係長。

○自治振興係長（落合 君） 自治振興係長です。

蛍光管からLEDに変更することで何が変わるのかというと、契約電気料が関わってくるものですから、令和5年の3月に実施したあたりですけれども、1基当たり蛍光管防犯灯1月あたり410円という燃費がかかっていたものが、それが140円まで契約上は下がります。その下がったという部分が燃料、電気料が下がってくるということで、それが引き続き電気発電のコストが下がったということに繋がってくると思います。

こちらあたりは中部電力のほうも見ながら、こう金額がどれぐらいのCO₂の削減が図れたのかというのは計算を今後していきたいと思いますが、令和5年の3月あたりではそれだけの金額が下がってきますので、年間総額で3,240円ぐらいの電気代のコスト削減、またCO₂の削減につながったということだと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） この防犯灯推進費の案件について、質疑のある方は。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） そうしたら、今の防犯のLED化の推進……。8番。

○8番（鈴木直博君） 扶助費ですが、犯罪被害者支援条例に基づいて支払われる費用として去年、去年度が30万円ということで、件数は減少傾向にあるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

犯罪被害者の見舞金というか、今年度も特に件数はなくて1年ぐらい前ですかね、1件、支払いの関係で5万円の見舞金を払ったというのが出ております。

今回、30万円を支出した件につきましては、補償は30万円の死亡の関係と、あと傷害の関係の5万円という提出をしたんですけれども。いずれにしても、まず30万円あれば死亡でも傷害でも入れるよということがありまして、過去を見ると件数も少ないということでありまして、また30万円の予算要望をさせていただきまして、それで例えば死亡が出ましたら、また少し見込みで補正をさせていただきたいと、そういった内容で30万円の予算要望をさせていただきました。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。

○8番（鈴木直博君） よく分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目の質問を須藤委員さん、お願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

地域間交流費についてお伺いいたします。説明資料88ページ、タブレットが92ページになります。

雪運搬手数料が新設されていますが、運搬料の想定、また謝礼の対象をお伺いいたします。

雪まつりの計画は、どこの場所でどのくらいの規模で計画をされているのか。

以上、3点お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長です。須藤委員からのご質問にお答えします。

まず、市政20周年記念事業の雪まつりの概要ですが、会場は、中央公民館の駐車場の北側で小谷村から運ぶ大型ダンプ4杯分の雪で、雪の滑り台や雪遊びの広場を作る予定でございます。

対象は、市内全域になりますので、子どもたちや親子連れなど多くの市民の皆さんに楽しんでいただけたらと思っております。

雪運搬手数料につきましては、例年、小谷村観光連盟のご厚意で雪のイベント事業として大型ダンプ2杯分をいただいておりますが、令和5年度の20周年事業については、大型ダンプ4杯分を予定しておりますので、追加でお願いする2杯分、約80万円を本市で負担する計画でございます。

謝礼につきましては、駐車場用地の借り上げ、周辺自治会からのテントの借り上げ、交通誘導員等の謝礼を想定しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ……。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

今、説明で分かりましたけれども、この雪まつりの関係なんですけれども、要するに12地区全てが回り終えたということで本来、地域間交流のひとつとして事業をやっているかと思うんですけれども、今後のこの雪まつりの在り方、こういったものについてはたまたま今回は20周年記念の事業として取り組みましたけれども、その後というのはどういうふうな形で捉えているか、お伺いをしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。岡田係長。

○地域支援課主幹兼市民協働係長（岡田 君） 市民協働係長です。

それこそ令和7年度から先の雪まつりにつきましては、現在、コミュニティ協議会等をつくって各地区に対しまして地区としてのご意向、どんなふうにその雪まつりの関係をどのような形で希望されるか、そういったところをちょっと今アンケート調査をさせていただいております。

年度末までの依頼で出しておりましたが、まだちょっと集計のほうができておりませんが、その各地区の意向だとか、これまでと同じように地区で受け止められるのか、そういうところを一つの地区だとちょっとつらいよというようなご意見もちろほら聞いておりますので、その辺も整理させていただいて、その集約したものを地域のご意向を頂いた中で、小谷村と調整ができればいいかなと思っております。来年1年かけてその7年度以降の受入れの関係を調整させていただいて、次年度の例えば1パーセント交付金の中にもちょっと影響してくる話ですので、その辺は早めに調整していけたらと思っております。

現状としては以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） これって相手方があるだもので、要するに小谷村のほうに先に確認したほうがいいんじゃないですか。引き続いてやらんかどうかということの確認の中でアンケート調査をするということのほうが本来だと思うんですけれども、どうですかね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。岡田係長。

○地域支援課主幹兼市民協働係長（岡田 君） 市民協働係長です。

小谷村にはもう半年ぐらい前から実はこの話を相談はしております。小谷村さんとしても1周回りましたよねという話は今して、この事業を今後どうしていくかというのを同じよう

に検討を今後していきたいというご意向を頂いております。

ただ、その中で例えば菊川市としてどういうふうに求められているのか、各地区の皆さんとどうしていく、実際どうなんだろうねという、そういったことを確認したいということで話もありましたので、ちょっと今調査をさせていただいて共有した上で相談していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、4番目の質問、東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

2款1項9目コミュニティ助成事業費、説明資料89ページ、自走式草刈機とあるが、今後、各自治会に整備する予定はあるか。また、今年は全て認められたのか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。東委員からのご質問にお答えします。

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品の整備等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図るもので、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する目的で実施されております。

最初に、自走式草刈機とあるが、今後、各自治会に整備する予定はあるかにつきましては、現在、公民館備品や祭典用備品などの購入を目的としたコミュニティ助成事業の要望書を提出していただいている自治会は、令和6年度当初予算に計上いたしました政所自治会及び三軒家自治会を含めた14自治会となります。

提出いただいた要望書を確認する中では、政所自治会ほか1自治会が道路や公共用施設周辺の草刈り等の維持管理作業等を軽減するため、草刈機等を含めた管理資材を希望しております。自走式草刈機の購入につきましては、毎年度更新される一般財団法人自治総合センター助成要綱に合致すれば設置することが可能でございます。

次に、今年度は全て認めてもらえたのかについてですが、当市では毎年一般コミュニティ助成2件を申請しており、令和5年度は御門自治会の草刈機ほかコミュニティ活動備品、草刈機とか公会堂備品で220万円の整備及び五丁目上自治会のコミュニティ活動備品、ここにつきましても公会堂備品と祭典基金で210万円の整備が採択され、それぞれ完了し既に一般財団法人自治総合センターの助成金が交付されております。

また、令和6年度につきましては、政所自治会、これにつきましては草刈機と祭典備品で190万円、及び三軒屋自治会の公会堂備品と祭典備品で250万円の一般コミュニティ助成2件及び下新道自治会の公民館の新築、これは1,500万円です。このコミュニティセンターとしての1件、計3件につきましては、令和5年9月末に一般財団法人自治総合センター宛てに事業申請を行っており、令和6年4月に内示される予定でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑のある方は挙手にてお願いします。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番目の質問は私からで、2款1項9目公共交通推進費、ここは3人からそれぞれ質問が出ていますので、また1個ずつお願いします。

内容としては地域公共交通計画策定業務委託料について、委託先の選定基準は。また、どのような調査がされるのかをお伺いします。

答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。西下委員からのご質問にお答えします。

初めに、委託先の選定基準はにつきましては、前回の計画の地域公共交通網形成計画におきましては、指名競争入札により指名委員会にお諮りし、事業者の選定を受けました。

また、近隣市では、掛川市はプロポーザル、島田市は指名競争入札にて実施しており、当市においても実施方法を検討しておりますが、いずれにしましても市の公共交通の現状把握や利用者ニーズ等の計画に適切に反映することができる業者を選定してまいりたいと思っております。

次に、どのような調査をされるのかにつきましては、令和6年度当初予算計上時において、令和6年度及び令和7年度の2年間により地域公共交通計画を策定することとしております。

令和6年度の調査につきましては、現行の利用者ニーズ調査や公共交通の利用状況の把握調査など、現状分析の調査を実施する予定でございます。

また、公共交通を利用したくても利用できない方の利用できない原因など、今後の施策に係る調査を実施していきたいと検討しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

私からの再質疑はございませんが、この点に関して関連質疑のある方は挙手にてお願いします。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、次の質問を直博委員からお願いします。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。

デマンド運行を周知するための手だてはということです。どんなふうにお考えになっているかです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。鈴木委員からのご質問にお答えします。

本年度実施しましたアンケート調査でも、デマンド運行の認知が低い状況にありました。このため、特に南地区自治会において住民説明を実施するなど周知に努めた結果ですけれども、12月頃から利用者数が11月と比較して約2倍に増えております。

また、令和6年度の運行改定に併せて、交通弱者に密接に関わる機会の多い民生・児童委員の会議において説明を行い、利用者の掘り起こしに努めたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。

○8番（鈴木直博君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、最後に、陽仁委員から質問をお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。

同じところで地域公共交通計画策定業務について、コミュニティバス及びコミタクくんについてはどのような課題があり、計画策定についてどのような方針で挑むか、お伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。横山委員からのご質問にお答えします。

コミュニティバスは2月時点で利用者を比較しますと、令和元年度2万9,438人、令和2年度2万4,846人、令和3年度2万6,296人、令和4年度2万7,175人、今年度の令和5年度ですけれども、2万8,155人とコロナの影響を受けた令和2年度から回復傾向にあります。

一方、コミタクくんですが、定時定路線運行、コミュニティバスからデマンド運行に切り替えて令和2年度から4年度の実証実験を行い、本年度より本格運行を実施しておりますけれども、2月時点の利用者を比較しますと、令和2年度は224人、令和3年度は227人、令和4年度が442人、今年度の令和5年度ですけれども、338人となっており、委託先の菊川タクシー有限会社に参加する中では特定利用者の利用が多くなる状況となっております。

特に決まった時間にバス停に行けば乗れる定時定路線運行が、コミタクくんにつきましては電話予約をして乗るというような行動変化をさせるということは、利用者にとってはハードルが高いものと考えております。

引き続き利用方法の周知のため、希望のある地域に出向いて、実際に電話予約から乗車までを体験してもらうような乗車体験会を実施してまいりたいと思っております。

地域公共交通計画の策定に当たりましては、全国的に報道されておりますように、人手不足を要因とする路線バスの休・廃止、長期的な利用者の減少、コロナの影響による急激な落ち込み、経営環境の悪化などの課題があり、少子高齢化、市民ニーズへの対応、限りある財源の中での安定・継続的に公共サービスを提供することが必要不可欠であると考えております。

引き続き、コミュニティバスやコミタクくん、鉄道、路線バスやタクシーなど、公共交通機関との連携や総合計画や都市計画マスタープランなどの計画の整合性を図り、まちづくり支援施策の一環として努めていく計画をしてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 再質問というか、ちょっと勉強で教えてください。

今の計画というのが交通網形成計画ですから、これに代わったものが昔は、その前は交通計画か何かと思うんですけれども、いろいろまた戻ったような形で今度、新しいものは交通計画網形成というのが抜けているんですけれども、この違いというのは何かあるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

それに関する法令はちょっと改正がありまして、以前は交通網形成計画だったんですけれども、それが地域公共交通計画という名称に変わったということです。それにつきましては、いわゆる鉄道とかバスとか、そういういわゆる既存の公共交通も含めた中での計画を立てなさいよということがありましたので、そこについて少し内容が変わったのかなというふうに思っております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

関連質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 菊川市にとっては、いずれも普通に変化がないと、内容的にはということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 17番の質疑ですが、答弁を求めますので。落合係長。

○自治振興係長（落合 君） 自治振興係長です。

公共交通網形成計画の策定ですが、平成元年の8月に策定をしております。その後、令和2年11月に地域公共交通活性化再生法という関連する法令が改正されまして、この菊川市の公共交通網計画が令和7年度末までであるものですから、それを改正された令和2年から令和7年度まではの既存の地域公共計画、そしてみなし計画としてみなされている状況になります。ですので、今後、令和8年からの今の計画が終了した後は公共計画のほうに移行するような形になります。

今回、改定される中で基本的な計画の対象というものはほとんど緩和しているわけではないんですけれども、菊川市全体であるような公共交通に係る該当する全てを網羅するような形で計画策定をするようにということでもありますものですから、ちょっと企業バスであったり、そのようなところも見込んで取り入れていくような形になっています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） ありがとうございます。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 1点、自分から再質問じゃないんですけれども、その計画については、ほかのところでは自動運転とかのバスを入れたりとかというのも今、実証実験とかされていると思うんです。そういったことも検討に入っているのか、まだまだ先なのか、お伺いしておきます。

答弁を求めます。落合係長。

○自治振興係長（落合 君） 実証実験がされているような自動運転のものについても当地域の中で、どれだけ位置づけるかということもあると思うんですけれども、まずは菊川市のほうも検討段階の中ではありますけれども、計画の中に盛り込めるかどうかというところ、この準備期間の中でどれだけ実効性のあるものになるかということもありますので、これは今回の地域公共計画の中に自動運転までどこまで盛り込めるかということもまた検討はしていきたいなと思います。

○分科会長（西下敦基君） はい、分かりました。私からはなしです。

関連質疑です。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番です。

関連で、コミタクくんの利用者です。特定の方というか、利用者が複数回、特定の方が多いということですが、どういった利用をされる方が多いんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） それこそ12月頃から急に増えた、そのところの原因が分からなかったのですが、駅から病院へ通うというか、利用している1人の高齢の女性の方に特に頻繁に使っていただける。それが利用者数が伸びたという要因になっています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 病院利用ということですが、病院へのポスターの掲示ですとか、パンフレットの配架とか、そういうことはやられておりますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 施設につきましては、時刻表を配架させていただいております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。よろしいですか。3番。

○3番（坪井仲治君） もう1件、別件で委託先です。今年、今度2年目になるんですかね、競争入札ということですが、この運営に関する部分での関わり合いというのはあるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。落合係長。

○自治振興係長（落合 君） 自治振興係長です。

コミタクくんに関しては、菊川タクシー有限会社さんのほうへお願いしております。

コミュニティバスについては、掛川市の（ ）をお願いしているんですけれども、こちらとは旧の菊川のところに、バスの仮の待機場を設けておるものですから事務員が1人いるものですから、そういったところと調整しながら話を聞いていますし、今年度毎年少しずつ運行回転が密だったりするものですから、実際にコミュニティバスを動かす中で、この時間帯は込むのでちょっと時間をずらしてもらえないかとか、事業者とのそういった調整をさせてもらいながら公共交通入りながら運行改正等は行ってもらっておりますので、市民の利用者の皆さんのご意見、また運行事業者からのご意見を頂いた中で公共交通会議に諮って運行に反映していく状況となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。よろしいですか。

○3番（坪井仲治君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、8番目の質問に移りますが、東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

2款1項9目コミュニティバス推進費、説明資料93ページ、コミュニティバスの運行委託料減額の理由は。

また、特に利用者の推移とルート、停留所の再検討は行うか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。東委員からのご質問にお答えします。

初めに、コミュニティバスの運行委託料の減額理由につきましては、運行委託料に含まれ

ております車検整備費が減額になるということでございます。コミュニティバス8台のうち、令和5年度は7台分の車検をしております、令和6年度は1台分の車検を実施する経費を計上しております。

次に、バスの利用者数の推移につきましては、定時定路線の運行とデマンド運行の合計で2月時点の利用者を比較しますと、令和元年度2万9,438人、令和2年度2万5,070人、令和3年度2万6,523人、令和4年度2万7,617人、今年度の令和5年度ですけれども、2万8,783人とコロナの影響を受けた令和4年度から年々増加をしております。3年間で約3,000人の増、率にしまして、令和2年度比ですけれども、約15%の増と推移をしております。

最後に、ルート、停留所の再検討を行うかですけれども、コミュニティバスの運行について停留所の増設や運行ルートや時刻変更、乗降等の要望がある場合には、自治会を通じまして地域支援課へ要望書の提出をお願いしております。

こうした自治会からの要望書や運行事業者との運行状況の聞き取りを行いまして、コミュニティバスの運行改定は年度ごとに検討をしております。なお、近隣住民や警察等の関係機関との協議、また地域公共交通会議での了承を得る必要があるため、要望書の提出から、1年から2年程度の期間を要しております。

令和6年度の運行改定では、長生自治会からご要望を頂きました停留所の増設、あとサンライズ自治会より要望を頂きましたフリー乗降区間の設置を実施しております。

また、運行业者との協議により、運行コースの向上を図るため、三沢自治会と協議を行う中で、地域内にあります3つのバス停のうち一つの定時定路線のバス停を廃止しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑はございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑で。17番。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。

それこそ、2024年問題というような形の中で民法を改定するものがあるのじゃないのかなと。こう思うんですけれども、今回の改定の中で何かいろいろ運転手さんの休息时间とか、いろいろそういったことに配慮されたものがあるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） バスの運転手さんからもご意見を頂きまして、例えば菊川病

院について実はちょっとこう休憩時間をしっかり取れるような時間設定をするとか、実際に今は職員も走ってバス停からの時間を図りまして、無理のないような時間設定にしたいということで設定をしております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構でございます。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑のある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、9番目の質問を山下委員からお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 17番。

2款1項9目協働まちづくり推進費ということで、こども・わかもの参画協議会の委員11人の選任はどのように行われるのですか。

また、委員のメンバーはどのような方か、具体的にどのようなになっているか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 山下委員からのご質問にお答えします。

菊川市こども・わかもの参画協議会設置要綱を制定し、要綱に基づき、委員11人、任期1年間で委嘱をします。協議会は、こども・わかもの参画宣言のほうも具体化し、宣言の理念を実現するための協議をする組織として、当事者である子どもたちの意見を聞く場とします。

依頼先は調整中、高校生が4人、高校教員、まちづくり部で活動されている大学生、こども・わかもの協議会に係る支援活動等をされている地域10団体の方等を予定しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。

そうしますと、これから決定するということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） はい。今、そういう形で目星をつけていますけれども、まだ依頼のほうはこれからということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。2番。

○2番（東 和子君） すみません。新しい事業ということなんですけれども、この方々の任期というのはどのように考えていますでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 先ほど1年だったと思ったんですけど。失礼。

○2番（東 和子君） あっ、ごめんなさい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は要りますか。じゃあ、石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 一応任期は1年ということなんですけれども、継続してやっていただければありがたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑はございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はありますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

細かい点で恐縮なんですけれども、報償費25万8,000円、委員11人、5回分が出ているかと思うんですけれども、これ、高校生、大学生にも等しく同額支出するという考えでよろしいのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

委員の方は、半日3,000円の16名ということで考えております。

高校生につきましては、お金というのは何ですから、図書カード。すみません、年間2,000円ということで考えております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

ちょっと細かい点で。半日3,000円分掛ける6名分という答弁を今いただいたんですけども、高校生4人の大人6人だと10人になるので、委員11人分の残り1名はどういったことになるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） それは専門家というか、精通する方をお呼びしたいと思っていますので、その方が1万2,000円ということで報酬を考えておりますので、その方が1人、委員が6名で、高校生が4名ということで、11名ということで出しております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 半日1万2,000円ということ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 1回の会議の開催で1万2,000円ということでさせてもらっています。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の質問も、山下委員からお願いします。10番目です。

○17番（山下 修君） 同じく2款1項9目の地域企画推進費ということで、1%地域づくり交付金が31学生団体に交付されているが、昨年の活動とその効果はどうであったのか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

山下委員からのご質問にお答えします。

質問の31団体は、令和6年度の地域づくり団体及び学生団体の合計数となります。

令和5年度の実績でご説明いたします。

令和5年度は、コミュニティ協議会11地区、地域づくり団体31団体、学生団体1団体の合計43団体に対し、差額で1,617万8,000円を交付しております。

地域づくり団体内の地域の課題が目指す困った解決部門では12団体、障害者支援の周知活動や移住定住の促進、里親の整備や子どもの学習支援など、行政ではカバーし切れない部分について、地域において多様な活動が実施されました。

年度末に近づきまして、多くの団体が活動終えて、実施報告の提出も始まっている状況でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） すみません、ちょっとはっきり聞こえなくて。

困った住民、その内容だと困った内容というのはどんなことなんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 困った解決部門ということで12団体、今ありまして、内容といたしましては、障害者支援の周知活動とか、移住定住の促進、里親環境の整備とか、子どもの学習支援といった感じで、例えば子どもの学習支援につきましては、不登校の学生さんとか、そういう方たちを呼んで、塾の形で勉強会を開くとか、里親の環境につきましては、環境整備しているとかですね。整備して、地域の方が訪れやすいような環境整備をしています。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の11番目の陽仁委員からお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。

2款1項9目、市民協働型庁舎東館周辺賑わい創出事業費、99ページ、この事業の意義や効果をどのように考えているか質問です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 横山委員からのご質問にお答えします。

本事業では、令和元年度から令和3年度につきまして実施いたしました、東館を核とした賑わいの好循環創出業務委託において立ち上げた賑わいづくり研究会を委託業務完了後も残して開催しているものでございます。

本研究会は、菊川市に關係する産学官民金という立場の違う人が定期的に集まり、市の賑わい創出事業をはじめとした、先の状況や社会動向などについて協議、意見交換を行ってまいります。

近年では、JR菊川駅の工事に関連して、菊川駅の空間活用や駅北と駅南を含めたまちづくりなどについて、意見交換やワークショップの参加をしております。また、3月15日には、

新たに産業支援センター e n — g a w a がオープンしますので、こちらのセンターとも連携を取りつつ、市のにぎわいにつながるような支援活動とビジネスのマッチングが生まれることを期待しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。

駅から東館へ来るまでのあの道をにぎやかにしようという当初の目的だったんじゃないかと思うんです。その点どうですか。

○地域支援課長（石川浩朗君） それも含めて、県議会ではいろいろ意見交換をさせてもらっています。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） それも研究会で話し合ったことで、こういう成果が出ましたよというものがありましたら教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 研究会の中でやった事業としましては、小笠高校もやっています小さな収穫祭とか、あと常葉高校がやっています、みんなのアソビバで、小さな収穫祭とか、あと菊川駅の整備につきましては、前年度、菊川整備の寄附ということで、名前を、入れますよね、あれもちょっと菊川のほうでそういった案が出まして、違う視点ということで、いろいろと違う視点で意見をいただきまして、それを採用できるということで大変有り難い展開だと思います。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑をお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。

今の関連ですけど、この研究会の中で、何年か継続されてきて、一番大きな原因としては車両の通行整備だと思うんですよ。この話は以前から出ている問題だと思うんですが、この車両の交通整備における解除とかいう話は研究会の中では出ていないんでしょうか。グリーンモールです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。岡田係長。

○地域支援課主幹兼市民協働係長（岡田 君） 市民協働係長です。

この研究会のほうには、事務局として都市計画課さんのほうも同席をしてくださっております。そういった中で、道路関連する法律の改正に伴う、新しくできるようになったことであるとか、そういったことをいろいろご紹介いただいているところではございますけども、あそこの道路の通行の制限、そこら辺に関することまでは、ちょっと言及まではされていない状況でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、12番目の須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

多文化共生地域づくり推進費、2款1項9目についてお伺いいたします。

説明資料が101ページ、タブレットで105ページになります。

国際交流協会補助金が大幅減となっておりますが、この要因についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

須藤委員からのご質問にお答えします。

菊川市国際交流協会の事業につきましては、中学生等海外派遣事業を2年に1回の周期で実施しております。

令和6年度は派遣事業の実施年度ではないため、その分が減額されているということでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、13番目を東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

2款1項11目、小笠東コミュニティセンター管理費、説明資料115ページです。

電気使用料の記載がないが、電気以外でのエネルギーの利用の内訳を教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。石川課長。

○地域支援課長（石川浩朗君） 地域支援課長でございます。

東委員からのご質問にお答えします。

小笠東コミュニティセンターは、小笠東小学校の屋内運動場と道路敷地内構造物で一体となっていますので、小笠東小学校教育総務課及び地域支援課とで管理に関する覚書を作成しております。

ご質問いただきました電気料につきましては、この覚書にのっとり、学校一体の請求となるため、教育総務課が支払う対応となっております。なお、小笠コミュニティセンターは全て購入電気で購入されております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、これで事前に出された質疑は終了させていただいて、その他、地域支援課の予算について質疑がある方は場所をしっかりとって、質問をお願いいたします。何かありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

質疑としてはちょっと防犯対策推進費のところとか、公共交通推進費、コミバスが多かったと思いますが、ご意見のある方は挙手にて発言をお願いいたします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。

コミュニティバスの運行についてですけど、今、公共交通の中では静鉄さんが定期バス路線として出して運行してもらってるんですけど、実態とすると、こうした定期バスというのは間違いなく赤字、その赤字によって撤退するしないという話が全国各地で問題になっているんですが、そうした運行会社との協議をして、その辺の必要性とかを加味する中で、菊川

市がやっているこのコミュニティバスというのは非常にウエイトとしては大きい存在だと思うんですよね。ですから、もし仮にですけど、静鉄定期バスがもし仮に停止とか廃止になったという時には、それに代わる交通機関として、公共交通非常に大きなウエイトを占めていくということも考えられるので、その辺の協議を一回しっかりして、やっぱり充実させていく必要があるなということがあるんじゃないかなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は挙手にてお願いします。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

コミュニティバス、私も何度か乗せていただくんですけども、北部の場合は例えば遠鉄で買い物したりとか、それから乗り継いでほかのどこに行くということで様々な利用を皆さん工夫してされています。それと同時に、菊川市はタクシーがなかなか今もつかまらないということで、やはり公共交通機構としては乗り物の利便性、私たちみたいに車に乗れなくなる世代が近づくと、とても困るということになりますので、今後もこういう形で助成をしていただいて、続けていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。

○7番（西下敦基君） 1点、7番 西下から。

今100円いただいていて乗って行ってもらっている。ただ1人当たりのコストになおすと900円ぐらいかかっていると思うので、ただほかの市町ですと、無料にして福祉として一応扱っているところもありますし、あと土日とかイベントでも使いたいとか、そういったご意見があるので、そういったことも含めて、またよりよい計画をつくっていただければなと私は思いました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。14番。

○14番（松本正幸君） ほかでもいいですね。

○分科会長（西下敦基君） ほかでもいいですよ。

○14番（松本正幸君） 地域間交流費の関係で質疑もさせてもらったんですけども、長野県の小谷村との交流なんですけれども、考え方とすると、向こうから来るほうが何となく多い形が見受けられるんですよね。

あそこのところは観光連盟でスキー場がありますので、幅広く観光業務として仕事

が運営上できるということになってはいるんですけども、今まで12地区でやっていただいてかなりの無償提供というか、そういった支援金を含めていろんな形で負担を負ってくれていると思うんですよね。やっぱりお互いにそういったものは支援し合ってやる必要性があるんじゃないかなと思うんですよね。なので、やり方次第、そういったものを少し見直していただいて、出すべきものは出すそういった感覚にならないと、本当の交流というものができないんじゃないかなそういうふうに思っているんですけども、皆さん、その考え方を少しご意見いただければと思うんですけども、どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。

合併前については、菊川町時代、山口県の菊川町というのがあって交流していたんですが、当時の菊川町と山口県の菊川町の交流というのはスポーツ交流があったり、議会の交流とか、文化活動とかというのが様々あって、かなり交流があったんですね。

この小谷村との関係というのは小笠町が最初に塩の道の関係で交流が始まって、始まった当時、合併後についてはスキーツアーとか民間団体が主導する中で小谷村へ行ったりとか、そういった交流もあって、私も議員として何度か小谷村に行ったことがあるんですが、そういう交流が最近は少なくなったんですね。

今言うように、いろんな産業祭であるとか、アイドルでやる事業とか幾つかありますが、小谷村の皆さんというのはほとんどそういったものに対して非常に積極的に参加してきているんですが、逆に菊川から向こうにと言ったときに、非常に交流機会が少ないんです。ですから、議会としての交流は恐らくまだないと思うんですけど、やっぱりそういったことは積極的にやっていく必要があるなということを私も強く感じています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。

交流という面では、バス、当初は1社でコロナ前までの話なんですけど、1社を使って向こうにスキーツアーがありました。あと、子どもたちのスキースクールもありました。その後、人気が出て2社になったんですけどコロナで頓挫して、今はない状態が続いている状態だと思います。

あとはこちらからもテントブースを夏場に向こうのスキー場を利用したイベントがありまして、その時に菊川市としてテントブースを出してみたいなものもやっておりますので、た

だ、雪の運搬量が10トンダンプ2車で80万円という金額に見てびっくりしたんですが、今まで2社ずつそれぞれの地区に雪のプレゼントをいただいたということで、やはりこの部分はもしこの後、継続するのでしたらもう少しこちらで補助するとか、お支払いするとか考えないと事業が継続できないような気がします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は挙手にてお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 先ほど横山議員のほうからあったんですけども、議会と向こうの議会の交流というのは、地震を含めていろいろ災害の関係とか、いわゆる地震対策、それと議会とのいろいろな対策についてのいろいろ検討・協議というような研修として行ってきました、1泊2日でね。それは行っているんですけど、その後も計画はされたんですけども、少しコロナの状況で休止するような状況になっているものですから、やっぱりある程度の交流はしていくほうが望ましいんじゃないかな、そういうふうに思っておりますけれども。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見あれば。

ほかのところでも結構です。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。

1%交付金の件ですけど、これは市民税の1%を当初、スタートが考えられているんですが、実際、現在使われているのは1,770万円ぐらいですか、それで市民税が30億ですので1%ですと3,000万円ということですので、もう少しこの辺りを——実は三、四年前ですか、困った部分を設けまして、ちょっと厳しくしてしまっただけで、審査が厳しくなったということで、3年間で事業を完結してくださいみたいなことはありますので、もう少し審査を緩くして、皆さんが参加しやすいような、地域づくりに参加しやすいようなルールにしていきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。

○16番（横山隆一君） 別の要件でもいいんですか。

○分科会長（西下敦基君） 別でも結構です。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。

簡単に申し上げますが、多文化共生についてですけど、それぞれ広報なんかでも、餅つき大会であるとか、いろんな地区のイベント等、交流とか発表されていたり、実施されたりしているわけですけど、その前にいろんな協議会でやるとか、審議会までどうかは分かりませ

んが、そういった諮問機関等においても、あるいはイベントにおける実行委員会なんかにおいても、まず重要なのが外国人の役員としての登用というか参画、これがやっぱり非常に少ないと感じているんです。そういったところで、やっぱり出ていただけるかどうかはともかく、そういったことを推進することによって、裾野が広がってくるかなということをしごく感じているんですけど、この辺のやっぱり外国人の役員としての登用参画というのを進めるべきだなと非常に強く感じています。

○分科会長（西下敦基君） ご意見があれば、この件でも。なければほかでもいいです。いろいろ意見が出たかなと思うんですけど、よろしいですか。これだけは言いたいという方がいれば、いいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、地域支援課の予算に係る審査を終わります。

ただいま出されましたご意見等をもとに分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。

分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任お願いいたします。

ここで13時までの休憩ということでお願いします。

休憩 午前11時39分

再開 午後0時50分

○分科会長（西下敦基君） それでは休憩を閉じて会議を再開し、消防の審査を行います。

八木消防長、出席者の紹介と、あと、また報告があるそうですので、お願いいたします。

八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 改めまして、こんにちは。消防長でございます。よろしくお願いいたします。

ちょっと自分のほうから初めに、1月1日に発生した能登半島地震に伴う緊急消防にちなみます派遣について、少しご報告をさせていただきます。

まず能登半島の地震ですが、1月1日16時6分に震度5強、16時10分には震度7を能登半島で観測する地震が発生しております。同日、その同日の地震の発生によって、19時15分に

消防庁長官から静岡県大隊の出動要請指示があり、静岡県大隊が出動することとなりました。

この出動に伴い、菊川市消防本部から消火隊と後方支援隊を派遣しております。

派遣場所は、派遣場所といいますか、活動場所になりますが、石川県珠洲市、特に、富山湾側というんですかね、で活動を行いました。

派遣期間は1月1日から1月21日の間で、派遣期間中、当消防本部からは39名の隊員を派遣し、応援しております。活動内容としては救出、救助活動が主な活動となりました。

派遣した隊員から、積雪など慣れない環境であるほか、地域の状況が分からない中での活動でしたが、地元の方々、ご近所同士のつながりから得た情報のおかげで、効果的な救出、救助活動ができたと同っております。

先日の一般質問においても、市長や危機管理部長の答弁にもありましたが、改めて地域のコミュニケーションは、非常に重要で必要だということを感じております。

報告は簡単ですが、以上となります。

それでは、令和6年度の消防本部の予算編成についてご説明します。令和6年度も引き続き消防の使命である、市民の生命、身体、財産を守ることを目的に、中東遠消防指令センターの更新や最新設備など消防施設の基盤整備、地域防災の要である消防団の確保など、円滑な消防業務の運用を行えるように編成をさせていただいております。

それでは本日の紹介者を紹介します。

私の左から白岩消防次長兼予防課長兼警防課長。

○消防次長兼予防課長兼警防課長（白岩 君） 白岩です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 続いて、杉田消防総務課長です。

○消防総務課長（杉田 君） 杉田です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 二俣消防署長です。

○消防署長（二俣 君） 二俣です。どうぞよろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 私の後ろに来まして、小原消防総務課総務係長です。

○消防総務課総務係長（小原 君） 小原です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） その隣が片山警防課主幹兼警防係長です。

○警防課主幹兼警防係長（片山 君） 片山です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） その隣です。櫻井警防課主幹兼企画係長です。

○警防課主幹兼企画係長（櫻井 君） 櫻井です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） その隣が後藤消防署副署長兼当直司令です。

○消防署副所長兼当直指令（後藤 君） 後藤です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 一番後ろに行きまして、赤堀予防課危険物係長です。

○予防課危険物係長（赤堀 君） 赤堀です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） その隣が小林消防署当直司令です。

○当直指令（小林 君） 小林です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 最後です。黒田消防署救急係長です。

○消防署救急係長（黒田 君） 黒田です。よろしくお願いします。

○消防長（八木一巳君） 以上となります。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに事前通知を出された方から、挙手の上、事前通知をしたがって質疑を行ってくださいということで、1 番目は私からということで、9 款 1 項 1 目救急活動事業費ということで、タブレット資料の 2 ページになります。

訓練用人形購入がされたが、何体でどのような訓練に活用されるのかお伺いします。

答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） 二俣です。よろしくお願いします。

西下議員の救急活動事業費、訓練用人形の購入について説明させていただきます。

今回購入を予定している訓練用人形ですが、議員の皆さまも見たことや触ったことがある、一般の講習会で使用する応急手当用の人形とは異なります。

救急隊員の教育用モデルとなります。現在の所有は2007年から使用している 1 体だけで、今回の購入はその更新事業となります。頻度の高い訓練により、劣化で修理を繰り返してきましたが、2020年で販売が終了となったことから、修復ができなくなり新しいモデルへ更新するものです。

次に、どのような訓練に活用されるかについてですが、この人形は主に救急救命士や、それを目指す救急隊員が、心肺停止状態や心肺に移行しそうな非常に重症度が高い場面を想定した訓練に活用する訓練となります。

具体的には、胸骨圧迫の深さやリズムなどの有効性の強化がリアルタイムに表示できることや、心電図波形の変化や脈拍の触知など、様々な患者情報をリモコンで入力し、患者の容体変化による効果の確認ができる機能を備えております。

また A E D による電気ショックやチューブを使った気道の確保、腕に点滴を入れるなどの生きた人ではできない訓練が可能となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。私からは、これは1体ということでよろしいでしょうか。

〔「はい、そうです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

私からは再質問ございませんが、関連質になる方はキャッシュにてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2つ目の質問を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。消防救助活動事業費ということで、タブレットの方は3ページになりますんで、見ていただきたいと思います。

消防救助資機材保守点検委託料44万円の増額要因と点検が義務づけられている資機材とは、何かということで、お伺いをさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） 消防署長です。よろしくお願いします。

松本議員の消防救助資機材保守点検委託料44万円の増額要因と点検が義務づけられている資機材について、説明させていただきます。

1つ目の増額の主な要因でございますが、これは空気ボンベ、耐圧検査本数の増加とガス検知器、本体点検の追加によるものです。

まず、空気ボンベですが、消防隊員が消火活動時に煙や有毒ガスを吸引しないように、呼吸保護器具として圧縮した空気を充填したもので、救急現場で使用する酸素ボンベとは異なるものです。

これは空気高压ガス保安法の対象で、使用できる年数が15年となり、3年ごとに耐圧性能やバルフ等の検査を受けることが義務となっております。毎年3本から5本の更新が行われ、更新時期やローテーションの関係上、耐圧検査の対象になるものが昨年度の8本から、令和6年度には20本に増えた年度となります。

次に、ガス検知器本体点検の追加ですが、令和3年度の救助工作車の更新に合わせ導入した資機材となります。

このガス検知器は労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則によるもので、点検回数の明確な基準はないもののメーカー推奨点検年数が1年ごとであることや精度の高い機器を使用して、活動環境の安全性を確保する必要があることから、点検を実施します。

2つ目の点検が義務づけられている資機材についてです。消防救助資機材として先で述べた空気ボンベ及びそのボンベに空気を充填する移動式高圧充填機、さらに救助工作車積載のユニック・クレーンが、労働安全衛生法クレーン等安全規則により、こちらにも有資格者における自主点検が毎年必要となります。

また、電気自動車の事故や太陽光パネル等の電気火災に使用するゴム手袋、ゴム長靴など、耐電圧資機材も労働安全衛生法の定めにより検査が義務付けられています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。業者に委託する保守点検の際の使用書というか、こういったものの関係については、作成をされているかどうか。

また、種類、点検項目の留意点、こういったものも恐らくあるかと思いますので、その関係についてご説明をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。消防署長。

○消防署長（二俣 君） 今のご質問にあります使用書につきましては、安全衛生法等の文面を流用して、この項目をチェックしなさいということで指示をしております。

また、ガス検知器等につきましては、酸素、硫化水素等の法的な定めがありますので、こちらの基準をクリアするようということで指示をしております。

以上となります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） はい、分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） ちょっと教えてください。今、クレーンという話、出てきましたけれども、車の一番後ろにクレーンがついたやつがあったと、これ資格というのは小型移動式クレーンというような形になるのでしょうか。資格を持たれている方は何名くらいなんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） お待たせしました。小型移動式クレーンを41名が受講しております。またそれ玉掛け技能講習というものを42名受講しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） この部分で関連質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ……、3番。

○3番（坪井仲治君） 高压ガスの関係で多分、空気ポンベの点検が必要かと思いますが、ろうがんのところでのポンベにつながって面体の点検なんていうのは対象になっているんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） 面体につきましては、空気呼吸器の附属品ということで、毎年点検をメーカーによりやっております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連とかは、よろしければ、3つ目の質問を陽仁委員からお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。9款1項1日常備消防施設管理費。説明書のページで5ページです。

施設管理委託料の増額の内訳。令和5年との違いは何かということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田 君） 消防総務課長です。横山陽仁議員のご質問にお答えします。

施設管理の増額の内訳、R5年の違いは何かについてですが、まず消防庁舎の施設管理委託料の増額、令和5年との対比で99万5千円でございますが、内訳ですが、消防庁舎の施設整備等の維持管理、保守点検、清掃などを一括で委託しております庁舎の総合管理委託、こちらの48万5,000円増額になっております。

こちらの増額の要因としましては、昨今の社会情勢によります燃料費、材料費、人件費等の要因によるものとなっております。

次に、ご質問にありました、令和5年度との違い、こちらにつきましては、隔年で実施する業務が令和6年度には3業務発生しておりまして、3年実施します地下タンク及び埋設化の点検や点検業務委託、6年に実施する非常用発電機ほか運転試験業務委託、こちらに加えて、当直者仮眠室に設置されております個別エアコン17台ございますが、そのうち半分9台の点検を実施する、こういったことから、これらに要する費用、51万4,000円を新たに予

算化しているといったものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。今説明を受けたのが5年度との違いで、それがじゃあ100万ぐらい、令和6年度は増えるということですか。

○消防総務課長（杉田 君） そうです。

○分科会長（西下敦基君） これについて関連質疑のある方、挙手をお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、5つ目の質問を須藤委員からお願いします。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 4つ目をお願いします。

○11番（横山陽仁君） 9款1項1日常備消防総務費というところで、ページ番号が8番。職員対応備品の明細と本年度増加している理由は何かということです。これ9ページご覧になって。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田 君） 消防総務課長です。横山陽仁議員のご質問にお答えします。

職員貸与備品の明細についてですけれども、職員貸与します防寒衣、制服、活動服、編み上げ、ヘルメット、こういったものから、救急救命士資格取得者に貸与しております救急服、救助隊のほうに貸与しております救助服、こういったものを更新する、そういったようになっております。

また、今年度の増の理由は何かについてですが、購入備品の単価増を見込みまして、若干の増加があったのに加えまして、救助隊に貸与しております救助服につきまして、日頃一生懸命訓練やっていたいておりますので、損傷が著しいことから、購入費年間2着としていたものを4着出したこと、さらに令和5年の12月議会、さきの議会におきまして、債務負担行為、認められております。令和6年度までの債務負担として101万円お認めいただいておりますが、このうちの79万1,000円分購入する貸与、こちらの予算が、同時に計上されております。

あと、制服や活動服の夏服、防火衣等、令和5年度発注しているもの、これこういうもの、今申し上げましたとおり見込んでおりますが、そういったものが増額になっているということになっております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○11番（横山陽仁君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番目の質問、須藤委員。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。9款1項2目消防団運営費についてお伺いいたします。説明資料は13ページ、タブレットで15ページになります。

準中型免許取得補助金80万円の算出根拠をお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田 君） 消防総務課長です。須藤議員のご質問にお答えします。

準中型免許取得補助金80万円の算出根拠はについてですが、今年度から消防団員の準中型自動車免許取得者1人当たり8万円の取得費補助を実施させていただいております。8万円の算出根拠ですが、近くの自動車学校から取得の見積もりを取ったところ、およそ16万円で取得ができることから、費用の50%であります8万円とさせていただいております。

ご質問の80万円の算出根拠になりますけれども、現地職場内に令和6年度の準中型自動車免許の取得調査を行ったところ、現在3名の方が希望しております。しかしながら、災害が発生したときに免許をなくて運転ができない事態が発生しないように、今十分でございますが、各分団1人を想定しまして、1人8万円掛け10分団で80万円を計上させていただいております。

先日開催しました消防団の正副分団調整会議の中で、来年度の新入団員の加入状況を確認しております。各分団積極的な活動を行った結果、3月上旬で新入団員約30名以上となる、こういったことを聞いております。

また、勧誘活動を続けてさらに新入団員を増やしていく、こういった報告を受けております。

このようなことから、令和6年度新入団員を含む多くの団員が免許取得できるように、年度当初から補助制度の周知を図るとともに、各分団に継続的にこういった協議実施して、一人でも多くの方が準中型免許を取るよう働きかけを行ってまいります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

関連質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） すいません。また教えてください。

消防団じゃないかもしれないかもしれないけども、中型免許じゃなくて、大型免許が必要な車両というのは消防署にはあるんですか。その免許取得者というのは、どんななるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） 大型第一種の免許取得率ですが、85.5%で53名取っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） その車というのは、給水車が基本的になるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） 救急車はそれから除外されますけれども、消防車系は全て中型以上になります。

〔「大型は」と呼ぶ者あり〕

○消防署長（二俣 君） 大型、水槽車、タンクローリー、あと救助工作車が完全な大型です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。関連質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ6番目の質問を私から行います。

9款1項2目消防施設等管理費ということで、資料の15ページになります。

内容としては、新たに消防団蔵置所管理委託料が予算化されたが、委託先を及び管理委託の内容について伺う。また解体等を実施する箇所はどこかということで、お願いします。

答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田 君） 消防総務課長です。消防総務課の消防警防課のことですね、関連しておりますので、まず自分のほうから消防総務課にかかる分、消防団蔵置所管理委託料につきましてお答えをさせていただきます。

新たに消防団蔵置所管理委託料が予算化されたが、委託先を及び管理委託の内容について伺うについてですが、まずの委託先は菊川消防団の各分団になります。管理委託の内容についてですが、分団に配備しております蔵置所、消防団のポンプ車両、消防防災資機材、こち

らの各分団ごとに管理しておるんですが、こういったものを、常時使用できる状態に維持管理する、こういったことが内容となっております。

消防団蔵置所、ポンプ車両などの管理につきましては、令和4年度までは車両管理手当として支給しておりました。各分団ごとに実施していただいていたんですけれども、手当として支給することがふさわしくないということで、令和5年度には車両管理委託料として、予算計上させていただいたものになります。

しかし、業務の内容から車両よりも蔵置所のほうが、金額が高価なこと、車両といっても蔵置所のお金も少ないと思いますので、車両よりも蔵置所の方の管理のほうが金額が高いこと、あと建物の管理委託をすることで、4月1日からの契約行為が認められております長期継続契約、こういったものを各分団と結ぶことで切れ目がない管理をお願いすることができることから、令和6年度から改めて消防団蔵置所管理委託として事業化をしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 続いてほか、白岩次長。

○消防次長兼予防課長兼警防課長（白岩 君） 警防課長です。

解体工事は警防課の所管ですので、解体工事について説明させていただきます。

解体工事の施工箇所ですが、令和7年度に建設を予定している小笠北分団平川蔵置所、中嶺田に存在します。

この建設予定地である小笠地区消防組合中分所跡地に隣接する市有地であります古い家屋の解体と敷地内にある樹木の伐採を予定しております。

嶺田蔵置所の移転については、昨年度嶺田地区自治会長の皆さまと協議の上、中分所跡地への移転が決定しております。

移転を検討するに当たり隣接する市有地との一体的な利用をすることが、消防団が活動しやすい環境となること、また遊休市有地の有効活動になることから、令和7年度の建設に向け、本予算にて令和6年度中に不要な建物等の解体撤去を行い、更地とするものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました、再質疑は私からは大丈夫ですが、関連質疑のある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいでしょうか。では、次の質問、7番目を坪井委員からお願いします。

○3 番（坪井仲治君） 7 番目ですけど、6 番目で答えが出ておりますんで、回答要らないと思うんですけど、車両資機材の管理委託料、これは実は管理委託ということで、ほかの予算でということになりますんで、そういうご答弁頂きましたんで、私自身いいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 間違いありません。

〔「はい、間違いございません」「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ということで、次の8 番目を坪井委員からまたお願いします。

○3 番（坪井仲治君） 3 番 坪井です。8 番目です。消防施設等の整備事業費ということで、西部地区の大規模訓練会場の場所と訓練の内容について伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩次長。

○消防次長兼予防課長兼警防課長（白岩 君） 警防課長です。坪井委員の質問にお答えします。

初めに、西部地区大規模訓練について説明させていただきます。西部地区の7 消防本部が、会場を臨番制で関係機関等との連携強化を目的として、大規模災害を想定した合同訓練を毎年実施しているもので、令和6 年度は菊川市が会場となります。ご質問の訓練場所につきましては、菊川運動公園野球場を予定しております。

訓練内容につきましては、現在まだ素案の状態ですが、多数の傷病者が発生したという想定で訓練を啓発しております。

今後、西部地区の各消防本部及び関係機関へ協力依頼をかけ、事業を進めていく予定でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました、再質疑ございますか。3 番。

○3 番（坪井仲治君） この訓練の、ヘリコプター依頼等はございますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩次長。

○消防次長兼予防課長兼警防課長（白岩 君） 警防課長です。この関係機関というのが、警察及びドクターとなりまして、ヘリも依頼する予定でございますけども、まだ調整中でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました、再質疑ございますか。

よろしいですか、1 点、私からこれ時期はいつになるんでしょうか。

答弁を求めます。白岩次長。

○消防次長兼予防課長兼警防課長（白岩 君） 10 月を予定しております。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。関連質疑のある方、挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。そしたら最後の質問、東委員からお願いします。

○2番（東 和子君） 東です。9巻1項3目貯水槽整備事業費、説明資料22ページです。

耐震性貯水槽整備事業とあるが予定している施設は。また、能登半島地震による水道の破損により消火栓の機能が失われ、防火水槽の重要性が増したと思うが、耐震化と整備基数の目標と整備済みの基数を伺いたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩次長。

○消防次長兼予防課長兼警防課長（白岩 君） 警防課長です。初めに予定している施設はについてですが、加茂地区の白岩東自治管内と平川地区志茂組自治管内の主に道路上に40立米級の耐震性貯水槽を設置予定です。

次に、耐震化と整備基数の目標と整備済み基数はについてですが、現在市内に設置されている防火水槽は、貯水量20立米未満のものから100立米のものまで、全てで430基あります。そのうち耐震性のものは306基となります。

第2次菊川市総合計画、第7次実行計画では、目標値として令和7年度までに耐震性貯水槽の数を319基としております。

また菊川市地震対策アクションプログラムでは、耐震化率を令和7年度までに71%としております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました、再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連指示はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で事前通知の質疑は終了します。その他に消防本部の予算について、質疑がある方は挙手にてお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 消防とか、防災というの、それこそ国のほうで、いわゆる自治体によってその力が違ってはいけないということで、国のほうの支援が相当あると思うんですけども、例えば今回の消防システム、広域のシステム更新の場合、国とか県の補助というのはいないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩次長。

○消防次長兼予防課長兼警防課長（白岩 君） 警防課長でございます。今回、今、更新を、作業を進めているわけですが、令和7年度に新しいステップを現在財源といたしましては、緊急防災・減災事業債、これを財としてあてがわれております。100%の（ジチ）と、70%が地方交付税の措置という形になっています。

○分科会長（西下敦基君） ほかに、八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長でございます。

今、地債の話になりましたけど、県のほうから1,000万の補助が出るということで伺っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑、またはほかの本部の予算に対して質疑があれば、挙手にてお願いします。17番からでいいですか。

○17番（山下 修君） 17番です。さっきちょっと聞きましていたんですけれども、消防団に対する委託料という形の中で、ポンプ車庫の関係もあるとあったんですが、ポンプ車両の車検とか、そういった関係というのまで含めてあれですか、各団に委託している。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田 君） 消防総務課長です。車検、点検などにつきましては、事務局であります消防総務課のほうで、消防総務課のほうの予算でやっておりますんで、消防団の皆さんにお願いしているのは、常に日頃バッテリーがあがらないようにメンテナンスしていただくとか、中をきれいにしてもらうとか、あと防災機材、例えば発電機たまに動かして、いざというときに使えるようにしてもらうとか、そういった、とにかく日常的なことを、そういったものをお願いするということで、ご理解いただければと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） もしかしたら車検なんかやらずにずっといるのかなと思ったんです。車がなくなると、そうした場合に、ある分団が車検に出して、それが車検が幾つかなんてしょうか。

その場合、例え小笠南で車検を始めると、小笠南地区の車がなくなるわけで、そこら辺の

対応というか、よくあるもんですから、ローテーションみたいなるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。杉田課長。

○消防総務課長（杉田 君） 消防総務課長でございます。車検の時期につきましては、購入したとき、納車のタイミングがありますので、ちょっと調整が出きないという中で、今実は市役所の機能別消防団、市役所の職員が平日日中の勤務時間内だけ火災対応、そういったところでポンプ車両1台保有しておりますので、各分団のほうで車検があれば、その代わりに機能別分団の車両を持って行って使っていただく、だから機能別のほうも出勤しなくてはなりませんので、こちら消防団のほうで半分積載車両1台持っていますので、その機能別消防団がポンプ車の代わりに返って来た車両を管理する、そういった形をとっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ありませんか。

○17番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連はないんですね、なければ16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、消防職員の資格についてですけど、車両は今言う工作車なんかでクレーンつきのものもありますよね。そういったものにおける玉掛けであるとか、あるいは救急活動におけるガスなんかを使うとかもあるんですが、ガスの溶断の資格とか、そういったようなものというのは、どうなっているかという点と、それとちょっと予算に直接あれするか分かりませんが、一昨年ですかね、静岡でビル火災があつて職員が殉職事案というのがございました。

先般の新聞でも、要するに現場の安全管理マニュアルという見直しであるとか、あるいは指揮系統に対して、違和感があるというようなアンケートが取られたということなんですが、菊川消防における安全管理マニュアル、そういったものの見直しがあったか、どうか、もし仮にあった場合には、予算において変動があるものかどうかという点ですが、いかがでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。消防署長。

○消防署長（二俣 君） 消防署長です。資格についてですが、まず救急の資格者につきまして30名、78.9%の資格者となっております。あと無線の資格62名、100%、酸素欠乏作業主任者が48.4%、30人こんな感じになっております。

2番目の質問でございますが、警防活動時における安全管理マニュアルということで、これ総務省消防庁のほうから出ているわけですけども、全国的に、これをベースにつくるわけ

ですけれども、侵入隊の編成は必ず複数隊員として命綱等で身体を決着して侵入しというようなことで書かれております。

これにつきまして、静岡の事故がありましたけれども、それぞれ地域事情というものありまして、何人で活動するかというところからまず始まるかと思えます。この辺も菊川消防の消防力の中で、今安全管理、見守りというところ、こういったところを見直さなきゃいけないということで、現在検討中で、来年度にはマニュアルをまずつくっていききたいなと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

関連質疑、またその他の全体的な質疑があればと思いますが、14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。救急業務で、搬送中であって意識が不明で、どこの病院へ行くかというようなことが起こりうるケースがあると思うんです。

今日のニュースでも流れておりましたけれども、総務省のほうからマイナンバーカードの利用を基本的に、そこのいわゆる病の記録ですね、そういったものが分かるということから、これから実際に試行運行して徐々に始めていくということのニュースが流れていたんですけども、実際そういうことってあり得るんですか。その点について伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩次長。

○消防次長兼予防課長兼警防課長（白岩 君） 警防課長です。患者情報というのは、そこに家族が乗ったりとか、いろんなパターンで分かれればいいんですけども、まず今ちょっと事業的にはやってないんですけども、以前何か所かには、自宅に主なその人の様子、要する高齢者だけの世帯とかというところに、患者の情報を紙に書いて筒に入れて、冷蔵庫に張っているという、そういう事業を少しやったことがありますけれども、やはり患者の情報ってなかなかそこで確認できない場合は確かにあります。

救命士が、患者の容体を見て、観察して、それを病院に報告するというのをやっていたと思いますけれども、あえてその情報を詳しく確認した中でやっている状態で、なかなか分からない部分もあるかと思いますが、分かる範囲で。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○14番（松本正幸君） ちょっと変えていいですか。

○分科会長（西下敦基君） はい。

○14番（松本正幸君） 先ほど、関連の中で言えばよかったですがけれども、耐震性の貯水槽の関係、この関係は要するに耐震性でありますので、当然地震とかそういったものに強いということでもありますけれども、実質的に今まで東日本とか、能登半島の地震とか、熊本地震、こういったところで起こっているんですけれども、この耐震性の貯水槽が壊れたとか、そういった関係について、何かそういうことがあったら教えてもらいたいなと思っております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長でございます。東日本のときもそうなんですけど、こちらのほうには、耐震性貯水槽が壊れたという情報は入っていません。

ただ、道路上とか、建物の近くにあった場合、もしかしたら倒壊して使えないというのは多分あると思うんですけれど、壊れたというような情報は、消防のほうには入ってきておりません。すみません。申し訳ないです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑よろしいですか。14番。

○14番（松本正幸君） 耐震性といいますんで、どれくらいの地震に耐えられるかというのがあるかと思うんですけれども、どうですか。恐らく標準企画みたいな形で示されてはいるらしいんですけれど、どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。白岩次長。

○消防次長兼予防課長兼警防課長（白岩 君） 耐震性という言葉はよく使われますけど、正直それが例えば耐震度でいうと7が一番最高ですけれども、それに対応するものということでは、と言います。

実際にそれが多くないものですから、なんて言いますけれども、耐震性の正真正銘ということで、申し訳ありません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は、補足で、八木消防長。

○消防長（八木一巳君） 消防長です。それこそ耐震性貯水槽、今、緊急防災・減災事業債を使って整備させていただいていますが、基本的には国庫補助になります。国庫補助をもらう審査がありまして、国庫補助の仕様が決められていますんで、それにのっとって造っているというのが実際のところです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） いいです。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） 関連とか、17番。

○17番（山下 修君） 17番です。貯水槽の関係で、ため池等の利用というのは何かこうこの場所で火事があったら、ため池を使うみたいなのが、指定しているところがあるのかどうなんですか。

まよかの池というのは、池の中に貯水槽というんですか、防火水槽みたいなのが併設しているようなところで、水が補給されるようなところが2か所くらいあったと思うんです。ほかにもそういったところがあるんでしょうか。どうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。二俣消防署長。

○消防署長（二俣 君） 我々が消防水利として認めているところ、先ほど前岡池、あと新池というのが高橋のほうにありまして、そちらのほうは市の防災のほうで、そのような整備をしまして、そこが指定水利という形で、私たちは目当てにしているというか、当てにしております。

ほかに小学校のプールであるとか池、川、大井川用水につきましても、毎年調査をして、一番のかん水時期、今の時期です、水が少ない時期にも取れるかというところで回って、車両が部署できるかとか、落水、行く水までの距離であるとかというのを調べております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○17番（山下 修君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） ほかに質疑のある方は、よろしくお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。よければ以上で質疑を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

終わるのが一応14時までなんで、これから自由討議。

〔「水道管も下水道管も、耐震性もやっているもので、それも聞かないかん」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間で議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

審議の中では備品の関係とか、あと特に多かったのは、耐震性貯水槽の話も多かったかなと思います。

それ以外にまたご意見があれば、挙手にてお願いいたします。ご意見がある方はよろしい

でしょうか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。メインの話じゃないかもしれない、準中型免許のところで、30名以上の新入団員の確保ができたということで、準中型免許取得、一定の成果が上がってきているのかなということを感じさせていただきました。

以前、補正か当初のときに、2分の1補償をもう少し拡充して個人担が少ない方向に持っていってほしいんじゃないかというご意見を、ほかの議員の皆さまからも頂いたと思うんですけども、もしこれが本当に事業成果として新入団員確保に向けて有効な手だてであるのであれば、そうした補助金の拡充というものもご検討いただいたらどうかなというのを感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見がある方は、3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。防火水槽のところ、耐震化の2槽ですね、来年度を予定しているということで、かなり耐震化率が上がっているそうなんですけど、ただ無蓋式の防火水槽が各所にあると思うんですけど、以前は消防団の皆さんが無蓋式の防火水槽については、清掃を年に1回とか、何年かに1回やっていたらしいんですけど、今は全くやられていない状態ということで、場所によっては、消防のポンプの搾取を詰まらせて、そういうような藻がいっぱい繁殖したりという防火水槽がありますんで、できればそういうところを、貴重な水だと思えますんで、使える状態にということで、そこら辺の管理も今後考えていただきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 関連もしくはほかにご意見のある方、挙手にてお願いします。

7番 西下です。最初に訓練用の人形が一応購入されたということで、すごいハイテクなものという感じがあったので、どんなものが、訓練しないと実践では使えないと思いますので、こういったもので訓練で技術を上げていただいて、また人命救助に、資質の向上になるような感じで、活用していただければと思いました。

以上です。

ほかにご意見のある方はお願いいたします。

何か能登半島について気になったことがあれば、またご意見を頂ければと思いますけど。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。質疑はたくさん出たんですけど、自由討議はこれぐらいということでよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、消防本部の予算に係る審査を終わります。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

では、次に生活環境部等になりますが、来ていますか。

休憩 午後 1時40分

再会 午後 1時43分

○分科会長（西下敦基君） それでは、生活環境部の審査を行います。

鈴木生活環境部長、所管する課名等を述べてください。鈴木部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。

生活環境部の所管ですけれども、下水道課、その後引き続き水道課になります。事業会計含めてよろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 森下水道課長、出席者の紹介をお願いします。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。よろしくお願いします。

本日の出席者ですけど、主幹兼庶務係長の安間と、あと事業係長の杉山です。よろしくお願いします。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います。初めに事前通知を出された議員から……。

〔「分科会長、すみません。資料の訂正を冒頭お願いします」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

すみません。今、ペーパーをお配りさせていただきましたが、一般会計予算説明資料の歳出予算事業概要書において誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

説明資料の38ページ。PDFでは40ページになります。

8款4項3目0001下水道事業会計になりますが、ページの左側、事業概要の欄の括弧書き。上から3段目の事業の概要の箇所になりますが、文中に「公営」と「企業」の間に「基」という字、「基」という字が誤って入力されていたため、削除をお願いいたします。お手数をおかけしますがよろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君）　ということで、質疑に入らせていただきたいと思います。1つ目は山下委員からお願いします。

○17番（山下　修君）　17番。4款2項4目の平尾下水処理場管理事業費ということで、新期で管路点検調査委託料が計上されているが、点検の頻度・総延長。また、現状では異常があるのかないのか、その辺についてお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君）　答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森　正和君）　下水道課長です。山下委員のご質問にお答えします。

初めに、点検の頻度についてですが、ご質問の管路点検調査は、近年の局地的豪雨などにより処理場への流入水路が処理能力を超過する日が増加している現状を踏まえ、不明水の原因を特定するために行う業務となります。そのため点検の頻度を定めて定期的に行うものではありません。

次に、点検の総延長についてですが、業務の内容及び規模でお答えいたします。

今回の業務は、不明水対策の調査として、宅内排水設備の点検調査を行うもので、規模としましては、平尾地区全体の約半数となる100世帯程度の調査を予定しております。

次に、現状では異常があるのかについてですが、平成23年度と平成24年度の2か年で本館の管路調査を実施しており、当時の調査結果では、管接合部のずれやマンホール内部のひび割れなど小規模な不具合箇所が48か所確認されております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君）　答弁は終わりました。再質疑はございますか。17番。

○17番（山下　修君）　17番です。答弁の中で、不明水ってということですか。言葉がちょっと光合成がないというか、不明というのは、明るくないというか。

○分科会長（西下敦基君）　答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森　正和君）　下水道課長です。

不明水は、たしか不明の、場所が分からないとか、そういう不明の言葉で間違いありません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） その不明水というのは、例えば、先ほど言われた雨水が侵入するとか、それとか逆に漏水なんかも、漏れとるとか、そういうことも考えての話です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

不明水につきましては、基本的に雨水の、今日のような降雨のときに処理場に入ってくる水が急激に通常より多く入ってきている流入の確認できるのが不明水ということで、私どもの、基本的には地下水だったり雨水が直接流入していると認識しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 平尾の住宅団地は全体で何件あって、そのうちの100件ということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

平尾の住宅団地は208世帯、現状ございます。そのうちの約半分の100世帯を……。

〔「半分ですか」と呼ぶ者あり〕

○下水道課長（森 正和君） 約100世帯を予定しております。以上です。

〔「すみません。残った108世帯分というのは、調査はしなくてもよろしい、安全だということなんでしょうか。それとも来年度やるとか、そういうことなんだろう」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

残りのお宅につきましては、来年度を予定しています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁ありがとうございました。

〔「ありがとうございました。」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、その不明水の流入というのは、量的にはどのぐらいのものなんだろう。現状では、分かってないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

直近の状況でご説明いたしますと、令和４年度は、その処理能力の307立方メートル、日です、日の処理能力をオーバーしたのが令和４年度は８回、令和３年度は８回、令和２年度は13回、令和元年度は15回、処理能力を超過した日がございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました、再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 現状、最初の頃は正常に働いていて、令和２年度ぐらいからそういった現象が見られたということで、ある程度の区域というのは全く特定できないんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

先ほど山下委員のご質問でもお答えしたときにご説明させていただきましたが、答弁させていただいたんですが、23年とか24年度に本管の調査をしまして、ただ原因としては、小規模な不具合箇所は先ほど言った48か所を確認できたんですけど、それ以外のところで、今回来年度予定しているものにつきましては、各お宅の敷地の中の、例えばですけど、雨どいが下水の配管につながっているとか、敷地にあるますが冠水とかして入ってくるとか、そのような雨水の流入している要因を、原因を究明するというような業務になりますので、本管部分に関しては、ある程度は確認はしているんですけど、ただ、宅内ですね、宅内排水設備のほうの不具合とか、そういうのは確認できてないもんですから、そこを中心に来年度は予定調査を実施したいと考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑のある方は挙手にてお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） 平成の23年、4年ぐらいに本管の調査をしております。少量とありましたが、複数箇所ありまして、それだけで実は処理能力をオーバーしていたわけです。バキュームカーを入れて、雨の多いときにはバキュームカーを入れて、それで実は処理、ポンプ能力を超えていたわけですから、処理をしていたという現状がありますので、そのあたりもしっかりご説明いただけるとありがたい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

ちょっとバキュームを使つての処理が、ちょっと私ども把握が、すみません、できてなかったのが現状なので、それについては調べては、もう少しその当時のものを資料を確認したいなと思っております。

当然ですね、令和6年度に宅内排水設備を調べて、翌年に残りのお宅についても調査して、その後、状況によっては本管のほうで、再度の確認を行いたいと考えていますので、今、お話の内容は、坪井委員のおっしゃる過去の資料をもっと確認した上で、今後の調査をもう少し確認した上で取り組んでいきたいと思います。

すみません、ちょっと今日、今回すぐお答えできませんが、すみません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。じゃあ、3番。

○3番（坪井仲治君） ちょっと質問ではないですけど、そういう過去の状況がございますんで、そこは含みおき、議員の皆さん、よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2つ目の質問、松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。下水道の会計費ということで、タブレットのほうの説明資料の38ページになりますけれども、その関係については、操出金の関係でそういった質疑のほうでもやらせていただいたもので、大枠は理解しているんですけども、この下水道の会計費の中で財源不足を補填する操出金。出資金と補助金の関係だと思えますけども、の増額の理由。これだけお願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。松本委員のご御質問にお答えします。

操出金の増額理由についてですが、初めに、出資金は、本年度から事業係職員が1名増員になったことによる職員給与費の増額となります。

次に、補助金についてですが、こちらにつきましては、前年度対比で減価償却費が約1,000万円、企業債償還利息が約460万円、それぞれ増額となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 給与費の関係については、基本的に外じゃないですか。基準外。基準外だと思うんですけども、どうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

ご指摘のとおり人件費、職員給与費については基準外になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 基準外については、この職員費のみという解釈でよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

基準外のものにつきましては、基本的には、職員給与費と、あと水洗化促進事業費ということで、2つの項目が基準外として入っています。

以上です。

○14番（松本正幸君） 統括して幾らなんだ。ごめんね。

○分科会長（西下敦基君） はい。答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

約5,800万円になります。

○14番（松本正幸君） 分かりました。

○下水道課長（森 正和君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） はい。ほかに関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、すいません、こちらの生活環境部の水道課の中で質疑のある方はお願いしたいと思います。

ちょっと1点自分から、事前には出てないんですけど、これは多分資料35ページで浄化槽設置事業費というところが出ていまして、それこそ補正で大分減額をされたということで、浄化槽の設置で、もう少し有効な活用が、高い補助率になるところと低い補助率のやつで、大分減額されたということで、そこら辺、今年ちょっともう少し早く対応したりとか、うまく予算を使うとか、そういったことができるか。検討がされていればと思いますが、答弁を求めます。

森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

ご質問につきましては、確かに補正予算でご説明させていただいたとき、今年度の2月補正のときにご説明させていただいたとおり、新規のものが増えて、付け替えが減ったというご説明をさせていただいたんですが、基本的には付け替えを増やすために、今、生活環境センターさんであったり、小笠衛生さんにも協力いただいて、単独浄化槽、くみ取り浄化槽のお宅を中心に補助制度のPRをしていただいております。併せて私どもも広報誌等、そういう付け替えの、補助制度のご案内をこれからまた新年度にも引き続きやっていきたいと考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、予算の関係で、最後の補正になっていたのもう少し早く補正とかを考えてたり、予算を組み替えるとか、そういったことがもしできるのかどうか、その辺についてお伺いします。

森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

受付の期間を目いっぱい延ばして、できるだけ周知して、皆さんに申請いただきたいと思ったものですから、ぎりぎりまで、すみません、補正を引っ張ったというのが現状でして、昨年度でしたら10月の中旬には補助金が終了しているもんですから、今年に限っては前年度から比較しまして申請件数かなり減ったということで、やむを得ず2月の補正で、このような形で対応させていただきました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。私からはよろしいですけど、ほかにこれに関連質疑とかよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 全体もよろしいですか。なければ、以上で質疑を終了とさせていただきます。

ここで執行部が退席となります。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

浄化槽の関係の話が出ましたが、ご意見のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。

14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。操出金の関係については、先ほども言いましたように、総括的な話として地方公営企業法に基づいた操出金の在り方等々について質疑をさせていただきましたけれども、下水道事業会計については、基本的に右肩上がりです。操出金が多くなっているんです。ということは、企業会計に基づいた基本的な収入がいわゆるあるわけでありまして、やはり、そういった形で基本的に運営するのが本来の目的であるということだと思いますけれども、やはり操出金を出さないと経営が成り立っていないということでもあります。やはり経営努力、こういったものをするしかないんじゃないかなと思いますけれども、それについては、料金を上げなければならないという一つの市民への関係があるわけだもんですから、経営戦略そのものが立てられておりますけれども、やっぱり充実した内容で企業努力をすべきじゃないかなということもあります。そのためには100%の継続率、こういったものの関係に力を注いでいただくことが望ましいんじゃないかなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見はありますか。

〔「また事業会計でもあるいね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） そうですね。1点、浄化槽の付け替えで、それこそ今景気が悪いということで、生活防衛で、なかなかこういったところになかなか一般の方がお金を使うというのが難しくなってきたのかなという、ちょっと、今、さっきの話を聞いていると長い期間設けてぎりぎりまで申請してもらってということでしたので、ちょっとそういう点、また、これから考えなきゃいけないのかなとは私は思いました。

以上です。

ほかにご意見がある方は。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、よろしいですか。

以上で、下水道課の予算にかかわる審査を終わります。

ただいま出されました意見を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長一任でお願いいたします。

ということで、次は下水道会計のほうの、事業会計のほうのものになりますので、ご準備

をお願いします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時07分

○委員長（西下敦基君） それでは引き続き、下水道事業会計予算の審査に入ります。

ただいまから総務建設委員会に切り替えます。

ただいまの出席委員数は9名です。

菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから総務建設委員会を再開いたします。

総務建設委員会に付託されました議案第27号 令和6年度菊川市下水道事業会計予算を議題とします。

それでは質疑を行います。初めに事前通知を出された委員から行ってくださいということで、まず私から1つ目の質問させていただきます。

1款1項1目で、収益的収入で下水道使用料ということで、説明資料の1ページのところの資料になります。

内容としては、1件当たりの増加見込み使用料が年々減少しているが、今後どの程度まで減少を見込んでいるのか、例として令和6年度が109.1立米、令和5年度が114立米、令和4年度が117立米となっています。お伺いします。

答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。西下分科会長のご質問にお答えします。

ご質問の今後どの程度まで減少を見込んでいるのかについてですが、有収水量でお答えさせていただきます。

本年1月の全員協議会において説明をさせていただきました経営戦略改定の資料では、有収水量は令和8年度の123万5,000立方メートルをピークに、その後は減少に転じ、令和15年度には119万8,000立方メートルまで減少すると見込んでおります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

ちょっと数字が違ったので、何とも答えづらいんですけど、もうピークは超えて下がっているんじゃないかなと思ったんですけど、令和8年から経営戦略だと、そこから下がっていくということで、数字の見方が家の件数で見たほうがいいのか。大分節水が進んできちゃっていて、これがどこまで下がるのかなというちょっと心配が私ありましたので、ちょっと質問させてもらったんですけど、もし、もう少し見解があれば答弁を求めます。

森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

ご質問の1件目ですね、水量でなく、有収水量ということでご説明させていただいたんですが、今現在は管渠整備を進めておりまして、1世帯当たりの使用水量が減少傾向ではございますが、その代わりにまだ管渠整備を今進めていて、エリアが広がっている現状で、有収水量としては、令和8年度までは伸びていく。その後は面整備が完了するものですから、その後は徐々に、節水志向であったり、節水機器の普及、人口減少などの要因によって減少していくということで考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

とりあえず私はいいとしますが、関連質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） よろしければ、2番目の質問を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。収益的収入の関係から質問をさせていただきます。タブレットのほうで1ページになります。

長期の前受金の戻入金というんですか、1億6,736万9,000円であるが、国庫補助金、分担金、受贈財産評価額に対する戻入益の目的と算出根拠、こういったものを伺いたいと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。松本委員のご質問にお答えします。

初めに、戻入益の目的についてですが、固定資産を減価償却と同時に収益化を図り、減価償却費をどのような財源で賄ったかを明確にしていくためのものになります。

次に、算出根拠についてですが、令和4年度までに登録された収益化の金額と令和5年度に収入が見込まれる国庫補助金、受益者負担金及び分担金を算出しております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） この関係なんですけれども、基本的になぜやるかということがあるかと思うんですが、戻入の関係なんですけれども、これは会計上の支出である減価償却費、こういったものを減らしていきますよということにあるかと思うんですけれども、基本的な国からのそういった関係のものが出ているのかどうなのか、その点について教えてほしい。形式的な会計処理ということだよね、恐らく。国からは何もそういうことは出てない。法令……。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。安間係長。

○下水道課主幹兼庶務係長（安間 慎君） 安間でございます。

おっしゃるとおり、特に通達というものはないんですけども、そもそも公営企業会計、複式簿記の関係で、やっぱり長期前受戻入というのは減価償却と対比するもので、その分を収益、要は現金じゃないんだけど、その分を見なさいよという取扱いになっていますので、このように対応させていただいております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。現金を伴わない収入と、そういうことでよろしいですね。はい。ありがとうございました。

○委員長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、3つ目の質問を須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。1款1項2目収益的支出の処理場費についてお伺いいたします。

2ページになります。

処理場費が近年連続で増額しておりまして、昨年から3,000万円以上の増額ということで、人件費の高騰ですとか、配水量の増加ですとかというのが要因だということで、昨年答弁を頂いたかと思うんですけれども、こうした増額している要因、ずっと増額し続けていて、今年も3,000万を超えていますので、この要因をまずお伺いしたいと思います。

また、16節に緊急修繕とありますけれども、この修繕の内容をお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。須藤委員のご質問にお答えします。

初めに、処理場費が近年連続して増加している要因についてですが、各年度の処理場費が

増額した要因をお答えいたします。

令和3年度と令和4年度の主な要因は、浄化センターの設備点検費用が前年度を上回ったことによる増となります。

令和5年度については、電気料の高騰や令和5年度から令和7年度までの浄化センターの包括管理委託において人件費や薬品費などの高騰による契約金額の増が主な要因となります。

令和6年度につきましては、5年に一度策定いたしますストックマネジメント計画策定業務委託により、委託料の増額となっております。

次に、16節緊急修繕についてですが、この予算は浄化センター内の設備や機器等に不具合が生じた場合に緊急的に修繕を行うものになります。令和2年度から令和4年度までの3年平均の支出額は約19万円で、修繕内容は中央監視の基盤修繕、汚泥貯留槽の測定機器修繕、電話設備の修繕を実施しております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。今、ストックマネジメントの計画策定とおっしゃいました。この策定金額はどのぐらいになりますでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

約3,100万円です。以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。はい、大丈夫です。

○委員長（西下敦基君） 補足で、森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

すみません。ストックマネジメント計画の策定につきましては、交付金事業があるものですから、ちょっと説明が、3,100万円事業費を予定しているんですけど、50%交付金がありますんで、50%交付金の社会資本整備総合交付金の対象になっています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 追加補足、追加説明がありましたが、再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 須藤です。そうしましたら、収支と計算すると1,800万ぐらいの昨年から増という認識でよろしいのでしょうか。補助金で出る分が1,500万ぐらいあって、こちらが3,300万支出しているので1,800万の増。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

増額の先ほど須藤委員がおっしゃった3,350万円というのにつきましては、支出だけなので、収入のほうについては加味されていませんので、その分そっくり増額ということになります。以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、4番目の質問は私からということで、隆一議員からも質問が出ていたと思いますが、私から質問させていただきます。

1款1項2目で、資本的支出で処理場建設改良費ということで、説明資料で5ページのところにあります。

大幅な増額となっているがそれぞれの工事内容及び費用について何うということの後ろの方に細かく多分、7ページのところに、2のところに処理場建設改良費ということで、多分各費目があるんですけど、多分金額とかちょっと分からなかったのもので、お伺いさせていただきます。

答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。西下分科会長のご質問にお答えします。

初めに、処理場建設改良費の工事内容についてですが、下水道事業会計予算の説明資料の7ページ。PDFでは9ページになります。すみません、そちらについてもご覧いただきたいと思います。併せてお願いします。

7ページの下段の2、処理場建設改良費に記載の4つの工事を予定しております。

1つ目の監視制御設備は、令和5年度から令和6年度までの債務負担行為案件として日本下水道事業団に委託しているものになります。

2つ目以降の工事内容については、記載の機器や部品等を更新する工事となります。

この表に記載されております4つの工事全てがストックマネジメント計画に基づき更新工事を行うものです。

次に、費用についてですが、個々の費用は設計金額につながるため、説明資料を基に総額でお答えさせていただきます。

説明資料5ページ、PDFでは7ページをご覧ください。

2目処理場建設改良費の12節委託料が日本下水道事業団に委託する事業となります。

次に、31節工事請負費が先ほどのページに記載されております計装設備と脱水設備、計3件の総額となります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） スtockマネジメント計画はちゃんと見てないんですけど、今、金額はすごくのしちあってるときの、多分、ならすと、多分、少ないとき多いときがあるとは思うんですけど、今はちょっと多いときという感覚でよろしいのか。すみません。ちょっと、ふんわりとした質問になってしまいますけども。

答弁を求めます。森課長。

○下水道課長（森 正和君） 下水道課長です。

Stockマネジメント計画に基づいて機器の更新を設備の更新を市としては予定しているんですけど、現状としましては、社会資本整備総合交付金の内示率がまだ低い状態でして、実際には、本来でしたら令和5年度にやるべき業務が6年度に流れているというような現状がございます。ですので、その辺が、6年度が多いのではなくて、前の年度からの、やれなかった事業が後ろに流れてきてしまっているのがありまして、それでちょっと金額としては大きい金額になっています。

実際には、来年度の決算のときには、そういうかなり大きい金額をご説明しなきゃいけないかなと思っているところなんですけど、実際に今、国の内示の状況はそのような状況です。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。ほかに関連質疑のある方はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、この下水道の事業会計の中で全体に質疑のある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。なければ、以上で質疑を終了とさせていただきます。

ここで執行部が退席となります。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委

員間の自由討議を行います。

質問4つだけでしたので、収入的なこととか、工事の関係、そういったことが質疑にありましたので、ご意見のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。

1点自分から。自分で質問させていただいた、それこそ1件当たりの使用水量が減っている。核家族化もあるのか、あと節水のまた機器も進んできて、どんどん減ってきているのかなとは思ったんですけど、件数が増えて収入が入るよりも、この節水のほうが大きくて収入が減ってしまうということも、ちょっとこれから考えられるのかなと思いましたので、そうすると、また使用料の改定とかも、また計画はされていますので、それでも追いつくのかどうなのか、ちょっとここら辺がまだどこまで下がるのか、とてもちょっと疑問に感じたので質問とさせていただきました。

もし、こういったことについてご意見があればお願いします。ほかの点についてもよかったらお願いします。

〔「対象となる人がいない。」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君）　そうですね、下水道を使っている方、そうですね、8番。

○8番（鈴木直博君）　8番です。やっぱり節水ということを皆さん考えられて生活をされているんじゃないか。例えば、お風呂もそうですし、トイレも、水をためとくタンクがありますよね。そのタンクの中にペットボトルを入れて容積を少なくして、流れるお水というか、そういうものを減らしていくという。そんなようなことを苦勞されているんじゃないでしょうか。水道料に比例して、下水道の料金というのはあれするものですから、できるだけ、中には雨水をためて花に水やったりって、そういうことも工夫されている方もいらっしゃるんで、多分そういうことも影響しているんじゃないかと思います。

○委員長（西下敦基君）　ほかにご意見は、3番。

○3番（坪井仲治君）　3番です。下水説得に行っても、接続をされてないという方がまだ見えている。そうすると利用者数増えて、接続を促せば増えていくと思います。

あとは、ちょっと範囲を広げると需要がある地域もありますんで、そこまで延ばすという施策も必要かと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君）　ほかにご意見あれば。

ちょっと1点自分から。処理場の建設改良費が結構かかって、今、大分年数もたってきたということで、また、こういったものがどんどん金額が膨らんでくるとちょっと大変かなと

思ったことと、内示が低く、これって、国もある程度進めてきた事業だと思いますので、そこら辺は、また、ちゃんと国のほうも手当をしていただければと思います。

結局は環境をきれいにするためにやっていることですので、ただ、必要な事業ということで、また、こういったことも、更新もなるべくもたせてやるのか、それともちゃんと予防線的にやるのか、そこら辺も、またちゃんと考えて、計画をちゃんと立ててもらっているとは思いますが、そういったことに気をつけて運営していただければと思いました。

ほかにご意見のある方は。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。もう最後です。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、この下水道全体のことに。

○委員長（西下敦基君） はい。

○16番（横山隆一君） 下水道事業は今言ったように、節水機器であつたりとか、エリアの問題もあつて、当初から今の第4次に努め、計画の中でいっても、地域性があつて、密集度というんですか、そういったものも含めての採算が取れる事業ではもともとなかった。しかしながら、当時この下水道事業が始まったときの我々は、町会議員だったんですが、対応としては、河川菊川のDVDであるとか、その辺の汚染度の問題とかもあつて、当時の下水道に、下水道に関する感じ方として事業化させざるを得なかったという状況もあつたんですけども、要点はやっぱり菊川市の中で下水に関する努力とすれば、下水道事業とか、あと合併処理浄化槽、あと単独浄化槽、あとコミプラがあつたりするわけです。それぞれ対象となる部分が違うわけ。ですが、公共下水であっても合併処理浄化槽であっても、市民負担、いわゆる一家における負担は平等であるべきだという考えの下に進めていくべきだと思うんです。

接続率がなかなか既存のものが進まないというそういった課題があるんですが、そのときに下水道課の以前話をしたときには、下水につなぐほうが、接続するほうが、コストが安いと。補助金とか何かいろんな全部含めてですね。そういうような言い方をしながら接続率向上を目指したという経緯もあるんです。もし、そうだとすると、考え方としては公平性に欠けるということになるんで、あとは市民の意識の共有というんですか、やっぱりそれしかないと思うんですけど、この辺が大きな課題だなという、下水全体ですよ。その捉えたときに、その辺の公平性について、一番課題だなというふうには、私は感じています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） よろしいですか。それでは採決になりますが、まだ言いたいという方は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） いいですか。

それでは、採決します。議案第27号 令和6年度菊川市下水道事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。挙手全員。よって、議案第22号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、議案第27号の審査を終わります。

なお、委員会報告の作成につきましては、正副委員長に一任願います。

ここで休憩になりますので、40分ぐらいまで休憩で、45分にしますか。

〔発言する者あり〕

○委員長（西下敦基君） 40分で、ちょっとそろい次第始めます。

あと水道課と水道事業会計になります。

休憩 午後 2時33分

再開 午後 2時40分

○委員長（西下敦基君） それでは休憩を閉じて、引き続き、総務建設委員会に付託された議案第26号 令和6年度菊川市水道事業会計予算を議題とします。

それでは質疑を行います。初めに事前通知を出された方から質問をお願いいたします。

ということで、1つ目は須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。1款1項1目収益的収入の給水収益についてお伺いいたします。説明資料が1ページで、タブレットでは3ページになります。

給水収益が2年連続減収を見込んでおりますが、その要因についてお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚水道課長。

○水道課長（戸塚直見君） 水道課長でございます。

給水収益の減の要因についてですが、給水収益は、本年度上半期及び昨年度の下半期の実績により試算を行い、予算を計上しております。前年度に比べ使用水量の減となることから減収を見込んでおります。

減収の要因としては、コロナ後の巣ごもり需要、節水器の推進、市民の節水意識の向上、あと核家族や単身などの少人数世帯化などが考えられております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりましたが、再質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） ほかにこれ関連質のある方は、挙手にてお願いします。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 2つ目の質問、松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。下水道課のほうも同じような可決があったもので、一応質疑をさせていただきました。だもんで、水道課のほうも答弁をぜひ願えたらと思うんですけども、戻入金7,377万4,000円ということで、この戻入金の目的と算出根拠、この関係についてお伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 水道課長でございます。

長期前受金戻入益の目的ですが、長期前受金は、資本金収入に係る国県補助金や工事負担金を、産業収入の営業外収益で収益化するもので、地方公営企業の制度改正により、資産の見なし償却制度が廃止され、長期前受け戻入益として収益化しております。全ての資産のうち、補助金等を活用した工事について、個々の補助金や工事負担金などを、耐用年数で割ったものを積み上げて計上しております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 基本的には法人税法上、資本等取引からそういった収益は、戻入金の額が導入されると、そういう形になってますので、その中から圧縮対象資産というのが基本的に計算されているのがあるかと思うんですが、その対象となっているものを教えてくださいと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。柴田係長。

○水道課主幹兼庶務係長（柴田 君） 庶務係長の柴田でございます。

それこそ予算書の21ページを御覧ください。

21ページの5の繰延収益、ここに長期前受金がありまして、その下に長期前受金収益化累計額というものがあります。長期前受金は総額で39億6,200万円、長期前受金収益改良計画は三角の22億9,900万円となっております。こちらが水道事業会計全体の前受金の内訳ですね、内訳というか長期前受金が、国庫補助金等が入っているのが39億6,000万ほどあって、そのうちもう収益化されたもの、収益したものが22億9,900万円ということであります。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、3つ目の質疑を須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。1款1項1目収益的支出の給配水費についてお伺いたします。説明資料が2ページになります。委託料1,318万9,000円増幅の要因は、また、修繕費大幅減の要因と事業内容についてお伺いたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 給配水費委託料の増額要因及び修繕費の大幅減の要因でございますが、まず委託料の増ですが、浄水場の保守点検及び汚泥処理業務の隔年、これ2年に1回実施することにしており、令和6年度が実施年度となるため、委託料の増額となっております。

修繕費の大幅減につきましては、水道施設における修繕が減少したことによる減となっております、事業内容としては漏水修繕、メーター器修繕等でございます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問ございますか。大丈夫ですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） そしたら関連質疑のある方は挙手にてお願いいたします。よろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 次、4つ目の質問を、隆一議員からお願いいたします。

○16番（横山隆一君） 16番 横山です。収益的支出と給配水費でございます。受水費が5億3,300万円ほど出ておりますが、今後の状況予測ということですが。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 水道課長でございます。

受水費の今後の状況予測についてでございますが、平成30年度に策定した経営戦略では、令和10年度までに横ばいを予測しており、令和4年度の計画時点では4億7,896万円に対し、決算値は4億7,935万円で、ほぼ予測値と変わらない数値となっております。今後については、使用料の減少が見込まれていることから、基本料金の変更はないものの、使用料金が減少するものと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、最後の末尾のところですが、使用料金の見直しということは、何期計画って昨年出されましたよね。その中で、料金値上げというのは具体的にはどのように考えていますか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） このことにも出ていますが、令和6年度に、6年度から7年度にかけて経営戦略を作ります。見直しという格好と、新たにという格好で。大分この時点で、今年度も作らせていただきましたが、例のV P管の破損を受けての工事の関係の推進等、大分状況が変わってきましていますので、そこら辺をもう一度精査をして、今言った使用料も新たに1回精査してみて決めていくという格好になります。

その上で、また前回の経営戦略では、やっぱり値上げが必要ということになっておりますので、その状況を見ながらですけど、やはり少し料金改定という動きをしなければならないかなと考えております。ただ、経営戦略を1回作ってみてのことで、皆さんにまたお知らせをしようと思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。補足ということで鈴木部長。

○生活環境部長（鈴木和則君） 生活環境部長です。

以前、下水道のほうで経営戦略を今年度策定をして、その説明において、中身としては下水道の使用料に関して、令和3年に一時保留としていた使用料を上げるということについて、

令和9年を確か目標ということでお伝えをしています。併せてやはり、下水道のみならず上水道においてもどのタイミングが適切か、あるいはどういうタイミングがいいかということの要素と、今、課長が申し上げたように、水道としての経営戦略を6、7でしっかりと見直す中で、結論をまた出していきたいという、水道のみならず下水道との関係ということも十分考えながらまたお伝えをしていきたいと、そのように思っています。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、5番目の質問を須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。1款1項3目収益的支出の総係費についてお伺いいたします。

職員が1名、すみません、これ私、増員と最初質問を出しましたが、減員の間違いでした。訂正させていただきます。職員が9名から8名、1名減員となっておりますが、業務内容の変化はあるのか、お伺いいたします。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 水道課長でございます。

これ全体会で総務課から、これ松本議員が質問している時間外の件でも少し触れておりますが、予算編成時点では各部署に配置される職員の人数や年齢構成等は決まってない状況にあります。前年度、今年度予算ですが、その時点では水道課としては本来1名減の状況だったので、ずっと増員を希望しておりました。その予算上のときには1名戻すよということで予算を計上しました。

しかしながら、やはりいろんな状況があって、人事発表があったときにはやっぱり1名その時点でもう減になっておりますので、予算上でいくとそのまま乗っちゃっているのが、今年度減という格好ですが、人数的には今年度、来年度変わりないという格好になっております。予算の時点と、要は内示か、人事のときがちよっと違うということで、これ総（タイ）の全体するときにもそういう格好でちよっと時間外の件でも関連して総務課が答えておりますが、そういう格好で人事的には基本的には予算上では減になっておりますが、実際は変わっていないという格好になっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 6番目の質問を、横山隆一議員からお願いします。

○16番（横山隆一君） 16番 横山ですが、収益支出総係費ですが、このところの委託料の5,749万9,000円の業務内容説明、特に経営戦略の見直し業務、先ほどちょっと出てましたけれども、このようなことを詳細に説明をお願いしたいと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚水道課長。

○水道課長（戸塚直見君） 水道課長でございます。

総係費の委託料の主な業務は、料金賦課徴収業務が約75%占めております。ほかについては水道事務所の維持管理に関わる委託料を予定しております。

それで、先ほども話しました経営戦略の見直し改定業務につきましては、本年度実施した管路更新工事の見直し等の関連と、あと老朽化したV P管の更新についても計画をさせていただきましたので、それに併せ投資計画等のシミュレーションを行う中で、経営戦略の見直しを予定しております。令和6年度は資料収集、資料整理を行い、令和7年の9月頃までには策定したいと考えております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。最後ちょっと出ていましたけれども、経営戦略の見直しの中で一番メインになる課題テーマというか、課題というか、こういったのは何なんでしょう。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） メインというか、当然収入が今、先ほども御質問があったとおり、やはり減ってきております。その辺の状況を加味して、収入がどうしても下がってくるということをどうするのかというのが一番の課題だとは思っております。

それと先ほども申し上げましたが、管路更新計画ということでV P管のほうの更新事業、これ補助金が出ませんので、その辺りを自費でやっていかなければならないということで、その辺もやっぱり経営的には非常に難しい舵取りになってくるかなと思っておりますので、

そこら辺をしっかりとシミュレーションを行ってやっていきたいなと考えております。

今、それこそ能登の地震の関係でも、国のほうの動きとしては、やはりV P管、小口径というところであると、その補助金をやっぱり出してほしいという要望は常々しております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ7番目を私からさせていただきます。

1款2項1目資本金収入国県補助金ということで、資料ですと5ページのところです。生活基盤施設耐震化等補助金と地震・津波対策等減災交付金対象事業について、対象となる事業や選定の基準についてお伺いします。

答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 水道課長でございます。

耐震化補助事業における対象事業等選定基準ですが、生活基盤施設耐震化等補助金は、国の補助金で施設の40年以上経過した水道管であって、基幹路の、基幹路、これ、導水管、送水管、排水管の更新を行うものが対象としております。また、地震・津波対策等減災交付金は、県の補助金で建築物等の耐震化で配水池の耐震化メニューとなっており、対象は配水池の耐震化が対象となっております。配水池については、耐震調査を行ったところ、八王子配水池の耐震補強が必要と判定され、耐震補強を実施しております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりましたが、1点、危機管理課で坪井委員からの質問がちょっと出て、八王子配水池耐震化工事の対応はというのがここであったので、ここで追加でお伺いしてもよろしいでしょうか。

答弁を求めます。戸塚水道課長。

○水道課長（戸塚直見君） 水道課長でございます。

八王子の耐震化の工事内容につきましては、八王子配水池1号池の流入管の設置工事でございます。牛淵配水池より送水されてきた送水管と八王子配水池の接合部分の耐震性のある管路に改修を行う工事となります。工期はおおむね4か月を見込んでございます。この八王子の耐震化ですが、今年度というよりは、もう令和3年度から徐々にやっております、最

終予定では令和8年度までに完了という格好で計画を持っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。私からは再質問はございませんが、関連質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。八王子配水池の1号池ですね。牛渕系統の流入管の関係なんですけれども、この中に示されておりますソフトフレック管、この管種ですけれども、この管種について少し耐震化の関係を含めて説明をお願いしたいと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 耐震フレック管というのは蛇腹みたいになっているようなもので、地震が来てもそこである程度ずれが生じてもずれない、管の破断とかということがないような格好ですというものを取り付けます。

○14番（松本正幸君） 管種というもので、何でできてるかということがあると思いますが。

○水道課長（戸塚直見君） 材質はステンレスでできております。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） ほかにこの関連で質問がある方は、3番。

○3番（坪井仲治君） 資料を見ますと、配水池につきましては耐震化工事が100%完了ということを書いてあったんですけれども、流入管に対してはまだ未対策であったということですか。流入管の接続部をフレックに変えたということですよ。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） この耐震化は、これちょっと難しいんですが、八王子配水池については耐震性能はあるということにはなっております。ただ、診断をすると、どうしても2つ池があるという格好で、水位によってちょっと危険性があるよという診断が出ております。配水池の水位によってということで、その関係とやはり流入管の関係がありまして、補助金の対象にはなっております。この間、一般質問されたときに答えているんですけれども、耐震化は満たしている。ただ、どうしてもあそこの設置状況が恐らくちょっと特殊的なところがありまして、ある程度の地震があったときの水位状況によっては危険性が伴うという結果が出ていますので、その関係で耐震化を行っております。その中の一つとして管路も新しく直そうと、フレック管を使って直そうということで、その一部としてやっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） ほかにこの部分で関連の質問はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ8番の質問を、横山隆一議員からお伺いします。

○16番（横山隆一君） 16番 横山ですが、資本的支出の配水管布設費でございます。ここについてはちょっと書いてあるとおり、老朽管等の更新事業改良工事の4億800万円ですか、この説明ですが、併せて拡張工事についてもちょっと説明をいただければと思いますが、通告してなかったですね。今言う配水管の改良工事ですね、それと老朽管等の更新と配水管の拡張工事、この説明をお願いしたいと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 水道課長でございます。

まず、配水管布設費の老朽管更新工事の4億806万2,000円の詳細についてですが、これ説明資料のPDF11ページに掲載しております事業内容のものとなります。内訳としては、老朽管管路の更新工事が1件、VP管更新工事が1件、あと測量設計2件、管路一般改良工事が5件、測量設計が3件、水道施設の更新工事を5件で、合計18件の発注を予定しております。

先ほどあった拡張工事については、これは一番頭に出てます赤土河東線ということで、これはここにある食肉センターが建築を今、動き出しております。その関係で、かなり今回は水を使うということで、今の事業所の前からずっと食肉センターを通りまして、工場一部まで、そこは150が来ているものですから、そこまでを150でやらないと、確かメーター機が今聞いている話だと100を欲しいということで言われていますので、そのままだととてもつなげないということで、これは県からお金をいただいてやる工事となります。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 今の拡張工事については分かりました。

老朽管の更新ですが、全体の、毎年この4億ぐらいですか、計上されていると思うんですが、現在の状況からすると、全体像からするとどのくらいの状況かということですが、どうでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） すみません、全体的なことだとちょっとパーセントが出ないんですけど、取りあえず、管の耐震化がこの間一般質問でお答えしたとおりのかっこうとなっています。

それ以外にも、やはり老朽管の工事というものが入っておりまして、そのあたりはやはり、近年のやっぱり漏水とか等を鑑みて、あと管路の年数ですね、そこを鑑みてやっております。その中に、今年度はもう発注をしておりますが、例の管路更新計画のものも含めて工事をやっています。という格好で今、進めております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。関連質疑はございますか。

すみません、1点、自分から。この老朽管を変えていくとあって、結構、不明水みたいなものが多分どっかであったりとかすると思うんですけど、そういうのがどれくらいあったりとか、そういうのはもしあればと思ったんですけど、どうですか。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 不明水というわけではないんですけど、やはりどうしても途中で漏水があったりして、やっぱり水量が減っているというか壊れるものですから、そういうところで老朽管を変えていけば有効水量が少しずつは上がっているというふうに考えております。やはりどうしても管路を直していく間に、1つはやはり取ってないとか、要は不明な管というのも時々出てきますので、そういうのも解消を、要は人の家の中を通っちゃったよとかという場合もありますので、そういうのも解消していっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。関連質疑はございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 直接、予算じゃないかもしれませんが、能登半島地震によって一番顕著に現れたのが地盤の隆起という問題があって、すぐに今回対応できたのが、フレキシブルでいわゆる隆起に対してもかなり耐震性というのがあるというような報道もされたのですが、そういった対応というのは、いわゆる更新事業であるとか、そういったものに対しては何か考え方というのか何かあるんでしょうかね。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 今年度も、また次年度も計上してありますが、1つ、（ヤタベ）配水管というところが（ダッタイル）パイプの200というのは、もう抜け防止がついていて、当然耐震管というか、これ補助金もらえますけど、そういうのには今度隆起してもある程度追従していつてくれると思っております。

それ以下、菊川市としては150は青ポリというポリ管なんですが、融着、電気で溶かして2つを管を接合をするということで、俗に言うV Pみたいにスポットをつなげたり、接着剤でつなげるのではなくて、もうベースが入ってしまっていて、それで溶かして完全にくっつけるということで、それを本当にクレーンでつっても抜けないという格好になるので、かなり青ポリの管については地震には強いと思っております。実際、かなり効果もあるということが出ていますけど、ただ、これがまだそんなに出てきて、年数が経っていないものですから、全体的にはまだ少ないのが状況です。

今後、先ほど申し上げたように、管路更新計画のところについては、全て今、青ポリを使っておりますので、それで対応していきたいと考えております。その今150以下のところ、100と7号がどうしても補助金が出ないというところになっていきますので、そこら辺の見直しをしていただいて、少しでも補助金をいただければなということで思っております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑のある方。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。今、説明があったと思うんですけども、実質的に耐震化率を高めるためには、当然、布設の中で伸縮接手、こういったものを入れていくということが、本来施設基準の中に求められているんですね。本来、いわゆる消火栓の近くとか、そういったところに伸縮接手は入れなさい。それで、またポンプ回りがある、そういったところは、先ほど横山議員の言ったフレキを使う、そういった方法でやりなさいというのも求められているもので、そういう方向でやっぱりやるべきだと思いますけれども、先ほど言った40年以上、生活基盤の施設耐震化補助金に該当するという中で、導水路、排水管、送水管という形で説明があったんですけども、管種によってそれぞれ違うと思うんですけども、送水管、導水管については、全てもう耐震化されているのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 導水管等、管種は先ほど言ったように、変わらないNSというものの管種が今、一番最新の管になっておりますので、それを使っていきます。それは1本1本が継手が伸縮、動くようになっていますので、あと先ほど言った元の可とう管というようなものは、基本的には橋の前後とか、そういうところにはほとんどついています。口径が

小さいとはないですが、大きいところは全てついていきます。

導水管、排水管についてですけど、ちょっと今、すみません、何%やっているというのはないですが、かなり菊川に関しては高い値になっておりまして、その関係でどうしても今、八王子のところあたりがもう最終でもないですけど、かなりその大きい200以上の管については、取りあえず（タイルチューケンカン）にはなっております。ただ、NSとかどうしても古いやつに関しては、そういうNSとかではない（チューセックイ）になっていると、今、耐震基準はあるということになっていきますので、そこら辺はNSにはなっていないんですが、耐震管路にはなっているということになっていきます。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。また最後に全体のやつもありますので、あともう1個だけ質問がありますが、それはあとに。

最後、9番目の私から質問で、説明資料の一番最後に、企業債のやつですかね、一覧がありまして、利率の改定など、今後これってあるのかどうかというのをちょっと確認をしようと思いましたので、答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 水道課長でございます。

企業債償還における利率の改定など、今後行われるかとの質問ですが、借入れについては返済等の管理面を考慮して、元利均等払いの固定金利方式を採用しております。このため利率の改定は行われないことになっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 分かりました。この点に対して、関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） なければ、以上で事前通知による質疑を終了します。

その他水道事業会計について質疑のある方は挙手にてお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 会計じゃなくなっちゃうかもしれませんが、先ほど課長のほうから水道管は民地から民地と言われた、確かに南地区のほうだと公共用地を通過してじゃなくて、本当に民地から民地のほうをずっと通って水道管があるというようなところがある。いざ、補修なんかというと、なかなか探しに大変じゃないかと言ったりもあるんですけど、そういった場所というのは、菊川市内に、埋設位置が不明な場所というのは、結構残っているんで

しょうか。

○委員長（西下敦基君） 水道課長。

○水道課長（戸塚直見君） 水道課長でございます。

今言ったやつが、俗に昔、（カンスイ）と言われて、要は地元でやってた部類の水道管が、どうしてもやはり最短距離を通るということが、その当時、接道要件がない、接道してないとかというお宅に入っていたという経緯がございます。私ども旧菊川、僕も菊川の当時、水道課にいたんですけど、その当時もかなり、特にこの周辺はそれがありまして、今、各地域はどんどんきれいになっているという状況ではございます。小笠地区に関しては、やはり（カンスイ）の名残がかなりございまして、かなりはまだあると思われます。ただ、うちのほうの管路で明確に分かっているというのも多少はありますが、やはりそういうところは、管路更新をやったり、どうしても地主さん等、土地を売却したいよとかいうときには、その都度対応しているということでやっております。全くうちのほうでも把握していないというところが、時折漏水で発見されたりというのがありますので、そういうときにはその都度、こちらで記録を残しておきまして、また、そのために全部直せるかどうかというのも、いろんな障害がありますので、できるときはなるべく解消をするように努めていっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） そのときの改修の費用というか、民地に完全に入っていたときの水道管の費用というのは、それは水道課が対応していただくということでよろしいでしょうか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 水道課長でございます。

基本的には水道課が持ってやっております。費用的は変更かかりますけれども、それはもともとの責任が（カンスイ）から水道課に、水道事業に移行しているものですから。

○17番（山下 修君） 分かりました。

○委員長（西下敦基君） ほかに水道事業会計について全体で質問のある方は、挙手にてお願いします。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。先ほど質問で、関連でお聞きすればよかったんですけども、2か所ちょっとお伺いしたいと思います。

まず1 ページ目の給水収益のところ、先ほど減額理由をお伺いしたんですけども、昨年の答弁の中で、一般家庭が450万減、店舗工場が1,876万減で、企業のほうが減額がすごく

大きかったという答弁をいただいております、今年度、令和6年度の見込み額で、もし企業と家庭それぞれの額が分かれば教えていただきたいなというのが1点目。

もう1点が、次のページに移るんですけど、2ページ目の増額理由のところ、汚泥処理費が増額しているという御答弁をいただいたと思うんですけども、下水道でも汚泥処理が増額傾向にあるということで、増額要因として人件費の高騰がその要因なのか、それとも別の要因があるのか、この2点お伺いできればと思います。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） すみません、先に汚泥の関係から説明させていただきます。汚泥というのは水道でいう、公文名浄水場が出るんですが、どうしても水の中に泥とか不純物がありますので、それを薬を入れて沈殿化させる。その沈殿したものを、僕は汚泥という格好で処理しています。その処理が金額が上がっているというよりは、2年に一遍、水道管の場合はそんなにたくさん出ないので、2年に一遍それを処理すれば、汚泥層に溜まったものを処理するという格好で、2年に一遍それがあるから、今年度は増額になってくるということになっております。

処理費用についても、やはりいろんな物価が高いというか上がったという格好で、特にこういうものの処理については少し値段は前回よりも見積もり上は上がっております。

○委員長（西下敦基君） 柴田係長。

○水道課主幹兼庶務係長（柴田 君） 庶務係長 柴田でございます。

業務用と家庭用の差ですけども、すみません、水量で申し訳ないですけども、業務用が約3万1,000トンほど増えております。逆に家事用については微増ということで1,200トンぐらい減っております。

以上でございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） すみません、業務用3万1,000トン増えて、家庭用が減ったとおっしゃいましたでしょうか。微増、両方とも増えた。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。柴田係長。

○水道課主幹兼庶務係長（柴田 君） 庶務係長 柴田でございます。

業務用については増ということでなっております。家庭用については減ということです。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 素人質問で大変申し訳ないですが、そうすると使用水量の減っているよりは、業務用がこれだけ増えているという。使用水量が増加しているように聞こえたんですけれども、収益減の理由として、水量減ではなく、むしろ増えてらっしゃるのではないかと思ったのですが。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。柴田係長。

○水道課主幹兼庶務係長（柴田 君） 水量的にはトータルでいきますと、見込みで5万6,832万トン、3万2,900万トン、3,000万トン企業で、昨年が577万8,000トンということで、若干ですが減っております。金額的には2,000万ほどということになりますが、減のような形になっております。

以上です。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。柴田係長。

○水道課主幹兼庶務係長（柴田 君） 庶務係長の柴田でございます。

家庭用が76万4,000トンの減ということになります。すみません。

○委員長（西下敦基君） じゃあ先ほどの、さっき言った数字はちょっと間違いがあって、今言った数字が正しいという感じで、議事録がちょっと残りますので、分かりました。ちょっと分かんなかったらまたちょっと確認をさせてもらうかもしれませんが、よろしく願いいたします。

ほかに質疑のある方はお願いします。全体の中で、8番。

○8番（鈴木直博君） 8番です。先ほど八王子の配水池、2つのやつの水位が違っていると被害が大きく出るという、何かとかそういうのがあるんじゃないですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） すみません、ちょっと説明があれば、八王子配水池の水位によっては、やっぱりその配水池に損害が出る可能性があるという調査報告が来ております。出ておりますので、それに基づいて今、耐震補強をしております。ただ耐震基準、これ難しいんですけど耐震基準は満たしております。たまたま八王子だけは特殊みたいで、それを調査してもらったらその水位の関係で、水位の関係で、一つ一つの水位によっては、地震時に損傷が出る可能性があるということで対応しております。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番です。この水位の問題も今度、その予算の中で解決するようになってますか。工事が予定されているんですか。

○委員長（西下敦基君） 答弁を求めます。戸塚課長。

○水道課長（戸塚直見君） 今年も耐震化補助金をいただきまして工事は進めております。先ほど申し上げたように、令和3年からもうこの工事、徐々に着手しておりまして、令和8年度で完了ということになっております。やっぱりどうしても補助金の関係がありますので、一括に全部というと結構金額になりますので、どうしてもちょっと長い期間かかってしまうということになっています。それは至急に進めておるところでございます。

以上です。

○8番（鈴木直博君） ありがとうございます。

○委員長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございませんね。

ほかにのある方は、よろしいですね、大体。

以上で、質疑を終了します。ここで執行は退席となります。お疲れさまでした。

この後は自由討議して、また採決となりますので。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

御意見のある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。

収入から工事のことからいろいろと話が出てきたと思いますので発言をお願いいたします。
3番。

○3番（坪井仲治君） 3番です。令和6年の能登半島地震で断水が発生して2月末現在でも2万戸余りがまだ断水状態だということで、耐震化率のことをその中でうたってはいるんですけど、耐震化したここでももしかしたらずれ方が激しいところで破断している箇所もあると思います。そういう結果がそのうち出てくるかと思いますので、どういう対策があるか分からないんですけど耐震化もさることながら、断水をしたときの措置ということで、その対応策についてもしっかり考えたほうがいいかと思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかに御意見の方お願いします。

先に17番からで、どうぞ。

○17番（山下 修君） 17番です。先ほど食肉センターの関係で水をということで、ちょっとお話あったんですけども、当初は農業用水の水を引き込んでそれを浄化して使うとかいろいろ検討されたみたいなんですけども、最終的には上水道を、少し太い管を増やして引き込

むような形になったんですが、その全体としては消費量が結構、有収水量が増えるというような形になったのかなと、こんなふうに思いますので、全体的な傾向の中で減っている部分でそこが増えたというのは、何か水を買う量というのはもう決まってるわけですから、プラスに働いてくれればいいなと思います。

○委員長（西下敦基君） ほかに御意見の方、14番。

○14番（松本正幸君） 受水費の関係が5億あるわけですね。これによって要するに水道料金の関係が基本的に高くなっている。それは誰しも分かると思うんですけども、基本的に安心な水を買うためにはやむを得ない状況であるとも思うんですけども、先ほど食肉センターの関係を言われましたけれども、食肉センターが使ってくれることによって空気代、契約水量、いわゆるそういったものが近くなれば、より水道経営が楽になるわけですね。そういったこともやっぱり観点の中に置かなければならない、そういうことだと思いますし、やはり水道経営戦略が6年でしたか、7年でしたか、基本的に見直しをするような形になるということもあるんですけども、今、企業努力は水道会計については結構繰出金も少なくてやられているということは事実となります。そういうことでありますので、経営状況を見ながら先を読む力が必要となることは当たり前だと思いますけれども、そういった形でやられるほうが望ましいと思います。

それと、能登半島の地震の関係なんですけれども、やはり水道管、下水道管それぞれにありますけれども、やはり布設してある管についてはいわゆる地盤です、そういった強弱によって大分違うということは当然です。この耐震管を使っても当然つなぎの部分で破損する可能性は十分あるわけですので、それがどれくらい持つかということもあるわけですね。その後の、いわゆる復旧の関係がすごい時間を要することだと思います。今現時点でもう2か月余、もう3か月になろうとしているんですけども、ああいう状況にあるということは大変なことだと思います。やはり地域性で違うわけなんですけれども、小笠のほうが地盤が悪いんじゃないかな、そういうふうに思っていますので、かなり違うんじゃないか、菊川のほうと小笠のほうでは被害の程度が違うんじゃないかな、そういうふうに考えていますけれども。それもこれから経営宣言の中に入れて、経営状態をよくするような方向で考えてほしい、そういうふうに思います。

以上です。

○委員長（西下敦基君） ほかに御意見のある方は。

1点。自分だけ予算にちょっと関係するか分からないんですけど、漏水対策で衛生を使っ

たものがあるということで、それって多分、うちだけじゃなくてもっと広い範囲を一遍に見ちゃうので、そういったのはもう県とかのレベルであって、あなたの街のここがよく漏れますよってというのはそういったことを県と市とかで連携していただければもうちょっと漏水対策が進むのかなと思いましたので、そういったことを制度化を進めて、県で進めていただければなと思いました。

以上です。

ほかに御意見ある方は。なければ採決のほうになってしまいますが、よろしいですかね。
よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（西下敦基君） それでは採決します。議案第26号 令和6年度菊川市水道事業会計予算について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西下敦基君） ありがとうございます。挙手全員。よって、議案第26号は原案とおり可決すべきものと決定しました。

以上で、議案第26号の審査を終わります。

なお、委員会報告の作成については正副委員長に一任願います。

以上で、審査を終了しました。

明日は建設経済の予算の審査が予定されていますので8時半までに御参集ください。

本日はこれをもって散会といたします。お疲れさまでした。

○書記（ 君） それでは互礼をもって終了します。相互に礼。

〔起立・礼〕

○書記（ 君） お疲れさまでした。

散会 午後 3時32分

開議 午前 8時29分

○書記（瀬々 君） それでは、これより会議を開催いたします。

ご起立ください。相互に礼。

じゃ委員長よりご挨拶お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 改めまして、おはようございます。予算審議も3日目ということで、皆さん、お疲れということですが、今日は建設経済部ということで、5課プラス、あと産業支援センターがあと一つ来ますので、中川部長には一日今日はお付き合いいただくということで、よろしくお願いいたします。

以上となります、挨拶は。

○書記（瀬々 君） ありがとうございます。それでは、ここから先の進行につきましても委員長お願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） ただいまから一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会を開会いたします。

昨日に引き続き一般会計予算決算特別委員会に付託されました議案第20号 令和6年度菊川市一般会計予算の審査を行います。

建設経済部の審査を行います。

中川建設経済部長、所管する課名等を述べてください。中川部長。

○建設経済部長（中川敬司君） 建設経済部です。1日よろしくお願いいたします。

午前中、産業振興課、それから、建設課、都市計画課、午後になりまして、商工観光課、産業支援センター、農林課ということで1日長丁場になりますが、よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 次に、増田茶業振興課長、出席者の紹介をお願いします。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） おはようございます。茶業振興課長です。

出席者の報告をさせていただきます。

課長になります増田です。よろしくお願いいたします。

あと茶業振興係主幹兼係長平川でございます。

○茶業振興係主幹兼茶業振興係長（平川 君） 平川です。よろしくお願いいたします。

○茶業振興課長（増田健人君） 以上です。よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います、初めに事前通知を出された方から質疑をお願いします。

ということで1つ目を須藤委員からお願いします。6番。

○6番（須藤有紀君） 6款1項3目茶業振興費についてお伺いいたします。

説明資料が125ページ、タブレットで129ページになります。

耕作放棄地茶園有効活用事業委託料の内容と、お茶の間テラスが購入されますけれども、活用方法について２点お伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

まず、耕作放棄地茶園有効活用事業委託料の内容についてでございます。

荒廃農地が大変増えているということで、荒廃農地の茶葉や、あと凍霜害、霜などによって被害を受けた茶葉、そのような茶葉を使用しまして、茶の成分、様々な成分がお茶葉には入っているわけですが、茶の成分を活用して機能性表示食品を開発していくと。付加価値のついた商品の開発・製造を進めまして、最終的には飲料、または食品メーカー、製薬会社、このような企業の皆さまと連携しまして、お茶の新たな活用方法を模索しながら進めていくというような内容でございます。

委託料の内容につきましては、耕作放棄茶園の賃借料、茶の木の伐採及び茶樹、また茶葉の選別の費用、新商品の試験を含む製造費用、また成分分析、あとは効果の測定、試験、そういったものの委託料となります。

また、次のお茶の間テラスの購入費でございますけれども、テラスにつきましては移動式のものを購入する予定でございます。

例えば、年間を通して行われておりますグリーンツーリズムなどのお客様をお呼びするようなイベント、そういったような場面で使用する計画でございます。

今年も新茶シーズンに合わせて予定がされております「茶畑の中心で愛を叫ぶ」を皮切りに、市内の茶園を訪れる皆さまに自然の豊かさでありますとか、開放感、景観的・空間的価値をご提供できるようなものを購入しまして、PRをしていくといったような内容でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質疑はございますか。６番。

○６番（須藤有紀君） ６番 須藤です。

凍霜害茶園有効活用のほうなんですけれども、凍霜害被害に遭った茶の機能再生産をされるということで、これは連携先など等は県が中心になって行われるのでしょうか。連携先はどちらになりますでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

県茶業研究センターなども入っていただく予定でございますし、県、スタッフは県という話にもなってきますが、あとは民間企業様の少しお力を借りないと、最終的な商品販売であるとか、そういったところには来ていただいたほうがいいかなと思っておりますので、市、県、スタッフ様と、そういうような関係で、メンバーで進めていこうということで予定しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。

再質疑はございますか。

〔「以上です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） では、関連質疑は。11番。

○11番（横山陽仁君） これ委託料になっとるじゃん。その委託先はどこなんですか。

○分科会長（西下敦基君） 委託先、これいろんな事業の委託があるんですけど、どれかってありますか。

○11番（横山陽仁君） 200万のね。

○分科会長（西下敦基君） 200万の。分かりました。耕作放棄地のところですね。

○11番（横山陽仁君） そうそう今の関連なんで。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

企業様につきましては、今現在調整中ということで、まだ契約等々至っておりませんが、そもそもがこれ内陸フロンティア推進事業も活用している中の一部でございますので、既に先行して牧之原市さんが支店を置いたことで取組をされております。

同じ企業様だろうかと思っておりますけれども、一応、民間様は1社を予定しております。

委託の中身が研究とか測定とかいろいろあるものですから、県のほうにも、県の茶研のほうにも協力をしまして、20日は契約とか、そういうお話じゃないんですけれども。ご協力を仰ぎながらの取り組みとなります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君）　くどいようで申し訳ないですけど、この200万という金額ですけど、これは、例えば、茶業その研究、茶業研究、それとか、食品の分析とか、細かいのを積み上げて200万という金額を出している。

○分科会長（西下敦基君）　答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君）　茶業振興課長でございます。

4月からスタートを切りたいものですから、既に打ち合わせということで、顔を合わせてさせていただいておりまして、大変専門的な部分が多いもんですから、企業様であるとかいところからお見積りのような格好をとって提出いただいたもので積算をしております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君）　答弁が終わりました。

再質議ございますか。なければ関連質疑で。16番。

○16番（横山隆一君）　16番。少々くどいようで申し訳ないんですけど、市内の耕作放棄地のところで、新たな収入源の喪失ということをやられていて、もう少し具体的に、この事業の内容、今言う民間企業という話ですけれども、実際どういったことを、もう少し具体的にという点と、これは財源については、県の拠出金がほとんどここで働いているわけですね。これ以外に、一般財源をこれに加えてどうのという話にはなってないんですか。全部拠出金の中でやるという話ですか、これは。2点ですけど。

○分科会長（西下敦基君）　答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君）　茶業振興課長でございます。

もう少し詳しくという、まずさっきのご質問ですけれども、耕作放棄地を例にしますと、耕作放棄地が至るところに現在ある状況でございます。その耕作放棄地に該当する茶の木をまず抜根をいたします。抜根した後に、木の部分と葉っぱの部分をもつて選別をいたします。

選別された私ども、お茶葉のほう、茶葉のほうだけ活用しまして、これから研究を進めていって、どの成分を使うかで最終的な商品形態が、例えば、こうペースト状なのか、玉のような、薬のような、もしくは液体なのか、そういったところで分かれていますが、加工した茶葉を使って、最終的にその成分を抽出して、固形物であるのか液体であるのかというところの商品の形にして、それを商品として売っていくというようなことで考えております。

もう一つ予算的な部分でございますけれども、先ほど牧之原市様とこれ同じ取組ということで合同で行いますけれども、そういった牧之原市様、他市と組むケースについては県から3分の2の補助が出ますので、3分の1は一般財源でというところですが、3分の2の補助

を受けて執行するという予算でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 再質問ございませんか。

関連質疑で17番。

○17番（山下 修君） 17番です。説明のとき凍霜害とか病虫害と言ったんかね。というのが、これ毎年毎年そういった発生する割合というのが、そういったのが、ありきたりちゃ申し訳ないけど、例えば、茶葉の生産のうちの何%ぐらいとか、そういうのが見込まれるということなんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

それこそ打ち合わせでも出たお話となります。もし、この商品が大変売れると人気の商品になった場合に、じゃ耕作放棄地、凍霜害の茶葉だけ使用していると原料がなくなっていくというお話につながっていきます。

そうすると欠品でありますとか、生産中止とか、そのようなせっかくの商品がそのような状態になってしまいますので、健康な茶葉でも開発が、生産が可能であり、かつ耕作放棄地とか凍霜害で品質の落ちた茶葉を使用しても可能である。

もしくは、ただイメージ的に病虫害がついた葉っぱが機能性表示食品としてふさわしくない、イメージというのがあるもんですから、そういったところも考慮しまして、食品であるとか、やはりこれから研究試験やっていって、少し耐えられないということであれば、例えば、もう商品がいろいろ並んでいますけれども、タオルにカテキンで消臭とか抗菌作用があって、大変タオルとか、そして、マスクとか、そういった食品以外の利用についても、やはり同時進行で進めていったほうが原料という、今まさしくご質問のとおり、原料が少なくなる、減っていく、なくなるという心配は、やはり健康な茶葉を使っても同じものができるというところで進めていけば、行く必要があるということで打ち合わせでも出ておりますので、一応そのような想定をしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を終わります。

再質問ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。それで、今、粉茶といいますか、抹茶というか、そういうような需要が増えてきて、やぶきたの植え替えとか、そういった通称みたいな形の補助金

が出ていたのかな、研究されているのかな。そういった形でそれを植え替えのときに使うものも利用したいとかいう形も将来的に考えていくということになってくるんじゃないかな。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

今、始動しますと令和5年度から取組を始めて、少し海外のほうを意識した施策を打たせていただいていますし、今後も続けていきます。

当然ですけど、海外といいますと、有機または粉茶の、ご質問のとおり、多岐に考えているところがございます。

まず、やぶきたにつきましては、有機なり海外を見据えた場合には、改植の対象にはなろうかなと思います。

そうしますと、当然ですけれども、抜木もいたしますので、そういった茶葉の活用についても可能かというふうに考えております。

また、有機に変えるまでには3年間かかりますので、その3年間は有機の茶葉としては認められないものですから、その3年間と商品が大変高い単価で、原材料も高い単価でもし使われるということであれば、そういった転換期と抜いたもの、植えたもののそれぞれの茶葉についても有効利用が可能かどうか、これから模索をして検討していく課題かなと思っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連のある質疑は、ほかにある方はいらっしゃいますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 関連で、ここにお茶の間テラスですか、購入されるということで、これの稼働日数、どのぐらい設定しているか分かんないんですが、例えば、地区センター祭りで貸し出しとか、その辺は考えてみえますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

一応、テラスにつきましては、こちらがコンセプト、イメージを持ったものが既にありまして、それを購入と言いつつも、やはり一部つくり上げていただくパーツがございますので、まだ私どもも、それを見て、この目で見てはいません。年度変わりました、きちんと令和6年度が始まって、先ほど答弁させていただきましたけれども、茶葉中では使いたいと思

っているものですから、その間で少し組み立て方でありますとか、そういったところを目視して、こちらも把握をする予定、スケジュールとなっております。

その時に、貸し出しが可能な組立てというか、そういったものであれば、検討材料にはなるかと思えますけれども、やはり職員が扱うべきであってという、大変高価なものでございますし、そのあたりは、検討材料としてはお受け止めいたしますが、やはりちょっとまだものを見ていない部分がありますので、この場で少しできます、できませんというご解答はいたしかねます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

すみません。ちょっとお茶の間テラスについてですが、どのような大きさと、どのようなイメージなのか。あと雨天でも大丈夫なのか。そういったことを、もし。答弁お願いします。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

私どものイメージ、あとは一部つくり上げていただく予定のところにお伝えしてある、そのものなんですけれども、まだ、茶の生、茶のうねが何とおりもあるんですけれども、その上をまたぐ格好で設置をいたします。

素材というか、テラスが透明なものをこちらは用意しようと思って、なので茶畑のど真ん中で、茶畑の上に浮いているような感じで茶園が見渡せて、自然と触れ合い、かつお茶がその場で飲めるということで、大きさにしまして2メートル、4メートル、高さはお茶の葉を超えますね、1メートル、具体的にはそのようなものを今、想定しております。

ものとする、先ほど申し上げたとおり、イメージ的には空中に浮いて、茶畑の空中に浮いているようなものを想定しております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ちょっと想定とは、ちょっとお茶室的なものなのか、ウッドデッキ的なものなのか、そういったようなイメージをちょっとしていたので、分かりました。

関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしければ、2つ目の質問を松本委員からお願いいたします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。6款1項3目農業振興総務費の中の茶業振興課の分です。予算書の123ページ、説明資料の127ページです。

この関係については、1月30日に、いわゆる協議会の組織が設立されたということで、情報提供の中で資料を頂いておりますので、その前に出した資料、ものだもんですから申し訳ないなと思っているんですけども、その協議会の構成メンバーと協議する提案と、これはどこが行うかということなんですけれども、その協議する提案の関係だけが、販路の開拓とか販売戦略とか、生産、経営の再構築、こういったものの関係が出てくる話でありますので、そういったものをどこが提案するのか、教えていただきたい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

まず、構成員からご答弁させていただきます。協議会の構成メンバーにつきましては、茶商組合、生産者、生産者につきましても、旧町単位で小笠、菊川、茶業委員会ございまして、委員長が出ていただきましたので、生産者2名、あと製造機械メーカー、JA遠州夢咲、茶業協会、有機栽培コーディネーター、中遠農林事務所、市の茶業振興課、以上9名ということで構成をしております。

また協議する提案等につきましては、第1回のときもそうだったんですけども、やはりそれぞれのお立場から、議案のほう、様々な内容になるので、その議案の提供を頂いておりますし、今後につきましては、市からのアリババ様の実施サイト販売で様々な状況が今後出てきますので、分析データでありますとか、国からGI取っておりますので、国から様々な情報が来ますので、そういった情報を提供しながら、それぞれのお立場で今後における販売、有機栽培、経営管理に関する協議を行っていきますので、どなたがという1人が提案するのではなくて、それぞれのお立場でご提案を頂きまして進めていくというようなスタイルで行ってまいります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質問ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

ただ今、説明がありましたけれども、基本的にはそれぞれの組織、そういった中で提案がされるということがあるかと思うんですけども、ここに書かれているように、第2回の開催、2回開催されるということですよね。

そういった中で、基本的に開催時期の関係と、要するに輸出に関する事業計画というもの

も、恐らく出てくると思われるんですね。そんな関係とか、税制の関係、税の関係ですよね。こういったものの取組もしないといけないと思うし、そういったものの一つの提案に対して、いわゆる専門知識がなければ、なかなか難しいと思うんですね。

国の力を借りたりなんだろうということは述べておられましたけれども、本当にそういうことが速やかにできるのかどうなのかという点がすごく危惧される点なんですね。そういった面について、的確にやれるような形でスケジュール、いわゆる、そういったものの関係についてお伺いをしたいなど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

まさしく今、松本委員がおっしゃったように、スケジュールこういった流れで、特に今起動に乗るまでに詰めていくかというのは、やはり重要かと思っています。

令和6年度につきましては、まだ予定ではございますが、実施サイトに載って各国に商品として売り始めるという言い方も変かもしれませんが、一応5月の頭ぐらいを予定しておりますので、まず、菊川茶が世界に売り出されたというご報告をこういった形で出ていますというようなご報告をして対処したいので、今年の第1回目は5月を予定しております。

その後、日々もう売っているものですから、日々状況というのが変わっていくと思いますが、アリババ様のほうから、どこの地域で反応があるとか、この地域は反応が薄いとか、バイヤーさんからこういったご意見があるとか、そういったデータは本来ならば、ご提供不可なんですけれども、今回は特別に出していただけるということで、例えば5月からやって数か月だと、やはりデータが少ないものですから、もう少しためたいなと思っていまして、半年ほどたまればなということで、何かこう見えてくるのかなというところも、まだ想像で想定ですけれどもあるんです。

第2回目は、12月を一応予定をさせていただきまして、次の新都市に向けてというところも考えております。

また、今後売れていくと、税とか、そういったところも当然関連してきますし、海外での模倣品対策として、海外、その国で菊川茶という、深蒸し抹茶という商標登録みたいなものをしないと模倣品対策にはならないものですから、そういったときには、やはり税理士みたいな方も必要になってきますので、G Iの協議会も、そういったところまで想定された構成になっておりますので、菊川市の茶業協会もそこに所属をしておりますので、何かありましたらということで、イベントとかに出向くと必ずそういった方たちともお話しできる機会が

あるものですから、また、そういったことで国の協議会をうまく使いながら、当然、知識は私らも少なく、ないものですから、うまく使いながら落ち度なく進めていければなと思っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。国内の消費、伸び悩んでいるものですから、海外にかけ面というウエートが非常に大きいと思うんですね。見込みで1.6倍とか1.7倍という数字を出しているんですけども、目標とされる、いわゆる外国のいわゆるどこを今ターゲットに、アメリカのほうとか、いろいろあるかと思うんですけども、どうでしょうかね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

まさしくそこが今後のまず最初にやっていくことかなと思っております。

お茶の文化があるところは入りやすい。例えば、台湾、タイあたりが入りやすいですが、やはり茶文化があるということは、イコールお茶の種類もたくさんございまして、先日も、F O O D E X、先週、行ってまいりましたが、やはりそちらの方とお話する機会が、ちょうど茶業協会がございまして、お話ししたところ、やはり受入れはしてくれるだろうけれども、売れるかどうかは、それはまた別の話だということで現地の方がおっしゃっていたということで、アジアは、そういう傾向になるだろうなというところが一つ。

あとアメリカはじめ健康志向が大変高いものですから、おいしいお茶を飲みたいという感覚ではどうもなさそうだなというところがございまして、健康のために飲むのが日本の緑茶というような感覚なのかなと思っていますので、売り方の問題かなと思っております。

あとはE Uにつきましては、先日、私も直接E Uの皆さまとお会いしてきましたが、やはり緑茶を嗜好品として、おいしいと思って手を伸ばすという文化はまだないのかな。やはり健康志向のほうが高いなということはお話をさせていただいて感じたところでございます。

あとは、国からとかの情報でいきますと、U A Eあたりが、大変最近、近年は需要が高まっている。しかも高い商品の購買の意欲があるのではないかとということも情報としては頂いております。

それこそいろんな情報が今たくさん手元にあるわけなんですけれども、実際どうなのかというのが、まさしくアリババさんのもの、あれは実で売っていきますので、そういったところのデータも併せて検討していきながら、地域であるとか国を最終的には絞って、出口の戦

略として絞って、どういうふうに打ち出して、おいしいで出していくのか、健康で出していくのか、そこら辺を決めて話を進めていければと思っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、これが菊川市のお茶の生産体制とか戦略とか見たときにも、これはひとつ、これが成功することによって茶業における活路というんですか、これが見えてくるなと思うんですが、現状の菊川市の生産体制や販売戦略とかについてもJ Aが持つウエートというのは非常に大きいわけですね。

今、構成メンバーは生産者であったり、機械メーカーであったりU Tであったり、茶業協会からJ Aとか入ってくるわけですが、やっぱり一体的になって、現在の仕組みというんですか、するとやっぱり加工茶が一番の金額的には主なものになっているんでしょうけれども、それらをやっぱり海外戦略に向けた生産体系とかに、やっぱり絞っていく部分と現在の加工茶の部分なんかも当然必要ですから、やはりバランスをとりながら進めていくという話になっていくと思うんですが、私はそこで一番大きな問題というのは、前から課長からいろんな話をしてもらって感じていることは、J Aの存在なんですね。

それで、J AはJ Aで、今生産者との連携とか販売とかについては、主にある意味牛耳っているというか、やっているわけじゃないですか。そうするとJ Aの動向というの非常に大きいわけですが、事前協議の中でJ Aとの話というのは、どういう感触があって、こういう協議会、年に2回ということですが、事前の協議の中ではどういった話、今されているんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

事前というか、日頃のお話というのもありますし、今、第1回を既に開催しておりますので、そのときのお話、J Aさんとのお話の様子ということで答弁させていただきますけれども、やはり日頃お話をさせていただいているとおり、やはり販売力というところでは、もう少し、ちょっと言いにくいですけど、頑張ってくださいれば大変ありがたいのかなというようなことが主にございますし、それはまた、しかも国内のお話でございまして、海外につきましては、やはりまだJ Aさんとしての意識というのは、さほど高くはないのかなという、あくまで私的な感想ですけども持っております。

また今後、海外に仕かけをしたわけですが、これが当たるということになりますと、

おのずと有機栽培も増えていきます。当然、昔からありますやぶきたの深蒸し茶等、これも多くのお客様がついておりますから、これがなくなることは決してないんですけども、やはりお茶農家の生産者の所得収入という、やはり路線をもう一本、有機というものは十分あり得ると思いますが、そのときに、やはり有機の栽培というのは、とても技術が要るものですから、当然そこはもう線引きをして、私のほうが栽培まで指導といって知識ないもんですから、そういったところでは販路のきっかけは市のほうでつくりましたけれども、やはり現実の現場のお茶の栽培というところについては、一つJAさんのお力を発揮していただければということで期待をしていますし、今後そういう調整をしていくお話もあるのかなというところで想定はしております。

以上でございます。

〔「分かりました。いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） いいですか。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番です。海外輸出、簡単に言いましても、ヨーロッパの場合は、HACCPという規格があるんですよ。それで、イスラム圏は、先ほどの、あれはハラールという規格、UAE。そういう許可を売るんですね。

それこそHACCPというのは簡単じゃなくて、焼津のかつお節で新丸正3年、5年かけて生産工程から全部チェックされるんですね。それでオーケー出ないと認められない。こういう難しいものなんですね。アメリカは、比較的いいみたいですけど。

ですから、逆に言うと、アリババが簡単にそれじゃ、そこらじゅうで売れるというような期待は抱いちゃいかんと思うんですよ。とりあえずアメリカだけでやりますよと。それで、こっちのほうで有機でやれるようになったら、ヨーロッパのその逆にHACCPの許可を得るために、それじゃ金をつぎ込んでやるかと言うと、結構これも大変なんです。

なので、そこら辺は、簡単に海外海外という希望を抱かせるようなものじゃないということとは知らしめたいほうがいい。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

まさしくおっしゃるとおりでございますし、既にアリババ様、佐川様からも、そのあたりのことはお聞きをしておりますし、国からの資料を見てもそう思います。

有機JAS認証で、ある程度通れる国というのが、やはりアジアであるとかアメリカあたりが、やはり有機JASだけで何となくというか、そう縛りがきつくないもんですから入っ

ていける。

またE Uに関しては、やはり大変厳しいということでG I だけではちょっとハードルが高いというところは感じています。

あとハラル認証なんかも、先日、逆に確認がありまして、菊川市さん、お茶とっていますか。いや、全然まだそんなにとっていないということで、やはり先ほど松本委員のご質問にもありましたように、状況を早く見定めて、ターゲットを絞って効率よい予算を、お金が本当、認証かかるものですから、効率よい予算の執行という意味で、ターゲティングをいつまでに、どのようなレベルまでやっていくかというのが一つ課題であって、その後、決めた以上、どうして今度はやっていくのか国だけ。その中で認証がやはり必要であるなら認証を取ると。模倣品対策を打つと。その間に有機の現場を回しておくというような出口と現場と両輪で進めておくことが必要かなというイメージではおります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑ございますか。8 番。

○8 番（鈴木直博君） 今と同じようなあれなんです、ブランド名というのは、もう決まっているんですか、商標との関係です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

ブランド名という、お答えになるかちょっと分かりませんが、G I が商品名というか、ものの名前が登録をされておりますので、深蒸し菊川茶か菊川深蒸し茶の2つ以外はG I のシールは貼れませんので、そういった意味では商品名というのは決まっておりますが、今、アリババ様のサイトを使って出していく予定の商品につきましては、市内の生産者、個人、市営業の方であるとか、茶農協の方々、また茶商の方が、それぞれの商品を出すというスタンスで進めてまいりますので、特に菊川市としての菊川茶のブランド名という、やはり今はG I の2種類どちらかのお名前となろうかと思っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。8 番。

○8 番（鈴木直博君） 8 番です。商標を海外へ登録しようとすると、国ごとに登録しないといけないわけです。制度も国ごとによって違ってきます。

例えば、アメリカなんかは日本で登録になっている商標が、アメリカで使っている商標と

いうふうに、もう決まっているんですね。ですから、まず日本で商標登録をしておくというのが前提だと思います。

中国なんかは、この菊川茶というのが有名になってくると、同じものを登録する悪いくせがありまして、そういったものを防ぐには、やはり中国はちょっと優先的に出しておいたほうがいいかな、そういうふうにありますので、弁理士さんとかなんかに検討して一緒に協議をして、お金もかかりますので進めていければと思いますが、いかがでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

まさしくおっしゃるとおりでございますして、商標登録も国ごとに行わなければいけないということと、一度登録したからといって高いお金をその後払わせていただければ更新料もかかるということ。

先日、私も東京に行って、EUの皆さまとお話をする機会と同じ場で弁理士の方とお話、名刺交換をしてまいりました。

今後は、上手にやればやるほど、売れば売れるほど、やはりそちらの対応が急務ということになってきますので、やはりそこら辺はもう本当に協議会でありますから、皆さんの情報を取りながら、誤解のないようにというか、取られてしまったら何んでもないというところは一つ感じておりますが、ただ、先ほどお話が出るターゲットがまだ絞れていないものですから、無造作にどの国にも登録しておくといのも膨大な予算が必要になってしまうものですから、少しそのあたりのバランスというか、ターゲッティングと保護という、商品の保護というそのタイミングですよね。ちょっとそこら辺は十分検討していく課題であり要素かなという認識は持っております。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） ちょっと教えていただきたいんですが、茶こちゃんの商標登録が昔したんですよね。今でも続いています、更新をして。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。ちょっと予算から外れてきているかもしれませんが。回答できれば。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

確認しますが、私の覚えとすると更新、今も商標登録の範疇にあるという認識でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

〔「もう一つだけ今の関連で」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 8番。

○8番（鈴木直博君） 茶こちゃんの前掛けに「菊川茶」で書いてあるんですね。なもんですから、あの言葉をとって、菊川茶というのを商標登録、ブランド名としてやるんだったら、アメリカだって菊川茶というのはそのまま出せるんですよ。

ですから、茶こちゃんのやつをブランド名にするのかというのもちょうと、ほかのかかり方もありますので、検討されたほうがいいんじゃないかと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

おっしゃるとおりで、余り小さい単位の商標にしてしまうと、じゃほかで使われてしまう。菊川茶というところで、それをどこまでのものを菊川茶ということで登録をしていくかというところもあろうかと思いますが、G Iをとられている団体、または県、産品を常に、先ほどのお話であった、中国、そういったことを済ませてある皆さんも産品もあるわけですから、少しその方が説明書を輸送してきたんですけれども、少し様子を聞きながら、どんな名前が一番目的に合致して、うちのお茶として守られるのかというところは、もう少し私自身も市としても勉強が必要かなというところがございます。直接今こういったことで考えているというところまではございません。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） この件に関して関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目の質問私からさせていただきます。

6款1項3目お茶生産形態育成推進事業費ということで、資料の129ページとなります。

海外輸出専門ウェブサイト利用料264万円の内容と、海外輸出支援事業費補助金25万5,000円について、どのような方式で補助を行うのかお伺いします。

答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。

まず海外輸出専用のウェブサイトの利用料の説明をさせていただきます。

使用するサイトは、アリババのECサイトとなります。あとサイトの中でも、今回使う部分は、アリババに会員登録されている各国のバイヤーが閲覧できるサイトということになっております。

その中に、菊川市の専用ページをまず構築して、菊川市の専用ページをクリックして、初めてその中に市内の生産拠点でありますとか、茶商の皆さんが出品する商品が掲載されているというような格好で、そのサイト使用料としまして税込みで月額22万円、年間264万円使用料に要する費用となります。

また、海外輸出支援事業費補助金の補助内容でございますけれども、簡単に言うと、これ海外通販なわけですが、につきましては、購入前に必ずと言っていいほどサンプル提供を求められるということでお聞きをしております。まず求められますよということでお聞きをしております。

菊川茶の輸出を図るために、市内の皆さん、生産者などがサンプル提供でありますとか、海外のイベントの際に使う商品を出す、輸送する、そういった場面でこれ使う補助金なんですけれども、やはりサンプル提供にしても、イベント出品にしても、まだもうけというところの利益がない部分でございますので、そのハードルも少し下げたいということで、サンプルを送った後に商談がまとまって「いいね」ということであれば、それはもう利益が発生すれば輸送になっていくわけですが、まだサンプルなりイベントというのは、そのまだ利益が発生する前のものでございますので、何とかそこを補助してあげたいということで設けた補助制度でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を頂きました。再質問は、この補助の関係で、1社が1件どこかに送る単位で幾らやるのかということと、あと、ウェブサイトで一応ページが出ていて、多分問合せとかがいろいろ来るときに、もう英語だったりとかいろんな言語で来たりとかする対応というのは各社で直接取られるのか、それともある程度翻訳されてつなげられるのか、その2点についてお伺いします。

答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。まず、補助金の内容ですけど、もう少し詳しくということでお話をさせていただきますと、まず、今回は佐川急便さんは協定をしておりますので、佐川のグローバルポスト便ということで、佐川急便様と日本郵便、

こちらが、ちょっと私の覚えですけれども、昨年または一昨年に業務提携をされております。その仕組みを今回使います。メリットとすると、大変精度よく届くと。送った物がどっかへ行っちゃうとかそういうのはなく、精度が高く届く今回は仕組みを利用しております。

その仕組みに引っ張られますと、まず、送る海外といいましても、その仕組みでいきますと5つの地域に分かれます。アジア地域——中国、韓国、台湾、こちらを第1地域に對しまして、第2地域というのがその3つを除いたアジアとか、第3地域がオセアニアとか中近東、仕組みによって地域別にされています。その地域ごとの送る重さによって料金が設定されております。決して高いものではございません。どちらかというと安いかなとは思っていますけれども。その地域と重さに對しまして、補助率でございますけれども、もうG Iが登録されているお茶とそうでないもの、これ、戦略とすると、G Iで入っていききたいものですから、まずそこで色分けをしております。輸送経費、G Iの登録商品であれば2分の1が小数点以下切り捨てで、G I以外の商品であれば3分の1が小数点以下切り捨てで、上限額につきましても、G I登録が第1・第2地帯では、近いアジア圏については上限が1万円、そのほか、G I以外の第1地域・第2地域につきましては上限5,000円。今回は第3、第4、第5地域、中南米だとか、先ほど言われたようにU A Eとか、遠いところにつきましては、G I登録商品が上限2万円、そのほかの商品が上限1万円ということで設定をしております。

続いての海外のバイヤーさんからの対応という部分であろうかと思っておりますけれども、アリババ様と交渉させていただきまして、今回、予算がかからない範囲、予算の範囲というよりも、予算をかけずにアリババさんのサービスとしてやっていただけるという大きなところが3つございます。

一つは、先ほどもご質問にありました、海外どの言語を使うバイヤーさんから問合せがあるか分からないものですから、それはアリババさんのほうで日本語に訳したものが私ども菊川市のほうにメールで来て、それを市のほうから生産者、該当する生産者のところにメールを送る。これは日本語でございます。その質問に対して生産者が答える。日本語で答える。そのメールを私が、菊川市が経由してアリババ様に日本語で送る。そうすると、向こう、先方のほうでその言語に直していただいて商談の代わりにやっていただくという仕組みになっております。

あとは、怖いのが代金回収です。外国のことをどうのこうのということを申し上げてはいけないのかもしれませんが、商品を送ったけど代金が来ないというのが、これは一番生産者はつらいところですので、今回、アリババ様にここもご相談をさせていただきまして、会員

登録されているバイヤーさんですと、まずそういうことは基本的にはないんだけど、あえて担保しましょうということで、バイヤーさんからアリババさんのほうに入金、アリババさんが着金を確認してから商品発送の指示が参ります。商品を発送をするということで、当然、アリババさんからあとは生産者に入るだけなので、アリババさんまでの着金を確認してから商品発送ということで結構ですよということでおっしゃっていただけたので、代金の未回収もないということ。

あともう一点が、これもよくあるお話で、佐川グローバルポスト、飛脚便を使った理由なんですけれども、発送した物が行方不明になるケースが大変多ございます、現実とすると。いろんな国の仕組みがあるということで。そうしますと、「荷物が届かないんだけど」というクレームというものが生産者に本来であれば直接入るところですが、その窓口としてアリババ様、もしくは佐川さんも若干これは入ってくると思いますけれども、もう佐川さんになるかもしれませんが、そのクレーム対応は生産者じゃなくて企業のほうでやっていただけるということで、この3点は本来ならば大きなお金、予算をかけないとできないところでございますが、今回はサービスの範囲内でやっていただけるということで、大変、生産者のほうも安心をしているところでございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。私からは再質問はございません。関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしければ、4番目の質問を須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。6款1項3目茶園管理推進事業費についてお伺いいたします。

説明資料が130ページで、タブレットでは134ページになります。

奨励金と茶園集積推進事業補助金の減額理由についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 茶業振興課長でございます。まず、奨励金の部分ですが、茶品評会の奨励金についてですが、現在は全国茶品評会、あと関東ブロック茶の共進会、静岡県茶品評会のいずれかに出品した場合に、各生産者に定額の10万円を奨励金として支出をしております。目的としますと、製造技術の向上のほかに、出品する団体が減少するというのは寂しいものですから、その中で多くの生産者になるべく出品を促すこととして、そういう

目的として支出をしております。

今後につきましては、上位入賞を果たす菊川茶ブランドというところの維持、ブランド維持・向上に資する、こういったところに目的の主眼を置きまして、全国茶品評会のみ、こちらの入賞者のみの奨励金ということでさせていただいたことによる減額となります。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 茶園集積の。

○茶業振興課長（増田健人君） すいません。

○分科会長（西下敦基君） 増田課長。

○茶業振興課長（増田健人君） 大変失礼しました。茶業振興課長です。大変失礼いたしました。集積事業につきましては、中間管理事業によって行うわけなんですけれども、10アール当たり5万円の上限として、県と市が2分の1ずつ出して事業実施をしております。その中で、令和5年度の集積実績が582アール、対象になっている。令和6年度の集積結果では321アールということで、集積翌年面積の減少に伴って、その後、予算のほうも減少しているという状況でございます。

以上でございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で事前通知の質疑を終了します。

その他に茶業振興課の予算について、質疑のある委員は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で質疑を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） いていただいてもいいですけど、多分、こっち側にいたらそっち側に向けてしゃべっちゃうと何かまたおかしくなっちゃうので。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君）　じゃあ、文言だけ入れておきますので。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

質問は4問だったんですけど、大分丁寧な答弁を頂いていろいろと分かったと思いますが、それぞれご意見のある方、あれば挙手にてお願いいたします。16番。

○16番（横山隆一君）　16番ですが、今朝、静岡新聞に、お茶に代わる品目として何かって載っていましたよね。もしあれだったら言おうか。ちょっと発しちゃったんだけど。レモン栽培なんて出ていました。先ほども最初に出ていた耕作放棄地対策なんかにしても、農家の皆さんが継続、持続可能な農業等に取り組むというのは非常に重要なわけです。今日のあの中にも耕作放棄地対策とかというのは出ていたんですが、具体的にじゃあオリーブであったりとかレモンであったり、それに代わるものというものはあるかどうか分かんませんが、そういったところの研究はもう少し必要だなということを感じたというのが一点。

これに対する意見があれば別ですが、それともう一つは、今言う海外戦略については未知数の部分が正直多いなというのは感じるんですけど、現状の菊川市の菊川茶業における状況というのは皆さん方もご存じのとおりで、J A、生産者、有機栽培、それに知識を持った方とか、いろんな茶商も含めてですけれども、一体的な方向性を持ってやっていかないと難しいなということを非常に強く感じているんです。中には、茶商の中には海外販売で利益を上げているところもあるわけです。一部だけよくても、菊川市全体の茶業を活性化させていくためには、一体性のある取組をしていくことが非常に重要だなということを今回のG Iやお茶の輸出に関してという動きを見て非常に強く感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君）　答弁が終わりました。ほかに関連の意見とか、あと、ほかの意見でもいいと思いますが。じゃあ、先に2番。

○2番（東 和子君）　すいません、ほかの意見とさせていただきます。

○分科会長（西下敦基君）　はい。大丈夫です。

○2番（東 和子君）　2番 東です。茶農家の方たちが今、深蒸し茶、それから海外に輸出される場合は無農薬と。なるべく市の担当の茶業課の方には、茶農家の人たちの選択の幅を選べる形になるかと思うんです。ですから、丁寧に農家を中心にどのような栽培方法がいいのか、それから、将来的に農家さんが困らないような形の政策というか、そういうものをつ

くっていただくと、農家さん、すごい今回の海外輸出を期待していますので、展望もあるか
と思いますので、その辺をやっていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。農地、圃場の集積というところで、海外販売するた
めには有機が必要です。有機をするためにはある程度の広さの圃場が必要かとも思いますの
で、今、現状ですと、ある圃場があって、その真ん中に中間管理機構に出ていない圃場があ
って、なかなかそこを買収ですか、集積できないというところもあるように聞いております
ので、その辺の推進を市のほうで、中間管理機構は何もやりませんので、市のほうでそうい
うあっせんをしていただくことも必要かと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見がある方いませんか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。農業の関係は、基本的にもうかる農業を推進しなくては
ならないということが掲げられているんです。お茶のほうもそうなんですけれども、それで
ないとやっぱり持続性がなくなるんじゃないかということが言われているんですけれども、
それは何か根本的な理由があるということですので、当然、消費と需要、このバランスが基
本的にも崩れているというようなことだと思います。

総務省の家計調査が2023年にあったんですけれども、緑茶の購入量、要するに前年対比で
3.6%減しているんです。それで、実質的に世帯でいえば676グラム、これだけしか使わない
ということなんです。これ、今現実、高齢化社会が続いていますけれども、昔の人たちは当
然お茶を好む、そういうことだと思いますし、まさしく毎食後お茶を飲んでおったと、そう
いうふうに思うんですけれども、今の現実、若い家庭、そういったところにおいては、ごみ
の関係とかいろんな関係があるかと思うんですけれども、茶離れしているというのが本来の
現実だと思うんです。

そんなことを考えてみますと、これからのリーフ茶の価格低迷というのはそういったとこ
ろから来ているんじゃないかなと思いますし、また、人口減少、こういったものも左右され
ると思います。そういった国内需要の減少、こういったものが非常に一番の危惧されている
面じゃないかなと思うんです。

昔からお茶は生産されておりますけれども、基本的には国内需要、そういったことを考え
ていたんです。ですので、今の現実を考えたら海外戦略、そういったものを考えないと、将

来のいわゆる茶生産、そういったものにつながってこない、そういうような形になっています。

先ほど来出ておりますけれども、海外に向けて輸出する場合にはリスクを負わなければならないわけです。そんな面を出口戦略として十分調査をされて取り組んでほしいな、そういうふうに思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 17番。

○17番（山下 修君） 17番です。消費者がお茶に求めるニーズというのはいろいろあって、この間、伊藤園へ行ったとき、最初にこういう言葉があるんだけど、止渴剤という、喉を潤すための飲物というような感覚があって、伊藤園はいろいろコーヒーもやったり、お茶もやったり、ほかの野菜ジュースとかいろいろやっておると。喉を潤すという、そういう一面があるので、もうよそではお茶は嗜好品だよということで、味とか風味とかそういった文化をどんどん追求する、そういう圃場さんのニーズもあるし、それから、さっき言われた健康志向ということでお茶を選ばれることもあるし、さらには抹茶とかそういう粉だと、これは何を楽しむのか、味がそんなに相変わらずないと思うんだけど、非常に色を楽しむ。こんなきれいなデザートとか何とかに使う。そういう面もありますし、極端なことをいえば、お茶の香りを楽しむということもあろうかと思いますので、お客様が求めているものというのは種々多様でニーズがたくさんあると、その辺をしっかりと見極めていかないといけないのかなど、こんなふうに。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は。

ちょっと自分から一点。茶生産形態推進事業費というか、ECサイトの件と、あと輸出の補助のことについて、菊川市がアリババと提携して、あと佐川と提携していて、これって全国でも先駆けてやっていることですので、こういった感じで流通と海外の需要というのを市でやってくれているというのはありがたいかなと思います。これに対して生産者がちゃんと乗っかってくるような感じでこれから頑張っていただければなと私は思いました。

以上となります。

ほかにご意見のある方は。もうご意見が出たということでよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、茶業振興課の予算に係る審査を終わります。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会

に報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては正副委員長に一任願います。

ということで、入れ替わって、次が結構質問ありますので、最初にトイレに行ったりして、そろい次第、始めるということをお願いします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時38分

○分科会長（西下敦基君） 休憩をとり、会議を再開します。

続きまして、建設課の予算審査を行います。

初め、浅羽建設課長、出席者の紹介をお願いいたします。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 自分は建設課長の浅羽です。よろしくお願いします。

隣が、主幹兼管理係長の加藤です。

○建設課主幹兼管理係長（加藤 君） よろしくお願いします。

○建設課長（浅羽 淳君） その隣が道路保全係長の山崎です。

○建設課主幹兼道路保全係長（山崎 君） よろしくお願いします。

○建設課長（浅羽 淳君） 後ろに整備係長の松本です。

○建設課整備係長（松本 君） よろしくお願いします。

○建設課長（浅羽 淳君） 以上4名です。よろしく御審議のほどお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。事前通知を出された委員からお願いします。また、答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、1人目の直博委員からお願いします。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。

8款1項2目急傾斜地崩壊対策事業費、3ページになります。この事業により、北ノ谷地区の崩壊対策は終了されるのか。また、急傾斜地崩壊対策危険区域は北ノ谷地区以外に何地区残されているか。お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。12問ございますので、極力簡潔に答弁させていただきます。

鈴木議員の質疑にお答えします。

本事業により北ノ谷地区の崩壊対策は終了されるのか。また、急傾斜地崩壊対策危険区域は北ノ谷地区以外に何地区残されているかについてですが、令和6年度にて半済北ノ谷地区の急傾斜崩壊対策事業は完了する予定と、県から伺っております。

また、「急傾斜地崩壊対策危険区域は。北ノ谷地区以外に何地区残されているか」についてですが、土砂災害防止法に基づき急傾斜地と指定されている箇所は、市内に610か所あり、対策工事が終わっている箇所は北ノ谷地区を含めないで35か所となります。

過去に地元から急傾斜地崩壊対策事業の実施に係る要望書が提出され、国・県の補助事業の対象となる箇所は市内に13か所ございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 分かる範囲で結構です。全部終了するのにどれくらい時間というんですかね、約。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。北ノ谷地区については、令和3年に詳細設計になって、4、5、6で終わるので、場所によりますけど、1地区3年くらいかかるというところであります。一番古くは、先ほど35か所、崩壊対策事業ということで、一番古くは、奥ノ谷が昭和四十何年かにやっているの、なかなか時間かかる事業であるというのが1点。先ほど610か所あると言いましたが、国の事業に乗れるのが10軒以上連担しているところ。県の事業に乗れるのが5軒以上9軒未満ということで、4軒未満のところは対象ではないということで、今、13地区、地元から要望が上がっています。順番にやっていく、優先順位はというと人家が多いところだったり地元通りが取れているところだったり、地元の代表者が取りまとめてくださっているところを北ノ谷の次にやっていこうというところであります。

ですので、13か所あって1か所3年くらいかかると、かける3で40年くらいかかるのか、その間に空き家になって5軒が4軒になるともう対象ではなくなったり、逆に新しい家ができて、そういう事業の対象になるところが出てくるかもしれないというのが現状です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑。

○8番（鈴木直博君） 分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。前々から申し上げているんですが、国や県の戸数の話ですが、連担しているという話で。対象にならないところに対しての対策は非常に重要だと思うのですが。この問題というのは、全国の自治体の中でも問題だとされているのですが、国もしくは、むしろ県のほうだと思うのですが、そういったものに対する考え方は少し進展というんですか、考え方の変化というのですか、そういったものがあるかないかお聞きしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） それこそ今、横山議員がおっしゃったように地球の温暖化とか豪雨などが多くなっているということで毎年のように災害があって。今年度はよかったですけど、令和4年、令和元年とあって、県のほうもそういうところで地元要望があるところ、なくても軒数があるから対象に乗れるよというところはできるだけ上げてほしいということでいただいております。ただ、今おっしゃっている4軒未満のところに対する考え方というのは、やっぱり個人の財産を個人で守っていただくというのが基本ですので、そこは変わっていないので。県は5軒以上あるところで要望が上がっていないところ、そういうところを吸い上げていただいてということで調査がきております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。関連質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） では、2つ目をお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 横山です。

8款1項2目、同じページです。財源の内訳ですけど、負担金と地方債になっているんですけど、これは県費と、それといわゆる受益者金、この負担でやっているんじゃないかというイメージが今まであったんですけど、今回ちょっとこれになったというのを教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。横山陽仁議員の質疑にお答えします。

「県補助金と受益者で工事費は賄うのではないのか」についてお答えします。

まず、北ノ谷地区における急傾斜崩壊対策事業は、県単事業であるため、静岡県が発注する工事となります。工事費については、「静岡県建設事業等市町負担金徴収条例」に基づき、

総事業費の10分の1以内を市町が負担することとなっております。そのため、総事業費2億2,000万円に対して、10%の2,200万円の負担金を計上しております。

その下に、なお、「菊川市土木工事施行条例」に基づき、受益者より総事業費の5%の負担金を納めていただくこととなっております。ということで、県のほうに10分の1、10%お支払いする。そのうちの5%は受益者からいただくということで90%が県、5%が市、5%が受益者ということでそれぞれ県の条例と市の条例で定められております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○11番（横山陽仁君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） すみません。この急傾斜地崩壊対策危険区域の関係で、先ほど国の関係10戸以上、それから県のほうが5戸以上ということで説明があったんですけども、それにそぐわない形で崖条例の関係もありますんで。基本的にはがけ地建設移転事業というのがあるかと思うんですけど。そういったものの関係の利活用っていうのはどの程度されているのか、お伺いをします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） すみません、条例についてはあることは承知しています。あと担当課として気になるものですから建設課で、ちょっとそういう移転の補助とかを対象に何かやっているというのは、建設課では把握していなくて。実際そういう周知が足りないのか、そういうのがあるのを周知して、実際そういうのを使って移転しているのかっていうのはちょっと存じ上げていないです。すみません。

○14番（松本正幸君） 都市計画のほう。

○建設課長（浅羽 淳君） 都市計画課です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） いいです。じゃあ、そちらのほうでお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目の須藤委員、お願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

8款2項1目道路橋梁総務費についてお伺いします。説明資料は4ページになります。電

電気使用料が減額されておりますけれども、この要因についてお伺いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。須藤議員の質疑にお答えします。

「電気使用料の減額の理由は」についてですが、10節需用費電気使用料448万2,000円が令和5年度当初予算の610万8,000円から減額していることの原因かと思いますが、令和5年度当初予算は、ここ数年では電気使用料のピークであった令和4年度を参考に当初予算に計上しました。

令和5年度になり電気使用料が減少傾向にあるため、今年度令和6年度予算につきましては、令和2年度から令和5年度の4年間の電気使用料の平均値を算出し、当初予算に計上したことから減額となったものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、4番目の質問も須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

8款2項2目社会資本整備総合交付金事業道路橋梁長寿命化についてお尋ねします。説明資料が12ページになります。道路工事の内訳についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。須藤議員の「道路工事の内訳は」についてお答えします。

本事業に計上している工事は道路施設のうち、橋梁の補修工事となりますので、橋梁補修工事の内訳を答弁させていただきます。

橋梁の健全性は、5年に一度の定期点検により、「健全」、「予防保全段階」、「早期措置段階」、「緊急措置段階」の4段階に評価されます。今回予算計上した4橋梁のうち3橋梁はⅢ評価の早期措置段階と判定されたため、予算計上するものです。また、残りの1橋梁はⅡ評価ですが、過去に実施設計を行っており、予算の平準化もありⅢ評価となる前に予防保全として補修工事を実施するものです。

主な工種として、支承補修、断面修復工、塗装塗り替え、橋面の舗装、伸縮装置の取り換

えなどを予定しています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番目の質問を山下委員からお願いします。マイクと番号をお願いします。

○17番（山下 修君） 17番。

8款2項3目社会資本整備総合交付金事業市道赤土高橋線ということで、令和6年度工事を完了して……

〔「マイク」「全然聞こえん」という者あり〕

○17番（山下 修君） どの程度の進捗となるのか。また、財源に地方債が3種類活用されていますから、それぞれの活用におけるメリットがありましたらお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。山下議員の「質疑」にお答えします。

初めに、「令和6年度工事が完了してどの程度の進捗となるのか」についてですが、令和6年度工事で、市施工区間の道路築造を完成する計画としています。但し、残りの切土工事7,000立米について、受け入れ先事業との調整により、工事費及び工事完了時期の変更が見込まれます。なお、県道大東菊川線交差点までの供用開始を、令和7年度中を目標に静岡県と事業を進めてまいります。

次に、「財源に地方債が3種類活用されているが、それぞれの活用におけるメリットは」についてお答えします。

それぞれの地方債においては、充当率や充当要件が異なります。原発特別事業債は、国庫交付金残額に対し、100%充当されます。合併特例債は国庫交付金残額によらず、本事業費の95%に充当可能となります。なお、道路橋梁整備事業債は国庫交付金残額に対し、90%充当可能となるものです。

地方債の活用については、市全体の借入事業や交付金の内示率に応じ、有利な起債を充当することとしています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番。

最初のほうの説明で切土が7,000立米まだ残るというお話。それはどこのことをいうんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。松本係長。

○建設課整備係長（松本 君） 整備係長です。

残りの切土工事の7,000立米につきましては、現在高橋地区で進めております。（ミトリョウ）の700メートル地内の切土工事になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） それが残っても、市の工区は通行可能になるということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。松本係長。

○建設課整備係長（松本 君） 整備係長です。

令和6年度事業費の中で、そちらの残りの切土工事7,000立米が含まれているものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6番目の質問を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 6番目です。市単独交通安全施設の整備事業です。

過去に設置して古くなったもののうち、視認可能な場所に設置したものについて撤去する考えはないか、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 坪井議員の「過去に設置して古くなったもののうち、視認可能な場所に設置したものについて撤去する考えはないか」についてお答えします。

反射鏡のカーブミラーのことをおっしゃっているのかと思いますが、反射鏡の撤去にあたっては、設置当時から周辺の道路環境や土地利用の変化が見込まれることから、担当職員が現地確認のうえ、現在の基準により、撤去の可否を判断しております。十分な視認性が確保でき、安全性が確保されると判断する場合は、地元自治会と協議を行い、ご理解いただくこ

とを前提に撤去することも考慮しています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、もう1つ7番目を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。

樋門樋管の管理費ということで、樋管管理委託料を操作報奨金とした理由について伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。坪井議員の質疑にお答えします。「樋管管理委託料を操作報償金とした理由」についてですが、本来委託とは、特殊の技術、設備等を必要とする、あるいは高度の専門的な知識を必要とする事務事業、調査など、行政が実施するより他のものに委託した方が効率的である事業に対して行うものであります。

それに対し、報償費は提供された役務に対する謝礼であり、樋門樋管管理という役務を提供し、それに対する謝礼として支出しているため、委託料ではなく報償金が正しいと考え、令和6年度当初予算から改めさせていただくものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） その委託に関する解釈について、どこから御指摘があったというところででしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。加藤係長。

○建設課主幹兼管理係長（加藤 君） 管理係長です。自分が平成28年度まで建設課におりまして、今年度から戻ってきたんですけれども、予算編成を進めている中で、ちょっと委託にはそぐわないんじゃないかなということで、みていくと委託ではなくて今回は報奨というところが正しいのではないかとということで、財政課のほうとも打ち合わせしまして、今後変更をさせていただきました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の質問を隆一委員からお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが。河川維持管理総務費でございます。326ページですが。

委託料258万6,000円と負担金補助及び交付金556万1,000円の内容の説明をお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。横山隆一議員の質疑にお答えします。

河川堤防草刈作業委託料258万6,000円と負担金補助金及び交付金556万1,000円」の内容についてについてですが、河川堤防草刈作業委託料258万6,000円は、菊川市シルバー人材センターに委託している除草作業と、業者に委託している河川内の雑木伐採等となります。

負担金補助金及び交付金556万1,000円は、菊川市河川改修促進連合協議会への事業費補助金となります。河川愛護活動に対する補助金や、海岸清掃でのバス代、大型草刈機の管理費等が含まれます。また、本定例会において、西下議員からの一般質問にてご答弁しましたが、自治会の負担軽減のために、令和6年度予算で斜面の草刈りに対応できる草刈機の購入を予定しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。

具体的にお聞きしますが、県の管理河川で自治会等が河川改修促進委員会のほうに委託をして、補助金を出してやっている管理制度があるわけです。現実問題、その作業ができなくて、県に対応してもらっているのか、シルバーに対応してもらっているのか分かりませんが、管理ができていない部分が現状どのくらいあって、その部分に対する作業費というんですが、工事費というんですか、保全管理費というんですか、こういったものはこの中に含まれているとすれば、どのくらいかかっているか、実際のところですが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。

基本的には、県管理河川は市のほうで草刈り等をしなくて、シルバーさんに委託しているのは桜つつみの、菊川、アエルの前と小笠の旧支所の前の桜つつみ公園の維持管理とか市の管理河川のシルバーさんでできるような作業を地元要望あってやる必要があったらやっていると。

県の管理河川は令和3年に隆一議員もご質問していました、西下議員も今回質問していま

した、坪井委員もご質問されているかと思いますが、県のホームページを見ると県管理河川の草刈りについては地元をお願いしているというふうに出ているので、あとはじゃあ地元がやらなくなったらどうなるかというご質問なので、県は河川管理上必要と感じたら刈ると思いますが、環境美化のためには刈らないというご回答。赤堀県議の9月の県議会のご答弁にもあるように、今回の西下議員の答弁にもあるように、地域の負担を軽減するということは県も市も考えているのでリモコン式草刈り機を買って負担を軽減するとか、今回の予算にある草刈りも市のほうで買って貸し出しをするということになります。

お答えとしては、県は河川管理上必要と感じるところは刈るし、環境美化のための草刈りは菊川市だけでなく全県的に、もしかしたら全国的に刈っていないというのが現状です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君 16番）

ちょっと私の認識の誤りもあるかもしれませんが、西方川の下流部における、いわゆる長池から、あるいは加茂の（ ）からあの辺にかけて保全管理がやっぱりされていないようなところが見受けられるんです。そうしたところに関しては、昨年度、一昨年度ですか、菊川の建設業者が入って保全というんですか、したところもあるんですが。そういったものはこの中には含まれていないということですか。今言うように、私の認識としては、河川改修促進委員会でやる委託先、所轄する箇所が保全されていない部分が何箇所かあるように見受けられるものですからお聞きしたんですが、そういったところがあるかないかということをお先ほど申し上げたんですが。先ほど言ったように、昨年度、一昨年度、建設業者が入って保全をしているところもあるわけですね。そういったところに関しては、具体的にはどうなっていますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。加藤係長。

○建設課主幹兼管理係長（加藤 君） 西方川でございますが、昨年度から一律県のほうで河川内にある樹木の伐採作業等是一直行っていたいておりますので、市のほうでお金をかけてというところではなくて、県が行っているということになります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○15番（内田 隆君） 了解しました。

○分科会長（西下敦基君） これに関連して質問があれば。もう1問、山下委員から同じところで質問が出ていますので、まずそちらに先にいってもらいますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。

河川維持管理総務費ということで、草刈機チェーンソーの保有台数と貸し出しは行っているのかということと、河川堤防草刈り作業委託の対象箇所というのがありますけれども、委託先はどちらでしょう。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。山下議員の質疑にお答えします。

「草刈り機、チェーンソーの保有台数と貸し出しは行っているのか。また、河川堤防草刈り作業委託料の対象箇所と委託先は」についてですが、建設課では、肩掛け式の草刈り機を4台、チェーンソー5台を保有しております。こちらについては、建設課で使用しておりますので貸し出しは行っておりません。

河川堤防草刈り作業委託料は、先ほど横山隆一委員への答弁と重複しますが、箇所としてはシルバーさんをお願いしているのは桜づつみ公園など市で占有している箇所の除草、ほかに業者に委託しているものとして、市内全域の河川内の雑木伐採を市の管理の普通河川に業者に委託して実施していただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。

違和感って言ったら申し訳ないですけど、農業されている方とかそういった方は必ず草刈機の気質のほうであるわけですが、もう少しこの県の河川でも都市部のほうに入りますと、隣接した方で借りたいなというようなことで常時固有するほどの仕事ではないので、草刈機を貸していただきたいとかそういった要望というのは、そういう奇特な方かもしれないけど、ないんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。加藤係長。

○建設課主幹兼管理係長（加藤 君） 管理係長です。

今年度につきましては、そういったご要望というのはいただいております。

○17番（山下 修君） ちょっと残念です。（笑声）

○分科会長（西下敦基君） 補足ということで。中川部長。

○建設経済部長（中川敬司君） 建設経済部長です。直接要望はなかったんですが、今年の市政懇談会の西方地区のときに、やっぱりそういう新規の住宅が増えていると、そういう方たちは持っていないもんですから、何とかそういうところって手立てできないかねっていうよ

うなお話がありました。なかなか私どもの、見たらみんな持っているものですから、混乱会の西形地区の時にやっぱりそういう新規の住宅が増えてくるとそういう形は持ってないものですからなんとかそういうところって手だてできないかねというようなお話はありましたなかなか私どもの見たところだとみんな持っているものですからいいんですけど。そういう、どうしてもそれが個人の負担になっちゃうようであれば、我々ないし自治会ないしでやっぱり考えないといけない部分は出てくるかもしれないということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。

さっき河川で環境美化では県のほうは刈らないよと。河川上必要なら刈りますよという答弁がありましたけれども。逆に県の管理の河川なものですから、市のほうでどのくらい把握しているかというのはあれなんですけど。前にも県のほうに少し言ったことがあるんですけど、堤内の法面の洗掘というのが、どこの河川といいますか、南のほうだけかもしれませんけれども、高橋川にしても（ ）川にしても洗掘されていると。それで、草刈りに行くと、突然1メートルぐらいの高さがあって、草刈り機持って下へ転げ落ちるといったような危険があるところが結構あるんです。これまさしく草刈り作業にとっては本当に管理上非常に必要だ。管理上必要だというのは堤防が侵食されて劣化するというような感じのことを県は言われるのかもしれませんが、ちょっと前例の似たような洗掘されている、こういうようなところが結構見受けられるんですけれども、そこら辺についてどうお考えでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。すみません、自分の考えになっちゃうかもしれませんが。本当は、河川管理、定防管理する上で草刈りするのが管理上必要かと思って、国交省は年に1回はやっています。ただ、国交省もそんなにお金が潤沢にあるわけではないので、2回目は、1メートルとか刈っているところもあって、ちょっと予算を削りながらやっているかと思う。ですので、正しくは先ほど河川管理上必要なら刈るべきと言ったんですけど、本来刈るべき。それで、国交省も県も河川パトロールというのは目視で巡視はしてまして、草が刈ってあったほうがもちろん見えるし、小笠高橋川なんかで草刈りしていただいて、そういうことが分かって県に進達するということも何回かやったことあるので。本来は刈るべきかと。そうすると、最後は何で刈らんのってなっちゃうんですが、今回、今ある地球温暖化の関係でやっぱり河川改修促進委員会で、河川改修をお願いするという土壤があって、その代わり愛護活動は地元でやるよというのが昔々からの流れであるというのが事実

で。それがなかなか社会情勢、少子高齢化でなかなか難しくなっていて、さっき言った草刈り機がないとかっていう話もあるので。

同じ繰り返しになりますが、地元の負担を軽減するということと安心安全を図るために河川を治水を頑張っていくというところがあって、両方国交省みたいにできればいいんですけどなかなか難しいところ。過去10年くらい前に民主党政権になったときの事業仕分けで草刈りはやらないよとなったときにまた反発があって、今刈っているといういろいろな状況があって。

県下管理河川は国と違って河川数も多いし距離も長いというところでなかなか手が回っていないというのが現状です。ちょっとお答えになっているかどうか分からないですけど。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番。

やってないやってないみたいな話ですけど、今年度、江川の下流域については、県のほうで洗掘された箇所に対して、100メートルぐらいやっていただいたと。こういうことがあるもんですから、そういう対応というのをまたよろしくお願いしたいなと、お願いしますと。

（笑声）

○分科会長（西下敦基君） すみません、自分から質問させていただきますけど。

それこそ委託料の業者への伐採をしていただいているということで、これって時期とか、随時やっているとか出水期の前に全部きれいにしてしまうのか。そこら辺、もし確認できればお願いします。

答弁を求めます。加藤係長。

○建設課主幹兼管理係長（加藤 君） 管理係長です。

出水期前だけではなくて、年間通してということです。状況を見ながら対応させていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。

ほかに関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、10番目を、これ松本委員から2つ出ていますけど、まず1つ10番目を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 坪井です。お願いします。

かわまちづくりの事業費ということで、かわまちづくり協議会、国交省との関わりは。また、消耗品費10万円の予算が組まれているが、どのようなイベントを企画されているか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。坪井議員の質疑にお答えします。

「かわまちづくり協議会、国交省との関わりは。また、消耗品費10万円の予算が組まれているがどのようなイベントを企画されているのか」についてですが、初めにかわまちづくり協議会、国交省との関わりについてですが、かわまちづくり協議会は、菊川流域の地域資源と連携した水辺空間の利活用を検討し、菊川流域のまちづくりを目的に、まちづくりの推進を目指しております。

本協議会の構成員は、菊川市連合自治会会長、副会長、菊川市商工会会長、菊川市観光協会会長、菊川市スポーツ協会会長、浜松河川国道事務所副所長、袋井土木事務所次長、菊川市副市長となっており、国土交通省さんも構成員として関わっていただいております。

次に、「消耗品費10万円の予算が組まれているがどのようなイベントを企画されているのか」についてですが、イベント実施にあたっては、公募型社会実験の主体となり、水辺空間での活動等を行う菊川の盛り上げ役であるエリアマネジメント組織の3名と、国土交通省、菊川市の3者で意見交換会を開き、イベント内容を協議しております。現在、ほかの団体と一緒にイベントを開催することで集客を増やすことが出来ないか、定期的なイベントを開催する方法がないかなど検討している段階であり、現時点ではイベントの詳細は決まっておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） イベントの詳細決まっていないということですけど、イベントは実施するということよろしいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。

過去何回かイベントやって、コロナ禍で中断をしたりして、今年度8月4日に防災イベント、防災ステーションでやったということから、コロナも2類から5類になったということで、イベントを開催する方向で協議を重ねているということで。あと、何するか決まってい

ないけど10万円はということだと思うんですが、過去のイベントから、こんなイベントをやるとこんなものが必要だったよということがあるので、ある程度予算を持っていて、イベント決まったら必要なものに購入していこうというふうに考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（坪井仲治君） ないです。

○分科会長（西下敦基君） この件に関して関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次のところ11番目を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

同じところでありますけれども、菊川かわまちづくり事業費ということで、この計画に菊川の役割として、整備箇所の候補地、またハード整備やソフト事業の施策実施箇所が示されております。計画の推進について伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。松本議員の質疑にお答えします。

「本計画に菊川の役割として、整備箇所の候補地のハード整備やソフト事業の施策実施箇所が示されているが、計画の推進について伺う」についてですが、菊川かわまちづくり計画に基づき、国土交通省と市で役割分担を決め、整備を進めております。過去には、下内田地区の防災ステーションの整備を、国土交通省と市で行いました。国土交通省が堤防道路を舗装した後には、市でマラソン大会を開催するなどのソフト事業も行いました。

現在、六郷地区において、菊川本川と下前田川合流部に国土交通省が水門等を整備しておりますが、この水門付近に広場を整備することを国土交通省が計画しています。広場が出来ましたら、休憩施設としてベンチの設置を市が行えるよう河川占用の手続き等、協議を進めております。

かわまちづくり計画が推進されるためには、国土交通省によるハード整備はかせないため、菊川改修期成同盟会の要望活動において、同盟会会長であります長谷川市長が、かわまちづくり事業の促進を国土交通省水管理国土保全局、国土交通省中部地方整備局及び国土交通省浜松河川国道事務所に対し実施しております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） この計画を推進するために、基本的には役割分担ということがあつ

たんですけれども、本来的にハード整備は当然国交省、国がやるべきことだと思いますし、実質的に水辺空間、いわゆる親しみ、交流、こういったものを考えた場合に、やはりソフトの事業とすれば地域の皆さんが考えてやるべきことだと思うんですよね。

そういうものに対して、本来的にどんな推進をしていくかということが1つあるんですけれども、計画的にやられるんですか。お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。今、松本委員おっしゃられるとおり、菊川かわまちづくり計画というのを平成31年にできまして、国が、おっしゃるとおり、ハード整備、河川管理用通路、階段、坂路、浸水護岸、休憩施設等の基盤整備を行う。それに対して市は何をするかという、看板、休憩施設、広場、植樹、散策路を整備するということで、今進めていて、先ほど言ったように国がハード整備をやっていた後にベンチを置いたり、桜の木を植えるかどうかとかっていう空間を作って。それに対して、どう進めていくかというのをまずエリアマネジメントっていうところに登録している3名の方がいて、そこを国と市とエリアマネジメントの方でご相談して。今あるところがアエルの前ですとか防災ステーションの前ですとかミネラルグランドゴルフ場とか、そういうところが拠点としてあって、新たに下内田川のところができれば広場もできるということで、そういうところがちゃんと整備されて、コロナも明けて、前みたいに流しそうめんとかサップとかそういうことができればということで。ちょっとコロナで3年ぐらい滞っていた部分と国のハード整備が遅れているというところもありますけど、コロナが終わって、ハード整備もやっていって、市もそれに補助して、あとはエリアマネジメントさんと話をして、じゃあ何をやっていくかということを経営検討していきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。

いろんなことが考えられるかと思うんですけれども、実質的に小笠のグランドゴルフ場がありまして、その当時ですけれども、国交省のほうから階段護岸、要するにグランドゴルフを見るための階段護岸をいろいろ計画してくれるというお話も聞いていますので、やはり整備の推進に関しまして、また市のほうの要請、要望も含めて、活発的なこの事業の推進をお願いしたいと思いますけれども。よろしく願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 御意見ということで。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、最後の質問を私からさせていただきます。

8 款 3 項 3 目で菊川流域治水対策事業ということで、資料で30ページです。公共施設貯留施設検討業務として中央公民館駐車場部の測量設計とあるが、内容について伺う。また、この業務の費用は、ということで。そして、工事請負費 1 億5,000万円の内容についても伺う。

答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。西下議員の質疑にお答えします。

初めに「中央公民館駐車場部の測量設計の内容」についてですが、整備の検討及び測量、詳細設計に必要な業務の費用を計上しております。整備の内容は、公共用地である中央公民館の駐車場周囲を小堤で囲み、その場に降った雨水を貯留するオンサイト貯留施設を検討しております。

なお、業務の費用は、入札案件に係るため説明を控えさせていただきます。

続いて、「工事請負費の内容について伺う」についてですが、市立岳洋中学校の校庭貯留施設整備費であります。黒沢川流域の内水被害の低減を図ることを目的としたものです。

整備面積が学校グラウンド 1 万2,215平方メートル、貯留量は2,480立米を計画しており、校庭を浅く掘り込み、周囲を土留壁又はゆるやかな法面で囲むことで降雨時に雨水を一時的に貯留する構造を予定しています。請負工事費については、土工・排水施設工・周囲の土留め壁設置費等を計上しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑として、中央公民館の駐車場部の貯留施設ということで、壁で囲むみたいなことを言われたんですけど、掘り込みみたいな感じにしなくてもいいのか。あそこはそんなに低いわけじゃなかったなという意識はありますので、もしくは、あと 1 万立米ぐらい貯めれるようなことを考えているのか、お伺いします。

答弁を求めます。松本係長。

○建設課整備係長（松本 君） 整備係長です。

中央公民館部分につきましては、地理情報等を見ますと、周囲より地盤高が高いことになっておりますので、掘り込み式ではなくて、周囲を小堤で囲むことの貯留を検討しているところでございます。

また、貯留量につきましては、現状駐車場ということもありますので、利用に影響のない深さであったり、詳細な測量をした上で決定していく、その整備も検討を進めたいと考えて

おります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

ちょっと、私、理解できないんですけど、高いところに水を貯めるというのは、壁をぐっと本当に囲って、ポンプで吸い上げてそこに貯めるような感覚でいいのか。そこら辺が分からなかったんで、そこら辺の説明をお願いいたします。

答弁を求めます。松本係長。

○建設課整備係長（松本 君） 貯留の方式につきましては、その場に降った雨を貯めて、降雨時のピークを抑えてから、降雨がやんだ後ゆっくり流すというような貯留の方式がオンサイト貯留というものでございます。そのほかに掘り込み式のものにつきましては、周囲より低い箇所、周りからの水をため込むというところでありますので、今回中央公民館のほうで計画しているものについては、その場で降った雨を一時的に貯留をして、流すことによって効果を得ようというものでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。

2種類あって、岳洋中学校周辺はオフサイトという掘り込み式、なぜそれを選ぶかという
と岳洋中学校周辺のグラウンドを小堤で囲むと、逆に岳洋地区の水、岳洋中学校グラウンド
には、岳洋中学校の水が入ってきているので浸水被害が大きくなってしまうということで公
共用地として掘り込み式のほうがいいんじゃないかという選択をしました。

中央公民館の駐車場は先ほど言ったように地盤高が高いこともあって、囲んで、中央公民
館の駐車場に降った雨を一時的に貯めて雨が止んだり水位が下がった後にゆっくり流すとい
う方式で2種類あるかと思いますので、それぞれ地盤高とか現況の状況に応じて使い分けを
しているということで。岳洋中学校と中央公民館では違う方式で貯留をするようにと考えて
おります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） もう1個。小堤の高さと何立米かって、何立米と言ったかどうか
分からなかったんですけど、中央公民館の部分で量が分かればと思いますが。

答弁を求めます。松本係長。

○建設課整備係長（松本 君） 整備係長でございます。

貯留量の関係でございますけれども、これは他市の技術支援においては車のブレーキドラムとの高さの中で安全性を考慮して10センチ程度が妥当ではないかというふうに考えております。ただ、一番低いところで10センチにしなければいけないということもありますので、駐車場のどの部分にどの程度ためれるかという部分につきましては詳細な測量をしないと貯留量が出ませんので、現時点では計画の貯留量というものは持ち合わせておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。

関連質問で、17番が先でしたので、お願いします。

○17番（山下 修君） 17番です。中央公民館のところは南側に広場がありまして、さらにその南の端に、あれは多分調整池があったと思うんです。あの調整池というのは一般的に開発行為のときの調整池なと思うんですけれども。

今言われた北側のほうの駐車場までの貯留を賄っていない調整池と、既存の調整池はということなんでしょうか。そこは、元々が駐車場の部分は調整池は設計に入っていないくて造られたということなんでしょうか。どうなんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。中央公民館自体は、その開発行為に対して調整池で賄っていると思います。

今の流域治水の考え方の中で公共用地をさらに使いたいということで、雨がたくさん降るようになったもんですから、中央公民館としてはもう間違いないんですが、それ以上にめたいということで考えていて。

あと、調整池はもう調整池で完成しているんで、あと芝生広場を下げれないかという検討もしましたが、現在できている芝生広場は利活用しておりますので、あまり影響の少ないほうで駐車場の周りを囲むという方法で、駐車場の部分に降った雨だけをちょっとピックアップしたいということで今考えている、そういう状況です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。最初この言葉を聞いたとき、駐車場を掘って、何か地下貯留みたいな形を考えていると思ったもんですから、それならそこまで金かけるならどっかもう少し近くの田んぼみたいなところを公共用地として買ってぱっとためたほうが量的にも十分行けるんじゃないのかなと。それでちょっと費用対効果はどうかというようなことを聞

こうかなと思っていたんですけども。ちょっと考え方は違うんですね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 今おっしゃるとおりで、地下貯留には額が膨大になっていて、都市部でも田んぼみたいなようなないところでも選択肢としてそれぐらいしかないところは地下貯留を選んでいるかと思いますが、そういうところでもないんです。

おっしゃるとおり、駐車場を掘ってためるよりは、小堤を10センチぐらい縁石みたいにしておアスカブみたいに囲むほうが全然お金が安いし、多少なりとも効果はあるというところで、地下貯留よりももちろん、今、棚草川の下流左岸で予定している田んぼを買ってためたほうが全然費用対効果があると思いますので。

地下貯留という選択肢は、今、菊川市では持ち合わせていないというか、予算的にもちょっと難しいかなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑で16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。関連すると思いますが。

この地域にこういった治水対策が取られるということは、非常に私どもも期待しているわけですけど。

今少し出ましたけども、志瑞から棚草の志瑞に近いところ、田園地域がありますよね。今回担当課でやる治水対策事業とは別に、前から出ている、西下君もよく言っていましたが、田んぼのダムとか、ああいったものとのジョイントというんですか、併設というんですか、言い方分かりますが、考え方として、そのほうが効果もあるように思うんですが。担当課は違いますが、その辺の話というのは出ていないんでしょうね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。それこそ、まず流域治水プロジェクトの中で、黒沢川江川が菊川市で一番浸水に対して弱い地区ということで指定されました。

短期的に何ができるかというところで一番最初に考えたのが、公共用地を活用し雨水貯留施設、用地買収が必要なくて学校との調整とかがあればということで、今年度の詳細設計して来年工事ということで、短期的な取組としてやります。

もちろんそれだけでは全ての浸水、床上床下、令和元年、昭和57年に対して対応できませ

るので。

まず、最初に、二、三年前に田んぼ貯留をやったらどうかというふうに、自分と建設課、都市計画課で田んぼにためたらどれぐらいという、黒沢川流域の田んぼを田んぼ貯留したらどれぐらいということで効果を出しました。

そしたら、1センチか2センチしか下がらないということで、床上床下もう全然減少されない。もともと雨が降ったら田んぼにたまっていくというところで、田んぼが効くところ、もっと上流部とかでは効くのかもしれないんですが、あとは効かないということで、貯留施設を造るという方向になったので、田んぼ貯留の検討は黒沢川流域では実際にいたしました。

だから、水位低減効果が低かったというのが現状です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連質疑ございますか。

1点、すいません、自分から確認で、委託料で、これ5,599万円出ていて、2つ多分業務があると思うんです。棚草川の雨水貯留施設と公共施設の中央公民館の部分で。これ、それぞれの金額がもし分かれば教えていただければと思います。

金額出せないですか。分かりました。

ほかに、では関連質疑があれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。一応、これで事前による質疑が終了で、その他、建設課予算について質疑のある方は挙手にてお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、前に戻っちゃって申し訳ないんですが。

社会資本整備総合交付金事業、赤土高橋線ですけど、これは2億5,600万ですか計上されていますが、この事業は市施工についてはこれが最終年になるかどうかという点と、この工事にあっては一昨年ですが埋蔵文化財でしたか、何か出ましたですね。それで工期が少し延びたということがありますよね。そういったことも含めて最終年になるかどうかという点と、それと課題というんですか、あるかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。浅羽課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。先ほどちょっとご答弁と重複する部分もありますが、令和6年度予算で最終、合併特例債の期限に使える20年の期限、令和6年度。ただ、行政のやることですので、令和6年度の繰越しということもあるので、県としてやるのは、先ほど言いましたように大東菊川線との交差点までできるのは令和7年度中です。予算的には

令和6年度予算で。

以上です。

あとは、課題としては、施工区間は令和6年度予算、令和6年度と令和7年度による繰越し、先ほどちょっと申し上げました残土処分を、今、掛川の防潮堤に持っていつていますんで、そこの調整というか、そこの都合でちょっと多少工期も変わってくるかと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。関連質疑はございますか。ほかにあとこの課について質疑のある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。それでは、以上で質疑を終了いたします。

ここで執行部は退席となります。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

休憩室のことがあったり、ほか社会資本整備の話、あと河川維持とかわまちづくり、最後に治水対策、そういったことが質疑で出ましたので、ご意見のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。17番。

○17番（山下 修君） 17番、草刈りの問題なんですけども。

いろいろ、いつも聞くと答弁で、私、河川の維持管理よりも改修とかそういったものが先に優先されるものがあって、維持管理のほうにお金を、草刈りのほうにお金を回す余裕がないと、地元の要望もやっぱり改修というものを先にやってもらいたいということなんですけれども。

多分、これ、改修しても年月がたてばまた河川洗掘されたり何とかということでもういちごっこで、ずっと改良というのはついて回ると思うんです。

そうしますと、維持管理と草刈りのほうに回ってくる予算がいつになったら確保できるか、ちょっと確保できないんじゃないかなと思うんですけど。やっぱり維持管理と河川改修というのは別の予算立てみたいな形の中で組み立てていつていただかないと草刈りの問題は解決しないかと、こんなふうに感じています。

ぜひ、維持管理費ということで、別枠で河川の予算を取っていただくということを、市もそうですし、県のほうにもお願いすることも大切じゃないのかと、こんなふうに思います。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 河川の維持管理、特に今でいう河川美化について、堤防草刈りですけど。

何が問題かという、大型機械、制度に加入して、資材ですか、備品というか、そういったものを調達してもらったりとか手当てをしてもらったりとかいうことあるんでしょうけど、あと大型草刈り機の貸出しとかという対策は確かに取ってくれていますけど。

そんなことよりも、まず問題は、まず河川美化活動において、参加者がもう毎年毎年減って行って、うちの地区も、陽仁議員もいますけど、もう当時の半分くらいになっちゃっているんです、参加者が。もう請負じゃない、それが我々ができる範疇ではなくなってきているという状況なんです。

やっぱり河川流域の皆さんだけがそれを請け負うというか、やるのではなくて、やっぱり市全体の問題としてやっぱりこれは扱っていくべきだと私は思うんです。

その方法は、対案というか、私なりに持ってはいますけども、やっぱりそうした総合的な保全というか河川の維持管理というような美化活動については、やっぱりもう全市民でやっぱり責任持って対応するというようなことにしていかないと、非常に大変だなというふうに思っています。

改修委員長もここにいますんで、内容的には分かると思うんですが、やっぱりお金の問題もあって、それに河川整備活動に出れないときには出不足料が発生したり、稲荷部川が今一番大変だと言っていますが、御門地区とかあるんですけど、個々の世帯における負担もあるわけです。こういった不公平感というのはやっぱりどこかでは改善をしていかないといかんなど、本当に強く思います。その実態をぜひまた議会としても共有していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見がある方は。11番。

○11番（横山陽仁君） 今、横山隆一委員が言われたように、現状の問題点というのは重々承知しております。

リバーフレンドシップで、それこそ20万最初もらって、それで草刈り機を買ったりそういうこともできるんですけど、実際にはもう本当高齢化してきて、いわゆるこれをどうするんだと。

今500万というのは、それは500万でどの程度できるかという金額ですので、本当に業者に

頼めば少なくともその10倍は必要になる。結局そういうお金がかかるものを、今のところどうしてもそのお金をかける、金がないから地元で頼むという状況が現実なんです。

ですから、その板挟みというのは重々承知しておりけれども、まだこれという解決方法はありません。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見は、3番。

○3番（坪井仲治君） 3番です。草刈りの話ですけど、現在、袋井土木のほうから指示ありまして、天端から1メートル、道路敷から1メートルまで刈ればいいということで、木等が生えてきたら県のほうでそれは伐採しますということで、そういう刈り方で河川の流土面積とか体積、損なわずに流化能力も低下しない、木が生えなければ低下しないということで、草刈りの面積が減っております。

以前、草刈りをやった場合にと試算をしていただいたら1回で3,500万円かかるという話なんですけど、現在の刈り方でしたらもっと安い費用で刈ることができると思いますので、市民の皆さんの負担なしにもしかしたらできるのが近い時期にできるような気がします。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見がある方は、2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。仕方は、今リバーフレンドシップの話で頂いて、地元の方が刈ってくださっています、西方川。

皆さんおっしゃられたように、高齢化をしていて、もうなかなか、先ほど部長もおっしゃったように草刈り機もないと。それから、袋井土木事務所から自動の草刈り機をお借りしてのり面を刈っているという形で一生懸命やったださっているんですが。

もう私どもの地域は、やはり川を周辺の住民が管理するという考え方ではなくて、やはり河川をきれいにするということは、やはり地域というか菊川を大事にすることと、菊川市民の安全、安心につながるんじゃないかという考え方に今なっております。

ですから、やはりそういう考え方を、即ということではないけれども、安全、安心の菊川市民の生活を支えるのが地元の川の周辺住民ではなくて、多くの市民の方の利可を得るという考え方にシフトしていただくといいんじゃないかなと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば、今草刈りの話になっていましたけど、貯留のこととかもほかにもありますので、ご意見があればお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 草刈りのみということでよろしいでしょうか。

では、以上で建設課予算に関わる審査を終わります。

ただいま出されました意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては正副分科会長に一任願います。

休憩 午前10時42分

開会 午前10時45分

○分科会長（西下敦基君） それでは、再開をして、都市計画課の予算審査を行います。

初めに、星野都市計画課長、出席者の紹介をお願いします。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。隣にるのが専門監の萩田。

○都市計画課専門監（萩田 君） 萩田です。

○分科会長（西下敦基君） その隣が都市計画課の都市計画係の主幹兼係長 笹瀬。

○都市計画課主幹兼都市計画係長（笹瀬 君） よろしくをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） こちらにいらっしゃるのが住宅建築係の係長の稲垣。

○都市計画課住宅建築係長（稲垣 君） 稲垣です。よろしくお願ひいたします。

○分科会長（西下敦基君） 私の後ろにいるのが都市整備係の野口になります。

○都市計画課都市整備係長（野口 君） 野口です。よろしくをお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 以上、よろしくお願いします。

それでは、質疑を行います。初めに事前通知を出された委員からお願いします。

とりあえず1つ目を、山下委員からお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。8款4項1目土地利用等対策費ということで、大規模盛土造成地の抽出で公表されている地域はどこか。また、第二次スクリーニングにより地盤調査が実施され、地震時の盛土すべりの安定性について検討されると思うが、該当する地区住民への周知はどうするのかということでお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。第一次スクリーニングで公表されている地域と二次スクリーニングの実施による地区住民への周知方法についてでございますが、第一次スクリーニングで公表されている地域は、市内で8か所あります。場所は、西方の中小

家畜研究センターの敷地、加茂の富士工業株式会社駐車場、目木の日本パーカーライジング（株）南側宅地、川上の川東になりますが、山岡建設株式会社東側宅地、河東の南天園周辺宅地、平尾の住宅団地、横地の星ヶ丘住宅団地、川上の花水木団地の8か所であります。

令和6年度から2年かけて、第二次スクリーニング計画を策定することとしており、令和6年度については、公表された市内8か所についての基礎資料の収集や現場踏査、令和7年度は実施すべき箇所の優先順位を決めていきます。

該当する地区住民への周知については、令和9年度以降の第二次スクリーニングによる地盤調査の時点で、自治会長等に協議し、進めていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 自治会への周知なんですけども、調査を始める前に、こういう調査をしますよという周知をするという意味で、調査の結果が出て、危ないですよとかそういう話なんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。調査といいますと、やはりボーリング調査が主になると思いますので、それをやる段階で、やる前に、こういう目的で調査をしますということを周期をさせていただき予定しておりますので、第二については現場調査等で行いますので、ちょっとあまり大々的にやっちゃうと、ちょっと住民に不安を与えるおそれもありますので、そこら辺、ちょっと慎重にやっていきたいと考えています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） そのまま、また結果が出た後に、結果があまりよろしくないというようなことになれば、また報告という形になるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。当然、ボーリング調査をやりますと、そのところがいい悪いという結果が出てきますので、その結果については報告をするつもりでおります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。もし地盤が悪かったりとかした場合は、市から

何か対策をしていくとか、そういった方向性で、また協議は出てくるかな。答弁を求めます。
星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。地盤調査した結果、何がどういうふうに悪いのかというような結果が出ると思います。それに対して、どうしなくちゃいけないかというのも、その時点で検討せざるを得ないと思いますので、悪い箇所については、方向性を定めて、それを対策する方法とかを考えなくてはいけないと思っています。

ただこれは、全額、市費でやるわけではございませんので、地元負担等も発生するものになりますので、そこら辺は、ちょっと慎重に扱わなくてはいけないと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。私からは、以上です。

関連質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番。ちょっと単純なあれなんですけど、質問ですけど、この336万6,000円のうち、県ですか、これ、国もあるのか、この補助というのですか、どうなっているんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹瀬係長。

○都市計画課主幹兼都市計画係長（笹瀬 君） 都市計画係長 笹瀬です。国が3分の1、県が3分の1の費用を行うということでなっています。

○16番（横山隆一君） 了解しました。

○分科会長（西下敦基君） いいですか。ほかに関連質疑がないようでしたら、2番目を、陽仁委員からお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 次のページ、35ページです。8款4項1目駅北整備事業費、委託料691万9,000円、内容説明を。今後の県支出金ほか財源確保はということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。委託料については、駅北まちづくり研究会の勉強会と、地権者を対象とした全体説明会の運営や資料作成のほか、地権者全員の合意形成を取りまとめるとともに、行政手続に必要な事前事業計画案等の資料作成を行う費用を計上させていただいております。

次に、財源確保策については、令和5年度から令和7年度までの3年間については、行政が実施すべき業務等に対する費用については、「ふじのくにフロンティア形成事業」の県費補助2分の1でございますが、それを受けて業務を実施しており、財源は確保できると見込

んでおります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○11番（横山陽仁君） ない。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3つ目を、坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。3つ目です。街路事業推進費ということで、無電柱化を検討された地区はありますかという質問です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。無電柱化を検討された地区はあるかというご質問なんですが、現在、菊川市で既に無電柱化されている場所は、菊川駅の駅南の駅前広場、同広場に隣接する主要地方道吉田大東線、グリーンモールであります市道の本通り線があります。これらは、菊川駅南土地区画整理事業により実施したものとなります。

また、今後予定している場所については、駅北駅前広場を整備していきますが、このときにつきましては、この広場内に入る引込柱のみを設置して、そこから出る配線については全部地下埋で行こうかなということで考えておりまして、令和6年度で設計をしたいということと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） この無電柱化というところで、防災を考えた、そこら辺を観点としたエリアというんですか、そういうものはございますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。今、市内で無電柱化防災ということで、特別補助したものはございませんが、主要地方道の掛川浜岡線のバイパスにつきましては、電柱を道路の敷地内に入れない、建てさせない、占用させないということで、民地側にお願いをして、なるべく避けるというような形をとっています。

ただ、今後、やはり電柱というのは普通に建柱をして線を引こうが、やっぱり安いのは確かに事実ですけど、防災対策とか緊急道とか避難路については、やはりそういう対策をとっていかなくてはいけない路線になってきますので、それぞれ今後は無電柱化というのも国の

ほうに対して要望等かけておりますので、昔みたいに高いやり方、ＣＣボックスみたいな形でコンクリートにボックスで配管じゃなくて、普通に埋めてしまう配管のやり方に、今変えてきているということもありますので、そういうところで、もう少し前に進めていけばなというふうには思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○３番（坪井仲治君） なし。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、４つ目を、横山隆一委員からお伺いします。

○１６番（横山隆一君） １６番です。８款４項２目の社会資本整備総合交付金事業青葉通り嶺田線でございますが、タブレットは３６ページです。ごめんなさい、３８ページか。委託料１,３１１万２,０００円、内容説明と、この路線というのは非常に交通量も多いわけですが、課題と対策ということで説明をお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。青葉通り嶺田線の委託料の内容と課題対策ということで、委託料の内容ですが、補償費の算定に必要な物件補償建物調査ということで３棟、附帯工作物調査４か所、建物再算定調査４棟、附帯工作物再算定調査６か所となります。加えて、牛淵川に架かる小松洗橋に架け替えに伴う国土交通省との河川協議資料作成業務が主な内容でございます。

次に課題ですが、事業期間が令和１５年度まで現在予定しておりますが、長期間になってしまうことが課題となっております。小松洗橋の架け替えだけでも最短５年程度は必要となっていることが課題ということと、この５年必要という理由は、どうしても水の、大雨が降らない渇水期ということで１０月から５月しか工事ができないということになると、半年ぐらいしか、実際、川の中はいじれないということになりますので、そういう制約がある中で長期間になっていくということでございます。

橋の工事の安全対策については、現在、普通でいくと、堤防を切って橋台を建てて埋めるということをするんですけど、さすがに最近の雨を考えますと、堤防を切ったままにしておくと、やはり２月でも結構大雨が降ったりするときに、民地側に水が入ってしまうことが考えられますので、今回の橋梁の箇所については、堤防の外側に仮堤防を設置してから

安全を確保して実施していきたいと、こういうことで考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を終わります。再質疑はございませんか。

○16番（横山隆一君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番のほうの質問を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。8款4項6目都市公園管理費ということで、都市公園で自治会への除草作業委託17公園とあるが、委託方法は、どのように規定されているのか、また、都市公園以外の公園では、どのような状況かということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。都市公園の自治会管理委託の方法ということなんですけど、これは単純に、都市計画課の職員が年度初めに自治会長のところにお伺いさせていただいて、そこにある公園についての維持管理の継続をお願いするというような形を毎年とっておりますので、そういうことによって自ら管理をしていただくと、やっぱり愛着を持ってやっていただけるということが生まれますので、単純にお願いしに行っただけのかいただけないかというような形になっています。

あと、都市公園以外の公園ですが、都市計画課では、その他公園というのを管理しておりますが、一自治会一公園の管理を行っていただいておりますのが現状でございまして、やり方については、都市公園と全く同じになります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番。草刈りについては、それは年に何回とかそういったことを指定されないのか、あと刈った草の処理についてはどうなのか、こういう規定も設けていないということになりますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。基本的には年3回、除草などの清掃をしていただいたりとか、トイレのあるところについてはトイレ清掃をお願いしている。あと木なんかについては、低木ですね、ツツジとかサツキとか低い木だけの剪定をお願いしているという状態になります。

それで、あと出た草とか枝ですけど、こちらについては、市の指定袋を自治会のほうに毎年、配布をしておりますで、それに自治会の名前を書いて、ごみステーションに出していただくというような方法をとっています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） はい、結構です。17番。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6番目の坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 6番目です。建築物等耐震改修促進事業費ということで、ブロック塀等耐震改修促進事業補助金、耐震補強補助金が減額されているが、令和6年能登半島地震の影響は考えられないかということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。能登半島地震の影響ということで補助申請が増えるのではないかとということでございますが、当初予算の策定段階では、当然、能登半島地震の発生前でありました。過去の実績の下に件数のほうを出させていただいて、本会議で採決のほうをさせていただいているのが現状でございます。

能登半島地震の発生後に、市民から耐震に関する問合せが10件ほど、ブロック塀に関する問合せが5件ほどありました。補助対象となる案件は、そのうち耐震が4件、ブロックが5件ということになっております。

令和6年度は、令和5年度に比べて減額をさせていただいておりますが、補助対象で申請のあったものは、全て採択をする予定で考えておりますので、随時、補正で対応して、全て採択していきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3番（坪井仲治君） ない。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） いいですかね。そうしたら、7番目の質問を松本委員からお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。8款5項1目空家等対策推進事業費、タブレットのほう
が51ページになります。空き家の実態調査の委託内容と本調査を活用したプランは何か、ま
た、特定空家等に認定される家屋数の予想はということで初めにお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。空き家の関係の実態調査の委託内容と活
用プラン、特定空家の認定の予想件数ということなのですが、委託する実態調査は、市内全
域の空き家全てを目視や過去の地図データから確認するもので、基本的に市内全域の空き家
調査となります。空き家の状況を確認し、管理不全の空き家と将来管理不全となる可能性の
ある空き家が市内に何件あるか把握を行うことを目的としております。

その後の活用については、危険性のある空き家や、将来、管理不全となると思われる空き
家については、所有者を調査し、是正対応を実施していきたいと考えております。

特定空家の認定予想件数については、調査後、特に危険で問題のある空き家については、
所有者に指導、勧告を行った上で、改善いただかなかった場合については、菊川市空家等対
策検討委員会に諮問してから特定空家に認定するものとなりますが、特定空家に認定する件
数については、現時点では把握してございませんが、可能性は十分あると考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。改正空き家対策措置法、こういったものが施行をされてお
ります。そんな中で、実質的に管理不能、不全な空き家等の指導、勧告の措置とか、固定資産
税の関係ですけれども、住宅特例の解除、こういったものがされ、また相続に関する土地家
屋、こういったものに関しましても、要するに届出しなくてはならない、この4月から、そ
ういうような形の法律が施行されますけれども、そんな面で、本来的にこういうものを全て
ということではなくて、要するに、法改正の中で予算計上されたもの、こういったものがあ
るかどうかわかりたいです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。相続の関係につきましては、3年以内に
実施しなくてはならないということになっていると思うんですけれども、これについては市
のほうで予算を計上するということではなくて、PRをしていくということで、司法書士会の
ほうと今年度、協定を結びまして、空き家の関係とかの相談とか、それに伴う相続のPRと
かというのをするために、そういう協定のほうを結ばさせていただきましたが、これに対す

る予算措置のほうはしておりません。

もう一つの空き家改正法が改正されて、管理不全のやつについては特定空家に認定したりについては、今回は全数調査を実施します。今までは3地区ぐらいを地区ごとに3年かけてローテーションを組んで調査をしていたんですけれども、やはりその調査というのは、精度の問題もありますので、今回、今年、全て1回、令和6年度の予算で、全ての建物を調査をさせていただきたいと思っています。

ただ、この調査費って金銭的に大分小さな金額が計上させていただいておりますが、こういう、何で小さくなったかというのは、やっぱり住宅地図を作っているメーカーは2年に1回、必ず菊川市内の全数調査をして、それで住宅地図を作っているという基礎データを持っていますので、それに空き家のことを、空き家台帳的なやつを作ってもらおうというのを、今年6年度に予算を取って、菊川市の空き家と思われるものを全てピックアップさせていただきます。そのピックアップを見た中で、管理不全なのか適正に管理されているのかの仕分けをさせていただきたいと思っています。

その後に、管理不全につきましては、うちのほうで所有者等を調べさせていただいて、その方について、草刈りをやってくださいとか、屋根を直してくださいとかというのを個別に指導して、なおそれを指導したにもかかわらず、従わない者につきましては、管理不全の空き家、将来管理不全になる空き家ということで、固定資産税の6分の1を外す手続で、次に進んでいきたいということで考えていますので、これにつきましては、また税務課との協議をしながら進めていきたい。

課税の関係は、毎年1月1日が基準日になりますので、8年1月1日を目標に進めていきたいなと基本的に考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） この法律改正によって、非常に取り組みやすくなってきたと、そういうふう思うんですね。空き家の対策実態。なもんですからね、特定空家の関係も、何も認定が、指定がされていないということもあるんですけれども、本来的に特定空家はあるんですね、実質的に。

うちの地区なんかも、この前、自治会長会議がありまして、いろいろ空き家問題について意見交換をさせてもらっております。そんな中で、今現状、うちの地区だけで19件、19戸、完全なる空き家があるということでもありますし、その中でも、もう完全に居住の用に供され

ない基本的な空き家、建物、こういったものは3つ、4つあるということで伺っておりますので、何となく市の空き家対策が進んでいないように僕は感じるんですよ。

だもんですから、計画も作られているということもありますし、そんな関係で、できるだけ取組の推進を、ぜひお願いしたいと思いますけれども、現在、管理不全な空き家、どれぐらい基本的にあるか、市内にあるか、調査の結果というものが、まだ出てないかもしれせんけれども、実態としてどうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。松本委員が言われたとおり、空き家に組み込むことができる法改正がありましたので、今回これは全数調査ということで、しっかり数字のほうを把握して、それで、いい悪いというのを判断していきたいということで進めていきたいと考えております。

嶺田のほうにもたくさん空き家があるということをご存じで、今週も中嶺田の方が3人ほどで見えていただいて、空き家の関係でどうなっているんだということで説明を求められました。その空き家については、当然、我々は把握しておりまして、ただ相続が非常に複雑でございまして、前妻、後妻と2回ほど結婚していて、それぞれに子どもがいて孫がいてということで家系図作っていきますと、ものすごい人数になってきます。

ただ、やっぱりそういう関係がありますので、その方々は、もうこんな家なら要らないということで、みんな相続放棄ということが結構ありまして、そういう悩ましいような、調べるだけで半年ぐらいかかるような説明させていただいて、こんなになっているんだろうねと言って帰っていききましたけど。そういうのも、やっぱり相続放棄するなら、ちゃんとしてくださいと。相続放棄した後、もう全員放棄したら、相続財産精算なりをなさっていただいて、それで市が最終的にお金を使って取り壊して残地については必要経費として売らなくてはいけないというような形のものが、幾つかもう既にありますので、そういうのは、ちょっと時間かかりますけど、進めていきたいと思っています。

あと件数のほうについては、係長がお答えします。すみません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。稲垣係長。

○都市計画課住宅建築係長（稲垣 君） 住宅建築係長です。参考にということになるんですが、件数なんですけど、今年度の指導実績というか、訪問等、通知等をしている、その辺りの件数についてご紹介させていただきたいなと思います。

今年度なんですけれども、通知、行政指導の通知を1年間に13件ほど、市内全域ですけど

も、嶺田だけじゃなくて恐縮なんですけど、13件ほど出させていただいております。

それから、空き家の所有者の方、相続の権利を持っている方等々になるんですが、そちらの方についても、県内にいらっしゃる方で管理ができそうな方ということで訪問した件数なんですけど、こちらが16件実施をさせていただいておりますので、ご参考いただければと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますが、16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、この中で、18節の負担金の補助金交付金ですが、その中で、空き家ワンストップ相談会負担金ということで、静岡県のワンストップ相談会への参加ということになっていますが、この仕組みというんですかね、市の対応と、それと県との連携というんですか——であるとか、こういった相談することによって、こういったところが解消されていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。令和4年度までは、県のワンストップ相談会のみ開催していた。あとは個別に市の関係者が来客者対応で相談を受けていたのが現状でございます。

令和5年度からは、一応ワンストップ相談会は2年に1回しか誘致できない、県内全員でやっているものですから。5年度については、市単独で相談会のほうを実施しております。これ年3回ということで土曜日の午後ぐらいでやらせていただいて、ちょっとコロナの関係もあったものですから、完全予約制ということで6組1回ということでやらせていただいております。

今回のやつは、やはりこちらが相談されて弱いところというのが、相続とかそういうことは大体法律を読めば、大体分かるんですけど、ちょっとその建物を処分したい、売りたいというところが一番弱いものですから、宅建士を招いて、宅建士に相談をしてもらって、それを売買を促すというか、これなら売れるから売ったほうがいいよとか、壊して空き地にして土地だけ売った方がいいよとかというような話のやつをやっている、3回やりました。

ちょっと、その後の追跡調査を今年度してみても、どういうふうになったかというのを調べていきたいというふうに思っています。聞くとところによっては、この前の相談件数で、もう

片付きましたよという不動産屋さんが電話くれたりしているのもありますので、これをちょっと追跡調査をしていきたいと思います。

来年度については、市単独の相談会を2回予定しております。それとワンストップの県の相談会のほうは、県のほうから切り出してやっていただけるということで、いけそうなものですから、そちらの分の予算要求をさせていただいて、県のほうは、フルメンバーという言い方はあれなんですけど、宅建士が来たり、司法書士が来たりとか建築士が来たりとかという形で、空き家に関連する相談員になれる人がたくさん来ていただける。市のほうは、宅建士に、今度は司法書士とかそういうのも協定を結んだ関係があるものですから、可能な範囲でちょっと組み入れていくということで、やり方についても、今まで6組だったのを、もう少し、内容がメニューが違えば、プラスできるかなということで、ちょっとそれは工夫していきたいなということで考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を終わります。再質疑、よろしいですか。

○16番（横山隆一君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑。8番。

○8番（鈴木直博君） 空き家現地調査の件ですが、全戸を回るという、その全戸というのが、ある程度、空き家というのが分かっているところを回るのか、本当に全戸回るのか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。まだ委託する会社が、ちょっと決まっていないものですから、入札してからになります。基本的には、今、予算を取ってあるものについては、住宅地図を作る業者さんが……

〔「ゼンリン」と呼ぶ者あり〕

○都市計画課長（星野和吉君） うん。回るんですよ、確実に。ここ住んでいる、住んでいないと確認しながら、標識見たり、チェックしながら回っていますので、基本的には全件見えていただけるということを考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 水道をストップしているというのが、そういうお宅というのは、ほとんど空き家になっていると思うんですが、そういうやつの調査というのもできるんじゃないかと思うんですが、もうそんなことをする必要はなく、ゼンリンに任せちゃったほうがいい

というお考えですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。今まで水道の閉栓情報を下に回ったということもあるんですけど、ただ開栓のままにして空き家の住宅もあるのが現状でございますので、そこら辺のノウハウが住宅地図を作っているメーカーのほうがしっかりしているかなということで、お任せしたいと思っております。参考にまで言うと、我々が昔、滞納整理で借り出されて、よく回ったんですけど、そのとき僕が確認したのが、ガスが置いてあるか、電気のメーターが回っているのかとか、そういうのを見える範囲で確認して、基本的にガスが置いていなくて電気のメーターが回ってなければ、多分住んでいないねというふうな現況です。それでも多分、あの方々はノウハウを持っているのではないかと考えていますので、ちょっとそういうのはお任せしたいなと考えています。

以上です。

○8番（鈴木直博君） 分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連質問ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。この空き家等の定義の中に、倉庫ですか空き店舗というのは入っているのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。稲垣係長。

○都市計画課住宅建築係長（稲垣 君） 住宅建築係長です。これまでの空き家の調査、今年度も含めてやってきたわけですが、そちらについては、店舗系の空き家については入れておりません。来年度につきましては、全域で実施するものですから、その辺りも含めて把握していきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。3番。

○3番（坪井仲治君） 坪井です。ぜひ道路に面したところで、倉庫が朽ち果てそうな倉庫もありますので、そういうところを調査必要かと思えますので、よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） ということで、ほかに関連質疑ございますか。なければ、8番目の質問を、陽仁議員からお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。8款5項1目、59ページ、若者世帯定住促進補助事業費のところで2,700万円、令和5年も同額ということで、これ1世帯当たり幾らで年ほどのくらいを見込んでいますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。若者世帯定住促進補助事業の関係なんです。基本的には満40歳未満の方が住宅を取得した場合、居住した世帯に対して、一般世帯というのが、普通の子どもがいて親がいる世帯なんですけど、そういう方につきましては25万円を予定しております。件数としては、76件分を予算確保していると考えております。ただ、補助対象者が実家で3世代住宅を建てるとか、あとは敷地の横つちに隣接して家を建てる場合は3世代同居ということになりますので、こちらについては40万円の補助金を支給したいということで考えておりまして、20件分の予算を確保したいと思っております。合計では96件分の予算で総額2,700万ということで予算要求のほうをさせていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。5年度の実績はどうでしたか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。稲垣係長。

○都市計画課住宅建築係長（稲垣 君） 住宅建築係長です。今年度は、昨日時点ですけども74件の申請を受け付けております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） これまでで74件ということですが、一般住宅と3世代の比率は分かりますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。稲垣係長。

○都市計画課住宅建築係長（稲垣 君） 申し訳ございません。その部分は、まだこちらのほうでも集計中ですので、今年度の数字だけということにさせていただきたいと思います。お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。補足で星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。すみません、ちなみに4年度の実績は持っていますので、それを報告させていただきます。

4年度は全体で101件、2,674万1,530円と、101件の2,674万1,530円のほうを支給しております。割り振りですけど、一般世帯が91件、3世代同居・隣接が10件ということになっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を終わります。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 一応確認ですけど、それこそ4年度のほうをさっきにおっしゃっていただいた。そうすると、今回の予算としては4年度の実績を見て、大体このぐらいだという予算になっているということでもいいですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。平成29、30、令和元年ぐらいは、139、116、123、その後が令和2年度が100件で、令和3年度が102件、令和4年度が101件ということでございますので、今のままだと2,700万が足りるかなということで考えていますが、皆さまご存じのとおり、結構、小規模な開発が多々出ています。西方の運動公園の下のところだと51戸の分譲を今、造成している。そのほかにも10戸ぐらいの分譲があったりとか相談がありますので、状況によっては、ちょっと足りなくなる可能性はあるかなと思っていますが、それについては、可能な限り、ちょっと補正で対応していきたいということで考えています。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑はよろしいですか。

○11番（横山陽仁君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。ちょっと確認をさせてください。本市に定住する、市内に住宅を取得した若者世帯ということなんですけれども、この場合、例えば、家を建てた、1年以内でなきゃ駄目だとか、3年以内でなきゃ駄目だという期間というのはあるんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。基本的に、市内で居住の方については、賃貸住宅に住んでいる、アパートとかに住んでいる方が永住をするという見込みの中で、1年以上アパートに住んでいたという実績があるのが基本のルールとなるのと、あと市外の方については、よそから入ってきますので、どこに住んでいても構わないというような形で補助対象になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を終わりました。再質疑ございますか。2番。

○2番（東 和子君） すみません。そうしたら、申込みに、もしそれが対象者であって申込みするのは、別に2年後でも3年後でもいいというふうに理解すれば。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。普通の補助金だと、こういうふうは何々したいからと補助申請をして交付決定をもらって、いいですね、それではやりましょうという話になるんですけど、住宅の場合は、やっぱり造るのに最短でも6か月とかかかるということを考えると、交付決定をして補助金を交付するまでに、多分年度をまたいでしまいますと、そうすると、4月に交付決定して年度内に造ってというのは、ちょっとできませんので、基本的に自己申請みたいな形で申請を受け付けていますので、建物を建てて、居住して6か月以内までに申請してくださいというような形でやっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○2番（東 和子君） はい。

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、最後の質問を須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。18款1項6目、歳入についてお伺いいたします。駅周辺整備事業寄附金で、ページ数は145ページ、タブレットで149ページになります。

昨年度実績と、この算定根拠、また、人数、金額等の目標は定めているかお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。駅周辺の整備事業寄附金の5年度分の実績と算定根拠、6年度の人数、金額等の目標についてですが、駅周辺の寄附事業については、令和5年度から3か年実施予定で、4種類の寄附を実施しております。議員の質問は、そのうちの一般寄附に関することでの回答とさせていただきます。

3月7日時点ですが、今年度分ですが、法人、団体、個人からの寄附は40件、1,152万1,100円でありました。

令和6年度の人数や金額等の目標についてですが、目標のほうは特別定めておりませんが、多くの市民の皆さまに生まれ変わる菊川駅及び南北自由通路に関心を持っていただけることと、市内外の個人や企業からの支援をいただきたいことを目的としているため、金額等の目標設定はしていないのが現状でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。そうしますと、当初予算額で1,000万計上、100万ですね、計上されているの。これは実績を基にしているわけではなく、こういった形で決定されたものなのでしょう。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。令和5年度のほうの予算の一般寄附も120万ということで、そういうような形で、特に何件、幾らもらいましょうというのではなくて、4つの種類の寄附金をやっております。今説明させていただいたのは一般寄附、もう一つは企業版ふるさと納税、あとクラウドファンディング、あとふるさと納税の4種類ということで、市がやれる範囲はこの4つしかないかなというふうに考えています。4つでそれぞれやっております。だから、5年度も、この4つ合わせて320万しか当初予算の中には出てございませんでした。

結果としては、今現在ですけど、3月7日時点で3,346万7,000円ほど入金の方はありますので、非常に多額の寄附金を受けているのが現状でございます。

市内は別として、掛川駅とか御厨駅なんかで言いますと、あちらのほうは人口規模的には大きいところなんですけど、1人当たりの金額でいくと500円未満ということになりますけど、3,000万頂いているということは、1人当たりの寄附金額に換算すれば500円を超えていますので、大分大きな金額を頂いている。

ただ、これ一番大きいのが企業版ふるさと納税という制度があって、企業のほうが、市外の企業が協力していただいているというのが一番大きかったなというふうに思っていますので、なかなかこれは予算を取るために金額設定をするのは、非常に難しいかなということでございますので、あまり、大風呂敷を広げるのではなくて、ちょっと小さめにしといて、たくさん後で入ったという結果にしたいなということで考えてございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連もないようですから、以上で事前による質疑は終了となります。

その他に、都市計画課の皆さんについて質疑のある方は挙手をお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、通告なしで申し訳ないですが、ちょっと前に戻ります

が駅南北自由通路整備ですが、今年度は30億ほど計上されておりますですけど、この入札工事においても、よく言われているんですが、建築資材の高騰が大分あるということで、この30億というのは、そういうところが、やっぱり加味されたものというんですか、勘案されたというか、そういったような数字になっているかどうかという点と、それと、この年度の資金計画の中で、資金計画、工事というんですかね、中で、予定どおりのこの推移で、金額ですよ、金額が行っているかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。資材高騰というのが非常に多く出ているのと、あと人件費も実質的には伸びているということになっています。

ただ、今のところはJ Rとの協定を結んだ額の中では収まりますということで、今、毎月、定例会の中でお話をさせていただいています。その中でも、やはり途中でも実施設計は去年終わっているんですけど、少し削れるところは削っていただく努力をしつつ発注をしていたいておりますので、今現在は収まっているということで、大丈夫だと思います。

あと計画ですね、令和7年後末に自由通路、供用開始ですが、工事の予定としては順調におおむね進んでいるということで考えていますので遅れのほうは発生しておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○16番（横山隆一君） はい。いいです。

○分科会長（西下敦基君） いいですか。ほかに、この都市計画課について質疑のある方は挙手にてお願いします。よろしいですね。

そうしたら、以上で質疑を――ありました。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。先ほど来、建設課のほうで急傾斜地崩壊対策事業の関係で、要するに、国の事業、県の事業があつて、本来的に人数の関係が、戸数ですよ、何戸というものが条件になっておりますけれども、実質的に、そこから外れたお宅の関係、そういったものが、都市計画課のほうの、がけ条例の関係からいって、崖地近接移転事業というものがあるかと思うんですけれども、そういったものでクリアできるかできないかというのが一つあるかと思うんですけれども、これは基本的に30度でしたら、崖地の関係がね、そういったものがありますので、ここら辺の含みを捉えて、できるかできないかの関係についてお伺いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。星野課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。崖近の事業につきましては、がけ地近接危険住宅移転事業というのが、県のほうでやっただいての事業がありまして、それが市が絡んでいるというような形になります。急傾斜地10件だと国の補助対象になりますよ、5件だと県の県単補助対象になりますよということになっていて、普通でいくと皆さん合意をされれば、まとまった地域で中継地をつくったりとか、のり面補強したりとかということをやっただいて、崖地に住める状態になっている。

ただ、5件未満で件数が少なくて1件しかないとかというのは、崖を背負っていても自分で何とかするのは大変だということになりますと、移転事業ですので、益を作ります補助金ではなくて、そこから新しい場所、危険ではないところに移っていただくということになりますので、基本的には、50メートルというルールがありますので崖から、のりの高さの2倍離れた位置か、もしくは50メートル離れた位置に建物を移転していただく、全然違うところでもいいんですけど、そういった事業で見ますと、1戸当たりの補助限度額とかっていろいろあるんですけど、除去をする費用、今ある建物を除去する費用、あと住宅の建設費用、土地の購入費用、敷地造成費用ということがそれぞれ定められておりますので、これは国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1を出すというような事業もございますので、よく急傾斜の説明をするときに、それに対象にならなかったらどうするのというので、また紹介していただいているところありますので。

ただ、二、三年前に1軒やりたいという話があったんですけど、途中でやめると言われて、ここ何年かは今実績がない状態です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） たまたま、横山委員が質疑をされまして、基本的に外れたお宅って困るよねというような話になったもので、それじゃあ崖近の関係が該当するんじゃないかということの中で、建設課のほうに質疑をさせてもらったら、都市計画課だということだったもんで、ありがとうございます。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。以上で質疑を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委

員間の自由討議を行います。

空き家のことも結構話になって、ブロック塀も何か補正対応してくれたりはしてくれるという話があったんでよかったなと思いましたし、あと駅北の話があったりとかしましたので、ご意見のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。14番。

○14番（松本正幸君） 空き家の関係を僕も質疑したもので、空き家について少し意見を申し上げます。

実質的に、空き家に関しては、長い間いろいろと対策を練ってやってくれているなと思って、いろいろ見せてもらったら、あまり計画的にやられてないというのが事実だと思います。各議員も、一般質問なんかかなりやっているんです、空き家対策についての。いわゆる条例まで制定しようといったような質問もあったように、管理条例、そういったものもあったように記憶しております。

全国的にもう増加傾向、止まらないんです。実質的に。そのために、基本的に改正されたのが空き家対策措置法、今回改正がされたものですから、これを契機にやっぱり進めてほしいなと思うんです。

ここ数年、予算を見るとあんまり変わっていない予算がずっと続いていたということもありますけれども、今回は、先ほど言った家のマップ、そういったものにかけた実態調査を行うということで、この予算だけが本来的な今年の主な予算なんです。

そういうことでありますんで、もう少しやはり本当に市民そのものが1軒の空き家に対して不快を感じるというのがかなり多いと思うんです。いわゆる安全対策、いわゆる火をつけられたら火災も考えられますし、環境の関係、衛生の関係、全てここありますんで、やっぱりそのためには対策の推進、こういったものをしていただかないと、なかなかこれからの時代で、もう数年でまだ倍近くになるという可能性もありますんで、やっぱり予算をつけながら計画的にスケジュールを、計画はスケジュールなんですけれども、スケジュールを組んでしっかりとした政策をつなげてほしいなと、そういうふうに思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、この空き家問題というのは全国的に問題ではあるんですが。

一般質問でも出されたとおり、実態がやっぱりつかめていないというのが一番大きいと思うんです。うちの地区でも同じなんですけども、実際もう跡取りがいなくて、1年間出入り

がほとんどないであるとか、電気・ガスというよりも、契約はされていても、そういった認定をされるかされないかというボーダーラインにあるような空き家というののもかなりあって。

その空き家における、あくまでも個人の財産なものですから、これを利活用するとかイノベーションをするとか、いろいろ方策はあるんでしょうけども、本当にもう社会的にも大きな問題で、もう少し具体的な取組というんです、今聞いていてもちょっと判然としない部分があるんです。もう少し明確に、やっぱり積極的に、所有者とコンタクトを取りながら鋭意やっていかないと、危険ということもあるんでしょうけど、景観の問題もありますので、もう少し積極的な対応が必要だということをすごく強く感じております。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。

1 件、7 番 西下で、相続の関係で、大分枝葉が別れちゃって、もうそれが全部権利があるというのは、そこはちょっと国の管轄にはなってくると思うんですけども、自分の財産が一切分からない人って権利ないような気がするんです。ある程度そこら辺はもう切って、主などだけに話ができて、手続が進めれるとか、そういったことがやっぱり必要ではないかなと私は思いました。

以上です。

8 番。

○8 番（鈴木直博君） 8 番です。今の続きなんですが、私も13人相続人がいて、その相続人からそれぞれ相続放棄というのを頂いて、それで登記ができたんですが、なかなか人それぞれ考え方も違って、2年くらいかかりました。

そのときに、市役所が何をしてくれるかというのと、何もしてくれないという。その辺の何か情報を提供してもらったり、全国に広がっちゃってんです。相続人が。そういったやつの情報をくれたりというか、そういった支援というのにも必要じゃないかなと思いました。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14 番（松本正幸君） それなら、法務局のほうが親切です。相続の関係については。手続の関係から、いろいろ4月1日から改正された形があるもので、届出の事務化がされるものですから、そこへ行くと細かく教えてくれる。相続の関係は。

そんなもので、行政書士というか、そちらのほうへ出さなくても、基本的には自分でできるようになった。できるものですから、本当に優しいです。僕行ってきたら、親切に教えてくれて僕でも分かった。理解できた。

○分科会長（西下敦基君） 8 番。

○8番（鈴木直博君） 磐田なんだよね。磐田市。法務局にも10回ぐらい通ったんですけど、親切は親切なんですけど、手続上の足りない部分は教えてくれるんですけど、戸籍抄本とか何かそれぞれを取り寄せてやるのは全部こっちでやらないと。

○14番（松本正幸君） くれます。

○8番（鈴木直博君） 情報を。

○14番（松本正幸君） 掛川は。

○8番（鈴木直博君） 磐田も法務局にはおじいちゃんがいるんで、おじいちゃんはずごく親切に教えてくれたんです。やっと2年間でできたというのはあれなんですけど。大変だと思います。

○14番（松本正幸君） 空き家に関係するもんで。

○分科会長（西下敦基君） 関係するものでまたご意見があれば、なければまた別で、3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。

特定空家認定が非常に難しいということで、なかなか認定できないということで、認定する段階では多分相続とかそこら辺が、関係が極薄な状態になって、地権者からどの辺までというか、たどるのも大変な状態になりますんで、もうちょっと早い断面、特定空家になる、朽ちる前に早い断面で、空き家の処置について早めに処置ができれば、こういうふうな放置された状態にならないと思いますので、そのあたりで早めの処置というのはお願いしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。

〔「別でいいですか」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 別でも結構です。2番。

○2番（東 和子君） すいません、2番 東です。ブロック塀の件なんですけれども、私のうちの近くもやっぱりブロック塀が壊れ、住んでいらっしゃるんですけれども、危ないところがあって、しかもそこが子どもたちの通学路になって、そのお宅の前が横断歩道になっているんです。地主というか持ち主は、何か車で外国人の人がぶつかって塀が壊れたという形で、明らかに壊れているんだけど、それを修理するのは自分は被害者だから修理しない。でも、何かあったら困るんだよねというふうに相談されて。

個人の所有で、そういう状態だと私たち動けないし、一応学校も通学路だから学校のほうにも言ったらどうですかって話もしたんですけども。

そういうケースの場合は、ぜひ第三者として市のほうから言っていただくと非常にありが

たいなというケースがあつて。ちょっと、また皆さんもしそういう事例があつたら教えていただきたいなと思います。

○分科会長（西下敦基君）　ブロック塀の関係で、うちの地区でも、やっぱり壁が古いアパートなんですけど、もう斜めになっているんです、道側に。もう絶対地震があつたら倒れるなというのも、やっぱり費用負担があるからやらないという感じで、自治会からお願いしてもやっぱりなかなか動いてくれないというのがあるので、そこら辺はやっぱり指導してもらって、何かしらちょっと進めていただくようなことをまた考えていただければなと私も思っております。

やっぱり危ないし、道も通れんでも問題あるというか、人もいたら危ないですしということがありますので、そこら辺も私も感じました。

14番。

○14番（松本正幸君）　通学路の安全点検というのを教育委員会のほうでやっているじゃない。道路を含めて。そういったのが危険箇所のチェックということでやるもので、そのところへ何らかの形で説明できるような形にしておく、そこで乗るような形になると、おそらく担当課、そういったところへ来て指導をしてくれると思います。よく夏休みぐらいにやりますよね。そのところへ。それは通学路といったもんね。余計に、それは回答するもので、大丈夫でだと思います。

○分科会長（西下敦基君）　ほかにご意見は、6番。

○6番（須藤有紀君）　ブロック塀の関係で、逆に私のところは、小学校の敷地に隣接といいますか、本当に30メートル先に小学校があつて通学路に隣接するお宅のブロック塀に対して、市から補助金が出るのでブロック塀を撤去していただけませんかという通知が来たそうなんですけど。ちゃんと知り合いの建築士さんに確認を取ったら、耐震的にも大丈夫だから撤去の必要はないと言われた。市から通知が来たので泡食ったけれども、全然心配ないと言われてどうということなんだと言われまして。

この基準がどうなっているのかなというのがちょっと不思議に思いまして。

〔「それは基準はあるの。基準があるの。段数とか、鉄筋が入っているとか。」と呼ぶ者あり〕

○6番（須藤有紀君）　だから、そこら辺が、ブロック塀は危険は危険で、去が必要なものは積極的にやっていくべきだと思うんですけども、市のほうで危険と判断して通知をしたものでも、実際専門家が見たら安全だという判断になる場合もあつて、そこら辺の整合性の取

れなさがちょっと今後どうしていったらいいかなというのを感じました。

〔発言する者あり〕

○6番（須藤有紀君）　そこね。

○分科会長（西下敦基君）　では、ご意見、ブロック塀に関連する方。3番。

○3番（坪井仲治君）　ブロック塀ですけど、今、専門家の方に見てもらってということで、本当かうそかというところですけど、行政指導をしてもやってくれないのが現状でございます。行政代執行でしか、多分これはやれないと思います。

○分科会長（西下敦基君）　ということでよろしいですか。17番。

○17番（山下　修君）　17番です。建築の耐震化ということで、この間、参議院の質問だけ見ていましたら、東京都の元猪瀬知事だったですか、あの人が言っていたんですけども、東南海地区というんですか、この辺の発生地区というのは、もう70%だ、80%だって、30年間でというのを、非常に、盛んに意識の高揚を図ったみたいなのがあって、それによって予算もずっとついてきたと。

それが日本全国見ると、例えば能登半島とか違う地域ではそういう対応が進んでいないというような形で、これ見直さなきゃいけないんじゃないかなという発言していたんです。

だから、本当にあと30年で70%から80%の地震が発生するか、それは検証したほうがいいぞというような見方もあるということであります。

ここら辺は、そういうおかげがあって93%ぐらいの耐震がなっているんだけど、それではなくて外れたところではそういうふうに進んでいない。ここら辺が逆に耐震対策が優遇されているというか、特にお金をつぎ込んでもらっているという状況があるみたいな、そういう発言があったんですが。

今後、逆に、さらに継続してずっと予算がついてくるのかどうなのかとちょっと心配になったという部分がありますので、日本全国を見るとそういう感覚があるんじゃないのかなと思います。

○分科会長（西下敦基君）　地震についての、耐震化についての話、ほかにご意見あれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君）　なければ、以上でよろしいですか。

以上で、都市計画課の予算に係る審査を終わります。

ただいま出されました意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会に報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては正副分科会長に一任願います。

ここで、1時まで休憩することといたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後0時57分

○分科会長（西下敦基君） それでは、休憩を閉じて会議を再開し、商工観光課の予算審査を行います。

初めに、笹松建設経済部参事兼商工観光課長、出席者の紹介をお願いいたします。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事です。

本日は、産業振興係のほうから太田係長と、商工観光係のほうから高木係長が出席しております。よろしくお願いいたします。

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。事前に質疑を出された方から順にお願いします。ということで、1つ目を坪井委員からお願いします。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。午後もよろしくお願いします。

就労支援事業費ということで、女性就労・就業支援事業の託児業務委託用の減額理由は、また、令和5年度の委託の成果はどうであったか、お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事です。

まず、減額利益につきましては、託児業務委託が必要となる女性就労支援、就業支援事業そのものを見直したことによるものでございます。

女性就労支援事業は、国から事業費の2分の1の補助を受けながら、女性の就労につながる事業を実施してまいりました。

事業の内容といたしましては、就業に必要な知識習得のセミナーですとか、企業訪問、合同企業説明会というのが事業内容になっております。

令和5年度の委託事業は、約140万円程度でございましたが、成果といたしましては、参加者が延べ45名、このうち、託児を利用された方も7名、就業者数も7名と、全体としては事業効果があるように見受けられるんですけれども、我々といたしましては、参加者の多くは

知識習得セミナーのほうに偏ってまして、企業訪問とか合同企業説明会への参加というのは少なく、就労を目指す女性のニーズに基づいた事業内容の見直しというのが必要だというふうに考えております。要は、セミナーを受けに来るような事業になってしまっている部分を感じられるというところでございます。

このため、令和6年度は毎月実施しておりますなでしこワークの場を活用して、ハローワークと連携しながら、就業に係るセミナーとか個別相談というのを強化して、統合のような形で実施していきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。よろしいですか。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2番目を横山委員からお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。

7款1項1目産業振興推進費、説明資料59ページ、具体的にどのようなことをして、どのような成果が出ているのか。また、この推進費の支出目的は何か。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

産業振興推進費は、農商工業や観光等の地域産業の育成、発展と関係事業者の連携強化を推進するということで、地域産業の活性化を図ることを目的とした事業となっております。

就業支援や企業誘致、観光振興など、こういった個別の特定な事業目的というよりは、そういったことが一体で事業効果として見込まれるようなものをこの中で事業として進めております。

具体的には、3つの事業がこの中に入っております。

1つ目は、地域経済活性化推進会議というものの事務局をやっております。

この会議は、今週金曜日にオープンする菊川市の「産業支援センターE n G A W A」の開設に向けた提言なども、この会議の中で議論していただいた上で提言いただいて、この産業支援センターの開設につながっているとかというような効果になっております。

2つ目は、イベント出展に要する経費の中になります。

イベントの中でも、主に誘客のようなものは観光のほうの事業に入れているんですけれども、この中に入っている事業としましては、農業とか商工業など、広く市内産業の認知度向

上などの効果が見込まれるイベント等への出展についてはこの事業の中で実施しております。

例えば、今年度でありますと、愛知県の金山駅で実施したイベントでは、市内の農産品とか、ふるさと納税返礼品など、こういった市内の産業一体となって紹介させていただいて、ブースに立ち寄っていただいた方が市内にお越しいただいたりとか、市内の特産品を購入したりとかというような事例も伺っておりまして、こういった交流人口の増加にもつながっていると考えております。

3つ目は、御前崎港の整備促進期成同盟会の負担金でございます。

こちらは、県西部及び中部の12市町が連携して、御前崎港の拡張ですとか老朽化対策とかに、国への要望等を一緒に取り組んでいるという事業です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。

というのは、内容的にはすばらしいものですが、これ、予算的に18万6,000円しかない中で、そこまでやれるのかという心配はしております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

基本的なそれぞれの事業目的、就労支援であれば就労のほうですとか、観光であれば観光のほうが本体的な事業としまして、ここに事業を計上しているものは基本的に会議の報償費ですとか、期成同盟会の負担金ですとか、そういったものになっているものですから、そういった意味で事業費は少ないんですけれども、本体の事業としてはそれぞれの事業の中で実施させていただいております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○11番（横山陽仁君） ありません。関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、3番目を同じように横山委員、お願いします。マイクをつけてください。

○11番（横山陽仁君） 7款1項1目ふるさと納税事業費、説明資料60ページ、ふるさと納税の目標額と、どのようなものを返礼品として含まれているかです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

令和6年度の寄附目標額は、歳入予算に計上しましたとおり1億6,500万円としております。これは、返礼率が現行制度と同様となった平成30年度以降、寄附の実績を統計的に見ると、毎年1.2倍ずつぐらい伸びていくことから、本市においても同じような伸びを想定しながら計上している、想定しているというような額になっております。

また、本市で好まれている返礼品につきましては、ゴルフ場の利用割引券が寄附額で行きますと2,000万円余りいただいております。また、枕及び布団類というのが、大体1,000万円程度いただいております。その他、駅舎整備のクラウドファンディングで170万円近くと、メロンでも160万円ちょっとぐらいの、こういったものが本市における好まれている返礼品になっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 掛川は、イチゴで何億か入っていたという話を聞いているんですけども、菊川はイチゴは、全然そういう希望がなかったんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

イチゴも、実は返礼品のほうには入っているんですけども、ロットが小さいんです。本市の農産物は、やはりこの課題としましては、一つ一つのロットが小さくて返礼品として入っているんですけども、そういった大きな額にはならないというのが現状でして、その生産向上を図っていただくのが先なのか、先に寄附をたくさんいただく、需要見込みが先なのかというのは非常に難しいところなんですけれども、そこはロットの課題というのがどうしてもありまして、返礼品には計上されておりますけれども、額としてはそれほど高くなっていないというのが現状です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 工業系の会社で製作活動なんかもやっているところもあるんですが、そういう工業の関係でオリジナルなものを作っていったらどうかというような働きかけというのをやってもいいんじゃないかなと思うんですけども。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

実際、昨年ですと、市内の松下金属工業様、金属加工をしている会社でございまして、E

n GAWAでも看板を作っていただきました。そのように、実際にいろんな加工とかをオリジナルでできる事業者様がいらっしやいまして、例えばアイフォンのスピーカーを作られたりとか、たき火台を作られたりしているんですけれども、返礼品として提供するときに、それを梱包したり、説明書を作ったり、そういったところがなかなかできなくて、なかなか返礼品になり得なかったというのがございます。

そういったところは、逆に今後、いろんな事業者との連携にもよるんですけれども、そういったことができる事業者とおつなぎするなりして返礼品にしていけるような、そういったものを、例えば今度の産業支援センターのようなところでも担えるのかなというのは考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 目標金額が1億6,500万なんですけれども、やっぱり16億ぐらい欲しいですね。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

本市の返礼品の課題は、先ほどのイチゴも同じなんですけれども、1つ1つのロットが小さい。今度、来年度途中からになるんですけれども、中間事業者というのを変えようと今、我々しています。

それは、1つは、今の中間事業者は寄附を受けて、そのまま手続をするだけなんですけれども、今度、そういった中間事業者に市内の返礼品の新しい商品を作ってもらったりとか、もう少し、サイトの充実を図っていただいたりということをさらに業務として入れていこう、そういったことが得意な事業者と組んでいこうというふうに考えております。

そうすることによって、例えば農産品も、例えば加工品とつなげることによって製品としては非常に増えてくる。そうすると、返礼品としても手に取っていただける機会ですとか、農産品ですと季節が限られているものが、もう少し長い期間、寄附として出せるというようなものもできていると考えていますので、そういった方向で今、考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○11番（横山陽仁君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。

関連で、菊川市の人気ランキングで行きますと、イチゴなんかは3位で、ロットが小さいということで、もうちょっとすれば金額的に上がってくると思うんですけど、この人気ランキングなんかを重点に、その辺りを推していくという、そういう施策はございませんか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

今のご質問、例えば人気のあるものをもっと増やしていくという意味でよろしいでしょうか。

例えばゴルフ場の利用券というのは、やはり、こういう言葉が適切かどうか分かりませんが、ふるさと納税寄附というのは3割までの返礼品と決まっています。その3割に、例えばそのものを送るときには送料がさらに加わったりすると、例えば重いものですと送料がもっとかかったりとかということで、意外とこう、そのいただいた寄附に対して経費がどんどん増えてくるんです。

ただ、例えばゴルフ場の割引券を、今年度自動販売機を現地に設置したんですけれども、ゴルフ場の割引券、そのままそこで寄附いただいて、3割ですと、そのまま郵送料もかからないし、手間もかからないもので、その分、すごく割がいいんです。あとは、寄附していただく額が非常に大きいというのがあります。

実際、うちのスタッフが現地で営業することによって、自動販売機の使い方とかもだんだん浸透してきまして、そういったもので今、すごくゴルフ場の割引券が増えているというのが今の現状です。

これは、まだまだ伸びる余地があると思っていますので、これはしっかり、1つはこのゴルフ場の利用券というのをもっと増やしていこうというふうには今、考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 手数料含めて返礼品30%というのに変わしまして、それで枕なんかはちょっと引っかけたかと思いますが、焼津なんかと同じですね。魚介類ですから、決してこのゴルフ場の利用券じゃないと思うんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事です。

そのとおりでございます。例えば、1億円の寄附の中で、基本的に一般的には3割が返礼

品として、その中に、残りの2割の中で先ほどのクレジットカードの手数料ですとか、返礼品の配送料とかを出していくんですけれども、1億だと事務費使えるのが5,000万円までということで、残りこの2,000万円で僕ら手数料とか全てを補わないといけない。

でも一方で、焼津さんは、例えば80億ありますので、40億の中で手数料と郵送費。郵送費は40億から見ると小さく見えるんです。だから、海産物とかをどんどん出しても、寄附額が増えればそういったものができるし、広報もできる余地があるんです。

ですから、僕らは1億をまず増やして、まずは一旦、この1億を2億とか3億に増やしていかないと、ここの事務費が広がらないんです。広がらないと広報もできないし、例えば、配送料とかに回す経費も引っかかってきてしまうというのが大きくて、そこをまずは、この1億を少しずつでも上げていくというのが今の我々のやり方。そうすると、単価の高いものをまずはできるだけ多くいただいて、ここの事務費の隙間を広げていきたいというのを今のやり方として考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。関連質疑ございますか。

なければ、4番目の質問をまた陽仁委員からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 7款1項2目商業活動支援事業費、62ページ、経営改善普及事業補助金支出の成果はどうでしたか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

経営完全改善普及事業費補助金というのは、市の商工会の経営指導とか企業相談に係る人件費に対する助成になります。

商工会では、講習会を年5回、相談会を年40回以上、個別の巡回指導など240日以上、3,100事業者以上にこういったものを提供していただいております。ここ数年の新型コロナウイルス感染症の拡大とか物価高騰、最低賃金の引上げとかインボイス制度の導入とか、こういったものの相談に対応していただいております。

これによって、市内事業者の経営維持に大きな役割を果たしているというふうには考えております。

実際、この経営窓口指導相談自体というのは、商工会の会員の方以外にも提供していただいております。こういった相談をきっかけに商工会の新規加入というのが今、増えており

まして、そういったことも考えると、事業者にとって実りのあるアドバイスがされているというふうに考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○11番（横山陽仁君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番目をまた、陽仁委員からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 7款1項3目工業活動支援事業費、63ページ、商工会は、この事業費をもらって、具体的にはどのような活動をしている。また、成果はどうであったかということ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

こちらの補助金は、先ほどの人件費の補助とは違いまして、それぞれの活動に関する補助になっております。

市内企業の経営安定を図ることを目的に商工会が行う産業の育成指導ですとか、技術改善発達ですとか、異業種間の交流促進、こういったものの経費に対して補助を出しております。

例えば、製造系事業者の工業部会に先進的な技術を導入している工場とか展示会の視察ですとか、セミナー等の開催というのに対して、各社の業務効率化や生産性向上に結びつけているというところとか、また、建設業者の建設部会では、建築技術を磨くために優良建築物を視察に行ったり、担当者、事業者同士の意見交換等を実施して技術力向上とかに結びつけていただいたりということの事業に対して補助しています。

このような先進情報の取得などというのは、なかなか中小企業が個々に情報収集とかというのは難しいということになりますので、こういった研修会の実施とかを商工会が取りまとめて実施していただいている。こういうことに対して補助させていただいて、そういったものがそれぞれの業界の技術向上等に結びついているというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 80万円という金額ですけれども、工業部会としては、1回行くところのくらい使い切っちゃうという程度の金額ではないかと思うんですけれども、実際に工業部

会、商工会が欲しいと言っているのかどうかですが、要らないんじゃないかと思っています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

補助率は2分の1でございまして、半分は商工会の独自経費の中で実施していただいております。

ただ、毎年商工会からはこういった予算の要望もいただいております、我々市としましては、市内事業者の支援につながるものというふうに判断をしながら、この補助制度は今、続けているというところがございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

なければ関連質疑の方。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番です。この80万というのは、イノベーション推進機構に出している年会費みたいなのは違うのですか。浜松。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

これは、あくまでも市の商工会に対して出している補助金でございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

関連質疑もないようでしたら、次は、6番目の須藤議員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。7款1項3目企業立地推進事業費について伺います。説明資料は64ページになります。

今年度の補助金の該当企業について、また企業融資の進め方の2点をお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

この補助金は、令和6年度は、菱電旭テクニカ株式会社さんが、工場の拡張によって交付対象となっておりますので、こちらが対象となっております。

企業誘致の進め方については、すいません、少し長くなるのをご容赦ください。

まず、企業誘致の進め方といたしましては、市内に拠点を有する企業の定着、これがまず1つあります。もう1つは、市外から新しい企業を融資する。もう1つは、工業用地の確保、インフラ整備等、この3つが基本的な柱になっております。

この3つの柱を推進するために、また3つの手法でやっておりまして、1つは企業の投資案件の収集、どういったところが参入してくるとか、どういったところが拡張しようとしているとかという情報を一生懸命我々は確保しようと、取りにいかようとしています。市内の事業者を訪問したり、県内外の不動産仲介とか金融機関とか、建設会社、デベロッパーの方々、こういった様々なところに顔を出して、情報収集に行っているというところが1つあります。

もう1つは、用地情報の収集です。これも、基本的には先ほどの企業投資案件と同じなんですけれども、今度は用地のほうで情報収集に努めているというのが1つあります。

この1つ目の引き合い情報と2つ目の用地情報を掛け合わせることで、誘致を促進させているというのが1つです。

これに加えて、3つ目としまして、工業用地の確保、要は工場が来る用地をつくるということを行っております。平成30年度には可能性調査を行って、そのうちの1か所、西方の加茂工業団地隣地にて、現在、民間開発による工場新設工事というのを行っております。

また、令和2年度も可能性調査を行って、開発可能な用地について、地主や地元との調整を重ねる中で、民間開発による投資を促進したいと考えております。

こういった情報は、人脈の中から収集していきますので、そういったところに力を入れながら、積極的な情報収集に努めて、用地づくりを行いながら誘致をしていくというのが我々の企業誘致の進め方となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

取りあえず、もう1つ、松本委員から同じところで質問がありますので、そちらをまず、お願いします。7番 松本委員お願いします。

○14番（松本正幸君） 14番の松本です。

今、企業誘致の方針まで伺ったもので、あまり聞くことはないなとも思っているんですけれども、実質的に長期財政計画において、新たな歳入の創出として、企業誘致による税収入の向上というのが示されております。

基本的に、今、述べられたような形で、企業のいわゆる制度、こういったものを心がけているということなんですけれども、実質的に、戦略としてどのように本来考えるべきかというのがあるかと思うんですけれども、そこでちょっと、一番初めはそこで聞きます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

将来的には、税収向上にこの企業誘致が寄与しないといけないというのは、非常に我々としては大きなプレッシャーではございますが、まず企業誘致をする土地というのを、しっかり我々のほうでは皆さんに、外に情報を出して、皆さんに選んでもらうような営業というのが、一つ大事なところでございます。

それについては、そういった土地の情報をしっかり整理したものをつくらせていただいて、それを活用して営業に行くわけなんですけど、例えば、我々はやっぱり人員も限られていますので、例えば県の東京事務所ですとか、あとはディベロッパーさんに情報を流して、そこから引き合いをいただくとか、そういったものをしながら、我々、直接行けない部分も多いものですから、そういったネットワークをできるだけ広めて情報を出していく、選んでもらえるような機会をつくっていくというのは、一つ大事なところだと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。セールスに行くときには、やっぱり基本的に、こちら側のいわゆる団地の環境もそうなんですけれども、いわゆる支援策、こういったものも必要かと思うんです。

要するに支援の状況、先行投資の関係も出てくる話であるかと思うんですけれども、やっぱり何らかにセールスポイントを持ちながらいく方法のほうが望ましいと思うんですけれども、そのセールスのポイントとして、今、挙げられる菊川市の有利性、それを少し述べていただければありがたいなと思っています。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

本市の有利性は、1つは交通の便でございます。インターを中心に、J R等も含めて、交通の便としては西にも東にも行きやすい部分がございます。ですから、ターゲットとしては西も東も考えられる部分と、あとは西や東に物流を提供するような事業者が対象となり得るところでございます。

もう1つは、温暖な気候の部分でございます。やっぱり雪が少ないとか、温暖だということになると、よく言うのはエアコンのコストが少ないとか、電気代が少なくなりますよとかというところも1つ売りだというふうに、自然環境が売りだと思っています。

もう1つは、やはり農業の分野が非常に多くあるということなので、工業もそうなんですけれども、今、農業を活用した工業の部分の事業者さんに対しても、非常にフィールドとし

て提供しやすい部分がたくさんあるという部分がございます。

こういったものが今のところでございます。

あとは、県内同じような部分にはなってしまうんですけれども、静岡県のほうが、企業誘致に関しての補助制度が充実している部分がございます。そういつて参入していただいた方への初期投資ですとか、用地を購入する、設備を増やすということに対する大きな財政的支援がありますと、こういったところが我々の今、強みになっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。インフラの関係についてはよく理解はしておりますけれども、先ほど電気料の関係、いわゆる温暖化によつての電気の関係なんですけれども、そうでなくて、原子力発電所の関係の電気の、いわゆる電気を主流とする企業の本来の還元するものがありますので、これは小笠地域は該当するんじゃないかなと思うんですけれども、菊川のほうが少し距離の関係であれなんですけれども、それも1つの大きなメリットであると、そういうふうと考えております。

東京事務所のほうにやっぱり、実は僕も行つてきたことがあるんです。だけど今、菊川市の方から派遣はしているわけですか。その点を少し。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

今は派遣していません。いないです。2年前まで太田が行つておりまして、向こうの東京の事務所との、まだ人とのつながりというのがあつて、そういったものが我々のセールスの優位性にはつながつておりますが、おっしゃるとおりだんだんと、やっぱり異動もありますので、本当はそういったものも必要な部分だとは感じておりますが、そこはちょっと、総務部のほうと相談になります。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番。また、産業センターの審査もありますので、要するに企業立地との連携というのが非常に重要な、新しい企業の関係が出てくると思いますので、またそちらのほうでお聞きをしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。ご意見ということで。

関連質疑はございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、この企業立地推進事業費の中の事業の概要のところ

すか、新たな工業用候補地の検討ということですが、その検討する組織というんですか、どのような形で進めていくかという点と、実際、そういう候補地が目ぼしいものがあるかないかという点も含めてです。

それともう1点、これに関して、3年くらい前ですか、小笠高校の圃場、農地の話がありました、その後の状況はどうかとお聞きしたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

まず、市内の工業を誘致するための組織というのは、具体的にはない。それに特化して検討する組織というふうなものを持っているわけじゃなくて、あくまでも産業振興係を中心に、情報を集めて整理しているというのが今の現状です。

もう少しオープン、なかなかオープンできるものとできないものがどうしてもありますので、そこは係内とか課内で共有する中でとどめるものって非常に結構多くあります。

一方で、もう少し外に出してもいいような情報になってきたときには、産業界の皆さんが集まっているような地域経済活性化会議とかの中で議論というか、協議することはありますが、それはもう、オープンできるような状況になったときになります。

もう1つ、ご質問にありました、小笠高校の圃場の件でございますけれども、令和4年10月に議員の皆さんの勉強会で状況についてお話をさせていただいたかと思います。

その後は、今、まだ県の土地でございまして、県が令和7年度に用地を売却するような形で準備を進めているということで、県の予算で行くと、来年度は売却価格を決定するようなイメージです。僕らはその売却価格、予定価格なりを見ながら、想定内であれば購入したいと考えていますし、あまりにも高過ぎるとちょっと難しい部分はございますが、いずれにしても、そういったところは議員の皆さんにお諮りしながら決めていきたいと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

ちょっと1点、気になったんですけど、こういった土地を買う場合に土地取得会計が活用されるということになるのでしょうか。

答弁を求めます。太田係長。

○商工観光課産業振興係長（太田 君） 産業振興係長です。

現状では、一般会計のほうで購入を検討しているんですが、今回、特に先行取得とかでもないですから、土地取得については活用しないような方法で検討しております。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。ほかに関連質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。ちょっと確認と単純な質問なんですけれども、先ほど地域産業立地事業費補助金の内訳として、菱電の工場の拡張とご答弁いただいたと思うんですけれども、1,220万円全部が菱電1社に対する補助なのかというところの確認をさせていただきたいのが1点。

あと、普通旅費が9万円減額になっていらっしゃいますけれども、この首都圏への企業誘致活動について、次年度の展望があればお伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

企業立地推進事業費に計上しています1,245万円のうち……。

○6番（須藤有紀君） 1,245万、20万ではなくて。

○分科会長（西下敦基君） 事業書だと、1,220万です。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 失礼しました。1,220万のうち、これがそのまま菱電旭テクニカさんへの補助金になります。

その下の6万7,000円は、県と一緒に企業誘致をするときに、一緒に事業をやっているので負担金をその分、出している。我々のこの紹介できる、営業できる土地によって、市の負担率が変わってくるというような形になります。

もう1つは、普通旅費のほうで20万弱程度計上させていただいていますが、これが来年度、首都圏を中心に営業に行くための経費になっております。この中で頑張ってもらいますというところです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。ちょっと減ってらっしゃるので大丈夫かなというのもありまして。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

今回、産業支援センターができて、少し企業への営業も今回、こっちの事業では、ここに掲載している18万程度は企業誘致に関するもので、残り、この減っている分は、実は産業支援センターのほうに行っておりまして、こちらは本当にビジネス誘致も含めて、企業誘致だけでなく、そういったものも入っているものですから、ちょっと組織がもう1つ増えるものですから、ちょっと案分しております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

なければ、関連で17番。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。

企業誘致で、1つの条件として、笹松さんは工業用水の関係はいつも出席してもらっているんですけども、もう少し工業用水の確保ができれば、もう少し変わってくるんだけどという、そんな感じというのはないでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

おっしゃるとおり、水が弱いもんですから、我々企業誘致するときも、食品みたいな水をたくさん使うような企業というのは、なかなか対象になれないところがございます。

一方、委員おっしゃったような、東遠工業用水というのは農業用水を中心に使うことができます。幾つかの事業者からも、実は使うような話をいただいたこともあります。やっぱり量の問題がありまして、それほどたくさん使わないのであれば、工業用水も水利権の中で使えるんですけども、それほど量がもともとないものですから、今のような、先ほど申し上げたように、水をたくさん使うようなところは結局使えなくて、なかなか水を使える場所として僕らも営業はしづらくなっているというのが本当のところなんです。

かといって、全く使えないわけではないものですから、必要に応じては工業用水のほうをご案内することができますが、ちょっと底が深いです。ポンプアップをしないとイケないとか、結構、経費がかかる部分があって、事業者が使えなかったという事例もございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番です。情報を集めるのに銀行を利用するという手もあると思うんですが、そう辺のことは、例えば静銀が持っている情報、企業が出ていきたいという希望があって探しているとか、そういったもののマッチングをするという、そういう情報の集め方というのもあると思うんですが、その辺はいかがですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

当然、金融機関は、我々、よくお話をしておりまして、そういった情報があつたときには

我々のほうでも収集には頑張っております。

正直言いますと、なかなか出てこない部分がありまして、そこはやっぱり人との関係をもっとつくっていくというのが大事になってくるところでございますので、金融機関も担当者から支店長までよく、随時お話をする機会をつくっておりますので、そこら辺の情報は常にやり取りしているんですが、なかなか出てこない部分もございます。

以上です。

○8番（鈴木直博君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございませんね。

関連質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 今、盛り上がっていますが、私も。

先ほど、金融融資で菊川の利点ということで、インターとか農業利用だとか、あと気候ですか、そのあたりをおっしゃっていただいたんですが、決して藤枝から、車で考えますとインターもありますし、逆にここは1号線からも遠いということで立地等、地盤はいいというところは袋井には、いいと思いますけど、その他金額の面で、例の圃場のところをやったときに10万ぐらいの金額を出されたような気がします。そのときに藤枝が12ぐらいで出しているはずですが、掛川は、もちろん安く出していますんで、そのあたりしか勝負しようがないと思いますけど、そのあたりについてどうお考えですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事です。

確かに、土地が安ければ安いほど有利にはなります。今回、小笠高校についてはどうしても県なものですから、僕の知っている限りですが、県は県なりにやっぱり、価格調査士にオフィシャルで出していただいた金額を変えることができない。値下げとかそういうことはできないとは思っています。

ただ、我々が取得した後、それをお安く売るかどうかというふうなところは、また議員の皆さんとも相談させていただきながら、お伺いさせていただきたいなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

関連質疑はよろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） そうしたら、8番目の質問、坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。

8番目の火剣山のキャンプ場の管理費ということで、運営委員会設置の目的と期待する規模はということでよろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

運営委員会は、菊川市野外宿泊施設火剣山キャンプ場の指定管理者の管理運営状況、指定管理者が行う管理運営状況が、その管理者を選定したときの期待どおりに継続的に実施されているかどうか、こういったものを定期的にモニタリングするために設置いたします。

このため、運営委員には、指定管理者を選定したときに選定委員となっていたいただい方ですとか、その組織とか団体とかを基本として運営委員というのを選定していきたい、選考していきたいと考えています。

そういった方々の立場とか観点から、その指定管理者の経営状況とか、今後の事業展開ですとか、施設の有効活用など、こういったもののご意見いただいて、火剣山キャンプ場がよりよい運営管理ができるようにつなげてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） ということは、委員の皆さんのご意見を指定管理者にお伝えして改善を図ってもらうということもあるわけでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

基本的に運営委員会のやり方といたしましては、指定管理者のほうが出席しまして、運営状況、収支状況などを説明いたします。それに対して委員の皆さんから頂いて、それをできるだけ改善につなげていくというのは、この目的ですので、でき得る改善はしていただく方向で調整していくというのが、我々、施設管理者のほうとしても必要なことと考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ9番目を、また坪井委員のほうからお願いします。

○3番（坪井仲治君） すいません。引き続きお願いします。

観光情報の発信事業費ということで、観光パンフレットの作成部数と配布箇所はについて
お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

観光パンフレットでございますが、令和5年度に2万部つくりまして、2月末現在で1万
8,000部は配布し終わっているような状況です。

令和6年度においても、同様に2万部作成する予定でおりまして、配布箇所といたしまし
ては、コロナ以降、非常に増えているものもございますが、市とか観光協会が出展するよう
なイベントはもちろんですが、JR東海のさわやかウォーキングとかでお配りしたりとか、
富士山静岡空港とか県の関連施設もあります。あとは中部電力さんの各施設ですとか、広く
いろんなところに配布を、今、しておるところです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 配布箇所は県内に限りということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） これは空港の、富士山静岡空港の就航先にも
配布しております。あちらの空港ですとか旅行会社の方々にもお配りするような形で、旅
に行く前に見ていただけるような形を、できるだけ取るようにしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

○3番（坪井仲治君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑、こちらについてありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、同じところで私のほうから、観光情報発信事業費とい
うことで、令和5年11月に市長宛てに提出した令和6年度当初予算編成に対する提言書にあ
る、近隣市と官民で連携協力する観光事業促進組織の検討はどのように行うのか、このこと
についてお伺いします。

答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 近隣市と官民で連携協力する観光事業促進

組織というのをつくるためには、まずは関連する自治体同士で意識を共有することが重要であると考えています。

その後、その市町の所管するというか、管内の観光協会ですとか商工会のような公的団体との協力体制を構築して、その後、観光事業者とか宿泊事業者のような民間事業者の方々に連携を広げていくような取組をしていかないといけないというふうには考えております。

ただ、現状では遠州広域観光協議会という自治体の担当課長が、観光担当課長が集まる会議がございまして、協議しては、協議する場はあるんですけども、言いづらいんですけど、なかなか市町ごとに相当な意識の隔たりがございまして、うちは例えばイベントだけやればいいよとかになると、本当に、もう自分ところの自治体だけで完結してしまうもので、なかなか議論としては温度差があるというのは、非常に感じております。

ただ、やはり中東遠地域全体として、旅行目的地になるというのが難しい部分である場所だと感じておりますので、もう少し専門的なマーケティングとかをしながら、こういったところに本当にニーズがあるかということを考えていかないといけないというふうには認識しております。

そういったところを、まず自治体の観光担当課長なりが意識共有できないと、なかなかこの管内に進まないというのが、今の現状でございまして、まずはこういった担当課長ですとか担当者が会う機会ごとに、一緒に、じゃあ、その誘客事業をやりましょうという話題をするたびにこの話をしながら、意識の共有に努めているというのが現状です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。特に再質問はございません。

関連質疑ある方は挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。そしたら11番目を、坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） すいません。小菊荘の管理費ということで、バス2台の売却の理由についてお聞かせください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

小菊荘の所有しているバスというのは、42人乗りの中型バスと26人乗りの小型バスの2台がございまして、いずれも30年以上、30年前後が経過している。しておって、老朽化が進んでいるバスでございます。

実際、使用状況も令和２年度には２台合わせて大体５,０００キロぐらい走っていたんですけども、コロナもあって、その後、令和４年度にはほとんど実績、使われた実績がないというのが現状でございます。

所有していることによって、当然、車検ですとか保険料がかかりますので、２台合わせて５０万円ぐらいはどうしてもかかります。こういったことを考えると、やはり老朽化した車両を維持していくよりも、処分することで施設全体の維持管理経費の削減とか、やっぱり経営のスリム化などにつなげるほうがメリットがあるというふうに考えておりますし、来年度以降、指定管理者等を募集しようとしておりますので、その管理費の軽減にもなると思っております。ということで売却を、今、考えておりました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりますが、再質疑ございますか。３番。

○３番（坪井仲治君） 今は、仮にあれ運用していますと、ああいうところで、ああいう営業をしますと、当然、送迎というのは必要になってくるかと思いますが、この後、指定管理になられる方は、そのバスまで用意してということになるのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事です。

実態としまして、なかなか大人数で食事をされたり、お酒を飲まれたりという機会というのが、実態として減っている部分がございます。仮にそういった必要があった場合には、この年間５０万円を支払うよりも、その少ない回数はどこかにバスをお願いしたりという形で運営するほうが、全体的な経費は下げられるというふうに考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、１２番目を須藤委員からお願いします。

○６番（須藤有紀君） ６番 須藤です。

７款１項４目交流促進事業費についてお伺いいたします。説明資料は７４ページ、タブレットで７８ページになります。

こちらの補正でも説明があったかと思うんですけども、ちょっと地域おこし協力隊の

報償費、活動負担金が皆減されていらっしゃる理由、今年度の起用についてお考えを伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

地域おこし協力隊につきましては、令和5年度に公募を行ってまいりました。それとともに、さまざまな企業に相談を持ちかけて、隊員として活動いただける方を探してきたんですが、やっぱり報酬等の課題もあって任用することができなかったというのは現状です。

一方で、かといって、じゃあ全国的にはといいますと、地域おこし協力隊が活躍している自治体というのも多くあります。こういった方は、そうすると報酬だけじゃなくて、やっぱりやりがいのような、この方がそれでも働きたいとか、やりたいというような気持ちを付加することで、改めて地域おこし協力隊に活躍いただけるようなこともできると考えております。

そういった意味で、これまでは観光分野で前任もいたもんですから、そのまま踏襲的に観光分野で募集をしてしまったんですが、そういったことに関わらず、限らず、例えば新しくできるENGAWAでのビジネス誘致なども含めて、新しい広い活動分野を視野に、報酬ややりがいなどの折り合いがつく方を探していきたいとは思っています。

まずはそういった中で、めどがつかましたら、例えば補正予算なりで報酬費等の予算要求等をさせていただければと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） よろしければ、関連質疑をお願いします。ないですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次は13番目を横山陽仁議員からお願いします。11番。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。

7款1項4目市観光協会連携事業費、78ページです。

観光協会運営事業費の内容はどのようなものですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

観光協会運営事業費というのは、市の観光事業の振興と地域の文化産業の充実を図る目的

で、市の観光協会への活動に対して補助を交付している事業でございます。

この観光協会の補助金の中で、観光協会の人件費ですとか事務経費、または、例えば今度、堤防で行います菊川桜マルシェですとか、蓮池公園で行っていたようなおひざもと市みたいな、こういったイベントとかの実施事業についても補助対象としておりまして、これを補助することによりまして、観光協会が独自に様々なイベント等を実施していただいているというような内容になっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 観光協会へ派遣しているという、観光協会に頼んでいる人数ですけれども、何人を頼んでいますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

この補助金の中で算定しているものは、事務局長と、あとは職員2名なんですが、これまで、令和5年度までは5時間の方が2人という形で計上しておりました。

ただ今年度から、レンタサイクル事業なども始めまして、これをすることによって、普段、通常の観光の紹介だけでなく、レンタサイクルの貸出しとか維持とかという業務も増えてきておりまして、令和6年度からは5時間ではなく7時間45分を2人という形で、少し時間は増やさせていただいたんですけれども、人数としては同じ2人は対応しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

そうしますと、この300万円増額の主な理由としては、時間が増えたので人件費がかさんでいるから増えたという認識でよろしいのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

基本的な考え方としましては、そのとおりで結構です。

ただもう一つ、賃金がベースアップしておりますので、その分も含まれておりますけれども、基本的には人件費の増によるものが多くなっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑がある方は挙手をお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、14番を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 14番です。県立自然公園の管理事業費ということで、トイレの洋式への変更は検討されていますかです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

トイレの洋式化につきましては、多くのお客様が訪れる観光施設とか、滞在時間が長い観光施設というものは、順次、様式化を進める必要があるというふうに考えております。

しかし、市内の観光施設については、全体的に老朽化が進んでおりまして、様々な場所の補修とか公園等の植栽管理とか、維持管理のための経常的な経費というのが、物価高騰もあるんですけれども、年々増加傾向にございます。

このため、県立自然公園におきましても、横地城跡とか丹野池公園などには、多目的トイレが設置されていることから、どうしても洋式化の優先度というのが下げざるを得ない状況にはなっております。

いずれにしても看板ですとかその他の施設の修繕とか更新と併せて、総合的に改修とかを考えていかないといけないというふうには考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 考えていかなければならないということ。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

そうです。やりたいというのはあります。どうしても、やはり優先度的には、正直言いますと、やっぱり何か対応できているようなところ、対応できているというか、支障が表れていないところについてが後回しになってしまっているというのは本当のところでございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） ぜひ、高齢者が、多分要求する部分だと思いますので、ぜひよろしく
お願いします。

○分科会長（西下敦基君） ご意見ということですね。

関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次のページに行って15番目の質問、松本委員からお願い
します。次のページになります。14番、マイクをお願いします。

○14番（松本正幸君） 14番です。

7款1項4目観光施設修繕事業ということで、タブレットのほうは82ページ。

新たな維持管理手法を目的とした事業費だと考えますが、今後の維持管理、改修補修、修
繕計画策定のスケジュール、こういったものについて伺いたいします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

この観光施設修繕事業費といいますのは、令和6年度予算から新たに創設させていただい
た予算でございますが、予算事業でございますけれども、要因といたしましては、先ほど申
し上げた市内の観光施設のほうは全体的に老朽化しておりまして、定期的な設備更新のほか
に、思わぬ故障みたいなものが非常に多くなっているという状況でございまして、想定外のタイミングで修繕など
が必要となってくるものが増えてきているということが要因でございます。

したがって、各施設において定期的な設備更新等につきましては、従来どおり施設ご
との修繕計画に基づいた計画的な修繕を、これからも実施していくんですけれども、一方で、
これまでの観光施設とか看板の修繕計画については、緊急の修繕が発生していたりとか、物
価高騰などによって実施時期が結局遅れてしまった、遅らせたというものもあったりして、
実態と大分かけ離れてきているものが実は多くあります。

これによって、令和6年度からは、改めて施設ごとに修繕の箇所の洗い出しとか、修繕費
の目安を把握して、施設ごとの修繕計画の見直しというのを図っていくというふうに考え
ています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○14番（松本正幸君） 別にありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑は。16番。

○16番（横山隆一君） すいません。ちょっと気になったんですけど、今のところで修繕事業ですけど、事業費で蓮池公園の浄化槽、それと小菊荘って出ていましたけども、これというのは前のほうの節の部分で、蓮池公園と小菊荘の管理費というのは、項目があるわけですよ。そちらのほうへ該当するようなものではないんですか。別のものなんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

今までの予算の計上の仕方ですと、今おっしゃったように、小菊荘の部分は小菊荘の管理費、蓮池公園には蓮池公園の管理費のほうで修繕の計上をしていたんです。

ですが、その予算、当初予算を計上していたときの想定から、実際、翌年度で事業が始まったら違うところが壊れたりとか、全く、先に直さないといけないものが現れたりしたものですから、設備更新みたいな計画的にやるもの以外は、一旦こちらのほうにまとめさせていただいて、想定はこういったものがありますと。でも一方で、もし何か発生したときには、融通が利きやすいように需用費でできるような修繕については、こちらにまとめさせていただいたというのが今回の予算の計上の仕方です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問、16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、そうすると仮にですけど、新しく小菊荘のほうが指定管理者が仮になったというときには、これまでの協定ですと100万円という境があって、それをオーバーしたものについてはどちらの負担かというような考え方があったわけですよ。

そうすると、今年度については需用費でこうして上がってきていますが、指定管理者が、仮に決定したときには、この辺の考え方というのがまた変わってくるということですか。変わらん。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

まず、その指定管理者の公募に当たって、以前100万円だったものを、来年度というか今度、やっぱり30万円に、ほかの施設と併せて30万円にしようと考えております。

ただ30万円以上の修繕については、市で実施するような協定の内容になると思うんですけども、ここでの考え方自体は、この予算の計上の仕方自体は変わらない。あくまでも、その30万円未満であれば指定管理者だし、30万円以上は市でやりますけれども、あくまでも全体的な修繕見込みの需用費でできるような簡易的な工事については、ここで載せときながら

対応していきます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○16番（横山隆一君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質問はほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、最後の質問、須藤有紀さんからお願いします。

○6番（須藤有紀君） 18款1項2目歳入の駅周辺整備事業に関する寄附金について伺いたします。説明資料が142ページ、タブレットで149ページになります。

この昨年の実績と算定根拠はということで、先ほど、都市計画課のほうから4つ合わせて寄附金3,346万7,000円の実績だったというふうに伺ったんですけれども、ちょっと別のものと考えたらいいのか、あと235万5,000円が予算額で計上されていますけれども、この根拠をお伺いできればと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

都市計画課から報告のあった事業、すみません。聞いていなかったもので分らないですが、答弁を聞いていなかったものですから分らないですけれども、駅周辺整備事業に関する寄附金全体が報告されたんじゃないかと思います。

例えばガバメントクラウドファンディングとかも含めて、全部、駅周辺に寄附、対象となった寄附が報告されたんじゃないかと考えます。

そう考えると、これは少し、また別といいますか、その内訳のうちの一つですという意味です。

ふるさと納税の、いわゆるふるさと納税で寄附していただいた中で、令和5年度実績としては、3月7日時点ですと199万1,000円になります。これは全体の2.2%くらいのシェアになります。ふるさと納税としてのシェアとしては2.2%くらいになります。

令和6年度の算出方法につきましては、まずは令和6年度のふるさと納税の寄附目標額というのが、先ほど答弁でもさせていただいた1億6,500万円がございます。それを、予算要求時にはこの2.2%、2%だったものですから、その2%分をこの駅周辺整備事業に関する寄附金だと分配すると、大体330万円ほどになるんです、金額だと。1億6,500万円だと、2.2%だと330万円ほどになります。すみません。これ、しゃべると難しいですね。

駅周辺整備事業というのは、でも今度、ふるさと納税ではなく、駅周辺事業には、そもそも国庫の補助金ですとか、市債ですとかほかの財源というのがたくさんあります。

ほかの財源、もう決まった別のものが充てられる財源を、どんどん取っていきますと、この330万円だと多すぎるんです。そういったことで、仮に事業費が、この駅の周辺整備事業費が多少変動しても、この財源フロー、財源オーバーにならない額として財政課と調整した額が235万円になるので、基本的には本当は割合として充当するというのが、基本的なやり方で予算計上しているんですけども、この駅周辺事業においては、そのままの割合で充当しちゃうと、財源のほうが出支額より多くなってしまうもので、ちょっとその分を調整したというような形で計上していますということです。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですね。

○6番（須藤有紀君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

特によろしいですね。

これで商工観光課の事前質疑が終わったんですけど、その他に商工観光課の予算について質疑のある方は、挙手にてお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） すいません。16番ですが、この通告なしで申し訳ないです。ちょっと分からないんで、ちょっと教えてもらいたいんですけど、蓮池公園のところと小菊荘のところありますけど。

○分科会長（西下敦基君） ページ、どれくらいですか。ページ、予算書のページ。

○16番（横山隆一君） 予算のページ、ごめんなさい。70ページと71ページに、ちょっとかけてなんですけど。

〔「説明資料だね」と呼ぶ者あり〕

○16番（横山隆一君） 説明資料の70ページと71ページなんですけど、この蓮池公園のところで、要求内容のところ、需用費ですけども、グラウンドナイターの電気料が計上されています。200万円ぐらい、198万円。

ここってというのは、グラウンドの使用については、施設利用については教育委員会のほうでやられているんじゃないかなかったですか。そうですね。それで、ちょっと分かりが悪いのが、ここで使用料が、電気料の使用料が出ていて、収入は教育委員会のほうになっているわけですね、これが。この辺が、ちょっと分かりにくいなという点と、もう一点は、この小菊荘と蓮池公園って隣接しているわけで、そのグラウンド利用において、ナイター設備ですか、

その管理というのは小菊荘でやっているって聞いていたんですが、それともう一点は、小菊荘、今、休館していますけれども、休館前、あるいは今後についても宿泊を、もし仮にこれまでどおりやるということになると、その収入源の多くは、多くかどうかは分かりませんが、特徴としては、小菊荘の特徴としては合宿というのが非常に多かったわけですね。

そういうことを考え合わせると、また、その合宿を復活させるというんですか、大学等に働きかけてというのが、ちょっとブランクがあるので、その辺の呼び込みがどうかというのは、ちょっと気になっているんですが、ちょっと分かりが悪いのは、今、言うように、管理は蓮池公園や小菊荘がやって、収入が教育委員会であるとか、この辺がちょっと分かりが悪いなという気がしたものですから、その辺の整理というんですか、考え方というんですか、ちょっとお聞きできればと思ったんですが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

指定管理者制度で指定管理者による管理を行ってきたときには、この小菊荘とグランドと蓮池公園を一体として指定管理による管理をしておりました。

今年度から指定管理者がいなかったものですから、市の直営管理にしているんですけれども、ただ我々としては、いつでもこの指定管理を、できるだけ早く復活させるというか、新たに民間管理に戻すというのが休館をしたときに皆さんにお約束したところかと思えます。

そういった意味で、今までどおり管理は商工観光課のほうで、管理といいますか運用は、我々のほうですることになりました。そういった意味で、電気料も我々のほうでお支払いしております。

ただ収入は、確かに教育委員会に入るんです。僕らは取られているだけなんですけども、ただ、同じ市の中なんで、そこら辺は財源を戻してもらいながらというのはできますので。

一方で、先ほどおっしゃられたような、今度指定管理になるときは、最初は休館にするときは、今までの運営方法も別に変えてもいいような運営提案があった場合には、また、それができるような形で、いろいろ事業者も回ってきたんですけども、実態としては、やっぱり保養施設として建てられているもので、どうしても研修に使いたいよとか、いろんな声はあったんですけども、やっぱり一番、年間的に使っていただくのが、やっぱり保養施設というか宿泊施設とか、飲食施設として使っていただくしかなかったが一番可能性があって、そういったものであれば、少しめどが立ってきたというのが本当のところでございます。

その中で、今後の管理についても、小菊荘とグラウンドと蓮池公園を一体として来年度、指定管理者の公募を出そうと考えております。

あそこは、電気は、実は本当は外でできる仕組みはあるんですけども、壊れてしまっていて、老朽化で、それで小菊荘の中でしかオン・オフができないということがあります。

そういったこともあって、今、今年度も小菊荘の運営には地元の方が入っていただいて、夜使うときには、オン・オフをしにきてもらっています。

〔発言する者あり〕

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） そうなんです。そこも修繕ができるような詳細設計まで実施しているんですけども、指定管理者が決まらないと、なかなか先に修繕するよりはということもあって、先に公募をかけさせていただきながら、公募の管理者のめどが立ったときに、また修繕等についてはこの範囲までやろうと思いますというのはお諮りしたいというふうに考えています。

あと合宿ですが、合宿も減ってきてはいます、全体的に。小菊荘は特に宿泊ができなくなったことによって、今年度、合宿っていうのはできなかったんですけども、全体として合宿自体が減ってきている部分はございます。

というのは、合宿をしても泊まる場所と練習する場所は、もう完全に、今、分けて来られる方が多くなったというか、合宿だからといって一緒の同部屋で泊まるのではなくて、合宿でもビジネスホテルのような個室で泊まれるような合宿が増えてきているというのがあります。

いずれにしても、新しい管理者による運営の方法によって、また合宿を中心とするようであれば、そういったところの営業っていうのも強化していかないといけないし、そうでなければ、また違うような運営の仕方もあるかもしれないというふうには考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はございますか。

○16番（横山隆一君） いや、いいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑、また、この商工観光課内の予算で質疑のある方は挙手にてお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

タブレットのほうが61ページになります。労働費労働諸費の関係で就労支援税事業費の関係で質疑をさせていただきますけれども、ここに小笠地区の雇用対策協議会というものが、

負担金として出ているんですけれども、一応組織として伺っているかと思うんですけれども、今現状、地元の菊川市の中小企業の雇用実態、雇用実態について、少し伺いをしたいと思っています。どうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

菊川市の雇用実態と申しますのは、市の、例えば高校生、大学生のですか。それとも市の企業。

○14番（松本正幸君） 市の企業の中で不足しているとか、雇用の関係で困っていること。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

市内に関わらず、今、人手不足がすごく多くて、特にどこの企業も、今年、募集したけれども採れなかった。特に高校生については、すごく顕著に現れております。

今、そういったものをどういうふうに軽減できるか、もっと、例えば市として、高校生の就労を増やすというのは、今、なかなか策としては難しくなっています。

というのは、やはり、進学率が非常に増えておりまして、高校自体で就労するという方自体が非常に減っている部分がございます。そういった意味では、なかなかそこは難しい。

でも一方で、首都圏とか別の県外とかの大学に行かれた方を、例えば菊川市内の事業者に就労させる、していただくというような取組というのは、まだまだ考える余地があるかなとは思っていますので、我々としては、そういったものをもう少し考えていく必要があるとは考えています。

ただ、なかなかお金を出せば、そこに企業に働いてもらえるというわけにはいかないというのがあります。簡単に言うと、やっぱり働いた後、ミスマッチが起こって辞めていかれるということもすごく多くて、簡単に就職に結びついちゃうと、逆に簡単に出ていく、出ていかれるという方が非常に多くなっている部分もございますので、少し制度を、その入り口だけで対応するということではなくて、もう少し就労を長く続けられるような施策というのが我々に必要かというふうには考えているような状況です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。14番。

○14番（松本正幸君） 移住対策の関係でも、少し質問をさせてもらったんですけれども、UターンとかIターンとかJターンというのがあるかと思うんですけれども、そうした人た

ちも巻き込んだ中で、雇用を考えていくという手法もあるかと思うんです。

そんな中でありますけれども、そういった一つの方法あるんですけれども、外国人が多いということから、いわゆる海外就労、こういったものの関係は、今、菊川市の中で実質的に雇用関係においてやられている部分というのはあるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

あんまりないです。実態としては、なかなかないところがあります。

企業さんによっては、独自に、やっぱり外国の方の就労を増やしていただいている部分というのは非常にあるんですけれども、我々で何かそれがサポートできているかというか、それを促進していいものかどうなのかというのも半分あたりして、なかなかできていないのは現状です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。

○14番（松本正幸君） 最後にします。申し訳ございません。

この小笠地区雇用対策協議会の中で、雇用関係、就労関係そういったものの対策、こういったものの関係を何かやられているということはあるかと思うんですけれども、どのような形でやられているか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

この対策協議会は、掛川市と御前崎市と菊川市で3市で一緒になって、あとはハローワークさんが一緒になって雇用対策をしているところですが、主にターゲットは、メインは高校生です。高校生に対して企業紹介をしたり、バスツアーをしたりというのが、この協議会の中でお互い負担金を出し合いながら実施しているというのがこの事業になります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。よろしいですか。

○16番（横山隆一君） ありがとうございます。

○分科会長（西下敦基君） ほかに質疑がある方いらっしゃいますか。よろしいですね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で質疑を終了します。

ここで執行部が退席となります。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案について審議し結論を出す場合、委員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議をお願いします。

質疑としては、ふるさと納税があったり、あと企業立地の関係とかが主に話があったのかなと思いました。あと人手不足の最後のお話です。

ご意見があれば、また挙手にてお願いいたします。

じゃあ、7番 西下です。

ふるさと納税で、やっぱりここが伸びていただくと、税収としては市の自由に使えるお金が全体として多くはなってくるということで、本当に焼津なんか、物すごく税収が入って、あれでその後、いろんな施策が回せるということで、やっぱり他市町に比べるとやっぱり少ないので、菊川は、これだというのが、もうちょっと外に知られるようになって、じゃあそこで何か買おうねというのが、もう一步欲しいのかなと私は思いました。

ゴルフは、結構人気があるみたいなんですけど、なかなかほかのものが、なかなか少ないということで、そこら辺、ちょっと努力が市全体として必要かなと私は感じました。

以上です。

ほかにご意見のある方はお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） ふるさと納税の関係だけが、静岡県で一番だったのが、やっぱり焼津市であるんだけど、焼津市のほうが、やっぱり品数が物すごく多いんです。1,500以上品数があって、その中から要するにマグロとか、そういった関係の加工品、こういったものを選定するということだもんで、大きな、本当にあれになるんじゃないかと思う、財政力になるんじゃないかなと思うし、いろんな市民会館みたいなものも、一応、そのふるさと納税の中でやりましょうとか、そういう計画が立てられているみたいなもんで、やっぱり大きな力だなと思っているんですけど、菊川市にしては、基本的に1億6,000万円……。

〔「目標として」と呼ぶ者あり〕

○14番（松本正幸君） これぐらいの額でということなんですけれども、やっぱり先ほど説明があったように、サイトの充実とか商品開発、こういったものを基本的に、もう少し商品も開発していただいて、多く、皆さんの目にとまるようなものにしていけば、少しは増えてくるような感じもするんじゃないかな、そういうふうに思います。

返礼品の充実というものは重要だと思いますので、ぜひ商品開発もしていただきたい、そ

ういうふうに思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。

ちょっと関連で、今、拝見したんですけれども、マグロの何とかとか、結構、食が多いんです。私、これ見ていて思ったのは、多分、これ選定する人が、私、大体ふるさと納税って、見ると女性を買う、納税するというか、見て、注文すると思うんです。男性もいると思うんですけれども、例えばゴルフの券だったら、男性がいるんだけれども、多分、女性がもし買いたいと思うような、視線が女性目線だと、身近に食べるものだったり、生活に密着した食品というふうになるので、いろんな立場の人に、その納税品、品物というのかな、それをやっていただくと、もっと幅が広がるんじゃないかと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 11番。

○11番（横山陽仁君） 11番です。

それこそ食品の場合でも、野菜なんかが安いわけです。要はそうじゃなくて、イチゴだったら安いけれども、それをジャムにして、いわゆる加工品にして……。

〔「ブルーベリー」と呼ぶ者あり〕

○11番（横山陽仁君） ブルーベリー、ブルーベリーは高い。30円ぐらいする。だから1万円取るにはブルーベリーとか、ああいう加工品にして、もっと知恵を出して、例えばイチゴジャムとかブルーベリーをセットにして、3本くらいで5,000円ぐらいとか、そういうのを出せばいいんだよ。

だからもっと、やっぱり工夫が足りんと、もうけようという意識がないんだよ。金取るぞという意識がない。やっぱり加工品だと思う。

それと、いわゆる工業系でいうと、切り出しの芸術品みたいなものを作ってもらって、こういうのできたよというものを、会社から募集して、それを売るとか。

〔発言する者あり〕

○11番（横山陽仁君） 出しているじゃん。

〔「出しているね」と呼ぶ者あり〕

○11番（横山陽仁君） 菊川の場合は、もともと鋳物屋の街だもんで、それこそ古い鋳物の街なんです。堺と川口と並ぶ、日本の古い鋳物の街。

だから、そういう鋳物の造形品ももう一度作ってもらって、鋳物の商品頑張ってもらうとか、そういうところ（ ）。

あれも、だから田中鋳造というのが、あれが発祥だもんで。

○分科会長（西下敦基君） すいません。会議録が困ってしまうので、それぞれが発言を。

○11番（横山陽仁君） 加工品で工夫しましょう。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見は。じゃあ、それ以外でもいいですけど。16番。

○16番（横山隆一君） いいですか。16番です。

先ほど私もしたんですが、企業誘致については当然、用地は必要だということなんです。掛川市なんかも、今、大東地区のあそこの土方ですかね、大きくなった、造成をしたりとか、非常に積極的にやられている。

菊川市の場合、そうした大規模な工業用地がなかなか整形されてこないっていうのがあって。市のホームページを見ても、今、ちょっと見ているんですが。友田の変電所の東農地ですか、もう規模も小さくて。もう本当に今、五、六か所あるんですが、転在しているような状況で、なかなか大規模なところがないですね。

これを見たら、さて、どうするかっていったときに、市のほうも当然、可能性のあるところを探しては当然いるんでしょうけれども。一つPRとして、ホームページに出ているのが、「遊休地情報の募集について」というのが出ているんです。

こういったところのPRが、私はちょっと足りないんじゃないかなって思うんです。1,000平米以上の用地で、農振地域とかそれに関わらない、用途地域にかからないところだったら、可能性があるとすれば、もう少し、やっぱりPRをして、そういう候補地を提供してもらっていいか。そういう情報を、やっぱりどんどん取っていく必要があると、私は思うんですが。その辺がちょっと弱いっていうのは、気がいたします。

〔「PRします」「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかに、また、これに関連した意見とかがあればお願いします。

今の企業誘致の話、結構、質疑では出ると思うんですけど。3番。

○3番（坪井仲治君） 戻って申し訳ないですが、例のふるさと納税ですけど。

加工品とか野菜とか、芽ベツなんかを出しているんですけど、期間がありまして。短期間でしか栽培できないものですから、非常にロットとして小さくなっちゃうんでしょうけど。加工品という意味では、加工品を作れば長期間、年中、受注できますので、いいかと思います。

ただ、PRの部分で、309品目も、実は菊川市内にありまして。それがなかなか売れないということで、やっぱりPRの部分がちっと足りないかなと思います。

それと、もう一点ですけど、就農支援事業費ということで、宅地業務を減らしたということで、これは事業内容をしっかり見直した結果、そういうことに至ったということで、これは要望事例として、私は上げたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

すみません、戻ったのを戻って、戻ってしまうの、申し訳ないんですが。

最近、菊川市内の大企業に勤めていらっしゃる方で、そうした企業に関しての誘致を会社内で担当されていた方が、十数年前に菊川に物流拠点の誘致をしたことによって相談をしたときに、なかなか誘致が難しくて逃してしまったことによって、「これから菊川も、物流拠点の誘致にもう少し力を入れて、その方向で工業用地の造成を考えてほしい」ということを言われたことがありました。

隆一委員もおっしゃったように、農振地域がちっとネックになっているところもあるということで、そうした物流拠点の誘致っていうのを考えたときの用地の取得っていうところを、これからも重点的に考えていただけたらなというのを感じました。

あと、その農振地域に関して、工業地帯だけじゃなくて、加茂の、今、家がたくさん増えている地域でも農振地域に指定されていて、家が建てられないということで、ご相談いただいたこともありましたので。ちょっと、区画のところを考えていただけたらなというのを感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） すみません、1点、自分関連してになるんですけど。

土地が必要になってくる、企業を誘致するには。この前、能登の地震で、結局、住宅を建てるところが、臨時的。そういったところの空き用地を、ある程度、確保をしとくっていう考え方も必要なのかなと思いました。企業が来たらそこに入れてもいいし、実際に、あれだったら、そこに仮設の住宅を建てる用地とかっていう感じに。何か、空き地を取っておくのは、そういったことも検討できないかなと、私は思いました。

以上です。

ほかにご意見あれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で、商工観光課の予算に係る審査を終わります。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。

分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

このまま続けてで、よろしいですね。同じメンバーとなりますので、お願いいたします。

休憩 午後 2時32分

再開 午後 2時33分

○分科会長（西下敦基君） よろしいでしょうか。それでは、産業支援センターの予算審査を行います。

初めに、笹松建設経済部参事兼商工観光課長、出席者の紹介をお願いいたします。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

本日は、産業振興係の太田係長と商工観光係長の高木が出席しております。改めて、よろしくをお願いいたします。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） それでは質疑を行います。事前に通知を出された方がいますので、山下委員から1つ目をお願いいたします。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。

7款1項1目の、創業・事業承継等支援事業費ということで、ビジネスコンテストの委託内容、開催時期、委託先、委託内容等の説明をお願いします。

また、財源における応援寄附金の募集方法は。

創業支援事業、経営基盤事業、サテライトオフィス設置事業費等それぞれの業務は、全て産業支援センターで行うものでしょうか。ということで、お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

ビジネスコンテストの委託内容でございますが、本業務は、市内において、商工業とか農

林水産業、環境など、地域支援を活用して、新たに事業を展開するスタートアップを全国から呼び込んで、定着支援を行うことによって、市内事業者との連携等による地域産業の活性化を図ることを目的としております。

委託期間は、５月から２月末までを予定しておりまして、５月から事業提案を募集して、８月頃に書類審査、９月に最終審査というか、ピッチっていいましてプレゼンテーションを行う予定でいます。

委託先は、今のところ、産業支援センターＥｎＧＡＷＡを運営管理しているＣｉｅｎを、委託先として設定したいとは考えております。

また、この事業は、県のふじのくにフロンティア地域循環共生圏形成事業というのを位置づけて実施しておりますので、これを財源としながら実施しております。

そうすると、少し縛りがありまして、募集するテーマを１次産業とか環境にフォーカスして、実施していくということを考えております。

応援寄附金の募集方法なんですけれども、これは、事業に賛同いただく企業を市内企業の中から募集していくことを考えておりまして。今回、ＥｎＧＡＷＡの開設に当たっても、多額の寄附金を頂いた事業者もごございますし、ＥｎＧＡＷＡの入り口の看板を寄附いただいた事業者もいらっしゃいますので、こういったことを市内の事業者を広く募集して、寄附金をお願い、協力いただこうというふうに考えております。

また、創業支援事業とか経営基盤事業、サテライトオフィス設置事業等は、これ全て産業支援センターで行うのかということなんですけれども、そのとおりでございます。大変な量でございます。

これは、産業支援センターを開設して事業者の相談を強化することで、必要となる助成事業も新設しながら、経営の安定化を図って、産業の活性化を図るものです。

こういった事業者支援を一体的にできる体制を構築することが、事業者支援のワンストップで行う体制づくりにもなると考えておりますので、一体的に実施していきたいと考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。１７番。

○１７番（山下 修君） １７番です。

今、ＥｎＧＡＷＡの開設について、多額の寄附金を頂いたというのが。これは、名前は上げられないんですか。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 大丈夫です。

○17番（山下 修君） 大丈夫ですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

フジオーゼックス様から300万円の寄附を頂きまして、200万円を、この産業支援センターの開設に係るものに充当いただけるように。100万円は、駅のほうの整備ってということで寄附を頂きました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。

この部分についての関連質疑のある方は、挙手にてお願いします。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

このビジコンの委託料500万の中に、周知を含んでの500万なのか。このビジコンの周知方法をお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

この500万円の中に周知の経費も含んでおります。

周知につきましては、この委託事業者に全部任せるだけではなくて、例えば、首都圏では、NEXT Tokyoっていうような、スタートアップを集めている、会員にしているところとも我々、連携しております。

そういったところからも周知をさせていただきますし、県のSHIPも一緒に周知いただくとかという形で、県内・県外を問わず、同じようなビジネス誘致をしているところと、我々、連携を組もうとしておりまして。そういったところと協力して、そういったネットワークを活用して、広く周知していきたいというふうに考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、同じところで、松本委員からもう一つ質問が出ていますので、お願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

創業・事業承継等支援事業費ということで。

補助金の関係なんですけれども、創業・事業承継等に支援する上で重要となる補助制度と思いますが、特に重要と考えている補助制度は何か、伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 難しいです。（笑声）基本的に、行政が創設する助成制度、補助金制度っていうのは、その補助対象者にどのような行動を促したいかっていうことを目的、施策誘導といいますが、こういったことによって制度を設計いたします。

この観点で申し上げますと、令和6年度に創設する創業支援ですとか、経営強化支援に関する助成制度については、いずれの助成制度も、その対象となる事業者が創業なり経営強化に一步踏み出す、こういったことを行政が背中を押す効果としては、重要なものであるというふうに考えております。

しかし、助成制度としては重要であっても、活用した助成制度は、我々が期待する効果をもたらすかっていう点においては、創業補助金を受けた方が創業できて、安定的な経営ができたかとか、経営強化補助金を受けた方が、継続的な経営できる体制に転換できたかとか、そういった効果が発揮できたかどうか、こういったことが重要であるっていうふうに考えています。

このため、創業とか経営強化に関する助成制度を創設するだけでなく、我々は、今年度の農商工業の分野において、国や県とか、それぞれの関係機関の主な助成制度を取りまとめまして、相談者にとって、専門家派遣も含めて、こういったものが一番効果的な支援なのかっていうことを考えた上で、提供できるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。

今、補助制度について説明を頂きましたけれども、融資制度もあるんじゃないかなと思うんですけれども。ここに少し、見当たらないもんですから、少し伺いたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

おっしゃるとおり融資制度もございまして。説明資料でいきますと88ページ、タブレットだと……。

○14番（松本正幸君） 88。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 説明資料だと88ページ、89ページとかに、経営安定資金利子補給等支援事業費みたいなものがございまして。そのほか、経済変動対策貸付金利子補給事業費、こういったものが融資制度でございまして、融資制度の利子補給なようなものでございまして。こういったものも、産業支援センターの事業として加えております。以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） この融資制度また補助制度の中で、市が認定する、いわゆる補助制度と融資制度っていうものは、何か考えられているんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

補助制度は市のほうで決定いたしますので、先ほどの創業される方に対する助成金ですとか、経営強化を図るための助成金っていうのは、市のほうで決定してまいります。

ただ、利子のほうは要件が、こちらのほうで、「こういう要件を満たす人であればいいですよ」というような枠組みだけをつくって、金融機関のほうがその方に対して提供するっていう形で、あくまで制度設計は我々のほうで実施しているっていう。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁はよろしいですか。

○14番（松本正幸君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番。

融資制度の中に、中小業庁がやっている、ものづくりサービス何とかという、その融資をする制度がありますが。結果をホームページで見ると、志願者が非常に少ない。掛川とか焼津とか近辺の中小企業が非常に多く、そういう制度を使って融資をしてもらっているというのは分かるんですが。

もう少し、菊川もPRをして、中小企業の皆さんにそういうものを活用していただくようにしたらいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

今、議員がおっしゃった制度も確かに重要な制度でございまして、先ほど答弁の中で、私のほうで、今年度、農商工業の分野において、国の補助金とか県の補助金とか、その他関係団体の助成制度とかを取りまとめて、事業者を主体として考えて、この方が一番よくなるための支援をしていくのが、今度の産業支援センターでございしますので。

今おっしゃっていただいた制度も、こういった制度の紹介の中に入れてさせていただいて、紹介をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

〔「お願いします」「どうぞ」「結構です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかに関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、1点、自分。

ビジネスコンテストの関係で、賞金が200万円ということで、上位者にとすると、割り振りとかと。

あと、前も松戸市で似たようなビジネスコンテストをやったと思うんですけど、何社ぐらいが入ってくるのかなっていう希望もあるのと、予想と。

あと、何かテーマを決めるのか。農業部門でこういったのか、テーマを分けてやるのか。

そこら辺が、もし、もう少しイメージが湧くような説明を頂ければと思います。

答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

200万円の報奨費については、全額を市場の方にお渡しするっていうことではなくて、ある程度、上位を何社か。これは、ちょっと審査してみないと分からないんですけど、最大、例えば10社程度ぐらいまでは対象になり得るというふうに考えています。

それはなぜかっていいますと、ただ、今回の我々の行うビジネスコンテストっていいものは、一番いいところを選ぶっていうのが目的っていうよりも、市内の事業者の課題解決につながる、もしくは市内の経済発展につながる、経済の活性化につながるとかいうふうに、市に対して何らかの利益をもたらす事業かどうかという観点を中心に選考したいと考えておりますので。そう認められるものに対しては、初期的な投資に当たりますようなイメージで、報奨費っていうのを提供しようというふうに考えています。

ですから、何社っていうふうに、しっかりときっちり決めるよりは、10社程度ぐらいが上限ぐらいかなっていうふうに、今は考えているというのが現状です。

あとは、テーマなんですけれども、先ほども申し上げたとおり、少し、今回の事業費については、県の補助金を財源としようとしております。それによって、テーマにも少し制限が、県の補助金に合わせたテーマも必要となってきましたので。基本的には1次産業、お茶を中心とした、農業を中心としたものが一つのテーマになるんですけれども。もう一つは、カーボンニュートラルに寄与する事業展開っていうのを、今回の提案テーマとして考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ありがとうございます。

あと、ちょっと自分が思ったのは、アイデアだけ出して、事業者は、また別にするとか、全部やる事業者、アイデアを出して、「私、これをやっていきたい」というコンテストにするのか。それこそ若い、会社じゃないけど、子どもたちが何かアイデアを出して、「これ、いいんじゃないか」とって、そういったアイデア的なコンテストも受け入れるのかどうかについて、伺います。

答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事です。

アイデアだけだとなかなかビジネスにつながらないので、夢は夢で語っていただくのは別にいいんですけれども。（笑声）

選考上は、審査としては、なかなか上位には上がってこないとは思いますが。出していただくのは別にいいんですけれども、我々の審査としては実効性を少し審査項目には入れたいというふうに考えています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 分かりました。私からは以上です。

関連質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 言葉尻を捉えて申し訳ないです。16番ですが。

この審査員っていうのは、どういう立場の方なんでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

審査員は、まだ決めてはいないんですけれども、少し、農業とかカーボンニュートラルつ

ていうのをテーマにしますと、やはり、その事業をやっている方々ですとかつていうのは、少し、審査員に入れないといけないかなあつていうふうには思っています。

ただ、新しい企業、スタートアップ的な新しい発想を持ったところを、やっぱり重要視しているところもございますので。少し、そういったスタートアップ企業の活動とかに詳しい方々が、審査の中に入ってくるものと、今は想定しています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

ちょっと、今のところと、あと別のところと2点お伺いしたいんですけども。

例えば、川崎なんかだと、金融機関が連携して優先的に融資を受けられるようにっていうのが特典になっていたり、品川区だと、30万円がグランプリとして賞金になっていたりっていうことで、インセンティブが、結構、お金の額だったり、金融機関との連携だったりっていうところで、やっているみたいなんですけれども。

こうした金融機関との関わり、ビジコンにおいては、どのように考えていらっしゃるのかっていうのが1点と。

あと、もう一点、別のところで。こちら、普通旅費7万7,000円計上されていますけれども。1回、フジキチに見学に行かせていただいたときに、東京でマッチングの活動をされているということで、課題をプレゼンして、藤枝に関心のある方に集まっていただいて、課題解決につなげていく活動をされていたっていうふうに伺ったんですけども。そうした活動の想定はされているのか。この2点、お伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

金融機関との連携といたしますか、やはり、あくまでもビジネスを維持していくというか、経営していくものですから、やはり金融機関のバックアップっていうのは重要となっております。

日本全体の中で、日本がスタートアップが進まないっていうのは、やはり、この金融機関というか、バックアップするところの金融機関との関連がどうしても全国的に薄い部分があります。そういうところは、やっぱり課題ではありますので。

ただ、一方で、まだ我々が始めたときに金融機関さんに、まず、じゃあ、「バックアップをお願いします」というのは、なかなか今は言いづらいところがございます。まずは我々で実施しながら、そのバックアップというか、資金の部分とかの支援等をつなげていくっていうのは、今後、広げていく中で、やっぱり重要となってくるっていうふうな考えはあります。

当然、この産業支援センターの活動自体は、金融機関も一緒に、こういった運営をしていますというような共有をしていきながら行っておりますので、そういったビジネスコンテストの事業自体も、金融機関は十分承知はしていただきながら。

ただ、どこまでの支援をお願いしていくかっていうのは、我々がやりながら、少しずつ高めていかないといけない部分の一つのテーマにはなっています。

もう一つ、藤枝市さんが行っているような首都圏での活動というのは、非常に効果的だと思います。我々もやりたいとは思っています。

ただ、今のところ具体的にどうするかっていうのは、まだまだ検討まで進んでいないのは本当なんですけれども。先日、営業戦略課が応援大使の皆さまを集めていただいて、首都圏のほうで菊川市の紹介をされた。

実は、それは、本当は僕も行って、事業者様方にE n G A W Aの説明をしようというふうに思っていたんです。準備はしていたんですけれども、集まる方がなかなか事業者の方がなくて。それで、一旦、あちらのほうだけでお願いしたというのがあります。

そういった意味で、産業支援センターだけでなく、今度の商工観光課の産業振興係は企業融資の部分もありますし、これからの市長公室である営業戦略係とか移住の部分もありますので、そういったところと一緒に、営業活動っていうのをこれから強化していくっていうのは大事かと思っておりますので。

新しい組織の中で、そういったものも一緒に話をしながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。

再確認なんですけれども。そうしますと、ビジコンのほうって、審査員の中に金融機関を入れるとか、そういった活動については、今後の検討材料にされていく感じでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事でございます。

まだしっかりと固めていなかったもので、先ほど金融機関のお名前は出さなかったんですけれども、当然、候補には上がっております。

当然、入っていただかないといけない部分ではあると思っているんですけれども、まだ我々の中で候補を固めていなくて、外にお願いしていないもので、金融機関っていうと、ちょっと、まだ外に出していないなって思っただけなんです。検討はしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、産業支援センターのところで質疑がある方は、挙手にてお願いします。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。

ちょっと教えてもらいたいですけれども。産業支援っていうことなので、幅広いことなんですけれども。

今、いろいろな新聞・雑誌とか何とか見ますと、非常にコロナ倒産とかそういった形のあれが起きるんですね。それこそ、その辺りの支援とかそういった部分に関しても、この産業支援センターっていうのは、事業者の相談に乗っていただけるような部分があるのか、ないのか。その辺はどうですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。笹松参事。

○建設経済部参事兼商工観光課長（笹松光普君） 建設経済部参事です。

結論から言いますと、対象となりますので、市内の事業者であれば何なりと、どんなご相談であってもお受けいたしたいというところがございます。

コロナ倒産につきましては、コロナのときに、いろんな補助金とかいろんな支援がたくさんあったんですけれども、それが今、もうどんどんなくなっております。融資も含めてそうですが。一気にそれがなくなると、倒産してしまっているっていうところが、やはり支援が減ってきている部分がありますので、そういったことの状況になっている部分がございます。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。ほかに質疑のある方は、挙手にてお願いし

ます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君）　じゃあ、以上でよろしいですかね。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君）　以上で質疑を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

〔産業支援センター退室〕

〔「委員長、この後1回、休憩を入れますか」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君）　休憩するんですか。

〔「もしあれなら、再開時間、スタートを決めていただければ」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君）　自由討議が、だから入るので。自由討議が、またどれだけしゃべるかが、ちょっと分からないので。自由討議が終わってから10分休憩するような感じで。

〔発言する者あり〕

○分科会長（西下敦基君）　いや、自由討議があるもので。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君）　すみません。15分ぐらいから。

〔「大体そのぐらいですね」「そうですね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君）　それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行います。

2人から、創業・事業承継計等支援事業費のこととか、あと、産業支援センターの機能についての話があったと思いますので、ご意見のある方は挙手の上、発言をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君）　じゃあ、7番　西下です。

最初、ビジネスコンテストのことについて質疑をさせていただきましたが。こういうことをやって、「何かやろうぜ」という意識を盛り上げる、そういったことは、やっぱり必要かなと思います。

これ、今回単発なのか、何年かに一度やるとか、そこまでは、ちょっと質疑はしていなかったんですけど。外から来るだけじゃなくて、やっぱり、中の方が「ちょっとやってみよう

かな」っていう、そういった機運を盛り上げてやっていただければなと、私は思いました。

簡単になってしまいますが、以上となります。

ほかにご意見のある方は。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。

今のビジネスコンテストですけど、これ、県が主に提案してやっている事業だと思うんですけれども。ちょっと、皆さん聞いていて、ビジネスのアイデアが、上位者に賞金を出すかっていう話ですが。何か現実的じゃないなっていうような印象を、私は受けているんですけど、その辺がどうかなっていうふうに感じました。

だから、これからスタートアップしよう、あるいはベンチャー企業とか、これからスタートしようという人が、いろんな意味で新しいアイデアを出したり、そういったことによるコンテストであれば、現実的かなっていう気がしたんですが。皆さんがどう思われたかですけれども。

今、言うように、創業とか支援とかっていう話になってきたときに、スタートアップ企業のデータの取り方によっても違うかもしれませんが、1年後の生存率っていうのは、大体70%くらいだって言われているんです。

そうしたときに、やっぱり、いかにビジネスマッチングであったり、この商業支援センターではなくて、商工観光課が扱う支援事業、こういうものを最大限生かせる仕組みをつくらないと、やはり、スタートアップ企業の生存率は上がっていかないのかなって、そんなような気がいたしました。

ですから、商業支援センターの役割っていうのは、非常に大きいなということを感じています。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見がある方は、挙手にてお願いします。8番。

○8番（鈴木直博君） 8番 鈴木です。

これ、審査をした後、結果を発表するのに、公開して発表するということになるんじゃないかと思いますが。そういうものを、採用されたものはいいいんですが、採用されないもので、もし、それが公開されるのであれば、自分だったらここをこう直せばいいビジネスになるなっていう、そういうことで、パクリって言ってはあれなんですけど、そういうことが起こり得ると思いますので。何かその辺の発表の仕方を、やっぱり考えていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見がある方は、挙手にてお願いします。じゃあ、3番。

○3番（坪井仲治君） 産業支援センターE n G A W Aは、そのものの機能というところで、コワーキングのあたりのスペースを、これは後づけみたく、実はこれも来たような感じなんですけど。

コワーキングスペースの利活用っていうことで、僕は多分、企業のマッチング等々も生まれるかと思うしますので、このあたりの利用を促進をさせることが重要だと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見があれば。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ終わってしまいますけど、よろしいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） じゃあ、以上で、産業支援センターの予算に係る審査を終わります。

ただいま出されました意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。

分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任、お願いいたします。

ここで10分から15分ぐらいまでの休憩ということで。また、集まり次第、再開というところでお願いします。

閉会 午後 3時03分

再開 午後 3時12分

○分科会長（西下敦基君） それでは、休憩を閉じて会議を再開し、農林課の予算審査を行います。

初めに、大浦地課長、出席者の紹介をお願いします。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。出席者を報告させていただきます。農林課長の
大浦地です。隣にるのが農業振興係長の山本、その隣が農地利用係長の住川、右に移るんですけど、土地改良係長の横山です。

以上です。よろしくお願いします。

○分科会長（西下敦基君） それでは、質疑を行います、事前通知の出された委員からお願いいたします。

1つ目は、須藤委員からお願いいたします。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。6款1項1目農業委員会総務費について伺います。
説明資料は95ページ、タブレットで99ページになります。耕作放棄地システム負担金の内訳、また、システムの内容について伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。須藤委員のご質問にお答えします。

最初に、負担金の内訳ですけれども、システムの利用料としまして115万5,000円及び、このシステムの契約とかシステムの操作研修会、改修要望などを行う静岡県荒廃農地調査DX化推進研究会、こちらへの負担金として6万円となっております。

次に、システムの内容につきましては、衛星画像をAI解析をしまして、農地の荒廃度を判定するもので、荒廃度が高い農地は、毎年実施している農地パトロールの現地調査の省略につなげるなど、作業の効率化を図っていくものです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。AIでの衛星画像の分析ということなんですけれども、これは、今年度から菊川市としても同じように反映させていくお考えということでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。住川係長。マイクをぽちっとして、お願いします。

○農林課農地利用係長（住川晃英君） 須藤委員の言うとおりでございまして、今年度よりAI画像による判定を行っていきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。そうしますと……。

〔「マイクがついていないです」と呼ぶ者あり〕

○6番（須藤有紀君） 失礼しました。すいません。6番 須藤です。そうしますと、午前中に茶業振興課で耕作放棄地の茶園を利活用する事業を始められるということで伺ったんですけれども、そうした茶業振興課とも連携して、こうしたデータを活用されていくようなお考

えはありますでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。住川係長。

○農林課農地利用係長（住川晃英君） 当然、お茶関係を農地の田んぼと畑を主にA I による画像判定をいたしまして、農地パトロールを実施していきたいと思っておりますので、お茶も含まれた感じで市内をA I による画像判定をしていきたいと考えております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6 番（須藤有紀君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） 一点自分から質問で、これ磐田かどこかで先に使われていたシステムになるのか、あと、この画像判断は年に1回なのか、どれくらいやっていくのか、そこら辺のちょっと説明をお願いします。答弁を求めます。住川係長。

○農林課農地利用係長（住川晃英君） 画像判定につきましては、年1回ですね。荒廃農地のパトロールについて毎年7月から8月に行っている農地パトロールのときに活用をしていきたいと思っております。

○分科会長（西下敦基君） あと、他市での活用とかはあったのか、お願いします。

○農林課農地利用係長（住川晃英君） R 5 年度に沼津市と三島市、島田市、牧野原市、菊川市の5市で実証実験ということで、このA I による判定をしてみて、どのような体制になるかというのを実証実験を行いました。菊川市も一部地域を使って実証実験を行っております。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりましたでいいですね。

○農林課農地利用係長（住川晃英君） はい。

○分科会長（西下敦基君） ほかに質疑のある方はお願いします。16番。

○16 番（横山隆一君） すいません。14問の質問があつて、最初にあんまり長引いちゃいかんと思いますけど、今のこの荒廃農地の件ですけど、端末から利用料から含めると、実際に運用をされるのに幾らかかって、そして、あと都道府県の支出金なんかもありますが、実際ここに関わるのは、どのぐらいの経費がかかって、県の支出金もあつたり、実際に市からのこれに関わる持ち出しというのは、持ち出しというか、経費というのはどのぐらいかかるんでしょうかね。このシステム全体の運用費についてですけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。住川係長。

○農林課農地利用係長（住川晃英君） 先ほどの当初の段階で115万5,000円については、最適化の交付金を利用をするため、全額要望はさせていただくんですが、この額が満額つくかはちょっとまだ定かではない状態です。6万円については、市の単費分となる予定です。

○分科会長（西下敦基君） 補足説明で大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。少し補足をさせていただきますと、このシステムというのは、農業委員会のタブレットというのを昨年導入しまして、そちらを活用します。このタブレットに係る通信料の料金というのも一つかかってきますので、まず、それが一つかかります。それから、今、係長からも話のありましたシステムの利用料としまして115万5,000円、それプラス、先ほどの研究会というのをちょっと立ち上げますので、その研究会への負担金として6万円という経費になります。このうちのタブレットの端末の利用料につきましては、国費より100%一応頂けるということで考えております。それと、システムの利用料につきましても、基本的には一応対象になるものですから、100%頂けるように要望しているんですが、最近、この補助金のほうがちょっとつきが悪いという部分もありまして、何とかたくさん頂けるようには話はしておきますけど、そこを一応見込んでいるというような形になっています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、結局この運用を始めるに当たって、国から、県ですか、拠出金とかあるわけですが、実際幾ら市が負担を支出すればいいのかということなんです。だから、利用料とか通信料とか、利用料は一緒か。とか、幾つか分かれているもので、委託料とかですね。ちょっと分かりが悪いんで、このシステムを全体を、これを菊川市が導入して運用していくのに幾らかかり、国・県から今言った補助金がどのぐらいあり、運用するのにどのぐらいかかるかということです。分かりやすくちょっと説明いただければと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。今ちょっと内示のまた関係するかもしれませんがけれども、答弁を求めます。住川係長。マイクを。

○農林課農地利用係長（住川晃英君） 農地利用係長の住川です。まず115万5,000円、これは先ほどの額なんですけど、これはもう100%補助率としてありますので、そこについては満額要望をさせていただいた中で、満額つけばですね。そこについては、実際は補助で満額つきます。実際市の負担としては、6万円という形になります。6万円につきましては補助対象外となりますので、単費分が6万円という扱いです。

○分科会長（西下敦基君） 補足説明で大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。総額でいきますと、まず、タブレットの端末の利用料、それから、システムの利用料、それと、先ほどの研究会の運営費の負担金という、

3つの部分で予算が必要になってきます。そのうちのタブレットの利用料とシステムの利用料につきましては、国費を一応100%頂けるといような状況になっています。6万円の負担金については、どうしてもちょっと対象にならないものですから、単独費という形になりますので、総額で139万780円という事業費に対して、133万780円を国費、6万円を単独費として見ております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑大丈夫ですか。

○16番（横山隆一君） 大丈夫です。分かりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、2つ目の質問を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番 山下。農業振興地域管理費ということで、担い手の高齢化、減少の中で耕作放棄地が増加しているが、農振整備計画定期変更により農業振興地域面積はどのように変化していく方針なのか伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。山下委員のご質問にお答えします。

農業振興地域整備計画の変更につきましては、国の食料・農業・農村基本計画や県の農業振興地域整備基本方針、こちらに則するとともに、本市を取り巻く農業情勢や総合計画などの関連計画と整合を図りつつ見直しを行っていきます。

国は食料の安定供給のため、食料自給率の向上を目指しており、県も優良な農地は維持・保全し、その有効利用を図ることが重要であるとしていることから、本市では、農業振興地域は現行の範囲を維持する方針で変更していく予定となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） すいません。今後の計画の中で、多分農業振興地域になると思うんですけれども、例えば、棚草の治水事業のあそこの辺とか、それとか、駅北の茶園があったりするようなところ、こういったところが今後変わっていくんじゃないかと思うんですけれども、そうすると、維持するとなると、新しい農業振興地域をつくるとか、それとか、若干は減るということで考えておられるのか、お聞きします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。今、ご質問にあったとおり、駅北ですとか、あと（ダルサガマ）というプロジェクトというものがございます。そういった中でも、青地で指定している以上、どうしても除外をするための理屈づけというのはしなければいけませんので、そこを考えつつ、どのように除外していくかというところが一つあります。そういったことで考えますと、全体面積とすると、やはり少し減ってくるというような状況になりますけれども、それ以外の農地につきましては、基本的に青地になっている部分は、やはり維持していくということで考えていくしかないかと思っています。それ以外には、やはりどうしても農地に復元することができないようなところにつきましては、非農地化ということも行っていますので、やむを得ずもう青地から外すというものもあると考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○17番（山下 修君） 結構です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。なければ……。関連。6番。

○6番（須藤有紀君） ごめんなさい。6番 須藤です。素人質問で申し訳ないんですが、加茂の宅地で住宅が増えているところに農振地域が1か所ぽっかりありまして、そこもちょっと外してもらえたら開発ができるんだけどというお声を住民から頂いているんですけども、そうした要望があるようなところも農振地域のまま進めていかれるご計画ということでよろしいのでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。基本的に農振地域がいわゆる青地に指定をされていますと、6要件というちょっとクリアしなければいけない要件がありますので、それをクリアする必要があります。その中にやっぱり実現性というものがあるものですから、将来のために除外をしてくれという状況ですと、ちょっとなかなかその除外というのは厳しいので、例えば、もう開発者がついて、そこが宅地分譲となり、開発をしていきたいんですよということになれば、もうその6要件をクリアしてくださいということで除外に進めるとは思いますが、想定とか計画があるとか、そういったところではちょっと厳しいというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連もなければ、3つ目の質問を松本委員からお願いします。

○14番（松本正幸君） 14番です。

○分科会長（西下敦基君） どうぞ。

○14番（松本正幸君） 地域特産物推進事業ということで、タブレットのほうが97ページになります。地域特産物として推進する作物の産地化・ブランド化の取組の進捗状況と、本事業に対する課題の分析、この関係について伺いをいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。松本委員のご質問にお答えします。

地域特産作物の産地化・ブランド化につきましては、その作物の生産により安定した収益を得る生産者を一定数確保することを目指しております。また、地域特産作物を産地化・ブランド化することで、基幹作物である茶や水稲との複合経営により、所得向上につなげていきたいと考えております。

取組の進捗につきましては、令和4年度にチャマメ1名、オリーブ3名、令和5年度はチャマメ1名、オリーブ1名、シロネギ3名と生産者が少ない状況で、この生産者を増やしていくという必要がございます。

販路の確保や栽培、収穫にかかる作業量の多さ、地域特有の強風による影響、病害虫退策など生産の課題はございますが、収益性はあるとお聞きしており、所得向上につながるものの生産者が増えていかないことに課題があると考えております。

今後、生産者が増えていかない課題がどこにあるのか、生産者に協力をいただき、栽培や販売の状況などをさらに深く掘り下げをさせていただいて、課題認識や解決を図っていききたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。チャマメ、ソラマメというものがかなり長く特産品としていつも上がってくると、僕はこれを言いたくなっちゃうもんで申し訳ないですが、著しく進展しているということがあまりないんですよね。ですんで、もう特産品として本当に見切りをつけるかどうか、そういった形になっとなるかと思うんですけれども、どうですか。商品化につながる道というのんが、道筋が見えるかどうか。すいません。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。今、松本委員に言われたとおりで、ちょっと今までずっと何とかチャマメ、ソラマメに対してはやっていこうということで、いろんな努力をしてきましたが、先ほどちょっと答弁をさせていただいたところではあるんですけど、やはり収益性というのは、実際に生産して販売すると、やっぱりお金の部分でいけば少し高くなっているということは聞いているんですが、やはりその栽培にかかる手間、そこと儲けの部分と両てんびんにかけたときに、どうしてもそっちに行けないというような状況もありますので、その辺をしっかりと生産者に、じゃあ、なぜそういうふうにならないんだということを確認しながら話をさせていただいて、どうしてもそこにクリアできない課題というものがございましたら、その作物に関しましては、もう一応やめていくような方向でせざるを得ないかなと思っています。でも、そういう中でも、やはり複合経営というのは大事なものですから、それに次にチャマメ、ソラマメに代わるような新しい作物というのは、やっぱり探していかなければいけないと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。ここに特産物と書いてあるんですけども、基本的に加工品は含まれないという形の考え方であるのか伺いたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山本係長。

○農林課農業振興係長（山本綾乃君） 農業振興係長です。基本的には、加工品は含んでは考えておりません。やはり6次化等の考えになってくるものですから、まずは、生産の部分を支援していきたいと考えているところです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 特産物と特産品と違うんですね、考え方。違う質問ですけど、特産品となると、販売できる農産物と加工品というような形になるもので、ここで言うのは農産物ですので、基本的にはそういうことで。分かりました。ありがとうございました。

○分科会長（西下敦基君） 答弁はよろしいですね。

○14番（松本正幸君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑のある方、挙手してお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番ですが、今の関連ですけども、紺屋のチャマメ、ソラマメもそうなんですけど、JAとの連携というのは非常に重要だと思うんですが、その辺の状況です

から、J Aさんとの関係ですね。

それと、中内田で何年か前にレモンの、何ていうか、お茶畑の後の改植をして始めたんですけど、聞いたところ、国だか県だか分かりませんが、補助を受けてやっているという話を聞いているんですが、こういった新しいものに改植をするとかということに対する補助体系と今回の特産物というものとは違うかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思いますが。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山本係長。

○農林課農業振興係長（山本綾乃君） 農業振興係長です。1つ目のJ Aとの連携なんですけれども、令和4年に一度作物の見直しをかけておりまして、その際、J Aともやはり連携を強化していきたいと考えておりましたので、意見交換をさせていただいた上で、J Aの推奨する作物として、まずイチジクとシロニンクを加えている状況です。このような形で、今後もJ Aさんの情報共有も進めながら、連携して進めたいと考えています。

レモンの関係ですけれども、改植に係る補助体系がどうなっているかということでよろしいでしょうか。まず、改植に係るところ、まず、荒廃農地を別の作物にする場合の補助金は、市と県とで認定農業者の場合は100%になるような補助金の一つございます。ただ、荒廃農地じゃない場合は、すいません、茶園を改植するといったところで、ちょっと自分のほうで、すいません、細かいところがはっきりしないんですが、一つ補助事業があったかと思っています。それに合わせて、土壌改良として、茶園からの土壌変換に対する土壌改良が農林課のほうで補助事業の一つ持っています。加えて、ここのところで、その次の苗代と種苗代ですね。ここに対しての補助をしているところです。レモンに対しては今回対象作物としてはおりませんので、種苗代については補助が出ていないかと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

○16番（横山隆一君） ないです。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、4つ目の質問を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。4つ目です。複合経営推進事業ということで、水田高収益作物生産転作推進事業補助金及び農地転換費用軽減支援事業費補助金の補助率とその妥当性は。また、県の産地交付金では、交付対象作物にブロッコリーが指定されているが、

菊川市ではご予定はないかの質問です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。坪井委員のご質問にお答えします。

最初に、補助率とその妥当性についてですが、水田高収益作物生産転作推進事業補助金は、10アール当たり1万円の定額補助となっております。この事業は、米の供給過多を抑制し、価格の安定を図るため、自主的な生産調整により減少する収入を複合経営により補うもので、同様の目的である県の産地交付金単価の平均を参考に設定しております。

また、農地転換費用軽減支援事業費補助金は、1アール当たり2,500円で、上限25万円となっております。この事業は、茶畑から転換する土壌改良の経費を補助するもので、茶園の転換に当たっては、10アール当たり500キログラムから700キログラムの苦土石灰の使用によりペーハーの矯正がされるという文献がございますので、この最大値である700キログラムを使用した際に約5万円ほどかかりますので、その2分の1と設定をさせていただいております。

また、県の産地交付金対象作物であるブロッコリーの予定につきましては、令和5年度に水稻生産者がブロッコリーを生産している実績がなく、県の産地交付金に本市の生産者から申請がされていない状況ですので、現時点では対象作物として追加する予定はございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井ですが、それぞれの今年度で、今までで結構ですので、補助金の申請の実績というのはお分かりでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山本係長。

○農林課農業振興係長（山本綾乃君） 農業振興係長です。水田高収益作物転作事業費補助金、こちらにつきましては、現在動いている状況ではありますけども、令和5年度の申請として、8名の方の申請を予定しております。

農地転換費用軽減支援事業費補助金につきましても、こちらにつきましても現在申請を受けている状況ではありますが、2名の方の申請を予定しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） この部分で関連質疑のある方は、挙手にてお願いします。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。指定産地の関係で少し質問させていただきたいと思いま

すけれども、今、全国で890ばかり指定産地があるんですけれども、菊川市の野菜の指定産地としての、恐らく今、指定産地になっていないと思うんですけれども、今後、指定産地として考えられる作物、こういったものはあるかどうか伺いたいと思いますけれども、先ほどブロッコリーの関係が出ましたけれども、これが15品目めかな。そういうことで指定の野菜にされたということであるんですけれども、菊川市としての考え方、やっぱり所得安定のためには、指定産地になることが一番いいことやないかなと思うもので、最低保証というか、そういったものが保証されるということが言われているもので、そういった面でお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山本係長。

○農林課農業振興係長（山本綾乃君） 農業振興係長です。指定産地なんですけれども、農林水産省が指定しているという形でよろしいでしょうか。生産者がまとめて出しているものがありまして、農協のほうで指定しているものがあるかと思ったんですが、たしか冬レタスですとか、あとトマト、冬のトマトが産地指定されていたと、すいません、自分の中の記憶ではあります。先ほどのブロッコリーの指定の関係なんですけれども、これは水田で使われるものに対して……。

〔「そうですね。この関係はね」と呼ぶ者あり〕

○農林課農業振興係長（山本綾乃君） これが指定されているものだとは思っています。やはりブロッコリー自体産地として大きくなれば、高い単価で売れるよということで農協さんからは聞いているんですけれども、今の時点で大規模な法人さんは大きく売ることができるんですけれども、今、夢咲のほうであそこまで産地が大きいもんですから、個々で作ると少し単価が下がってしまうということを伺っています。もしこれから先、こういった形で指定、菊川市のほうで指定していく場合は、夢咲さんなんかとも連携で大きな産地をつくっていくかどうかを検討しなければいけないかなとは考えています。

以上です。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、5番目を須藤委員からお願いします。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。6款1項3目担い手確保育成推進事業について伺います。タブレットページが99ページになっているんですけれども、書いてあるのは100ページになっております。新規就農者育成総合対策事業費補助金減額の理由は、また、令和5年の実績は、お伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。須藤委員のご質問にお答えします。

最初に、減額の理由についてですが、新規就農者育成総合対策事業費補助金は、新規就農者に対する経営発展支援事業と経営開始資金事業、この2つがありまして、令和5年度は、経営発展支援事業を1名、経営開始資金事業は2名見込んでおりました。令和6年度は、経営発展支援事業の活用見込みがございませんので、減額となっております。

次に、令和5年度の実績につきましては、経営発展支援事業により新規就農者1名の機械導入について、機械導入に750万円を補助しました。また、経営開始資金事業により新規就農者2名に対し225万円を交付をしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、6番目の質問を陽仁議員からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。6款1項3目農業活動推進費、ページは101ページです。今の次のページですね。この中の102ページのところになるんですけれども、上から5段目ぐらいに静岡県農業共済組合負担金、これ結構大きな負担金を毎年払っているんですけど、こんなのを払う必要があるかということをお聞きします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。横山陽仁委員のご質問にお答えします。

国は、国民に対し食料を安定的に供給するため、自然災害の影響を受けやすい農業において、被災した農業者の損失を補填する農業共済事業を行っており、農業共済組合はその実務を担っております。組合の運営に対し、国は、農業災害補償法第14条の規定により、事務費の一部を負担をしております。

この静岡県農業共済組合は、静岡県における先ほどの農業共済事業、こちらの実務を担う

組織でありますので、本市でも事業運営に係る費用の一部を負担をしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 私は、この共済組合の負担金というのは、農業をやっている人が払う、何で行政が払うのかなというところが不思議ではないということで質問させてもらったんです。

○分科会長（西下敦基君） 回答は要りますか。

○11番（横山陽仁君） お願いします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。法律とかいろんな定めの中に、地方公共団体が負担することというような明記はございませんが、国が行っている農業者に対する補填事業ということで、公益性のある事業だもんですから、本市としましても、そこに対しては負担をして、農業者がしっかりその共済事業を活用できるようにする必要があると思っています。また、県もこちらのほうに負担をしていますし、県下全市町がそちらに拠出しておりますので、そういった意味でも公益性があると考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○11番（横山陽仁君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） なければ、関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、7番目を坪井委員からお願いします。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。7番目です。農業経営基盤強化推進費ということで、荒廃農地再生集積促進事業費補助金の減額理由について伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。坪井委員のご質問にお答えします。

令和5年度は、補助事業活用見込者4名分を計上しておりましたが、令和6年度は、補助事業活用見込者が2名となりまして、その取組面積も減少したことによるものです。また、田んぼや畑、荒廃の状況などにより整備に係る費用が異なりますので、令和6年度は、面積当たりの事業費が少なくなっていることも減額の要因となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○3 番（坪井仲治君） 以上です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、8 番目の質問を鈴木委員からお願いします。

○8 番（鈴木直博君） 8 番 鈴木です。7 款 1 項 3 目水稻振興費、タブレットは104ページです。18節に農作物危害生物駆除事業費補助金70万に減額になった理由は。それから、ジャンボタニシの防除用薬剤、これの効果というのは範囲がないのかお聞きします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。鈴木委員のご質問にお答えします。

最初に、減額の理由についてですが、令和5年度は、市内の薬剤販売店等の薬剤販売実績、こちらを基に積算をしておりましたが、令和6年度は、過年度の実績を基にした積算へ変更したことによるものとなっております。

次に、効果につきましては、農業共済の被害面積は、令和元年、2年に比べ令和3年以降減少しております。また、薬剤散布を実施した農業者へお聞きしたところ、被害が減少していると伺っておりまして、この薬剤散布によりまして、圃場への侵入は防げているものと考えております。

以上です。

〔「分かりました。ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○8 番（鈴木直博君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の質問を須藤委員から9 番目をお願いします。

○6 番（須藤有紀君） 6 番 須藤です。6 款 1 項 4 目畜産振興総務費についてお伺いいたします。タブレット107ページ、説明資料107ページのタブレット61ページになります。新食肉センター整備事業費負担金の算定根拠についてお伺いいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。須藤委員のご質問にお答えします。

新食肉センター整備事業費負担金は、令和2年度に算出された概算総事業費70億6,800万円

に対し、国庫補助金を差し引いた残額の3分の1を事業実施主体となる県が負担をしまして、残りの3分の2について県が5分の4、市町が5分の1の割合で負担することとされました。この市町負担の総事業費の約6.6%となります4億6,400万円を、乳用牛、肉用牛、豚の出荷頭数と飼養頭数で案分をしまして、各市町の負担割合が算出をされています。本市は、総額で市町負担額の1.1%となる510万円となります。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○6番（須藤有紀君） 大丈夫です。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、次の10番目の質問を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番です。6款2項2目の県費補助安全施設整備事業費ということで、子どもたちの遊び場として、ため池等に隣接した公園があり、ガードパイプ等で転落対策がされているが、隙間から転落の可能性がある。ネットフェンスの設置による対策が必要と思われるため池があるが、行政の把握状況はどうでしょうか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。山下委員のご質問にお答えします。

市内にある農業用ため池95池のうち、ネットフェンスやガードパイプ等を設置しているため池は74池ございます。

残りの21池につきましては、幹線道路や民家から離れていること、また、車で容易に近づくことができない場所にあり、関係者以外が近づく可能性が低いため、フェンス等の設置はございません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） ちょっと具体的なお話で申し訳ないですけども、前岡池という、山の谷間の池ではなくて、住宅に近接しているようなところのため池があるわけですけども、あそこに公園も設置していただいたわけですけども、やっぱり子どもたちの遊び場ということが近くであるものですから、そういう墜落防止の関係の対策というのが必要があるんじゃないのかなと、私の意見ですけども、そこら辺のお考えはどうでしょう。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。横山係長。

○農林課土地改良係長（横山貴彦君） 土地改良係長です。ガードパイプ等の隙間の考えはと
いうような形になると思います。隙間にはロープやネット等の簡易的なものや、あとは、活
用できるというのは、今ある施設に対してメッシュネットというものをくくりつけるような
ことで対策というのは考えられます。また、現地等行った中で、また必要なものかどうかを
判断した中で、今後の対応というのを考えていきたいと思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 17番です。それこそ農業用のため池じゃないですけども、国の重
要文化財のお代官様の周りに堀がこうありましたよと。小学校の近く。そこに擬木のフェン
スが植えられて、やっぱり転落防止というような形の中で、今、言われたようなネットを張
って、転落防止みたいな対策を取られているところがあるかと思います。そういうことが
できればまた、そんなにお金が掛かることではないのかなと思うものですから、安全のため
に検討をいただければなと、こんなふうに思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は……。ご意見ということでよろしいですね。

○17番（山下 修君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、11番目を陽仁議員からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 6款2項2目大井川右岸土地改良区事業推進費、112ページですけど、
これは、市長が交代すれば理事長が交代するという規約になっていなかったのかどうか教え
てください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。横山陽仁委員のご質問にお答えします。

大井川右岸土地改良区に確認をしましたところ、当該改良区の定款第21条第1項に、「理
事は、理事長1人を互選するものとする」との規定により、理事長は理事の中から選出され
ることです。また、同定款第25条第1項の規定により、役員の任期は4年とされていま
す。

現理事長は、任期満了による令和5年5月15日執行の役員選挙で理事に再任をされまして、
令和5年6月12日の臨時理事会で互選をされ、理事長に再任されておる、そういった状況で
す。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。よろしいですか。

○11番（横山陽仁君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 次は、12番目も陽仁議員からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 11番 横山です。6款2項3目農業施設維持管理費、114ページ。この農業施設はどこということですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。横山陽仁委員のご質問にお答えします。

農業施設ですが、潮海寺地内の加茂井堰、本所地内の八王子ポンプ、目木地内の目木揚水ポンプ場、西方地内の馬場井堰仮設ポンプ、神尾地内の八幡井堰、高橋地内の道路第13号幹線、潮海寺地内の調整池・道路、嶺田地内の用排水路となっております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑ございますか。

○11番（横山陽仁君） わかりました。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、13問目を山下委員からお願いします。

○17番（山下 修君） 17番 山下です。6款2項4目水利施設整備事業費ということで、川西地区用水整備負担金が計上されています。パイプライン化による用水というのが計画されていると思うんですけども、下流域への用水の安定供給への対応はどのように検討されているのか、ちょっと伺います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。山下委員のご質問にお答えします。

川西地区とその下流域には、大井川用水川上分水工から用水が供給されておりまして、用水整備事業に伴い、川西地区と下流域への用水を分水をしまして、両区域へ用水を供給する計画となっております。

現在、この分水の構造を検討をしております、川西地区及びその下流域の受益や耕作の状況、こちらを確認をしまして、用水の必要量というのを整理をしている状況です。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質問ございますか。17番。

○17番（山下 修君） なかなか取水口から流域までが長いということで、また、なかなか水が届かないというようなことがあるようですので、そこら辺をいろいろ考慮して、今後の水稻栽培に支障のないようにお願いしたいなと思います。

○分科会長（西下敦基君） ご意見ということでよろしいですね。

○17番（山下 修君） はい。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 14番質問、横山陽仁委員からお願いします。

○11番（横山陽仁君） 6款3項3目森林整備費、123ページ、モデル林はどこか。また、管理と整備作業の内容は。そして誰に委託するのか。また、令和5年の実績はどうであったかということをお教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。横山陽仁委員のご質問にお答えします。

最初に、モデル林はどこかについてですが、西方地区の龍雲寺西側、丹野地区の丹野トンネル周辺、半済地区の天神社周辺、本所地区の六郷小学校北側、三沢地区の工業団地西側、沢水加地区の沢水加公会堂周辺の森林となっております。

次に、管理と整備作業の内容についてですが、本事業は、森林の公益的機能を守るための森林整備や普及啓発等の事業を行うもので、森林経営管理業務としては、森林所有者への整備意向調査や現地調査を行うほか、整備手法の検討や、事業成果のPR資料の作成等を行います。令和6年度においては、沢水加地区県道南側の再意向調査を予定しております。

森林整備作業は、森林整備を行うもので、令和6年度は、沢水加地区県道北側において、人工林整備10.18ヘクタール、竹林整備0.03ヘクタールを予定をしております。

次に、誰に委託するのかにつきましては、森林経営管理業務は、森林経営管理法をはじめとした森林業務に係る法制度及び実務への深い知識を有することや、地域森林の実情を把握していることを条件として事業者を選定いたします。

また、森林整備作業は、県森林整備工事競争入札参加資格者であること、菊川市入札参加資格者であること、過去5年以内に市内で県森の力再生事業等の公共の森林整備実績があることを条件に業者の選定を行います。

最後に、令和5年度の実績につきましては、森林経営管理業務委託により、沢水加地区県道北側の再意向調査及び現地調査を実施しております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁は終わりました。再質疑はございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 誰に委託するのかというところなんです。結構、何か今、複雑なお話だったんですけども、菊川市内でこういう業者、あるんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山本係長。

○農業振興係長（山本綾乃君） 農業振興係長です。市内に委託先となり得る事業者がいるのかというところなんですけども、過年度に設定した委託先の要件を満たす業者は、やはり市内にはございませんので、ただ森林整備の促進においては、林業経営体の育成確保も大事なところだと考えています。

そのため、令和4年度なんですけども、三沢地区の森林整備を実施しています。このときに森林整備ができる事業者を育成するために、造園業者さんですとか土木業者さんにお声をかけさせていただいて、研修会も実施させていただいております。そういった形で発注の機会ができるように考えているところです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。11番。

○11番（横山陽仁君） 事業者として掛川なんかは森林組合がしっかりしているもので、山が多いところは。菊川は森林組合つくるほどのボリュームがないもん、土木業者、造園業者ということになるのかなと思うんですが、やっぱりこれはそういう、結構その地区ごとに見るんで、場所も多いし、やっぱり一つ、1社だけじゃなくて、何社かできるようなのを菊川で育成していく必要があるのかなと思います。そんな形で業者がなければ、業者を育てるという意味で考えていただきたいと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁はよろしいですか。

○11番（横山陽仁君） いいです。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑はございますか。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。すみません。整備作業の実施はいつ頃になりますか、教えてください。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山本係長。

○農業振興係長（山本綾乃君） 農業振興係長です。森林整備作業の実施の時期ということに

なりますと、契約等の関係もありますので、契約等が整っていた後の実施にはなってきますが、すみません、はっきりしたことはお答えできないんですが、夏以降になるのかなとは思っています。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

○2番（東 和子君） ありません。

○分科会長（西下敦基君） 関連質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、事前通知による質疑を終了いたします。

その他に農林課の予算について、質疑のある委員は挙手にてお願いします。16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。これも事前通知してなくて申し訳ないです。湛水防除施設の管理費なんですけど、これは私のところの地域なんですけど。

○分科会長（西下敦基君） 何ページになりますか。

○16番（横山隆一君） ごめんなさい。タブレットの113ページなんですけど、ここで設備、点検委託料と出ておりますが、設備についてはやっていただいてよかろうと思うんですけども、あそこのプールがあるんです。貯水池があって、そこから水を水位が上がったときにポンプで引き出すんですけど、計器を見て稼働させるバロメーター、それはあるんですけども、主には目視で機械を動かさないというのを決めているのがほとんどなんですけど、実際、プールの土砂の堆積が大分あって、水位が非常に上がりやすい状況になっているんですけど、設備そのものについては、点検はしているんでしょうけど、してもらっているんでしょうけども、堆積土等については、国にしばらくやってもらっていないような気がするんですけど、この辺の点検というのも、この中でやられているんでしょうか。点検委託料とか出ていますけど。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。横山係長。

○農林課土地改良係長（横山貴彦君） 土地改良係長です。今、沈砂池のところだと思います。昨年度、台風のと きにも、進入路の沈砂池の一步手前のところなんですけど、そこについても大量の土砂のほうに堆積したということで、そこについて台風のことということでさせてもらいました。

そのときに操作員の方から、そちらの沈砂も考えてくれということで、お話は受け取っているところです。今年、業者に簡易的な見積りを取ったところで今話しています。まだ来年度とか、そこまでの予算化というのは出てないので、今後の時期とか状況を見ながら、本当

に危ないような状況でしたら、要望のほうをかけていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） よろしいですか。ほかに関連質疑とか、ほかのところで質疑があれば。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。すみません。先ほどの関連でお伺いすればよかったんですが、104ページ、水稻振興費と107ページ、畜産振興総務費についてお伺いさせていただきます。

まず、水稻振興費のほうなんですけれども、答弁の中でジャンボタニシ、減っているのに、薬剤購入費、減額されたということでしたんですけれども、昨年、補正4号のときに、上限緩和についても、多分議員の中から意見が出ておりまして、上限5万円を超えて使いたい方もいるんじゃないかということで意見があったかと思うんですけれども、ここの検討はなされたのか。上限5万円のままだ大丈夫なぐらいタニシが減っているっていう判断なのか。ここの検討の様子をお伺いしたいのが1点。

畜産振興総務費、107ページのほうに関して、頭数割で1.1%となり、510万円の負担ということでお伺いしたんですけれども、この頭数、菊川市の頭数が実際何頭いたのかという、その数字の確認をさせていただければと思います。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山本係長。

○農業振興係長（山本綾乃君） 農業振興係長です。1つ目の水稻振興費のジャンボタニシの被害防除の関係ですけども、上限額の緩和というところでご意見いただいていたところだと思いますが、今年、状況も含めて、いろいろ聞きながらという形では進めていきたいとは考えています。

薬剤が不要なくらい、そういった形が不要なくらい減っているのかというところなんですけれども、やはり気温とかの影響はすごく大きいのかなとは思っていますので、一概に減っているから大丈夫というものでは、正直ないとは思っています。

ですので、まずは皆さんに使っていただけるように周知を進めながら、まだ活用もされていないところについては、何で活用されないのかというところも聞きながらと、あと多く使われている方のところも、どんな意見が出てくるのかというの、いろんな防除事業を進めていく中で、いろいろご意見聞きながら考えさせていただきたいなと思っています。

2つ目の畜産のところの頭数になります。すみません、資料を確認しますので、少しお待ちください。

○分科会長（西下敦基君） もし時間がかかりそうだと、後で資料でもよろしいと思うんですけど、面倒ですか。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） また、事務局の方に流していただいて、メールでいただいても結構だと思いますので、また数字の細かいものになりますので、後で資料提供いただければと思います。そういった対応をお願いします。

ほかに関連質疑とか質疑がある方は、挙手にてお願いいたします。3番。

○3番（坪井仲治君） 今のタニシのところで、たくさん使われる方はそれなりの補助金が出るからいいんですけど、小さいところが、申請の手間の割には見返りが少ないということで、申請せずに買われているという方が多いと、前回、話が出たと思いますんで、そのあたりの改善をしていただければいいような気がします。

○分科会長（西下敦基君） ご意見ですね。

○3番（坪井仲治君） はい。

○分科会長（西下敦基君） ほかに質疑ある方。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。資料はないんですけども、農林課で管理している基金があるかないか、お伺いをいたします。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。今年度つくった森林環境の基金と、もう一つ、加茂井堰の関係の基金と2つ、基金はございます。

○14番（松本正幸君） 今年つくった、令和5年度。

○農林課長（大浦地明久君） 令和5年度に創設させていただいた、12月です。

○分科会長（西下敦基君） 14番。

○14番（松本正幸君） ふるさと・水と土基金というのが農林課のほうにありませんか、以前から。

〔「ある」と呼ぶ者あり〕

○14番（松本正幸君） ありますね。この目的、分らない。この目的についてお伺いいたします。

〔発言する者あり〕

○14番（松本正幸君） もしあれならいいですよ。後でまた。

○分科会長（西下敦基君） 手が挙がりまして、横山係長。

○農林課土地改良係長（横山貴彦君） 土地改良係長です。菊川市ふるさと・水と土基金の条例の設置につきましては、設置条例、設置として、条例第1条に、土地改良施設等の地域資源の多面的な利活用の促進を通して、農村地域の活性化を図る地域住民の活動を支援するため、菊川市ふるさと・水と土基金というのを設立をしております。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。14番。

○14番（松本正幸君） 14番です。運用したことはありますか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。横山係長。

○農林課土地改良係長（横山貴彦君） 土地改良係長です。今運用はしておりません。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。

〔「よかです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） ほかに農林課含めて、全体含めて質疑のある方は挙手、17番。

○17番（山下 修君） 一つ教えてくださいということで、すみません。耕作放棄地とか荒廃農地が増えているということなんですけれども、農地として平野部の水田というのがありますし、牧之原台地の茶畑の畑があるわけなんですけれども、菊川市の中でも中山間地って指定されているところがあるわけなんですけれども、その面積がどのくらいあって、その中では荒廃農地とか耕作放棄地がどのくらいあるか。そういった数値というのは出るんですか。中山間地だけ、その数字がどうのこうのってのは出るんですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。大浦地課長。

○農林課長（大浦地明久君） 農林課長です。中山間の指定がある地域がございまして、その中の耕作放棄地はどのくらいあるかという、把握まではしていないという状況です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 特にその地、最初に牧之原台地の平らな部分は、中山間地に入るわけですか。

○分科会長（西下敦基君） 答弁を求めます。山本係長。

○農業振興係長（山本綾乃君） 農業振興係長です。中山間地自体は地域で設定されてまして、河城地区と旧小笠町全体が指定されているものですから、牧之原、平らなところだからという意味では、今把握はしてないですので、なので牧之原のところは全て中山間地に指定がされているところなんです。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 答弁が終わりました。再質疑ございますか。17番。

○17番（山下 修君） 平たんな部分で集積がしやすいとかいうようなところは中山間地から外れるのかなと思ったんですけど、そうじゃないということで、分かりました。結構です。すみません。

○分科会長（西下敦基君） 予算に関わるところで質疑があれば、挙手にてお願いします。

〔発言する者なし〕

○分科会長（西下敦基君） なければ、以上で質疑を終了します。

ここで執行部は退席となります。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議をお願いいたします。特産品のこととか、水稻のこととか、ご意見のある方は挙手の上、お願いしますということで、16番。

○16番（横山隆一君） 16番です。特産品はいいやという意見もありましたけど、あえてこだわって言いますけど、菊川市農業の実態を見ると、どうしても疲弊をされていて、後継者がいない。これによって荒廃農地が増えている、そうした悪循環になっているなというように思うんですが、そこで今回出たのが、今回質問の中で出てる、地域特産物推進事業であるとか複合経営推進事業、これは目指すところは同じだと思うんですけど、やはりJAがどうしてもこういった農業に関しては主導権を持っていて、そうした中でやっぱり経済面、大きな組織があって、そうした流通等を考えていったときに、やっぱり菊川市行政もそうですし、JAもそうですし、生産者もそうでしょうし、消費者も含めてですけども、やっぱり一体となって、最終的には農家がもうからなければならぬというのが大前提なんです。

そうしたときに何をやったらいいんだというところで、今言うように行政区分でいけば特産物であるとか、あるいは複合経営というのを分けていますが、一般財源で見れば同じなんです、これって。ですから、複合経営であろうと、あるいは特産物であろうと、私は目指すところは同じだと思うんで、私はもっと一体となって菊川市農業、農家が生き残っていける戦略というのをやっぱりやらにゃいかんかって本当に思うんですよ。それを早くにやらないと、さらに状況は悪化してくるということになるんで、これについては早急に取り組んでいただきたいなというふうに思います。思いですけど、以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は挙手にてお願いします。2番。

○2番（東 和子君） 2番 東です。先ほど横山陽仁議員のほうから、森林整備費の話がされました。掛川は森林組合があるということなんですけれども、菊川はないということで、土木とか造園業者の方に、ほかの業者を頼むんだと思うんですけれども、やはり森林が多いということで、森林の作業というのは、普通の土木や造園とは違うと思います。

ですから、そういう方たち、まだまだこれからこの森林の整備っていうのは続くと思いますので、そのような方たちにぜひ教育をしていただいて、幅広い森林の整備をしていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は挙手にて。17番。

○17番（山下 修君） すみません。17番です。先ほどブロッコリーの話、出たんですけども、国が非常に重要な野菜だということで指定されたということなものですから、これで作り過ぎても、そういった値崩れが起きたときは国の補助が入ったり、少なくとも補助が入るというような形になっていますので、2026年から完全にそれが指定されるということなものですから、それまでにはやっぱしこれは市のほうとしても特別な、指定野菜という言葉じゃなくて、推奨する野菜として登録すべきだと、こんなふうに思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見のある方は。3番。

○3番（坪井仲治君） 3番 坪井です。A Iを使った荒廃農地ですね。調査して、その後、対応しようという、非常に期待できる場所だと思います。茶園とか竹とか、水田も含めて。

その反面、農振除外をするのに6項目、項目があるんですけど、そういうのは結構厳しい項目でして、土地利用を推進できない。今宅地にしたいようなところでもできないということですので、時代にこれ合わせる必要があると思いますので、バックアップという面ですね。ぜひ農振除外をもうちょっと推進していただけるほうに行っていただけると、よい土地利用ができるかと思います。

○分科会長（西下敦基君） ほかにご意見ある方は。6番。

○6番（須藤有紀君） 6番 須藤です。農振については激しく同意でございます、荒廃農地のところなんですけれども、A Iによる分析、すごく期待ができるなと感じております。ぜひ、この茶業振興課でも荒廃農地、耕作放棄地の茶園を使って新しい事業をしようとしていますし、ビジネスコンテストでも農業をテーマにして今回されるということで、こうした耕作放棄地をA Iで分析して、その分析結果を基に新たなビジネスにつなげられるように、ぜひ横串連携を強化していただいて、新規事業の創出というところを目指していただければ、

大変ありがたいかなと感じました。

以上です。

○分科会長（西下敦基君） 7番 西下です。自分が思ったのは、もうかる農業がいいかなと思いますけど、施策としては、新規就農の方とか、そういった支援が多いのかなと思ったんですけど、出口戦略、茶業のように海外に売っていくとかシステムをつくるとか、ああいったことができていたので、みんなが野菜を食べよる、自分は野菜を頑張って食べよるつもりですけど、測ったら半分ぐらいしか数値がなくて、もっと食べなきゃいけないんだって、そう思ったんですけど、もっと市外の方に市内の農作物を食べていただく。そういった消費も喚起していくような、そういった施策をまた頑張っていていただければなど、私はちょっと思いました。

以上です。

ほかにご意見ある方は。8番。

○8番（鈴木直博君） ジャンボタニシの件、こないだテレビ見てましたら、コウノトリが非常に有効だって、テレビで、くちばしがとがって、真ん中が隙間があって、それを持ってくるっていうわけにいかないと思います。それに代わる鳥みたいなのがあれば。

〔「サギだったらいっぱいいますけど」と呼ぶ者あり〕

○8番（鈴木直博君） はあ。

〔「サギだったらめちゃくちゃ、たくさんいますけど、消防署の前に」と呼ぶ者あり〕

○8番（鈴木直博君） はい。やっぱりジャンボタニシに困って。この辺にいるコウノトリとは違うと書いてあったんですけど。

○17番（山下 修君） ジャンボタニシの天敵はスッポンなんです、スッポン。スッポンをたくさん放して養殖すると、ジャンボタニシ取るんじゃないかと、スッポンを取るやつがいるんです。人間です。そういう話があります。

○分科会長（西下敦基君） 今は17番の発言でしたが、発言をするときは番号言ってください。意見は大分出たということでよろしいでしょうか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（西下敦基君） 以上で、農林課の予算に係る審査を終わります。

ただいま出されました意見等を基に分科会報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会報告の作成につきましては、正副分科会長に一任を願います。

ます。

以上で、予定しておりました令和6年度当初予算の審査は全て終了しました。

坪井副委員長、閉会の挨拶をお願いします。

○副分科会長（坪井仲治君）　　どうも、3日間、長きにわたる審査、お疲れさまでした。ありがとうございました。

この後、3月25日に一般会計予算決算特別委員会の分科会の報告ですが、3月27日の本会議での委員長報告、その辺をまとめてまいりますので、その辺もよろしくお願いします。

あと、今週末にエンガワがスクーリング入りますので、そのあたりのこれからウォッチングというのをこの委員会の中でしていかなきゃいけないと思いますので、ぜひともよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

閉会　午後　4時27分